

所内研究報告第103号
2022年3月31日

「国民移転勘定 (NTA) プロジェクト」

国立社会保障・人口問題研究所

一般会計プロジェクト

令和3年度 研究報告書

令和 4(2022)年 3 月

「国民移転勘定 (NTA) プロジェクト」

国立社会保障・人口問題研究所

一般会計プロジェクト

令和3年度 研究報告書

令和 4(2022)年 3 月

まえがき

人類未到レベルの高齢化と世界最速ペースの人口減少を前に、わが国における既存の社会経済システムとそれを支えてきた理念はことごとく危機を迎えている。高齢化と縮小の時代に対応した新しい福祉社会のあり方に向けた国民的な議論と、持続可能な社会経済システムへの転換に向けた具体的な政策が強く求められている。

人口高齢化への対応は、今世紀における世界共通の課題でもある。高齢化が社会保障や世帯における所得移転に与える影響を解明するため、近年、国連による支援の下に開発された加工統計に国民移転勘定(National Transfer Accounts：NTA)並びに国民時間移転勘定(National Time Transfer Accounts：NTTA)がある。NTAでは、年金・医療・介護といった公的領域における所得移転及び家族・親族間の私的領域における金銭的な所得移転について、その支払いと受け取りの金額を性、年齢別に明らかにする。NTTAでは、世帯における家事、育児、家族介護といった無償労働を通じた移転の貨幣評価額を把握し、その支払いと受け取りの金額を性、年齢別に明らかにする。NTA及びNTTAを活用することにより、公的・私的な領域における世代間移転の大きさやジェンダー間における有償・無償労働による移転の大きさを正しく把握することが可能となり、世代間あるいはジェンダー間における公平性について評価することができる。

本プロジェクトにおいては、NTAならびにNTTAの手法を用いて、人口高齢化がジェンダーや世代間の財・サービスの移転構造に与える影響を解明し、少子高齢化やジェンダー関係の変容が社会保障、マクロ経済、無償労働といった国民経済の諸活動にどのような影響を与えるのかを定量的に把握・分析することを目指す。

プロジェクトの初年度にあたる令和3年度には、全4回の研究会を開催し、従来のNTAの推計方法について、個別の課題を明らかにするとともに、所外委員の先生方のご意見をいただきつつ、その改善方法について議論した。本報告書はプロジェクトの初年度の検討結果を取りまとめ、報告書として刊行するものである。

令和4年3月

国立社会保障・人口問題研究所

「国民移転勘定(NTA)プロジェクト」

国立社会保障・人口問題研究所
令和3年度 一般会計プロジェクト

国民移転勘定(NTA)プロジェクト

目 次

研究組織
業績一覧
調査票情報等の二次利用

I 個別研究報告

1. 『全国消費実態調査』による NTA 変数の推計について：推計における課題と妥当性の検証
福田 節也 ……………3
2. 年齢別就学前教育・保育支出の変数の作成方法について
竹沢 純子 ……………29
3. マクロコントロールの作成に関する手順書
佐藤 格 ……………35

II 学会等報告資料

1. WEAI (Western Economic Association International) Virtual 96th Annual Conference 2021 年 7 月 1 日
“The Future of Unpaid Work: How would automation transform time spent on domestic and care work in the UK and Japan?”
(報告者：Setsuya FUKUDA) ……………63

Ⅲ 研究会議資料

1. 第1回 (R3.5.12)	93
2. 第2回 (R3.8.5)	109
3. 第3回 (R3.11.19)	159
4. 第4回 (R4.2.25)	201

研究組織

○ 担当部長

田中 央吾 社会保障基礎理論研究部長

○ 所内メンバー

福田 節也 企画部第2室長 ※リーダー

竹沢 純子 企画部第3室長

佐藤 格 社会保障基礎理論研究部第1室長

○ 所外委員(五十音順)

市村 英彦 (東京大学大学院経済学研究科/アリゾナ大学経済学部 教授)

小川 直宏 (アジア開発銀行研究所 客員研究員)

金子 隆一 (明治大学政治経済学部 特任教授)

中田 大悟 (独立行政法人経済産業研究所 上席研究員)

深井 太洋 (内閣府経済社会総合研究所 研究員)

増田 幹人 (駒澤大学経済学部 准教授)

松倉 力也 (日本大学経済学部 准教授)

寺田 和之 (創価大学経済学部 専任講師)

○ オブザーバー

暮石 渉 社会保障応用分析研究部第3室長

業績一覧

1 刊行論文等

- (1) 松倉力也(2021)「国民移転勘定(NTA)の成り立ちと現状」, 『統計』, 2021年10月号, 2-3 ページ.(特集論文-招待あり)
- (2) 松倉力也(2021)「国民移転勘定(NTA)が示す新しい少子高齢化分析：日本のケースを中心に」, 『統計』, 2021年10月号, 4-11 ページ.(特集論文-招待あり)
- (3) 福田節也(2021)「国民時間移転勘定：無償労働による NTA の拡張」, 『統計』, 2021年10月号, 12-19 ページ.(特集論文-招待あり)
- (4) 佐藤格(2021)「NTA・NTTA の主要変数の考え方と特色について」, 『統計』, 2021年10月号, 20-25 ページ.(特集論文-招待あり)
- (5) 小川直宏(2021)「国民移転勘定に基づく最近の研究動向と今後期待される展開」, 『統計』, 2021年10月号, 26-33 ページ.(特集論文-招待あり)

2 学会報告等

- (1) Fukuda, Setsuya, Ekaterina Hertog, Nobuko Nagase, Vili Lehdonvirta and Rikiya Matsukura “The Future of Unpaid Work: How would automation transform time spent on domestic and care work in the UK and Japan?”, WEAI (Western Economic Association International) Virtual 96th Annual Conference 2021年7月1日.
- (2) Hertog, Ekaterina, Setsuya Fukuda, Nobuko Nagase, Vili Lehdonvirta and Rikiya Matsukura “The Future of Unpaid Work: Simulating the Effects of Automation on Time Spent on Housework and Care Work in the UK and Japan”, The 2021 SASE (Society for the Advancement of Socio-Economics) Conference, 2021年7月3日.

調査票情報等の二次利用

- 所内メンバー(統計法第 33 条第 1 項第 1 号)
1. 全国消費実態調査 調査票情報 昭和 59 年、平成元、6、11、16、21、26 年
全国単身世帯収支実態調査 平成 21、26 年 各 1 ファイル
 - 利用期間 提供を受けた日(令和 3 年 7 月 19 日) ~ 令和 6 年 3 月 31 日
 - 利用者：福田、竹沢、佐藤
 - 利用場所・保管場所
 - 1) 国立社会保障・人口問題研究所企画部 621 号室(DVD 保管)
 - 2) 国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部 605 号室
 - 公表予定
論文：国立社会保障・人口問題研究所 DP 等 令和 6 年 3 月
報告書：「国民移転勘定(NTA)プロジェクト」報告書 令和 4、5、6 年 3 月
学会・研究会等：プロジェクト研究会での報告 令和 4 年 6、9、12 月、令和 5 年 3、6 月
学会誌等に掲載：Demographic Research、 Journal of the Economics of Population Aging、人口学研究等 令和 6 年 12 月
 - * 公表の際は「総務省統計局『全国消費実態調査』の調査票情報を独自集計したものである。」旨注記し、十分な説明が行えるよう、資料等を整備し保存する。
 - 利用後の処置
調査票情報及び中間生成物は、当該目的以外に利用しないこととし、利用終了後直ちに消去し、また、紙媒体は裁断する。なお、提供された調査票情報(電子媒体)は返納し、処置については利用期間終了後、速やかに報告する。
 2. 社会生活基本調査(調査票 A)調査票情報 平成 8、13、18、23、28 年
社会生活基本調査(調査票 B)調査票情報 平成 13、18、23、28 年
各 1 ファイル
 - 利用期限 提供を受けた日(令和 3 年 8 月 2 日) ~ 令和 6 年 3 月 31 日
 - 利用者：福田、竹沢、佐藤
 - 利用場所・保管場所
 - 1) 国立社会保障・人口問題研究所企画部 621 号室(DVD 保管)
 - 2) 国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部 605 号室
 - 公表予定
論文：国立社会保障・人口問題研究所 DP 等 令和 6 年 3 月

報告書：「国民移転勘定(NTA)プロジェクト」報告書 令和4、5、6年3月
学会・研究会等：プロジェクト研究会での報告 令和4年6、9、12月、令和5年
3、6月

学会誌等に掲載：Demographic Research、 Journal of the Economics of
Population Aging、人口学研究等 令和6年12月

*公表の際は「総務省統計局『社会生活基本調査』の調査票情報を独自集計した
ものである。」旨注記し、十分な説明が行えるよう、資料等を整備し保存する。

- 利用後の処置

調査票情報及び中間生成物は、当該目的以外に利用しないこととし、利用終了後
直ちに消去し、また、紙媒体は裁断する。なお、提供された調査票情報(電子媒体)
は返納し、処置については利用期間終了後、速やかに報告する。

3. 家計調査 調査票情報 昭和59、60年、平成元年、2、6、7、11、12、16、17、
21、22、26、27、31年、令和元年、2年

国勢調査 調査票情報 昭和55、60年、平成2、7、12、17、22、27年、令和2年
就業構造基本調査 調査票情報 昭和57、62年、平成4、9、14、19、24、29年
各1ファイル

- 利用期限 提供を受けた日(令和4年4月以降予定)～令和6年3月31日

- 利用者：福田、佐藤

- 利用場所・保管場所

- 1)国立社会保障・人口問題研究所企画部 621号室(DVD保管)

- 2)国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部 605号室

- 公表予定

論文：国立社会保障・人口問題研究所 DP等 令和6年3月

報告書：「国民移転勘定(NTA)プロジェクト」報告書 令和4、5、6年3月
学会・研究会等：プロジェクト研究会での報告 令和4年6、9、12月、令和5年
3、6月

学会誌等に掲載：Demographic Research、 Journal of the Economics of
Population Aging、人口学研究等 令和6年12月

*公表の際は「総務省統計局『家計調査』『国勢調査』『就業構造基本調査』の調
査票情報を独自集計したものである。」旨注記し、十分な説明が行えるよう、資
料等を整備し保存する。『家計調査』及び『就業構造基本調査』は標本調査であ
ることから、特に標本数の少ない集計区分では標本誤差に留意が必要であり、
結果公表の際には、この旨を明記する。

- 利用後の処置

調査票情報及び中間生成物は、当該目的以外に利用しないこととし、利用終了後

直ちに消去し、また、紙媒体は裁断する。なお、提供された調査票情報(電子媒体)
は返納し、処置については利用期間終了後、速やかに報告する。

- 所外メンバー(統計法第 33 条第 1 項第 2 号) *書類審査中(2022/3/13 時点)
- 1. 全国消費実態調査 調査票情報 昭和 59 年、平成元、6、11、16、21、26 年
全国単身世帯収支実態調査 平成 21、26 年
社会生活基本調査(調査票 A)調査票情報 平成 8、13、18、23、28 年
社会生活基本調査(調査票 B)調査票情報 平成 13、18、23、28 年
家計調査 調査票情報 昭和 59、60 年、平成元年、2、6、7、11、12、16、17、
21、22、26、27、31 年、令和元年、2 年
国勢調査 調査票情報 昭和 55、60 年、平成 2、7、12、17、22、27 年、令和 2 年
就業構造基本調査 調査票情報 昭和 57、62 年、平成 4、9、14、19、24、29 年
各 1 ファイル
 - 利用期間 提供を受けた日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日
 - 利用者：増田(申請者)、松倉、市村、小川、寺田、中田、深井(敬称略)
 - 利用場所・保管場所
 - 1) 駒澤大学経済学部 増田幹人研究室(駒沢キャンパス第 2 研究館 2418 号室)(DVD 保管)
 - 2) 日本大学経済学部 松倉力也研究室(水道橋キャンパス第 2 号館第 I 号室)
 - 3) 東京大学大学院経済学研究科 市村英彦研究室(経済学研究科棟 1004 号室)
 - 4) 東京大学大学院経済学研究科 市村英彦プロジェクト研究室(経済学研究科棟 709 号室)
 - 5) アジア開発銀行研究所 小川直宏研究室(霞が関ビル 8 階 5519 号室)
 - 6) 創価大学経済学部 寺田和之研究室(八王子キャンパス中央教育棟 AE864)
 - 7) 独立行政法人経済産業研究所 中田大悟研究室(経済産業省別館 11 階 1138)
 - 公表予定
論文：国立社会保障・人口問題研究所 DP 等 令和 6 年 3 月
報告書：「国民移転勘定(NTA)プロジェクト」報告書 令和 4、5、6 年 3 月
学会・研究会等：プロジェクト研究会での報告 令和 4 年 6、9、12 月、令和 5 年
3、6 月
学会誌等に掲載：Demographic Research、 Journal of the Economics of
Population Aging、人口学研究等 令和 6 年 12 月
- *公表の際は「総務省統計局『全国消費実態調査』の調査票情報を独自集計したものである。」旨注記し、十分な説明が行えるよう、資料等を整備し保存する。

- 利用後の処置

調査票情報及び中間生成物は、当該目的以外に利用しないこととし、利用終了後直ちに消去し、また、紙媒体は裁断する。なお、提供された調査票情報(電子媒体)は返納し、処置については利用期間終了後、速やかに報告する。

I 個別研究報告

『全国消費実態調査』による NTA 変数の推計について：

推計における課題と妥当性の検証¹

福田 節也（企画部）

1. はじめに

NTA においては、公的部門における移転のみならず、世帯における消費や移転についても推計し、これらを含めた形で世代間移転について評価する。国連によるマニュアルに記載されている NTA の標準的な推計方法（United Nations 2013）をわが国に適用すると、世帯における消費や私的・公的移転の一部については、総務省が実施している『全国消費実態調査』²（以下、全消とする）の個票データを用いて、その性、年齢別のプロファイル（一人当たりの平均値）を推計することとなる。しかし当然のことながら、全消の個票データから作成される各 NTA 変数の性、年齢別のプロファイルは、全消における回答値に依存しており、その正確性は全消における回答値が全国を代表する値であることが前提となる。日本における NTA の推計手法について議論する上では、まずこの前提が満たされるのかについての検討が必要となる。本稿では、全消データを NTA の推計に用いる際に生じる課題について整理するとともに、私的消費、公的年金給付、児童手当の給付、そして税・社会保険料の支払いの年齢プロファイルについて、従来の推計方法を用いた場合の妥当性について、全消以外のデータや年収から計算される理論値との比較を通じて検討することとする。

¹ 本研究における分析結果は、総務省統計局『全国消費実態調査』の調査票情報を独自集計したものである。推計結果は、創価大学経済学部講師の寺田和之氏との共同研究の成果に基づくものである。推計プログラムの開発にあたっては同氏による多大な貢献があったことを記すとともに、ここに感謝申し上げる。本報告書原稿の元となったアイデアについては、本プロジェクト研究会での所外委員の先生方との議論や、アリゾナ大学／東京大学経済学部の市村英彦教授が主催する NTA ミーティングでの議論に依るところが大きい。記して感謝申し上げる。ただし、あり得べき誤謬はすべて筆者の責任である。

² 令和元年からは名称が『全国家計構造調査』に変更となる。

2. 全消データを用いた NTA 変数の推計における課題

全消の個票データを用いた NTA 変数の推計においては、全消の調査設計や回答特性に起因する課題について検討する必要がある。以下では、まず全消の概要について述べるとともに、これらの課題について論ずることとする。

2-1. 全国消費実態調査の概要

国民生活の実態について、家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国及び地域別の世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを全国及び地域別に明らかにすることを目的として、全消は昭和 34 年から 5 年ごとに実施されている（総務省統計局「平成 26 年全国消費実態調査 Q & A 回答」(<https://www.stat.go.jp/data/zensho/042index.html>)。今回主に検証に用いた平成 26 年調査では、全国約 56,400 世帯（うち単身世帯約 4,700 世帯）を対象に、平成 26 年 9 月から 11 月の 3 か月間（単身世帯は 10 月から 11 月の 2 か月間）に調査を行い、その間における世帯の消費・所得・資産に係る情報を得ている。平成 26 年全国消費実態調査の調査事項と調査期日については、以下の表を参照されたい。

表 1 平成 26 年全国消費実態調査における調査事項と調査期日

調査票の種類	調査事項	調査期日	
		二人以上の世帯	単身世帯
家計簿A	収入 (勤労者世帯と無職世帯) 支出 (全ての世帯)	9月, 10月の2か月間	10月の1か月間
家計簿B	収入 (勤労者世帯と無職世帯) 支出 (全ての世帯) 購入地域 (全ての世帯) 購入先 (全ての世帯)	11月の1か月間	
耐久財等調査票	主要耐久消費財(約20品目)に関する事項	10月末日現在	
年収・貯蓄等調査票	年間収入, 貯蓄現在高, 借入金残高などに関する事項	11月末日現在	
世帯票	世帯, 世帯員及び住宅・宅地に関する事項	9月1日現在	10月1日現在

全消は、わが国の一般家計における消費、所得、資産に関する情報を収集している最大規模の調査データであり、そのデータは年金・介護・生活扶助等の社会保障制度の検討・見直

しを行う際の基礎資料として利用される他、国民経済計算や県民経済計算の推計、消費者物価指数の作成等に用いられている。また、あまり知られていないことであるが、全消は、国連が Household Income and Expenditure Surveys として基準を定め、加盟国に実施を推奨している世帯消費統計調査の日本版であるともいえる³。世界各国で全消とほぼ同様の調査が実施されているため、NTA の推計に全消を用いることは国際比較を行う上でも合理的であるといえる。

2-2. 全消データを用いた NTA 変数の推計について

NTA の推計においては、全消データを用いて、私的消費、税・社会保険料の支払い、そして社会保障現金給付の受け取りについて性、年齢別のプロファイル（一人当たり平均金額）を算出する。私的消費については、支出の目的別に教育、医療、介護、その他に分けて、それぞれの額についての性、年齢別のプロファイルを推計する。同様に、税・社会保険料の支払いについては、直接税（所得税・住民税）、年金保険料（国民年金、厚生・共済年金）、健康保険料（国民健康保険、組合・協会健康保険、後期高齢者医療制度）、介護保険料（第 1 号被保険者、第 2 号被保険者）、雇用保険料（労災保険、雇用保険、児童手当事業主負担）に、社会保障現金給付については年金（公的年金、恩給）、児童手当、その他に分類し、それぞれのプロファイル推計を行う。なお、全消では、これらの値は個人単位ではなく、世帯単位の合計額として記載されている。そのため、推計においては、これらの世帯単位で記載された金額を、世帯員一人一人に分割する必要がある。変数ごとに、世帯単位の値を世帯員に割り振る方法は異なるため、詳細については、各プロファイルの検証の際に述べることにする。

なお、NTA の推計においては、全消データから推計した性、年齢別プロファイルの値に年齢別人口を掛け合わせる。理論上、この年齢人口計の値を合計した人口計の値は、各 NTA 変数に対応する国民経済計算（SNA：System of National Accounts）の項目に一致しなければならない。この時、各 NTA 変数に対応する SNA の項目をマクロコントロールという。しかし、実際は調査データからの値が過少・過大であったり、SNA の項目とは変数の定義や作成方法が異なるため、人口計の NTA 変数の値とマクロコントロールが完全に一致することは稀である。そのため、NTA では、NTA 変数の人口計の値とマクロコントロールの値が一致するように、性、年齢別プロファイルの値に一律の値を掛け合わせることで調整を行う。この時使われる係数を調整係数という。調整係数による補正が行われるため、全消データから推計される性、年齢別プロファイルの値については、その水準（level）における誤差は無視することができる。しかし、性、年齢別プロファイルの年齢間あるいは性別間の相対的な分布、即ちプロファイルの形状に関しては、個票データからなるべく正確に推計しなければならない。逆説的な言い方をすれば、全消データを用いた NTA 推計における真の目的

³ 全消の英名は Family Income and Expenditure Survey である。

は、各変数のなるべく正確な性、年齢別分布を描き出すことであるといえる。

2-3. 全消データを用いた NTA 変数推計における課題

NTA 変数の性、年齢別のプロファイルの精度は、全消における回答値に依存しており、その正確性は全消における回答値が全国を代表する値であることが前提となる。しかし、NTA 変数の推計において、全消から得られた値をそのまま使用することには一定の留保が必要となる。その理由は、全消が世帯標本調査であることから生じる制約に起因する。ここでは、①調査“非”対象者の存在、②回答データの特性、③サンプリングバイアスの3点について述べる。

第一に、全消は悉皆調査ではないため、日本国内に居住するすべての世帯を調査対象としているのではない。例えば、世帯としての収入と支出を正確に計ることが難しいこと等の理由から、平成26年全消では以下の世帯については調査対象から除外している。

(1) 二人以上の世帯

- a) 料理飲食店又は旅館を営む併用住宅の世帯
- b) 下宿屋又は賄い付の同居人のいる世帯
- c) 住み込みの雇用者が4人以上いる世帯
- d) 外国人世帯

(2) 単身世帯

- a) 二人以上の世帯の対象除外 (a, b 及び d) に該当する者
- b) 学生の単身者
- c) 15歳未満の単身者
- d) 雇用者を同居させている単身者
- e) 社会施設及び矯正施設の入所者
- f) 病院及び療養所の入院者
- g) 自衛隊の営舎内居住者

このうち、外国人世帯、学生の単身者、病院及び療養所の入院者、そして自衛隊の営舎内居住者が除外されていることは、国内の私的消費及び税・社会保険料の支払いについての性、年齢別のプロファイルを作成する際に無視できない歪みを与える可能性がある。とりわけ、外国人、自衛隊の営舎内居住者が除外されることは、20～30歳代の若い世代における消費や収入のプロファイルを歪ませる原因となりうるし、学生の単身者や病院及び療養所の入院者が除外されることは、これらの単身者への家計からの移転や公的サービス利用にあたっての私的費用負担のプロファイルに歪みが生じることとなりうる。一般に、これらの調査非対象者が年齢別人口に占める割合は小さいので、プロファイルの推計に与える影響は限

定的であると思われるが⁴、この事由による推計の歪みが無視できないほど大きい場合には、全消以外の調査データを用いる、あるいは独自に調査を行いデータを収集する必要がある。しかし、これら調査対象外の世帯・者は元来、調査で捕捉しにくい対象であるため、質問紙調査により情報を得るのは容易ではない。

次に、全消データの回答特性についての問題が挙げられる。全消は3か月間（単身世帯は2か月間）にわたり、全世帯員の毎日の消費について、その品目・用途と金額を詳細な家計簿に記録する必要がある（うち1か月間については購入地域と購入先も記入）。また、収入や資産等のセンシティブな情報についても回答が求められることから、対象者への調査負担が非常に大きい。消費については、記載漏れや誤記入等による取りこぼしが生じるであろうし、収入や資産などのセンシティブな情報については正確に記載しないあるいは回答を拒否する世帯もあるだろう。そもそも消費、収入、資産に関する詳細な情報を質問紙調査で得ることに限界があり、このような非サンプリングバイアスの発生は自明である。非サンプリングバイアスがランダムに発生している場合は、プロファイルの推定に影響を与えないが、性別、年齢、地域、就業状態など回答者の属性により、消費、所得、資産情報への回答確率が異なる場合、NTAで必要となる性、年齢別プロファイルの推計にはバイアスが生じることとなる。ここでは全消の回答特性についての詳細な議論は避けるが、回答世帯の属性、家計収入、消費、金融資産・負債、税・保険料について、全消データと他の消費統計との比較を行った研究として、宇南山（2015）らによる『ファイナンシャル・レビュー』誌の特集論文を挙げておきたい（佐野・多田・山本 2015、多田・三好 2015、大野・中澤・菊田・山本 2015、前田 2015）。

また、全消の回答特性における重要な問題として、季節性の問題が指摘されている。前述のように、全消の調査期間は二人以上の世帯では9月1日～11月30日の3か月間、単身世帯では10月1日～11月30日の2か月間であり、通年における消費を記録しているわけではない。NTAにおける推計では、便宜上、調査期間中における月平均の消費をベースとして、対象年次における性、年齢別の消費プロファイルの推計を行う。そのため、調査期間中に行われなかった消費や税・社会保険料の支払いが、特定の性別・年齢グループにおいて大きなウェイトを占める場合、プロファイルの推計にバイアスが生じる。季節性により影響を受けるNTAの消費変数として代表的なものに、教育のための私的消費（CFE：private consumption, education）が挙げられる。これは、高校や大学の入学年齢における入学金が全消では捕捉できていないためである。その他にも、授業料や国民年金保険料、一部自治体における住民税の支払いには前納制度がある。これらの「特定の性・年齢において生じる定期的ではない消費・支払い」については、性、年齢別プロファイルの推計にバイアスを与える可能性があり、その程度が大きい場合には季節性の調整が必要となる。季節性を考慮した

⁴ ただし、外国人については2017年時点で20～30歳代の5%（推計人口）、病院及び療養所の入院者は2010年85歳以上で男性12.8%、女性25.1%（国勢調査）を占めている。

上で、世帯の年間消費支出を推計する方法には、一定の研究蓄積があり、総務省が実施している家計調査を用いるのが一般的である（岩本ほか 2016）。家計調査は、全国約 9 千世帯を対象として、家計の収入・支出、貯蓄・負債などを毎月調査している。全消と共通の消費費目を使用しているため、各費目の年間を通じた推移について把握することができる。家計調査の個票データを入手することで、NTA に関連する消費費目や税・社会保険料の支払いの季節性を性、年齢別に明らかにし、これを補正することで、全消の季節性に起因するプロファイルのバイアスを軽減することが可能であると思われる。今年度における研究では、家計調査の入手が間に合わず、この補正を行うことができなかったが、来年度以降に対処していきたい。

最後に、NTA 推計上の課題となるのがサンプリングバイアスの問題である。全消では、抽出世帯のサンプリングバイアスを補正するため、世帯レベルの集計ウェイトを付与している。しかし、NTA で推計する性、年齢別プロファイルの集計対象は世帯ではなく個人であるため、各世帯属性のバイアスを調整した上で、各世帯に居住する個人の属性を調整するウェイトを作成する必要がある。個人ウェイトがない場合、世帯属性の補正では調整しきれない個人属性の歪みが、性、年齢別プロファイルにバイアスをもたらすこととなる⁵。この問題に関連し、当プロジェクトの第 4 回研究会では、市村・深井両氏による報告で全消における詳細な世帯ウェイトの作成と実装に関する研究成果が示された。市村・深井報告においては、国勢調査の個票データを用いて、日本全国の世帯を、世帯主の年齢（34 歳未満、35～59 歳、60～74 歳、75 歳以上）、世帯構成（単身、夫婦と子ども、3 世代同居、夫婦、片親と子ども、3 世代（親世代が片親）、その他）、フルタイム就業者数、パートタイム就業者数、持ち家かどうか、通勤圏の人口規模、そして気候区分によって分割し、このセル比率に合致するような全消の世帯ウェイトを作成した。このウェイトは、世帯のサンプリングバイアスを補正するものであるが、同時に世帯構成や世帯内のフルタイムやパートタイムの就業者数を調整することで、部分的に世帯内の個人属性に関するサンプリングバイアスも補正し得るものとなっている。このウェイトの利用により、全消データの個人属性のサンプリングバイアスがどの程度補正されているのかについては、さらなる検証が必要であるが、今後の利用について大いに期待がかかる（同報告の資料については、本報告書の会議資料を参照されたい）。精緻なウェイトの利用により、「調査対象者のサンプリングバイアス」については軽減されることとなり、推計値が改善されることが見込まれる。しかし、もともと全消が対象としていない世帯・個人や、全消が対象としていても調査で捕捉されていない個人

⁵ 加えて、全消の集計ウェイトでは、世帯主の就業状態や世帯類型について考慮されず、調整に用いられている世帯主の年齢は 35 歳未満、35－59 歳、60 歳以上の 3 区分で定義される等、世帯属性を調整するウェイトとしてもかなり粗いものであるといえる（総務省統計局「平成 26 年全国消費実態調査単身世帯の集計用乗率の作成方法」（<https://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/pdf/estim2.pdf>）より）。

(例：非就労の単身男性)については、ウェイトでは補正できない。また、属性ごとに非ランダムに発生する非サンプリングバイアスについてもウェイトのみでは補正することができない。そのため、ウェイトの利用のみでは推計精度の向上には限界がある点についても注意が必要である。

以上述べてきたように、NTAの推計に全消データを用いることは、全消がわが国最大の消費統計であることや国際比較の見地から考慮して妥当な選択であるといえる。しかしながら、全消データの利用においては、①調査“非”対象者の存在、②回答データの特性（非サンプリングバイアスと季節性）、③サンプリングバイアスの3つの問題を指摘することができる。このうち、季節性とサンプリングバイアスの問題については、今後解決の道筋が見えつつあるが、調査“非”対象者と非サンプリングバイアスについては、依然として課題が残る。以下では、これまでに述べた全消を用いた推計上の課題が、NTA変数の推計結果にどのような影響を与えているのかについて検討する。

3. 全消から推計したNTA変数の比較・検討

本節においては、従来わが国のNTA推計において用いられてきた方法（以後、従来法）によって推計した私的消費（教育、医療、介護）、公的年金給付、児童手当の給付、そして税・社会保険料（直接税、年金保険料、健康保険料、介護保険料、雇用保険料）の支払いの年齢プロファイルとNTAとは異なるデータや方法によって作成された類似のプロファイル（以下、仮に外部データとする）と比較し、その妥当性について検討する。両者は異なる目的のために作成されたものであるため、変数によっては年次や年齢の定義が異なる。そのため、必ずしも厳密な比較ができるわけではない点に留意しつつ検討を行う。

3-1. 私的消費

NTAの私的消費の推計においては、教育、医療、介護のそれぞれについて、世帯単位の支出を個人単位に割り振る必要がある。推計においては、各世帯における私的な教育費、医療費、介護費（いわゆる自己負担額）を被説明変数として、その世帯に属する世帯員の性・年齢ダミー変数を説明変数とする回帰モデルをそれぞれ実行する。各世帯の私的な教育費、医療費、介護費を配分する際に、各世帯員の性別や年齢に付与された回帰係数を使用する。例えば、教育費については、以下の式で回帰モデルを実行する。

$$CFE_j = \sum_{age=4} \alpha(age * sex) E_j(age * sex) + \varepsilon_j$$

CFE_j : 世帯 j の教育に対する消費

E_j : 世帯 j において就学している{男性/女性}の x 歳の世帯員の数

その後、世帯 j の教育支出 CFE_j は、以下の回帰式によって世帯員 i に配分を行う。

$$\hat{x}_{ij} = \sum_{age=4} \tilde{\alpha}(age * sex) D_{ij}[age * sex, E]$$

$$CFE_{ij} = CFE_j \left[\frac{\hat{x}_{ij}}{\sum_i \hat{x}_{ij}} \right]$$

$D_{ij}[age * sex, E]$: 世帯 j において就学している{男性/女性}の x 歳の世帯員は 1、その他は 0 とするダミー変数

こうして個人に割り振られた教育費の値について、性、年齢別平均値を出すことで、年齢別人口一人当たりのプロフィールを算出する。教育費の推計においては、就学している男女が推計の対象となっているが、医療費では世帯員全員を対象に、介護費については 65 歳以上を対象に回帰モデルを実行し、その係数を利用して各世帯員の医療費あるいは介護費を推計し、性、年齢別のプロフィールを作成する。なお、回帰モデルにおける年齢区分については、教育費は 3~6、7~9、10~12、13~15、16~22 とほぼ学校区分に従った形で定義しており、23 歳以降は、年齢 10 歳階級で区分した。医療費については、0~5 歳までは各歳で、それ以降は 5 歳階級で区分し、介護費については、65 歳以降を 5 歳階級で区分している。各変数で使用された全消の収支項目については表 2 を参照されたい。

表 2 私的消費変数の収支項目

	使用項目	内容例示
1. 私的消費：教育（CFE）	用途分類 「教育」	原則として、学校教育法に定める学校で受ける教育並びにその学校の主要科目の補習に必要な商品及びサービスに関するもの。各種学校の費用は除く。
2. 私的消費：医療（CFH）	用途分類 「保健医療」 の額から「耐久財：保健医	健康の維持、疾病の治療、身体の矯正のために必要な商品及びサービスへの支出。なお、世帯が実際に支出した金額のみとする。

	療」の額を引いた額	
3. 私的消費：介護（CFL）	用途分類 「訪問介護・通所サービス等費用」	介護サービスのうち、自宅で受けられるサービスや施設に通って受けるサービスに対し支払う費用。デイケア・デイサービスでの食事・送迎バス代は除く。 ○訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション ○通所介護（デイサービス） 通所リハビリテーション ○短期入所生活介護（福祉系ショートステイ） ○短期入所療養介護（医療系ショートステイ）

出所：総務省統計局「平成26年全国消費実態調査」収支項目分類表より一部抜粋

<https://www.stat.go.jp/data/zensho/2014/pdf/bunruireiji.pdf>

次に、私的消費の外部データについて説明する。幼稚園、義務教育、高等学校、大学の教育費については、学校種別の公立・私立別の1人当たり学習費に、就学率（人口に占める児童・生徒数（公立・私立別）の割合）を乗じて人口1人当たりの費用負担額を算出した。学校種別の児童・生徒数については、文部科学省が実施した「平成30年度学校基本調査」を利用した。大学を除く、国公立の児童・生徒1人当たり学習費の計算には、「平成30年度子供の学習費調査」（文部科学省）の学校教育費を、国公立大学の学生の教育支出は、「学校経費調査（平成30会計年度）」（文部科学省）の授業料等収入を用いた。私立学校については、「平成27年度版今日の私学財政」（日本私立学校振興・共済事業団）の学校種類別の学生生徒等納付金を生徒数で除して、一人当たりの学習費を求めた。これらの値を合計して、年齢別プロファイルを計算した。全消データからの推計値との大きな違いとして、外部データでは塾や補習教材等の家庭学習にかかる費用が計上されていないことが挙げられる。この点は比較に際して注意が必要である。また、外部データのプロファイルは性別に分かれていないため、男女計の値で比較を行う。

医療への私的消費については、「医療保険に関する基礎資料」を用いて、年齢別保険加入者一人当たり患者負担（自己負担）⁶を年齢別人口一人当たりの値に換算し、5歳階級の値を平滑化することで全消のプロファイルと比較した。教育費と同様、男女計の値しか公表され

⁶各制度の事業年報等を基に医療給付実態調査等を用いて厚生労働省保険局調査課により推計された値。

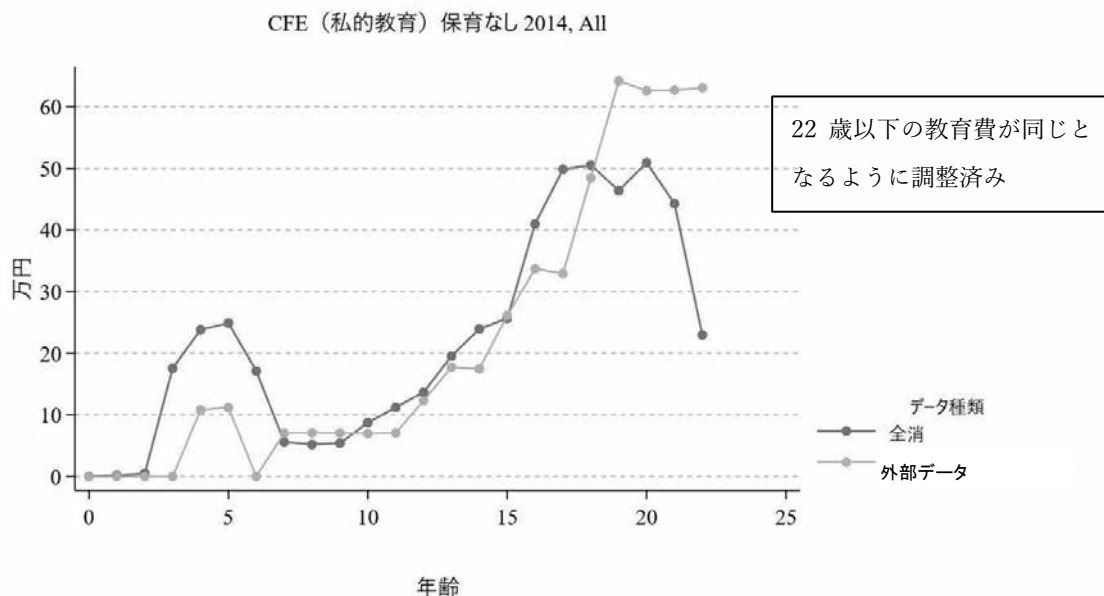
ていないため、男女計の値で比較を行う。

最後に、介護についての私的消費については、「介護給付費実態調査報告」（厚生労働省）の年齢階級・要支援・介護状態区分別介護費用（保険給付額・公費負担額・利用者負担額）と性・年齢階級・要支援・介護状態区分別受給者数から性、年齢階級別人口一人当たり介護保険の利用者負担額を算出した。こちらも公表値が5歳階級であるため、65歳以上について5歳階級の値を平滑化し、男女別のプロフィールについて比較を行う。

①教育

図1では、教育についての私的消費（CFE）と外部データの比較結果を示した。NTAでは3歳未満の教育費（保育費を含む）は、教育費に含めないという整理がなされているため、ここでもその整理に従った推計を行っている。前述のように、外部データでは家庭学習の費用が計上されていないため、18歳までは全体に全消によるプロフィールの方が、外部データよりも大きい値を示している。その傾向は3-6歳の未就学期や16-17歳の大学受験前の年齢において特に顕著である。しかし、全消によるプロフィールでは、18歳以降における教育費が外部データに比べて顕著に低く、20歳以降において大きく低下していることがみてとれる。外部データでは短大や専門学校による教育費が考慮されていないため、これらの者が20歳頃に卒業していくことにより、20歳以降における人口一人当たり教育費への支出が低下していくという傾向が反映されていない可能性がある。

図1 教育についての私的消費（CFE）と外部データとの比較



一方で、全消のプロフィールにおける20歳以降のプロファイルの低下はかなり急であり、これが妥当なものであるのかについては、引き続き検討が必要である。例えば、子どもが大

学進学により世帯外に転出した場合、従来の推計方法では、世帯外の子に対する教育支出が正確に反映されず、世帯に残っている子に過大に割り振られている可能性が高い。「遊学により世帯を離れている子」の有無についてはデータから把握することが可能であるため、この変数を使って精緻化する必要が示唆される。

さらに、二つのプロファイルを詳細に比較すると、外部データでは13歳、16歳、18歳でそれぞれ教育費のジャンプがみられるが、これは入学金の支払いによる影響であると思われる。全消では調査時期の関係で、入学金の支払いが記録されていない可能性が高く、プロファイルにもこのようなジャンプはみられない。特定の年齢において教育支出が高まる傾向があるのであれば、プロファイルもそれを反映したものでなければならない。この点については、季節性の調整によって、改善を図っていく必要がある。なお、全消において入学金による山が出てきにくいもうひとつの理由として、学年年齢と満年齢のズレを挙げることができる。全消の調査時点（9-11月）においては、例えば16歳といった場合に、中学3年生と高校1年生がおおよそ半数ずつ混在することとなる（10月1日を基準とした場合）。そのため、高校1年生においては、当該年度は入学金の支払いタイミングではないが、中学3年生では支払いのタイミングとなる。両者が混在することにより、仮に入学金の支払いを補正したとしても、その効果は同一学校年齢の集団を想定する場合のおおよそ半分程度となる。日本におけるNTAの推計は年度単位の年間推計であるため、年齢の定義を10月1日人口に置く場合は、このように学年年齢とはズレが生じることとなり、入学金の支出などにも影響が生じることとなる。このことは、NTAにおいて年齢をどのように定義すべきかについて問題を投げかけているようにも思われる。人々の行動や制度の開始・終了タイミングが、暦年ではなく年度単位で規定される場合については（例、退職、児童手当や子どもへの医療費助成等）、10月1日人口による年齢別人口ではなく、学年（年度）コーホートを基準とする年齢別人口を利用すべきなのかもしれない。NTAの推計全体に影響を与えうる問題であるため、議論が必要であるが、学齢期のNTA変数の推計においては特に考慮すべき問題であるといえる。

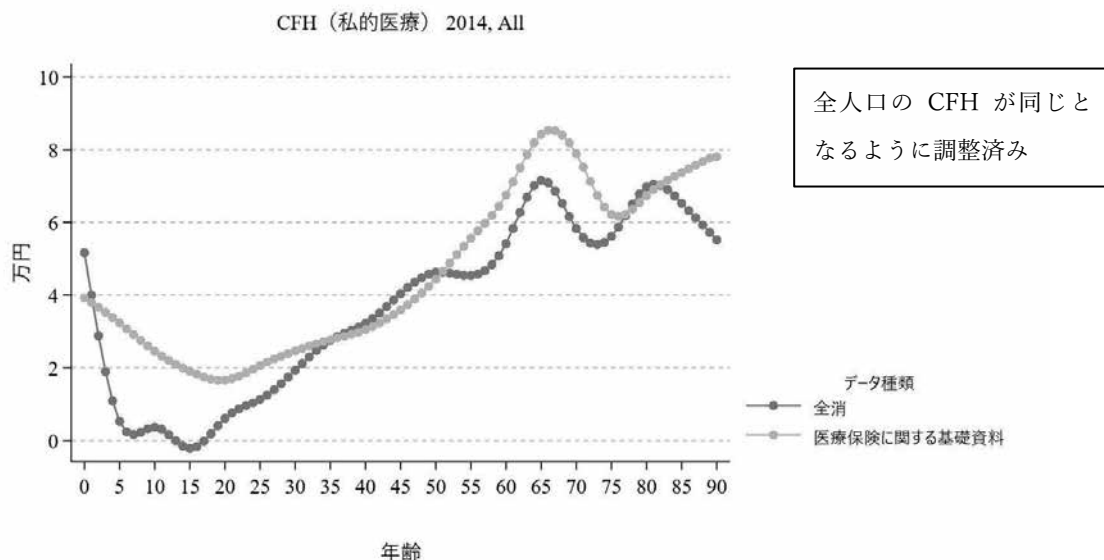
②医療

私的消費の医療費についての比較結果を図2に示した。ここでは、5歳階級別の値をスムージングしたプロファイルで比較を行っている。

一見して、子ども期のCFHと外部データの値が乖離している。これは地方自治体による補助分の有無が反映されているものと思われる。全消では医療機関の窓口で実際に支払った額が記入されているため、居住する自治体における医療費の補助分が反映されている。一方で、外部データにおいては、あくまで健康保険から計算された自己負担分が計上されているものと思われる。この点を除けば、両者のプロファイルは80歳くらいまでかなり整合的な動きをしている。80歳以降、全消データでは医療費が低下するのに対して、外部データでは上昇する傾向がみられる。この乖離については、全消の高齢サンプルにおけるセレクシ

ョン（健康な人のみが対象世帯で居住している）の問題が示唆されており、このような場合は外部データを用いた補正について検討する必要がある。

図2 医療についての私的消費（CFH）と外部データとの比較



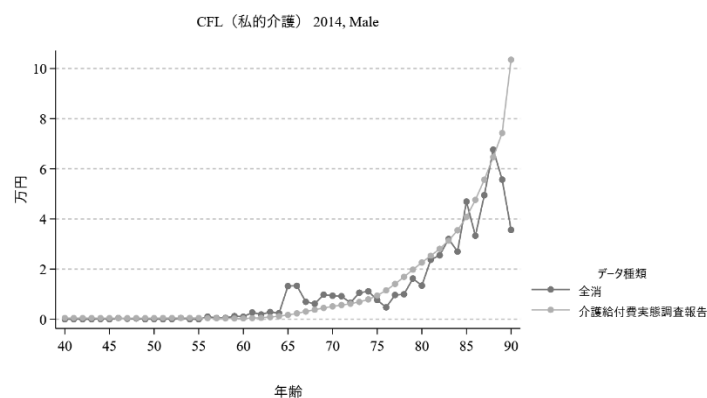
③介護

介護についての私的消費を外部データと比較した結果を図3に示した。ここでは男女別かつ各歳別データを用いた。男女とも85歳くらいまで、全消と外部データのプロファイルが近接しており、概ね良好な推計結果を得ているものと思われる。しかし、85歳以上の高齢部分においては、外部データからの乖離がみられる。とりわけ男女とも、90歳時点のCFLの値が低下しているのはサンプルセレクションによる影響と思われる。医療費の私的消費と同様に、外部データを用いた補正について検討する必要がある。

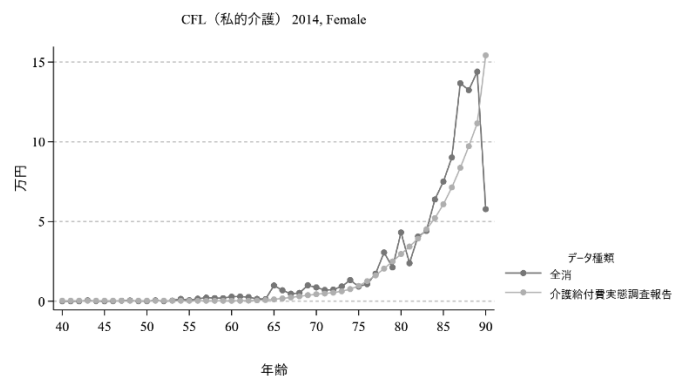
また、CFLのマクロコントロールについては、SNAからの識別が困難であれば、この外部データからの総計値をマクロコントロールとすることについても検討できるのではないか。

図3 介護についての私的消費（CFL）と外部データとの比較

A. 男性



B. 女性



3-2. 社会保障現金給付

社会保障現金給付には様々なものが含まれるが、ここでは公的年金給付（恩給を含む）と児童手当のプロファイルについて外部データあるいは理論値との比較を行う。

公的年金給付は、比較的直接的に全消のデータから個人に割り振ることができる。全消では、年収・貯蓄等調査票において、世帯主とその配偶者、65歳未満の世帯員及び65歳以上の世帯員について、過去1年間の公的年金給付・恩給による収入を収集している。複数の高齢者が世帯に含まれるとしても、各人が世帯主、配偶者、65歳以上世帯員のいずれかに一意に分類される場合には、それぞれの観測値を用いる。65歳以上（あるいは65歳未満）の世帯員が複数いる場合にのみ、世帯単位の合算値が記入されているため、消費と同様に性、年齢ダミーによる回帰モデルを実行し、その係数により世帯単位の公的年金給付・恩給による収入を個人に割り振る。個人に割り振られた公的年金給付額の性、年齢別平均をとることで年齢別人口一人当たりのプロファイルを作成した。このプロファイルを「年金事業報告」（日本年金機構）より計算した国民年金と厚生年金の性、各歳別プロファイルと比較した（詳細については、本報告書第3回研究会の佐藤報告資料を参照）。

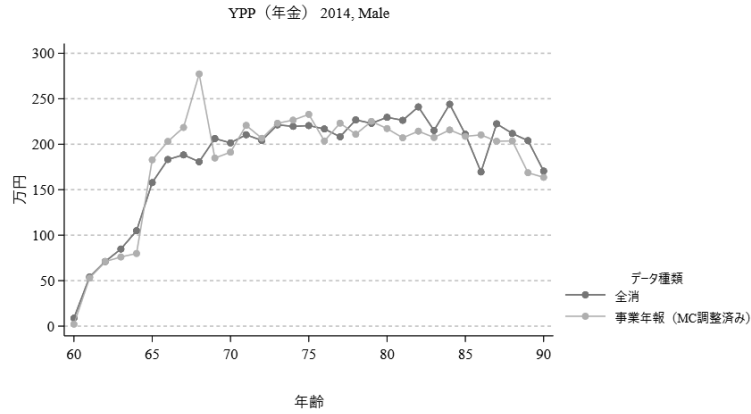
一方、従来法では、公的年金以外の社会保障現金給付は全人口に等しく配分されていると仮定していた。しかし、近年一般世帯が広く受給するようになった社会手当に、児童手当がある。児童手当は、子育て世代が受ける公的移転として重要であり、世代間の公平性を評価する上でも必要なため、今回新たにそのプロファイルを推計することを試みた。なお、児童手当の受給者を誰にするのかについては議論があったが、厚生労働省のHPによると、「児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。」(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/jidou-teate.html>)と書かれていることから、ここでは世帯主を受給者とした。全消の収支項目では「公的年金給付」、「雇用保険法に基づく給付」、「他の社会保障給付」の受給額について収集しており、児童手当はこのうちの「他の社会保障給付」に含まれる。しかし、筆者と寺田氏との共同研究によれば（本報告書第4回研究会の福田・寺田報告資料を参照）、平成26年全消データの児童手当受給対象13,986世帯のうち、家計簿に「他の社会保障給付」の記入があるのは半数弱の6,220世帯（44%）であった。そこで、児童手当については、全消データの世帯情報をもとに、児童手当支給額の推計を行った。具体的には、世帯における子どもの数、年齢、世帯主の年収を基準に、2014年の児童手当の支給要件を当てはめ、各世帯における児童手当支給額を推計した。確認のため、「他の社会保障給付」に記入がある世帯（8,039世帯）を対象に、児童手当の推計値と「他の社会保障給付」の額とを比較してみたところ、推計値が0以上の世帯においては、両者が平均的にほぼ一致しており、児童手当支給額の推計が成功裏に行われたことが確認された（同上資料参照）。

①公的年金給付

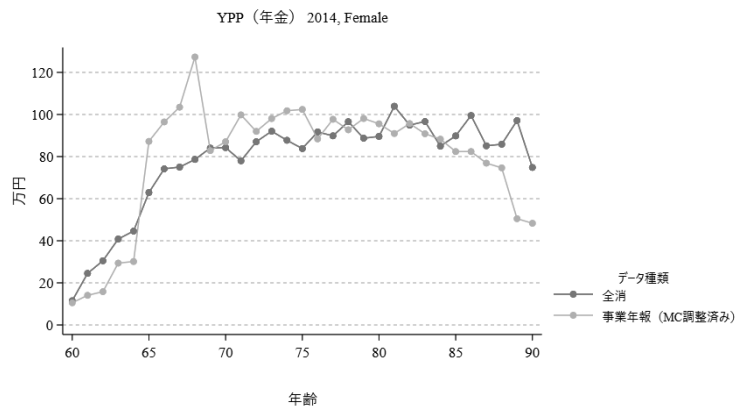
公的年金給付と外部データを比較した結果を図4に示した。ここでは男女別かつ各歳のプロファイルによる比較を行った。外部データでは、男女ともに68歳において外れ値がみられるが、これは1946年出生コーホートの人口規模が小さく、一人当たりの年金給付額を計算する際にうまく調整しきれなかったためであると思われる。これを除けば、男性においては全消データから、かなり精度の高いプロファイルが推計されているといえる。

図4 公的年金給付（YPP）と外部データとの比較

A. 男性



B. 女性



一方、女性については、全消と外部データとは、プロフィールに若干のズレが生じているように思われる。外れ値による影響は除外して考えると、80歳以降で全消の方が高い値を示している。この結果もやはり全消高齢サンプルの偏りを示唆する結果であり、補正を含めて検討が必要である。

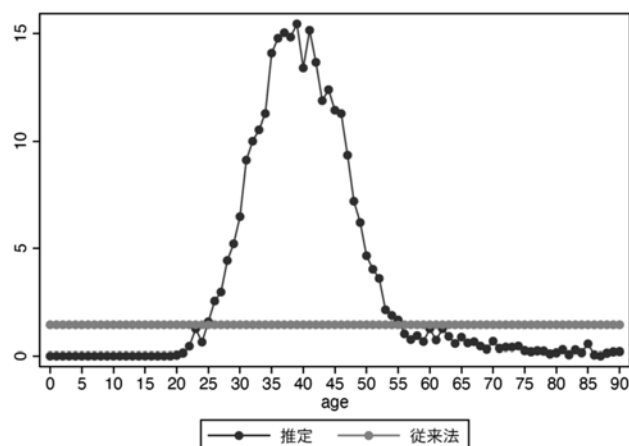
②児童手当給付

児童手当給付額について、従来の方法による推計（人口均等）と今回新たに推計した値を比較した結果を図5に示した。なお、この値は児童手当の支給対象世帯に限定した値である。児童手当については、世帯主に給付したことから、男性についてみると、35-40歳をピークとして、平均15万円（年額）の児童手当を受給している。一方で、女性が受給する場合は母子家庭等に限られるため、平均金額は少なく、推定値もやや安定性を欠く結果となっている。これについてはウェイトの利用によって、サンプリングバイアスを補正できれば女性のプロフィールについても安定的な結果を得るものと思われる。今回の推計によって、親世

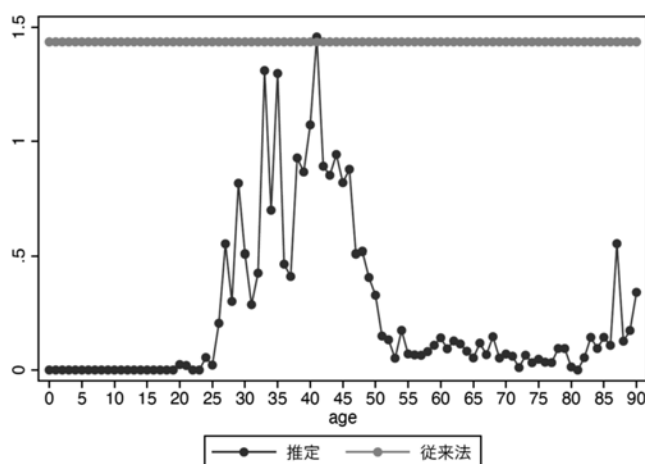
代の公的給付受取が増え、公的移転に関して世代間の違いがより明確になるものと思われる。

図5 児童手当給付の推計値：従来法による推計との比較

A. 男性



B. 女性



3-3. 税・社会保険料の支払い

税・社会保険料の支払いは、政府を通じた世代間移転の中核であり、社会保障の各制度の持続可能性を評価する上で重要である。しかし、従来法では、税の支払いは、全消の「勤労所得税」（世帯計の月額）を世帯員の年収で比例配分し、個人に付与していた。その際、扶養者控除などの制度はプロファイルに反映されていなかった。また、従来法における社会保険料の支払いについては、年金、健康保険、介護保険といった制度別のプロファイルは存在せず、これらを合計した支払い額についてのみプロファイルを推計していた。さらには、税と同じく扶養関係や控除を考慮せずに、年収に一律の料率（マクロコントロールの（「社会保険料」／「労働収入」）の比率）をかけてプロファイルを作成していた。そのため、税・

社会保険料の支払いプロファイルは、それぞれの制度を反映したものではなかった。

全消における税や社会保険料の支払い額は、国民生活基礎調査と比較するとかなり過少であることが報告されている（大野・中澤・菊田・山本 2015）。実際に、福田・寺田の共同研究によれば、平成 26 年全消データで 60 歳未満の就業者が一人以上いる世帯を対象に、税や社会保険料の支払いについての記入率をみると、住民税、健康保険料や介護保険料については 70-85%と比較的回答率が高いものの、公的年金保険料や勤労所得税、住民税、その他の社会保険料については、45~55%と低い値であることが示されている。

表 3 平成 26 年全消データにおける税・社会保険料支払いの回答率

	家計簿記入率
勤労所得税	54%
個人住民税	69%
公的年金保険料	55%
健康保険料	85%
介護保険料	72%
その他社会保険料	45%

* 自営業者など勤労以外世帯は除く。介護保険料については、世帯主が 40 歳以上の世帯に限定。

また、全消では勤労および無職の者が、9 月から 11 月に受け取った給与について、そこから差し引かれている税金や各種社会保険料の金額を家計簿に記入する形式となっている。そのため、自営業者など勤労以外世帯については、税や社会保険料の支払い額が欠落している。過少報告や無回答がすべての性、年齢グループでランダムに生じているのであれば、NTA におけるプロファイルの推計には問題がないが、これに偏りがある場合には推計にもバイアスが生じることとなる。全消データでは、税や社会保険料の支払いについて未記入の割合が比較的高いことや、自営業者が欠落していることから、ランダム欠落の仮定を置くのは厳しいと判断し、先ほどの児童手当の支給額と同様に、個人の年収から課税所得や扶養要件を割り出し、制度ごとに支払いのプロファイルを推計することとした。

直接税は、勤労所得税と住民税に分けられる。所得税については、過去 1 年間（平成 25 年 12 月から平成 26 年 11 月）における個人の年収から課税所得を計算し、所得税の税率表に当てはめて課税金額を計算した。具体的には、勤労収入、自営収入、自営の資本収入の合計を所得として、そこから所得額に応じて給与所得を控除した。また、控除後の所得をもとに、控除対象の同居扶養親族（一般の扶養親族、特定扶養親族、同居老親）を特定する。控除後の給与所得から基礎控除 38 万円を引いた額を課税所得とした。さらに、世帯内で最も年収が高い者については、先に計算した同居扶養親族の区分や数に応じて控除を行い課税所得を決定した。こうして計算した課税所得に所得税の税率表を当てはめて、所得税の支払い額を計算し、これに復興特別所得税分 2.1%を加算した。

住民税については、市区町村により税率が異なる。本来であれば、各市町村の税率表を使うか、全国の代表値を利用できれば良いが、適当なものが見つからなかったため、今回の研究においては仮に令和 3 年度の浜松市の税率表を用いた。先に計算した課税所得に浜松市の税率表を用いて、住民税の支払い額を計算した。以下では、所得税と住民税を合わせて、直接税としてプロファイルを計算した。

社会保険料の支払いについては、年金保険料、健康保険料、介護保険料、雇用保険料の 4 つに分けて、それぞれの支払い額を個人の年収や自営・被雇用の別、扶養要件などから計算した。年金保険料については、自営業者や年収が 130 万円未満の勤労者で年齢が 20 歳から 59 歳の者は国民年金の加入者とみなし、月額 15,250 円の支払いとした。年収が 130 万円以上の勤労者については、厚生年金加入者とみなし、勤労収入に厚生年金の労使負担分である 17.12%（平成 25 年 9 月～）を乗じた額を保険料とした。また、第 3 号被保険者については、勤労収入もしくは勤労収入と自営収入の合計が 130 万円未満であり、同一世帯内に厚生年金の加入者がいる場合と定義した。第 3 号被保険者に該当する世帯員については、年金保険料を 0 円とした。

健康保険料については、国民健康保険と被用者健康保険に大別される。まず、年収が 130 万円以上ある 75 歳未満の者については、被用者健康保険の被保険者と特定した。これらの者については、年間 1,690,128 円を上限として、勤労収入から 43 万円引いた額の 10%（労使の負担合計の全国平均値）を掛けた額を健康保険料とした。勤労収入もしくは勤労収入と自営収入の合計が 130 万円未満であり、同一世帯内に先に定義した被用者健康保険の加入者がいる場合、その者は被扶養であると定義し、保険料を 0 円とした。国民健康保険の保険料計算は、居住する市区町村により異なるが、75 歳未満については先の住民税の計算と同じく浜松市の料率を用いた。年収が 130 万円未満の者については年額 38,800 円の均等割とした。所得割部分については、世帯内の国民健康保険被保険者（75 歳未満で年収が 130 万円未満で被扶養ではない者もしくは自営の者）について、各人の給与所得から 43 万円引いた額を合計し、その金額に 9.69% 乗じた額を国民健康保険被保険者の所得に比例して配分した。75 歳以上の者については、後期高齢者医療保険料の平成 26-27 年度の被保険者一人当たり全国平均値を用いて、均等割を年額 44,980 円、所得割率を 8.88% とした。所得割部分については、勤労収入から 33 万円引いた額に所得割率を掛けて計算を行った。

介護保険料については、65 歳以上の第 1 号被保険者と 40-64 歳の第 2 号被保険者に分けられる。第 2 号被保険者については、被用者健康保険の被保険者である場合は、勤労収入から 43 万円引いた額に 1.72% 掛けた額を介護保険料とした。また、健康保険の被扶養者については保険料を 0 円とした。65 歳未満の国民健康保険加入者ならびに第 1 号被保険者については、居住する市区町村により保険料計算が異なる。そのため、これまでと同様に令和 3 年度の浜松市における保険料計算方法を適用した。具体的には、均等割が年間 9,800 円であり、所得割率は世帯の算定基礎所得に対して 1.9% となる。所得割部分については、国民健康保険料と同様に、国民健康保険被保険者の所得に比例して配分した。第 1 号被保険者

については、全消データの課税所得から令和 3 年度の浜松市の基準に合わせた住民税支払い額を計算し、この課税金額に従って、同市が規定した介護保険料を計算した。

最後に、雇用保険については、勤労収入に労使負担割合の合計である 1.35% 掛けた額を雇用保険料とした。

なお、上記の社会保険においては、被用者の保険料は雇い主と被保険者とで折半されており、被用者はこれによる負担軽減の恩恵を受けている。一方で、雇い主にとって従業員の保険料負担は多大なコストであり、そのコストは従業員の給与を押し下げることによって吸収されている可能性もある（太田 2008）。また、NTA では個人と企業の区別がないことから、雇い主が負担している従業員の保険料を誰にどのように割り振るのかについても議論が必要である。今回の推計においては、事業主負担の保険料もすべて被用者が負担していると仮定して推計を行った。ただし、NTA の労働収入は、事業主負担の保険料を含むFRINGE・ベネフィット（付加給付）合わせた額で調整を行っているため、間接的ではあるが事業主による負担分は労働収入によって一部補填されている形となっている。

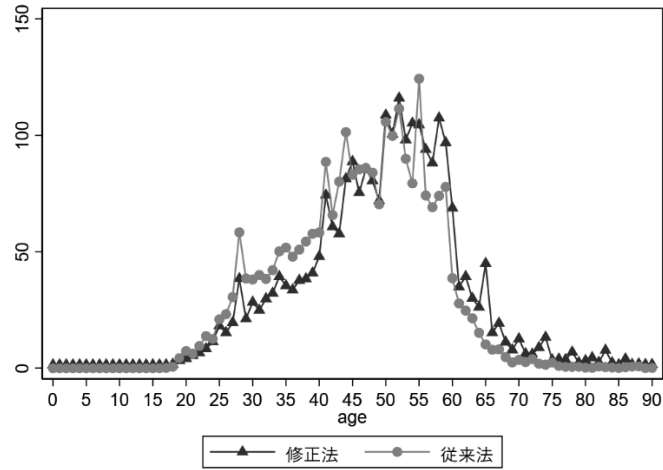
以上の方法によって、税・社会保険料の支払い額を計算し、全消データの各個人に割り振り、その性、年齢別の平均値を計算することで各変数のプロファイルを推計した。以下にその結果について見ていきたい。

① 直接税

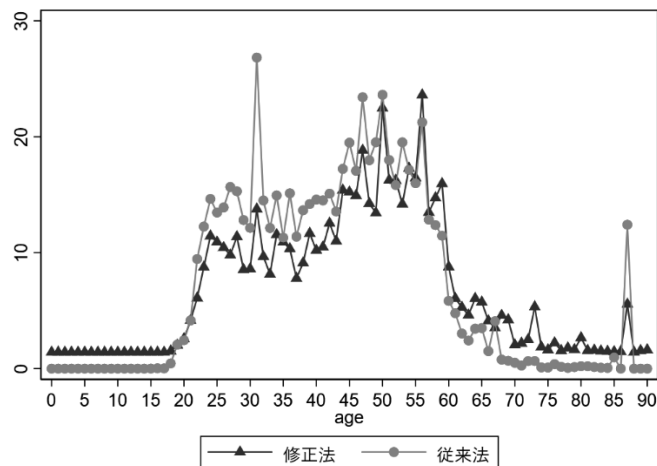
所得税と住民税を合わせた直接税のプロファイルについて、従来法と今回の推計プロファイルとの比較を図 6 に示した。両プロファイルともに、男性は山型、女性は M 字型のカーブを描いているが、男女ともに従来法と比べて 30-40 歳代の直接税の支払いが少なくなり、50 歳代後半以降における支払いが高くなっている。また、現役世代の中心である 30-40 歳代では、扶養家族が多いため、今回の推計で扶養による所得控除を考慮した結果が表れたものといえる。

図6 直接税の推計値：従来法による推計との比較

A. 男性



B. 女性

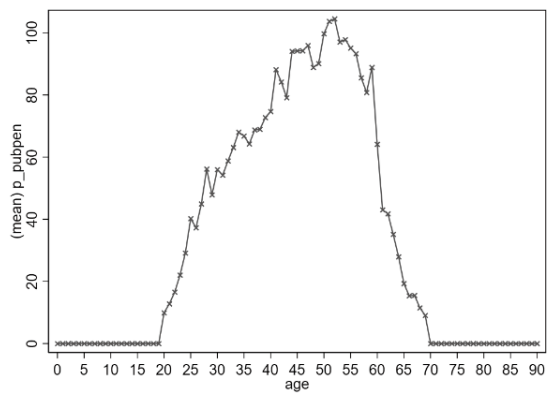


②社会保険料の支払い

社会保険料の支払いについては、年金保険料、健康保険料、介護保険料、雇用保険料の支払いが含まれる。従来の推計においては、これらは分けることなく、労働収入に一律の料率を掛けることで推計されてきたため、従来法による個別のプロファイルは存在しない。そこで、以下では、年金保険料、健康保険料、介護保険料、雇用保険料の支払いのプロファイルを男女別に示す。

図7 年金保険料の推計値

A. 男性



B. 女性

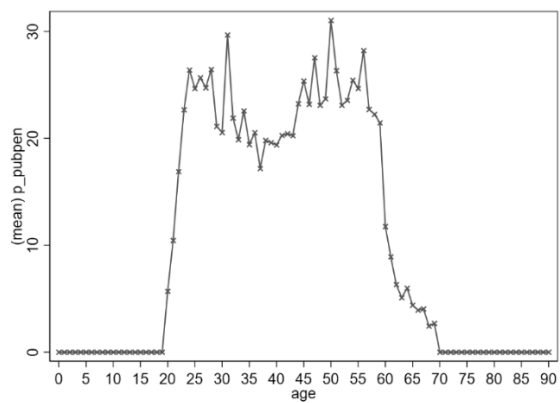
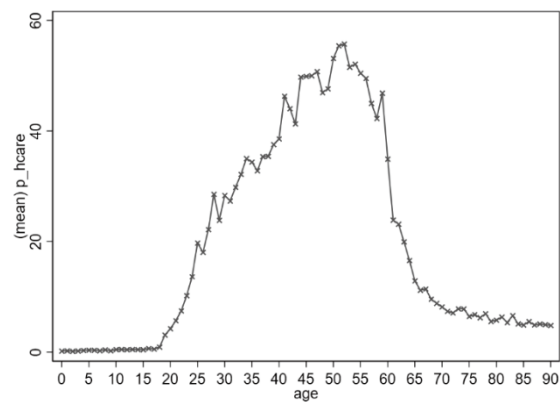


図8 健康保険料の推計値

A. 男性



B. 女性

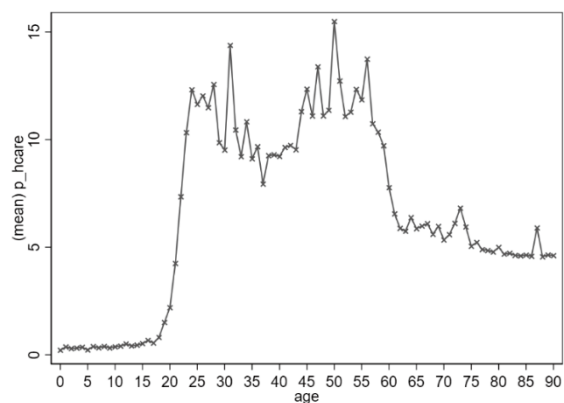
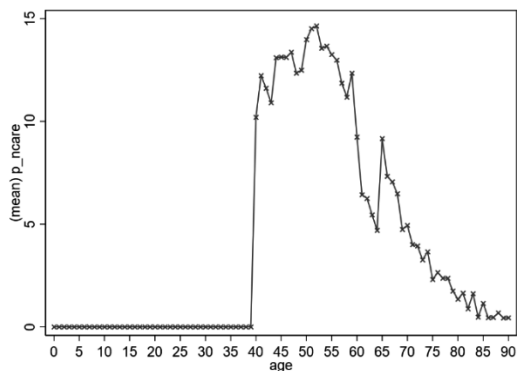


図9 介護保険料の推計値

A. 男性



B. 女性

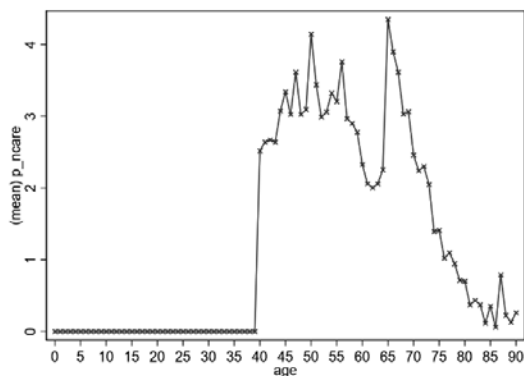
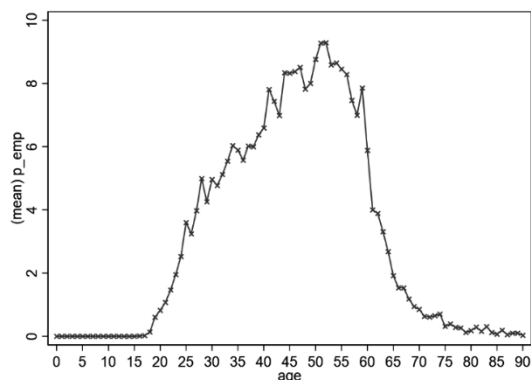
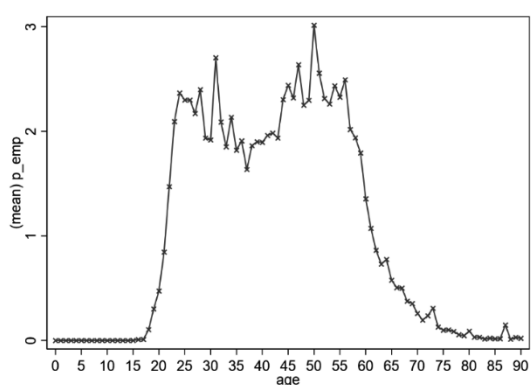


図10 雇用保険料の推計値

A. 男性



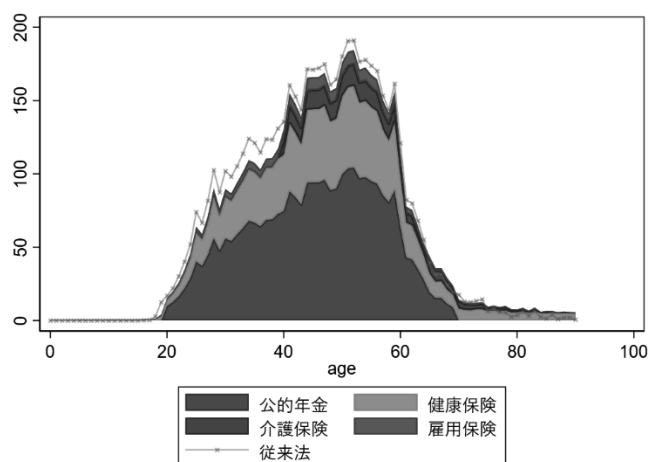
B. 女性



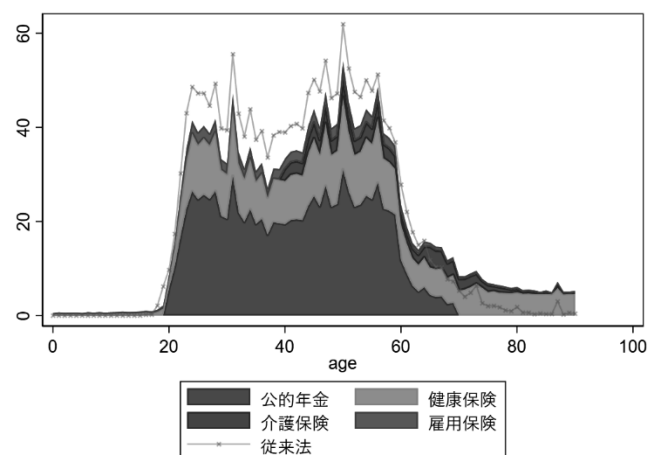
以上、4 保険料を合計した値については、従来法による推計との比較が可能である。社会保険料の支払い合計額のプロフィールについて、今回の推計値と従来法と比較した結果を図 11 に示した。従来法と比較すると、今回の推計では男女ともに現役世代の保険料負担が少なく推計されている。特に、この影響は年金、健康保険、介護保険のいずれにおいても、夫の扶養となりやすい女性において大きく表れている。わが国の女性の就業パターンが税や社会保険料の支払いにおける扶養要件の範囲内で行われることが多い現状を反映した妥当な結果であるといえる。今回の推計方法には未だ精緻化の余地が残されているが、全消における記入値ではなく、個人の収入から類推される理論値による推計によってかなり現実の制度を反映したプロフィールが推計し得ることが示された。

図 11 社会保険料の支払い：従来法による推計との比較

A. 男性



B. 女性



4. 結論

本稿では、全国消費実態調査の個票データを用いた NTA 変数の推計について、その課題について整理し、私的消費、公的年金給付、児童手当の給付、そして税・社会保険料の支払いの年齢プロファイルについて、従来の推計方法を用いた場合の妥当性について検証を行った。NTA における全消データの利用は、他に比肩しうる消費統計がないという点や国際比較の観点から妥当なものであるが、いずれの推計結果においても、調査“非”対象者 (e.g. 学生の単身者) やサンプリングバイアス (e.g. 高齢者における健康バイアス)、季節性による影響が示唆される結果となり、NTA 変数のプロファイル推計には細心の注意が必要である。

ると共に、これらのバイアスを補正するための不断の取り組みが不可欠である。

NTA における推計精度向上のための取り組みとしては、大きく 2 つの方向性が考えられる。ひとつは、既存の全消データを用いつつ、方法論的な改善を進める方向である。これには、季節性の調整、個人属性まで調整し得る詳細なウェイトの作成、収入をベースとした理論値による補完、そして他のベンチマークデータからの部分的な外挿などが含まれる。今回の報告では、収入をベースとした理論値による補完の結果を示し、一定の成果を得た。今後、NTA 変数の精緻化に関連してこうした方向での研究を進めていく必要があるだろう。

もうひとつの NTA 精緻化の方向性としては、NTA の経済勘定 (economic accounts) としての精度を高めていくことが挙げられる。例えば、現状の NTA では、世帯における個人と企業 (法人) の経済活動が区別されていない。そのため、今回の例で言えば、事業主負担の保険料は誰に、どのように割り振れば世代間移転を明示的に表す上で最適なのが必ずしも自明ではない。同様に、コロナ前までしばしば話題に上っていた企業の内部留保についても、これを世帯の貯蓄と区別せずに取り扱うことには問題がある。その他にも、近年大きな問題となりつつある赤字国債の発行についても、NTA では現存世代 (金融機関等の企業を含む) において消化されているものとして扱われている。経済勘定システムとしてみた場合、NTA には未だ改善の余地があるのは自明である。国内外の研究者との連携を通じて、これらを地道に整理していくことで、NTA の統計あるいは高齢社会の分析ツールとしての価値を飛躍的に高めていくことができるものと思われる。

参考文献

United Nations 2013. *National Transfer Accounts Manual: Measuring and Analysing the Generational Economy*. United Nations Publication. New York.

岩本光一郎, 菅史彦, 新関剛史, 濱秋純哉, 堀雅博, 村田啓子 (2016) 『『家計調査』個票をベースとした世帯年間消費支出額の推計: 推計手順と例示的図表によるデータ紹介』内閣府経済社会総合研究所「経済分析」第 190 号, 93-128 ページ。

宇南山卓 (2015) 「消費関連統計の比較」財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』平成 27 年第 2 号 (通巻第 122 号) 59-79 ページ。

大野太郎・中澤正彦・菊田和晃・山本学 (2015) 「家計の税・社会保険料の比較」財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』平成 27 年第 2 号 (通巻第 122 号) 40-58

太田聡一 (2008) 「社会保険料の事業主負担部分は労働者に転嫁されているのか」『日本労働研究雑誌』 No. 573, 17-19 ページ。

佐野晋平・多田隼士・山本学 (2015) 「世帯調査の方法と調査世帯の性質: 世帯構成、年収、学歴に関する比較」財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』平成 27 年第 2 号 (通巻第 122 号) 4-24 ページ。

多田隼士・三好向洋（2015）「家計収入の把握」財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』平成27年第2号（通巻第122号）25-39ページ。

前田佐恵子（2015）「家計の金融資産・負債について」財務省財務総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』平成27年第2号（通巻第122号）80-102ページ。

年齢別就学前教育・保育支出の変数の作成方法について¹

竹沢 純子

1. はじめに

本プロジェクトの NTA 推計において、年齢別の就学前教育・保育に対する公的支出の推計方法の開発が課題となっている。本稿では、年齢別の単価から保育料・授業料負担分を除いた一人当たり経費に年齢別の在園児数を乗じる方法による推計（案1）、社会保障費用統計の就学前教育・保育支出を単価と在園児童数に基づき年齢別に按分した推計（案2）の二つの方法による推計を試み、さらに案1と案2の差額とその理由について検討する。なお、推計年度は平成30（2018）年度とした。

2. 案1：単価を在園児数に乗じる方法－データと推計方法

本方法では、表1に示したデータを用いて、保育所、公立幼稚園、私立幼稚園それぞれの一人当たり保育単価・幼稚園経費から一人当たり保育料・授業料を除き、一人当たり経費を算出する。

表1 一人当たり経費の算出に使用するデータ

	出所
① 一人当たり保育単価、幼稚園経費	<ul style="list-style-type: none">●保育所 内閣府【平成30年3月30日付】特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（内閣府告示第57号）●幼稚園公立 文部科学省「地方教育費調査」●幼稚園私立 日本私立学校振興・共済事業団「平成30年度版今日の私学財政」
② 一人当たり保育料、授業料	<ul style="list-style-type: none">●保育所 厚生労働省「平成27年地域児童福祉事業等調査」●幼稚園公立 文部科学省「子どもの学習費調査」●幼稚園私立 日本私立学校振興・共済事業団「平成30年度版今日の私学財政」

¹ 本報告書原稿に記した内容については、本プロジェクト研究会での所外委員の先生方との議論に依るところが大きい。記して感謝申し上げます。ただし、あり得べき誤謬はすべて筆者の責任である。

表1のうち一人当たり保育単価については、平成30年度の内閣府告示のうち下記の前提により推計した年齢別保育単価を使用する。単価は人件費の地域差を反映して加算された地域区分別となっており、本稿では地域区分ごとの単価の差と各地域区分における保育所児童数の規模の差を考慮した推計とするため、地域区分ごとに下記前提の単価を算出した(表1)。

地域区分ごとの保育所年齢別在園児数については、利用可能なデータがなかったため、住民基本台帳人口の市区町村別人口データにより内閣府告示の別表1に記載の各地域区分に属する市区町村について0-4歳児数を算出し、さらに厚生労働省「社会福祉施設調査」の保育所等年齢別在園児数により年齢各歳別に按分した(表2, 最下段)。

表2最下段で示したように地域区分別の自治体数は「その他地域」が全体の7割近くを占め、児童数も最も多い区分であるが、単価表のとおり単価は最も低くなっている。他方で最も人件費の高い東京都区部が該当する20/100地域の児童数は少ないが単価が高い。このため単純に自治体数、児童数が多い「その他地域」の単価を使用するのではなく、地域差を考慮する必要がある。

地域区分別の年齢別単価について各地域区分の年齢別在園児数によりウェイト付けした平均単価が表2中段単価表の「調整額」に示した額である。

【前提】

- 地域区分：20/100地域、16/100地域、15/100地域、12/100地域、10/100地域、6/100地域、3/100地域、その他地域（人件費の地域差を反映した加算がない地域）
- 定員区分：施設型給付については保育所の平均的な規模に該当する81~90人の定員区分
- 保育認定（2号・3号）は保育標準時間（1日最長11時間）
- 加算状況：処遇改善等加算Ⅰ、所長設置加算、3歳児配置改善を仮定。
- 保育士の平均連続年数8年を平均経験年数と仮定して、基礎分を10%とし、賃金改善要求分を3%（キャリアパス要件非該当として賃金改善要求分5%からキャリアパス要件分2%を差し引く）として加算率13%と仮定。

表2 地域別の年齢別保育単価

20/100地域 90名定員					
	基本分単価	処遇改善等加算 I	所長設置加算	三歳児配置改善加算	単価合計
0歳児	184,740	22,490	6,610		213,840
1・2歳児	108,200	12,610	6,610		127,420
3歳児	51,340	5,590	6,610	8,560	72,100
4歳児	43,690	4,680	6,610		54,980

16/100地域 90名定員					
	基本分単価	処遇改善等加算 I	所長設置加算	三歳児配置改善加算	単価合計
0歳児	179,570	21,840	6,410		207,820
1・2歳児	105,330	12,220	6,410		123,960
3歳児	50,070	5,460	6,410	8,330	70,270
4歳児	42,650	4,550	6,410		53,610

15/100地域 90名定員					
	基本分単価	処遇改善等加算 I	所長設置加算	三歳児配置改善加算	単価合計
0歳児	178,260	21,710	6,360		206,330
1・2歳児	104,600	12,090	6,360		123,050
3歳児	49,740	5,460	6,360	8,270	69,830
4歳児	42,380	4,550	6,360		53,290

12/100地域 90名定員					
	基本分単価	処遇改善等加算 I	所長設置加算	三歳児配置改善加算	単価合計
0歳児	174,380	21,190	6,210		201,780
1・2歳児	102,440	11,830	6,210		120,480
3歳児	48,790	5,330	6,210	8,100	68,430
4歳児	41,600	4,420	6,210		52,230

10/100地域 90名定員					
	基本分単価	処遇改善等加算 I	所長設置加算	三歳児配置改善加算	単価合計
0歳児	171,800	20,930	6,110		198,840
1・2歳児	101,000	11,700	6,110		118,810
3歳児	48,160	5,330	6,110	7,990	67,590
4歳児	41,080	4,420	6,110		51,610

6/100地域 90名定員					
	基本分単価	処遇改善等加算 I	所長設置加算	三歳児配置改善加算	単価合計
0歳児	166,620	20,280	5,910		192,810
1・2歳児	98,120	11,310	5,910		115,340
3歳児	46,880	5,070	5,910	7,630	65,490
4歳児	40,030	4,290	5,910		50,230

3/100地域 90名定員					
	基本分単価	処遇改善等加算 I	所長設置加算	三歳児配置改善加算	単価合計
0歳児	162,740	19,760	5,770		188,270
1・2歳児	95,960	11,050	5,770		112,780
3歳児	45,920	4,940	5,770	7,450	64,080
4歳児	39,250	4,160	5,770		49,180

その他地域 90名定員					
	基本分単価	処遇改善等加算 I	所長設置加算	三歳児配置改善加算	単価合計
0歳児	158,860	19,240	5,490		183,590
1・2歳児	93,790	10,790	5,490		110,070
3歳児	44,960	4,810	5,490	7,280	62,540
4歳児	38,460	4,030	5,490		52,980

●単価

	20/100地域	16/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域	調整後
0歳児	213,840	207,820	206,330	201,780	198,840	192,810	188,270	183,590	194,673
1・2歳児	127,420	123,960	123,050	120,480	118,810	115,340	112,780	110,070	116,421
3歳児	72,100	70,270	69,830	68,430	67,590	65,490	64,080	62,540	66,107
4歳児	54,980	53,610	53,290	52,230	51,610	50,230	49,180	47,980	50,600

●保育所各歳在園児数	20/100地域	16/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域	計
市区町村数	東京都特別区	24	32	25	66	188	221	1168	
地域区分別0-4歳児	373,068	455,012	360,151	258,858	597,033	742,309	766,862	1,386,195	4,939,488
0歳在園児	14,881.43	18,150.12	14,366.18	10,325.67	23,815.24	29,610.20	30,589.60	55,294.37	197,032.80
1歳在園児	71,170.48	86,803.00	68,706.29	49,382.55	113,896.46	141,610.87	146,294.87	264,445.51	942,310.03
2歳在園児	107,363.99	130,946.38	103,646.65	74,495.88	171,818.13	213,626.63	220,692.65	398,928.43	1,421,518.75
3歳在園児	78,653.03	95,929.08	75,929.77	54,574.41	125,871.03	156,499.22	161,675.67	292,248.15	1,041,380.35
4歳在園児	100,999.08	123,183.42	97,502.11	70,079.50	161,632.14	200,962.08	207,609.21	375,278.54	1,337,246.08

住民基本台帳人口より
社会福祉施設調査
各歳別
保育所等利用者数
より按分

つぎに、保育所、公立幼稚園、私立幼稚園の在園児数² (①)、それぞれの一人当たり保育単価・幼稚園経費 (②) から一人当たり授業料・保育料 (③) を除いた年齢別一人当たり経費 (④) は表3のとおりである。このうち④一人当たり経費に①在園児数を乗じた年齢別公的支出⑤の結果を後の4節において引用している。

表3 保育所・幼稚園の単価、保育料・授業料、一人当たり経費、年齢別公的支出

① 在園児			
年齢	保育所	幼稚園	
		公立	私立
0	72,208		
1	345,335		
2	520,954		
3	381,642	18,199	160,456
4	490,070	53,027	331,449
5	484,926	77,848	347,440
6	240,829	43,020	176,447

② 1人当たり保育単価、幼稚園教育公費支出(単位:万円)			
0	233.6		
1	139.7		
2	139.7		
3	79.3		
4	60.7	94.4	71.4
5	60.7	94.4	71.4
6	60.7	94.4	71.4

③ 1人当たり授業料・保育料(単位:万円)			
0	23.9		
1	23.9		
2	23.9		
3	23.9		
4	23.9	12.1	29.8
5	23.9	12.1	29.8
6	23.9	12.1	29.8

④ 一人当たり経費(②-③)(単位:万円)			
0	209.8		
1	115.9		
2	115.9		
3	55.5		
4	36.9	82.4	41.6
5	36.9	82.4	41.6
6	36.9	82.4	41.6

(単位:億円)

⑤ 年齢別の公的支出計(単位:億円)			
0	1,515		
1	4,001		
2	6,035		
3	2,117		
4	1,807	437	1,380
5	1,788	641	1,446
6	888	354	734

注：在園児数うち保育所には幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地域型保育所分も含む。幼稚園には子ども子育て新制度（施設型給付）に移行していない幼稚園、幼稚園型認定こども園を含む。

² 保育所は厚生労働省「平成30年度社会福祉施設調査」、幼稚園は文部科学省「平成30年度学校基本調査」

3. 案2：社会保障費用統計の就学前教育・保育支出の年齢別按分推計方法

就学前教育・保育に対する公的支出総額として、国立社会保障・人口問題研究所「平成30年度社会保障費用統計」より第20表児童・家族関係給付費のうち「就学前教育・保育」区分の2018年度3兆5,384億円を利用する。同額には幼稚園・保育所・認定こども園等への施設型給付、私学助成を含むが、幼稚園授業料や保育料として各家庭が支払う分は含まない。この就学前教育・保育計を2節で用いた保育単価と保育所・幼稚園の年齢別在園児数計によりウェイト付けして年齢各歳別に按分推計した結果を次節で引用する。

表4 児童・家族関係給付費のうち就学前教育・保育

(単位：億円)

年度	児童福祉サービス	うち就学前教育・保育
2018(30)	49,999	35,384

4. 年齢別就学前教育・保育公的支出の推計結果－案1と案2の比較

表5のうち「案1」は、2節で述べた年齢別の就学前教育・保育単価から保育料・授業料負担分を除いた一人当たり経費に年齢別の利用児童数を乗じた方法による推計、「案2」は3節で述べた社会保障費用統計の就学前教育・保育支出を保育単価と在園児童数に基づき年齢別に按分した推計、それぞれの結果である。年齢計でみると案1は2兆3,143億円、案2は3兆5,384億円であり、差額は1兆2,242億円となっている。このように少なくない差額が生じる主要因は、案2の社会保障費用統計の方には、単価に基づく施設型給付分に加えて、地方公共団体が独自に実施する地方単独事業（例えば低所得者世帯への利用用減免や人件費の補助等として行う公的支出分）も含むことによる。

表5 推計結果

(単位：億円)

年齢	案1	案2	差額
			案2－案1
0	1,515	1,704	589
1	4,001	4,872	1,686
2	6,035	7,350	2,543
3	2,117	4,489	1,553
4	3,623	5,363	1,855
5	3,875	5,582	1,931
6	1,977	6,024	2,084
計	23,143	35,384	12,242

5. まとめ

本稿では二つの方法による推計を行い結果の比較を行った結果、案1の単価に在園児数を乗じた方法よりも、案2の就学前教育・保育の計を年齢別に按分推計する方が約1.2兆円大きく、少なくない差額が生じることが明らかとなった。差額の主要因と目される地方単独事業の規模が就学前教育保育において大きいことに留意が必要である。案1の単価に基づく推計は一定の仮定を置いた簡便な推計であり現実との乖離はあるものの、地方単独事業分が考慮されないため過少推計となる可能性が高いといえる。

本推計の残された課題としては、案1の単価に基づく推計において保育所単価を認定こども園分にも適用して簡便に推計しているが、本来は認定こども園には認定こども園の単価を適用するなど、施設類型³ごとの単価を各施設の在園児数に乗じて推計することが望ましい。厳密な推計については今後の課題である。

³ 幼稚園、保育所、認定こども園（教育標準時間認定）、認定こども園（保育認定）、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問保育

マクロコントロールの作成に関する手順書*

佐藤 格[†]

2022年3月

1 はじめに

本稿は、わが国の2014年におけるマクロコントロールと年齢別プロフィールの作成に関する手順をまとめたものである。既にNTAにはマニュアルが用意されており、各国が同様の手順で作成することが求められているが、制度は各国さまざまであり、制度を反映させるためには、各国の制度に即した形に修正することが必要である。本稿は日本の制度に即した形での方法、すなわち日本版のマニュアルのようなものを作成することを目指している。

しかしすべての項目について検討することは時間の都合上困難であり、本稿はそのうちの一部分のみを検討していることに注意されたい。

2 公的教育 (CGE)

公的教育 (CGE) については、各学校に在籍する者の性・年齢別人数を、学校基本調査を用いて算出する。すなわち、各教育機関に在籍する人数を特定し、その在籍者数のデータを年齢別に割り当てる。

次に、SNAにおける教育段階と対応する年齢別の人数を計算する。その際、詳細な年齢が不明である部分の人数については、原則として人口をベースに割り当てる。

またSNAにおいては、付表7の「最終消費支出」に、教育レベル別の支出額が示されている。これをもとにして、学校基本調査をベースに作成した表にしたがい、支出額の割り当てを行う。

2.1 学校基本調査

学校基本調査においては、学年や年齢別に、児童・生徒・学生等の数が示されている。

これらのデータをもとにして、各教育機関に在籍する者の人数を計算する。この際、たとえば小学校であれば1学年が6歳、2学年が7歳というように、学年と年齢の関係については仮定をおく必要がある¹。まずはこのような仮定をもとに、各学校における年齢別の在籍者を計算する。

*本稿の執筆にあたっては、国立社会保障・人口問題研究所一般会計プロジェクト「国民移転勘定 (NTA) プロジェクト」の研究会において、所外委員の先生方から多くのご指摘を頂いた。ここに記して感謝したい。もちろん、本稿に残された誤りはすべて筆者の責任による。

[†]国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部

¹小学校1年生であれば、入学時点では6歳であるが、進級する時点では7歳である。したがって、すべての小学校1年生が6歳であるという仮定は完全には成立しない。

2.2 SNA との整合性

SNA との整合性を図るにあたり、まずは各学校と ISCED-97 の教育レベルとの対応関係を確認しよう。これは、SNA における教育支出が具体的な教育機関ではなく、ISCED-97 に基づく教育レベルで分類されているためである。より具体的には、教育を「9.1 就学前・初等教育」「9.2 中等教育」「9.3 中等教育修了後教育 (高等教育を除く)」「9.4 高等教育」「9.5 レベル別に定義できない教育」「9.6 教育に付随するサービス」「9.7 R&D(教育)」「9.8 その他の教育」と分類している。そこで、「9.6 教育に付随するサービス」「9.7 R&D(教育)」「9.8 その他の教育」を除いた項目と各教育機関の対応関係を整理すると、表 1 のようになる。

表 1: SNA と ISCED-97 の対応関係

SNA	ISCED-97 のレベル
9.1 就学前・初等教育	0, 1
9.2 中等教育	2, 3
9.3 中等教育修了後教育 (高等教育を除く)	4
9.4 高等教育	5, 6
9.5 レベル別に定義できない教育	一般的に成人向け、特別な事前教育不要。

出所：https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/pdf/20161130_3_2008sna.pdf をもとに作成。

さらに、これを学校種別の標準的な開始年齢および標準的な期間と対応させたものが表 2 である。

表 2: ISCED-97 と学校種別の対応関係

ISCED-97	学校種別	標準的な開始年齢	標準的な期間
0	保育所	3-5	1-3
0	特殊教育学校幼稚部	3-5	1-3
0	幼稚園	3-5	1-3
1	特殊教育学校小学部	6	6
1	小学校	6	6
2A	特殊教育学校中学部	12	3
2A	中学校	12	3
3C	専修学校高等課程	15	1+
3C	高等学校定時制本科専門	15	3+
3C	高等学校定時制別科専門	15	1+
3C	高等学校通信制専門	15	3+
3C	高等学校全日制本科専門	15	3
3C	高等学校全日制別科専門	15	1+
3A	高等学校定時制本科普通	15	3+
3C	高等学校定時制別科普通	15	1+
3A	高等学校通信制普通	15	3+
3A	高等学校全日制本科普通	15	3
3C	高等学校全日制別科普通	15	1+

表 2: ISCED-97 と学校種別の対応関係

ISCED-97	学校種別	標準的な開始年齢	標準的な期間
3A	高等学校全日制本科総合	15	3
3C	高等学校全日制別科総合	15	1+
3A	高等学校定時制本科総合	15	3+
3C	高等学校定時制別科総合	15	1+
3A	特殊教育学校高等部全日制本科普通	15	3
3C	特殊教育学校高等部全日制別科普通	15	1+
3C	特殊教育学校高等部全日制本科専門	15	3
3C	特殊教育学校高等部全日制別科専門	15	1+
3A	特殊教育学校高等部全日制本科総合	15	3
3C	特殊教育学校高等部全日制別科総合	15	1+
3A	特殊教育学校高等部定時制本科普通	15	3+
3C	特殊教育学校高等部定時制別科普通	15	1+
3C	特殊教育学校高等部定時制本科専門	15	3+
3C	特殊教育学校高等部定時制別科専門	15	1+
3A	特殊教育学校高等部定時制本科総合	15	3+
3C	特殊教育学校高等部定時制別科総合	15	1+
4	高等学校全日制専攻科普通	18	1+
4	高等学校定時制専攻科普通	18	1+
4	高等学校全日制専攻科専門	18	1+
4	高等学校定時制専攻科専門	18	1+
4	高等学校全日制専攻科総合	18	1+
4	高等学校定時制専攻科総合	18	1+
4	特殊教育学校高等部全日制専攻科普通	18	1+
4	特殊教育学校高等部定時制専攻科普通	18	1+
4	特殊教育学校高等部全日制専攻科専門	18	1+
4	特殊教育学校高等部定時制専攻科専門	18	1+
4	特殊教育学校高等部全日制専攻科総合	18	1+
4	特殊教育学校高等部定時制専攻科総合	18	1+
4	短期大学別科	18	1+
4	大学学部別科	18	1+
5B	専修学校専門課程	18	2
5B	短期大学通信制	18	2-3
5B	短期大学本科	18	2-3
5B	短期大学専攻科	20	1+
5B	高等専門学校本科	15	5
5B	高等専門学校専攻科	20	1+
5A	大学学部	18	4
5A	大学専攻科	22	1+
5A	大学通信制課程	18	4+
5A	大学医歯学獣医学部	18	6

表 2: ISCED-97 と学校種別の対応関係

ISCED-97	学校種別	標準的な開始年齢	標準的な期間
5A	大学院修士課程	22	2
6	大学院博士医歯学	24	4
6	大学院博士課程	22	5
NC	各種学校		1
NC	専修学校一般課程		1+

表 1 と表 2 より、SNA の分類と ISCED-97 の分類、それらが該当する年齢は、表 3 のようにまとめることができる。

表 3: SNA と ISCED-97 の対応関係 その 2

SNA	学校種別	年齢
9.1 就学前・初等教育	幼稚園・小学校	3～11
9.2 中等教育	中学校・高等学校(専攻科を除く)・専修学校 校高等課程	12～17
9.3 中等教育修了後教育(高等教育を除く)	高等学校専攻科・短期大学別科・大学学部 別科	18～19
9.4 高等教育	専修学校専門課程・高等専門学校・大学学 部(別科を除く)以上	15～26
9.5 レベル別に定義できない教育	成人	20～?

出所：<http://www.oecd.org/education/1841854.pdf> をもとに作成。

以上のように整理した上で、改めて支出額を確認してみよう。表 4 に示したのは、2014 年度における教育分野への政府最終消費支出の額である。

表 4: 教育分野への政府最終消費支出額

9. 教育	14,171.6
9.1 就学前・初等教育	4,310.9
9.2 中等教育	4,557.9
9.3 中等教育修了後教育(高等教育を除く)	0.0
9.4 高等教育	1,676.0
9.5 レベル別に定義できない教育	919.2
9.6 教育に付随するサービス	333.6
9.7 R&D(教育)	-99.4
9.8 その他の教育	2,473.3

これをもとに、教育レベル別の 1 人当たり支出額を計算した結果が表 5 である。

表 5: 教育レベル別 1 人当たり支出額 (公的教育)

教育レベル	1	2	3	4	5
金額	525,898	651,582	0	430,888	7,543,951

また、これを年齢別に分解し、教育レベル別の支出額として表したものは図 1、さらに 1 人当たりの教育費として表したものは図 2 となる。

図 1: 教育レベル別支出額

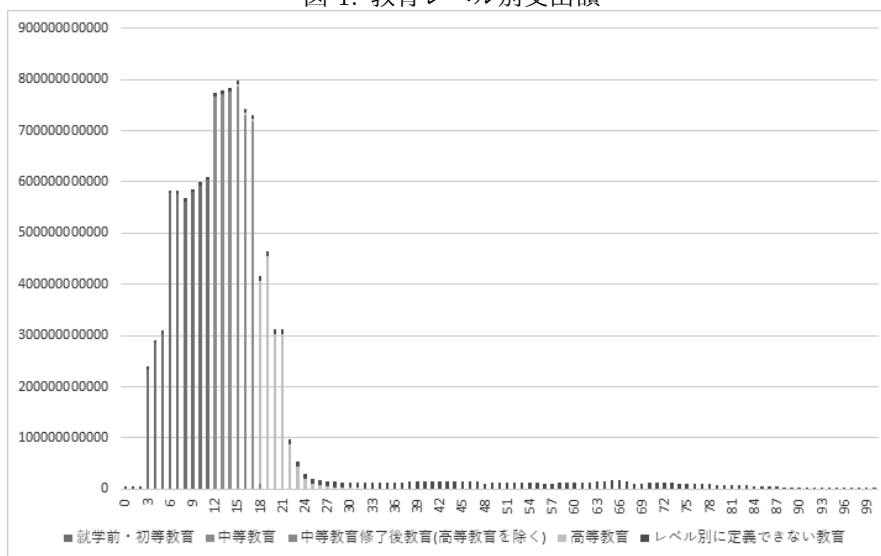
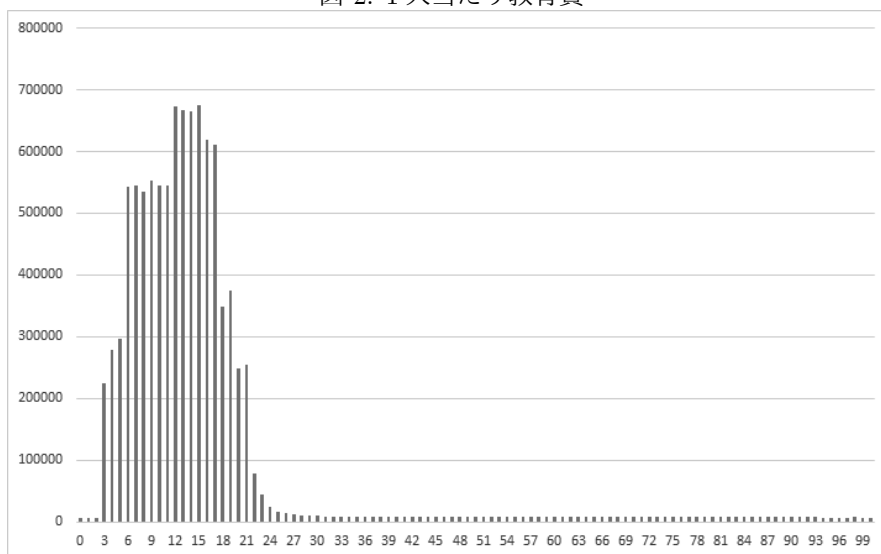


図 2: 1 人当たり教育費



3 公的医療 (CGH)

次に、公的医療については、国民医療費および医療給付実態調査をもとに、年齢別のプロフィールを作成する。

3.1 国民医療費

「国民医療費」においては、第2表と第8表を用いる。第2表には公費負担医療給付分、医療保険等給付分、後期高齢者医療給付分、患者等負担分、軽減特例措置の各項目(年齢計)があり、公費負担医療給付分が含まれていることに特徴がある。

3.2 医療給付実態調査

「医療給付実態調査」では、「データベース1」と「統計表第1表」を用いる。データベース1は、入院、入院外、歯科、調剤、食事・生活療養の各項目についての、性・年齢階級別のデータがあり、100歳以上は一括であるものの、5歳階級で表されていることに特徴がある。また統計表第1表は、性別にはなっていないものの、0～6歳は1歳階級のデータがあり、比較的医療費が高くなると思われる乳幼児について、より詳細なデータを得ることができる。ただし、医療給付実態調査には、患者等負担分が含まれないものと思われ、そのために国民医療費のデータも接続することが必要となる。

3.3 両者の接続

まず、両者の値について確認してみよう。表6に示したように、国民医療費(第2表)の総額から患者等負担分を控除した額は357412億円であり、医療給付実態調査(第1表)の制度計の金額35,962,410,011,438円とほぼ一致する。したがって、国民医療費と医療給付実態調査の差額を患者等負担分の近似値と捉えることが可能という解釈のもと、公的医療および患者等負担分の値を計算する²。

²なお、「医療保険に関する基礎資料」という資料も存在するが、こちらは推計の部分が不明確であり、総額の乖離も大きいことから使用しないこととする。

表 6: 国民医療費

総数	40,807.1
公費負担医療給付分	3,039.0
生活保護法	1,727.3
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	6.8
障害者総合支援法	409.3
その他	895.6
感染症法(結核)(再掲)	4.2
児童福祉法(再掲)	42.5
特定疾患治療研究費(再掲)	87.6
地方公共団体単独実施(再掲)	660.1
医療保険等給付分	19,125.3
医療保険	18,817.6
被用者保険	9,124.2
被保険者	4,649.2
被扶養者	3,984.6
高齢者	490.3
協会管掌健康保険	4,667.7
組合管掌健康保険	3,384.0
船員保険	18.8
国家公務員共済組合	237.1
地方公務員共済組合	698.9
私立学校教職員共済	117.7
国民健康保険	9,693.4
高齢者以外	6,544.7
高齢者	3,148.7
退職者医療制度(再掲)	492.1
その他	307.7
労働者災害補償保険	245.1
その他	62.6
後期高齢者医療給付分	13,390.0
患者等負担分	5,065.9
全額負担	533.4
公費負担医療給付分・医療保険等給付分又は後期高齢者医療給付分の一部負担	4,532.6
軽減特例措置	186.9
総数 - 患者等負担分	35,741.2

前述の通り、「医療給付実態調査」には患者負担分が含まれない。接続のために改めて年齢階級別の値を確認すると、表7のようになる。

表 7: 医療給付実態調査 1 年齢階級 (患者負担分を含まない値)

	男	女
年齢計	17,148.4	18,814.0
0～4	556.1	464.1
5～9	313.7	255.4
10～14	250.4	196.6
15～19	197.4	172.9
20～24	180.2	225.5
25～29	230.5	335.6
30～34	302.5	442.6
35～39	423.2	534.6
40～44	581.0	624.2
45～49	645.4	643.3
50～54	754.0	718.7
55～59	965.6	872.1
60～64	1,556.2	1,359.1
65～69	2,109.6	1,814.6
70～74	2,358.3	2,198.2
75～79	2,264.8	2,364.4
80～84	1,888.2	2,377.0
85～89	1,120.3	1,863.8
90～94	364.6	987.6
95～99	76.8	306.5
100～	9.6	57.1
(再掲) 未就学児	675.2	562.3
(再掲) 前期高齢者	4,026.1	3,715.0

一方患者負担分を含む「国民医療費」を見ると、患者負担分を含んだ値として、表 8 のように示される。

表 8: 国民医療費 第 8 表 (患者負担分を含んだ値)

	男	女
年齢計	19,644.4	21,162.7
0～4	671.7	560.4
5～9	384.0	312.0
10～14	311.9	242.9
15～19	243.7	211.6
20～24	220.8	273.5
25～29	283.2	409.3
30～34	369.4	541.4
35～39	518.5	657.1
40～44	722.5	773.4
45～49	816.0	797.4
50～54	961.6	883.9
55～59	1,236.1	1,050.2
60～64	1,889.3	1,558.8
65～69	2,403.2	2,025.7
70～74	2,604.3	2,432.1
75～79	2,396.5	2,525.6
80～84	1,983.8	2,527.0
85 歳以上	1,627.9	3,380.6

表 7 と表 8 の差をとることにより、患者負担分を計算したものが表 9 である。

表 9: 患者負担分 (差額)

	男	女
年齢計	2,496.0	2,348.7
0～4	115.6	96.3
5～9	70.3	56.6
10～14	61.5	46.3
15～19	46.3	38.7
20～24	40.6	48.0
25～29	52.7	73.7
30～34	66.9	98.8
35～39	95.3	122.5
40～44	141.5	149.2
45～49	170.6	154.1
50～54	207.6	165.2
55～59	270.5	178.1
60～64	333.1	199.7
65～69	293.6	211.1
70～74	246.0	233.9
75～79	131.7	161.2
80～84	95.6	150.0
85歳以上	56.8	165.4

3.4 SNA との整合性

SNA においては、付表 7 に「7. 保健」という項目があり、この中の「最終消費支出」をマクロコントロールの値として利用する。また、「7.2 外来サービス」と「7.3 病院サービス」の合計額については、医療給付実態調査の人数をベースに計算する。一方で「7.1 医療用品、医療用器具・設備」、「7.4 公衆衛生サービス」、「7.5 R&D(保健)」、「7.6 その他の保健」は人口頭割りで計算する。

このようにして計算された医療費を、1 件当たり・1 人当たりで男女別に示したものが図 3～8 である。

図 3: 1 件当たり医療費 (男性)

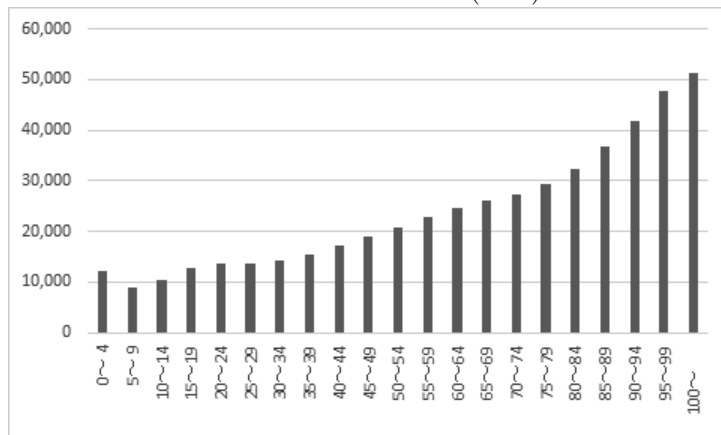


図 4: 1 件当たり医療費 (女性)

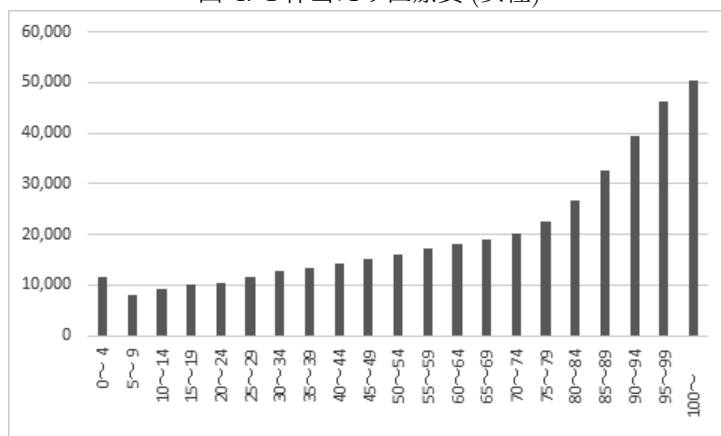


図 5: 1 件当たり医療費 (男女計)

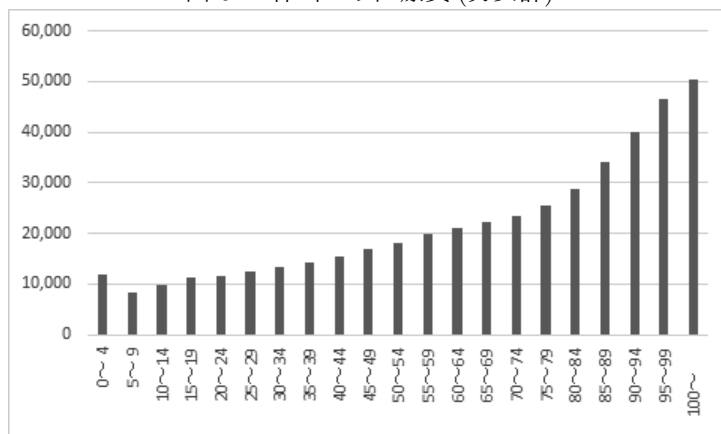


図 6: 1 人当たり医療費 (男性)

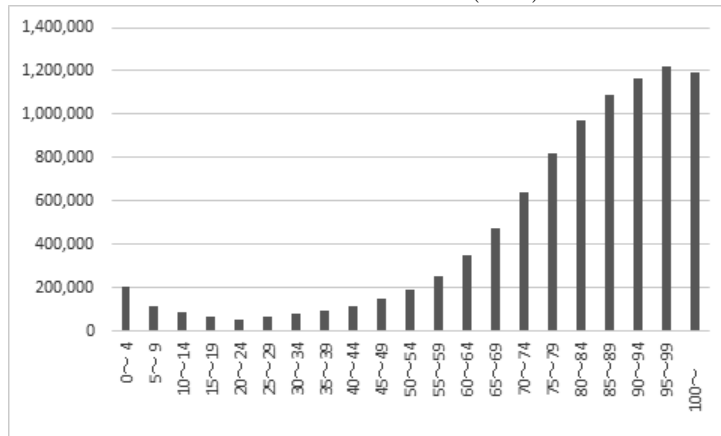


図 7: 1 人当たり医療費 (女性)

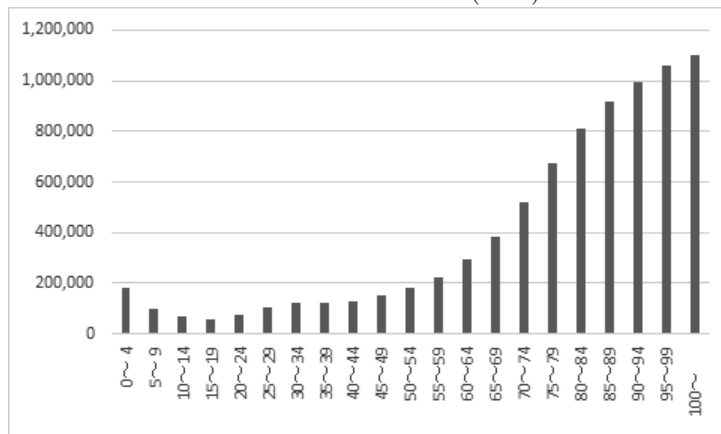
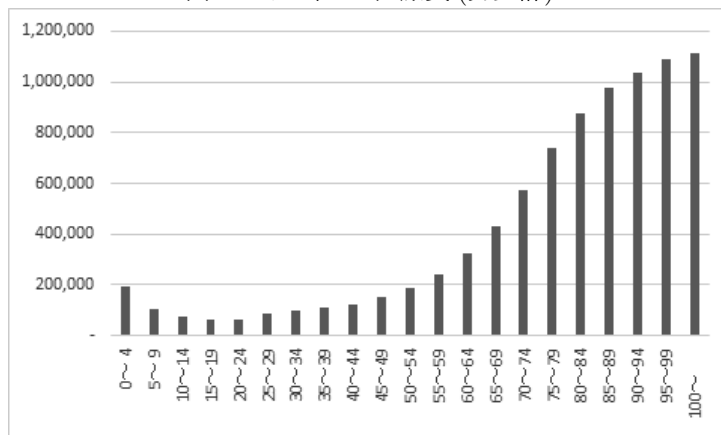


図 8: 1 人当たり医療費 (男女計)



また年齢別に医療費を見ると、図9～11のようになる。

図9: 年齢別医療費 (男性)

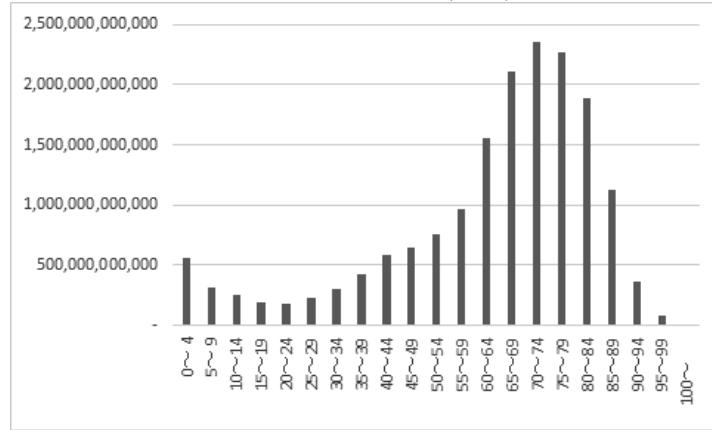


図10: 年齢別医療費 (女性)

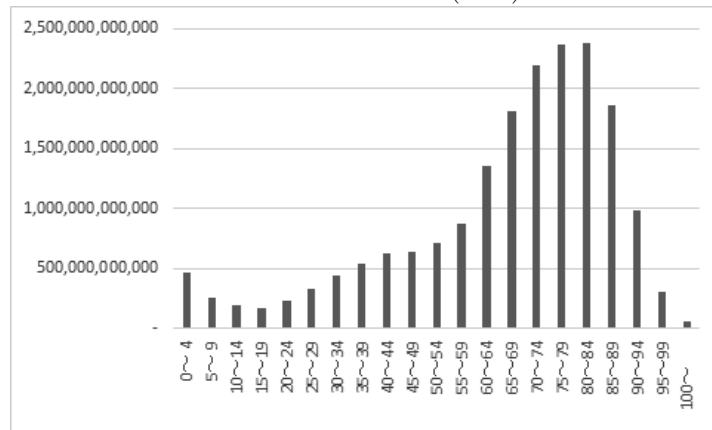
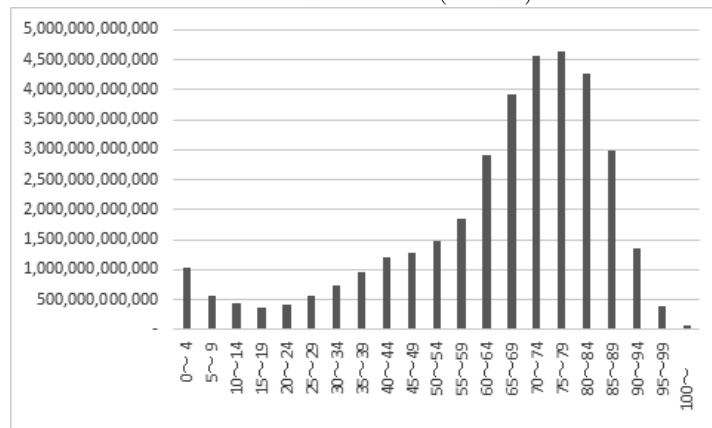


図11: 年齢別医療費 (男女計)



4 公的介護 (CGLC)

4.1 介護給付費実態調査報告

公的介護については、「介護給付費実態調査報告³」のデータを用いてプロフィールを作成する。介護給付費実態調査報告では、統計表 3 で男女・年齢階級別人数、閲覧表 7～14 で年齢階級別費用額、保険給付額、公費負担額、利用者負担額のデータを得ることができる。なお、「介護給付費実態調査報告」では、年度データが 5 月審査分～翌年 4 月審査分となっており、4 月～3 月ではないことに注意が必要である⁴。このデータをもとに、受給者数と費用額 (保険給付額、公費負担額、利用者負担額)、受給者 1 人当たり費用額、人口 1 人当たり費用額を示したものが表 10～13 である。

³2014 年度までの名称。2015～2017 年度は「介護給付費等実態調査」、2018 年度以降は「介護給付費等実態統計」。

⁴現在はデータを加工せず利用しているが、4 月～3 月になるように加工することも今後検討する。

表 10: 受給者数 (千人)

	計	介護予防サービス			介護サービス				
		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
総数	計	59685.5	5984.8	7239.4	11489.4	11610	8904.9	8019.5	6437.6
	40～64	1629.8	102.7	206.5	273.7	393.3	250.6	200.8	202.3
	65～69	2405.4	243	333.5	433.8	514.2	343.1	280.4	257.5
	70～74	4418.5	525.5	616.4	830	895.7	614.6	502.8	433.5
	75～79	7957.6	1042.3	1126.2	1596.1	1516.2	1061.3	888.9	726.7
	80～84	13681	1782.2	1937.8	2852.6	2541.1	1811.5	1534.6	1221.2
	85～89	15668	1606.1	1950.3	3229.3	3035.1	2299.4	1999.6	1548.3
	90～94	9989.2	591.6	896.1	1797.9	2003.8	1739.1	1673	1287.6
	95～	3936	91.3	172.6	476	710.7	785.2	939.4	760.7
男	計	17818.1	1641.7	1846	3568.6	3886.5	2916.9	2308.1	1650.3
	40～64	928.2	57.4	111.3	161.8	226.9	150.2	113.5	107
	65～69	1302.8	117.8	156.3	237	295.3	203.6	158.1	134.7
	70～74	2065.1	186.9	225.9	389.5	463.1	332.6	260	207.1
	75～79	3005.3	281.1	308.4	597.9	655.6	486	386.9	289.2
	80～84	4127.3	423.7	424.7	864.3	875	657.3	517.6	364.6
	85～89	3923.4	397.7	407.2	836.8	831.1	631.5	497.2	322
	90～94	1889.8	151.6	175.7	385.6	411.8	334.5	267.4	163.1
	95～	576.3	25.6	36.5	95.6	127.7	121.1	107.4	62.4
女	計	41867.5	4343.1	5393.3	7920.8	7723.5	5988	5711.4	4787.4
	40～64	701.7	45.4	95.1	111.9	166.4	100.4	87.3	95.2
	65～69	1102.6	125.2	177.2	196.8	218.9	139.5	122.3	122.7
	70～74	2353.3	338.6	390.5	440.4	432.6	282	242.7	226.4
	75～79	4952.4	761.2	817.8	998.2	860.5	575.2	502	437.5
	80～84	9553.7	1358.5	1513.1	1988.3	1666.1	1154.2	1017	856.5
	85～89	11744.6	1208.5	1543.2	2392.4	2204	1667.9	1502.4	1226.2
	90～94	8099.5	440.1	720.4	1412.3	1592	1404.6	1405.6	1124.5
	95～	3359.7	65.7	136	380.4	583	664.2	832	698.3

表 11: 費用額 (10 億円)

	費用額	保険給付額	公費負担額	利用者負担額
総数	9,303.9	8,384.5	103.1	816.3
40～64	227.9	170.5	40.2	17.2
65～69	325.9	294.3	7.5	24.1
70～74	593.7	538.0	9.5	46.2
75～79	1,079.5	978.0	11.8	89.7
80～84	1,945.0	1,761.6	12.9	170.5
85～89	2,471.7	2,237.0	11.4	223.3
90～94	1,818.6	1,644.7	7.0	166.9
95～	841.5	760.4	2.8	78.3

表 12: 受給者 1 人当たり費用額 (円)

	費用額	保険給付額	公費負担額	利用者負担額
総数	155,882	140,478	1,727	13,677
40～64	139,824	104,596	24,651	10,576
65～69	135,488	122,370	3,106	10,012
70～74	134,362	121,750	2,153	10,459
75～79	135,659	122,907	1,479	11,274
80～84	142,168	128,761	943	12,463
85～89	157,755	142,777	725	14,253
90～94	182,061	164,643	705	16,713
95～	213,804	193,195	714	19,895

表 13: 人口 1 人当たり費用額 (円)

	費用額	保険給付額	公費負担額	利用者負担額
総数	122,700	110,575	1,359	10,766
40～64	5,321	3,981	938	402
65～69	35,602	32,155	816	2,631
70～74	74,884	67,855	1,200	5,829
75～79	172,200	156,013	1,877	14,310
80～84	399,466	361,796	2,651	35,020
85～89	806,955	730,339	3,710	72,906
90～94	1,393,595	1,260,269	5,399	127,927
95～	2,042,558	1,845,667	6,825	190,066

なお、NTA では 5 歳階級ではなく 1 歳階級のデータを必要とするが、特別集計等を依頼しても、1 歳階級のデータを入手することは困難であり、5 歳階級を独自に按分する方法を検討することが

必要である。

また、公的介護費の全体額としては「介護給付実態調査報告」よりも「介護保険事業状況報告」の方が正しい値となっているという指摘はあるものの、介護保険事業状況報告では基本的に年齢がわからないため、「介護給付実態調査報告」を利用するのが最善であると判断している。

表 14: SNA との比較 (10 億円)

介護給付費実態調査の値	9,303.9
SNA の値 (合計)	9,127.7
SNA の値 (現物社会移転のみ)	9,085.1

5 その他の社会保障給付 (otherssb) の細分化

NTA では年金・医療 (保健)・教育を年齢別に分類し、それ以外の項目を一括で取り扱うことが基本であるが、社会保障の中でも、年齢別に分類可能な項目はいくつか残されていると考えられる。1 つは本稿においても取り上げている介護であるが、ほかにも、労働保険 (労災保険・雇用保険)、児童手当及び子ども手当といった項目について、年齢別に検討することを試みる。なお、金額的にはそれぞれ社会保障給付の 2%程度である。

5.1 労働保険

まずは労働保険について見てみよう。労働保険としては労災保険と雇用保険があるが、労災保険は労働者災害補償保険事業年報、雇用保険は雇用保険事業年報によりデータを得ることができる。

雇用保険については適用状況は 5 歳階級、給付は 29 歳以下、30 歳以上 44 歳以下、45 歳以上 59 歳以下、60 歳以上 64 歳以下となっている。一方労災保険は年齢別にはなっていないため、労働者数で割り当てることになる。

5.2 児童手当

次に児童手当である。まずは児童手当の給付対象について検討することが必要である。すなわち、対象を子と考えるか親と考えるかという問題である。日本の NTA の中では結論が出ていないところではあるが、まずは給付対象を親と想定した上で作成を試みる。

5.3 児童手当の年齢プロフィール

前述のように児童手当の給付対象は親 (世帯主) にして、世帯内移転で全額を子に回す形とした場合、児童手当をどうやって親に紐付けるかということが問題になる。世帯毎の児童手当の額は、子どもの数、年齢、第 3 子の有無に依存しており、次の 2 つの条件が満たされなければならない。

1. 各世帯における児童手当の受給額が制度と一致。
2. 子どもの年齢別人口計の児童手当給付額がその年の児童手当給付額に一致。

したがって、本来的には、全消の「世帯主の年齢別子ども数 × 子どもの年齢分布」が正確である必要がある。

このような問題を念頭に置きつつ、次のような手順を想定する。

1. 「平成 26 年度児童手当事業年報」(内閣府子ども・子育て本部) より得られる給付区分ごとの支給対象児童数と、給付区分ごとの単価をもとに、年齢別の 1 人当たり支給額を算出。
2. 上記金額を全消データに当てはめて、各世帯における児童手当の受給額を計算(年齢と子どもの数のみを考慮)。
3. 2 で計算した額を世帯主に「児童手当」として割り振り、児童手当の年齢プロファイルとする。
4. 児童手当の額は、世帯主から子への世帯内移転(その他)に含める。

このとき、世帯主が受け取る額の年齢プロファイルは、全消の「世帯主の年齢別子ども数 × 子どもの年齢分布」の正確性に依存するが、世帯内移転として子どもが受け取る児童手当の額については、年齢別人口を乗じることで、上記の 2 点を満たすと考えられる。また各世帯における児童手当の給付額は、特例給付世帯(所得制限以上の収入の世帯)であるか、支給対象の第 3 子がいるかによって、実際よりもわずかに過大もしくは過小となるが、子どもへの世帯内移転(その他)の額は大きいいため、全体的な影響は小さいと考えられる。

なお、児童の年齢と児童手当の月額は、次のようになる。

表 15: 児童の年齢と児童手当の月額

児童の年齢	月額
0~2	14,513 円
3~12	10,210 円
13~15	9,498 円

6 その他の現金給付 (othercash)

社会保障関係以外の「その他の現金給付」の扱いについて、SNA 付表 7「一般政府の機能別支出 (COFOG)」をもとに確認しよう。

まず、2009 年度まで(2000 年基準・93SNA)は、一般公共サービスから社会保護までのすべての項目で、「現物社会移転以外の社会給付」が計上されていた。しかし 2005 年基準改定以降、「現物社会移転以外の社会給付」は社会保護にしか計上されていない(参考資料 p.25)。解説書(参考資料 p.26~29)を読む限りでは、「現物社会移転以外の社会給付」について 93SNA と 08SNA で内容的に大きな差はないようであり、この計上の方法が何故変更されたのかが不明のままである。

また、奨学金が社会扶助給付に含まれているので、教育などで「その他の現金給付」に値が計上されていてもおかしくないように思われるため、さらなる調査が必要である。なお、NTA で必要となる(年齢で区切る必要がある)項目は、教育のみであると考えられる。

ここで、「社会保護」以外の「現物社会移転以外の社会給付」がゼロとなることを前提とした場合の、NTA における処理を考えてみよう。

まず、付表 7 のうち、「補助金」「現物社会移転以外の社会給付」「その他の経常移転」「資本移転」を合計した額を「その他の現金給付」として扱う(参考資料 p.30)。このように「補助金」「現

物社会移転以外の社会給付」「その他の経常移転」「資本移転」を合計した額を使うのであれば、教育については、現物と同様の割り当てが可能となる。ただし繰り返しになるが、「社会保護」以外では「現物社会移転以外の社会給付」はすべてゼロとなっていること、また「社会保護」の内訳については、付表7のほかに付表9「一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」が参考になりそうだが、分類が異なるため、さらなる調査が必要である。

最後に、「児童手当」「労働保険」「教育」以外のものについては人口頭割りの方針とする。

6.1 補助金

SNAにおいて、補助金とは以下の3つの条件を満たす経常交付金として定義される。

1. 一般政府から市場生産者に対して交付され
2. 市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり
3. 財貨・サービスの市場価格を低下させるものであると考えられるものであること

具体的には、対家計民間非営利団体に対する経常交付金(例: 私学助成)などが挙げられる。ただし、付表7において、教育全体の補助金の金額は89億円であり、額が小さすぎることから、別に計上されている可能性も含めて、さらなる調査が必要である。

6.2 その他の経常移転

SNAにおいて、その他の経常移転とは、支払側の資産や貯蓄ではなく経常的な収入の中から充てられ、また受取側の投資の源泉とならないものを指す。具体的には、非生命純保険料、非生命保険金、一般政府内の経常移転、経常国際協力及び他に分類されない経常移転といったものが挙げられる。

6.3 資本移転

SNAにおいて、資本移転とは、反対給付を伴わない移転のうち、受取側の資本形成やその他の資本蓄積あるいは長期的な支出の資金源泉となり、支払側の資産又は貯蓄から賄われるような移転のことを指す。具体的には、相続税や贈与税という「資本税」、投資に対する補助金や助成金等の交付金、債権者と債務者の双方の合意による負債の帳消し分(債権者から債務者への移転)、保険契約によってカバーされない大規模な損害や重篤な障害に対する補償金の支払い、複数年にわたり蓄積された多額の営業赤字を埋め合わせるための政府単位が行う公的ないし私的企業に対する移転といったものが挙げられる。

7 年金

次に、公的年金について検討しよう。厚生年金と国民年金について詳細に検討したのち、他制度の扱いについても触れることにする。

7.1 厚生年金

7.1.1 給付

まずは厚生年金の給付である。「事業年報」をもとに総額を比較すると、事業年報と SNA ではある程度の乖離が見られる。

表 16: 事業年報と SNA の比較 厚生年金 給付

事業年報 (06 表)	26,854.7(合計 = 老齢給付 + 障害年金 + 遺族年金 + 通算遺族年金)
SNA(s9)	23,142.6(厚生年金計)

また、年齢別にわかるのは受給権者数 (09 表) だけであり、実際に年金を受給している受給者数は、07 表で合計ではわかるものの、年齢別にはわからないという問題がある。このため、総額や平均額についても、実際の受給総額からの乖離が発生する点に注意が必要である。

なお、受給権者数は、老齢年金なら 59 歳以下～90 歳以上で 1 歳刻み、男女別。障害と遺族は 5 歳刻み、男女計 (09 表) である。また平均年金月額も老齢のみ 1 歳刻み、男女別 (10 表) となっている。

7.1.2 保険料拠出

保険料拠出については、事業年報と SNA での乖離は少なく、ほぼ同額となる。

表 17: 事業年報と SNA の比較 厚生年金 保険料拠出

事業年報 (03 表)	26,694.1
SNA(s10)	26,316.0

ただし、04 表に示される被保険者の年齢構成は男女別 5 歳階級であり、年齢各歳別の平均標準報酬は事業年報でも示されていない。

7.2 国民年金

7.2.1 給付

国民年金についても、厚生年金と同様、事業年報と SNA に多少の乖離が発生している。

表 18: 事業年報と SNA の比較 国民年金 給付

事業年報 (07)	21,666.3
SNA(s9)	20,813.2

なお 13 表に示される受給権者数は、老齢年金なら 60 歳～90 歳以上で 1 歳刻み、男女別であり、また障害年金と遺族年金は 5 歳刻み、男女計である。

一方平均年金月額は 14 表において老齢のみが示されており、1 歳刻み、男女別である。

7.2.2 保険料拠出

国民年金においては、保険料拠出についても事業年報と SNA に多少のずれが発生している。

表 19: 事業年報と SNA の比較 国民年金 保険料拠出

事業年報 (19)	1,625.4
SNA(s10)	1,578.6

7.2.3 その他の公的年金

日本の公的年金は国民年金と厚生年金が中心ではあるが、特に 2015 年の一元化以前においては、他の制度が並立していたため、これらについての扱いについても検討を行った。

SNA で確認すると、船員保険については 2010 年度以降で 0 となる。また共済年金についても、前述の通り 2015 年に一元化されたため、将来的には考慮する必要がなくなる。

なお、各事業年報に示されている値を見ると、地共済・国共済ともに、合計の値(長期経理)は SNA とほぼ一致する。また国共済については、年齢別の詳細も存在している。ただし、地共済については年齢別の詳細は見当たらない。

したがって、国共済だけは別にすることも可能なだけのデータはあるようには思えるが、国共済だけやることにあまり意味はないかと考えられ、また繰り返しになるが共済年金は一元化されたということを押さえると、共済は厚生年金とまとめて扱うことが適当であると考えられる。

7.2.4 年金の計算 (1) 被用者年金

最後に、年金の総額について計算してみよう。

事業年報ベースで計算すると、老齢年金受給権者の年金総額 = 老齢年金受給権者数 × 平均年金月額として、年額で見れば 26,813,211,973 千円という値が得られる。これを SNA の厚生年金の値と比較すると、SNA の値が 23,142,600,000 千円であることから、事業年報の値の方が SNA より 15%程度大きいということになる。

また共済年金を厚生年金と同様に扱うならば、各共済の長期経理の部分を加えて、SNA における被用者年金の額に相当するものが 29,613,300,000 千円となる。このように計算すると、さきほどの計算結果の方が 10%程度小さいことになる。このとき、「調整係数 A」として、事業年報の値を SNA の厚生年金と共済長期経理の合計額で除算した値を計算すると、1.104429415 となる。

この「調整係数 A」を各年齢における受給権者の年金受給総額に乗じることで、各年齢における受給権者が受給している SNA ベースの被用者年金の(仮想的な)総額としよう。これを人口で除算することで、各年齢における 1 人当たりの被用者年金受給額とする。

7.2.5 年金の計算 (2) 国民年金

国民年金についても、厚生年金と同様の操作を行う。まず、事業年報ベースで、老齢年金受給権者の年金総額 = 老齢年金受給権者数 × 平均年金月額という計算を行うと、国民年金は年額で見れば 19,634,220,874 千円となる。SNA の国民年金の値は 20,813,200,000 千円であることから、事業年報から計算した値は、SNA より 6%程度小さいことになる。

ここで、両者の比を「調整係数 B」としよう。この値は 1.060047156 と計算される。この倍率を各年齢における受給権者の年金受給総額に乗じることで、各年齢における受給権者が受給している SNA ベースの国民年金の(仮想的な)総額としたい。さらにこれを人口で除算することで、各年齢における 1 人当たりの国民年金受給額とする。

8 現物社会移転以外の社会給付について

最後に、現物社会移転以外の社会給付について、SNA ではどのように扱われてきたのかを確認しよう。値の推移としては、2009 年度まで (93SNA・2000 年基準) はすべての項目に計上されていた一方で、それ以降は社会保護のみに計上されているということが特徴である。これは基準改定に伴うものと推測されるが、解説書の記述のみからは明らかでない点も多いため、解説書等による記述を確認している。

8.1 93SNA・2000 年基準

「93SNA 推計手法解説書(暫定版)⁵⁾」のうち「第 8 章 所得支出勘定の推計⁶⁾」では、112 ページの「(3) 現物社会移転以外の社会給付」において、次のように記述されている。

a. 現金による社会保障給付

社会保障基金による家計に対する現金による形で支払われる社会保険給付であり、現物社会保障給付を除くすべての社会保障給付からなる。主なものに、老齢年金、失業給付、児童手当等がある。

b. 年金基金による社会給付

年金基金から支払われた給付額である。各基金別に財務諸表等から給付額を推計する。

c. 無基金雇用者社会給付

退職金等の無基金による給付額である。「雇用者報酬・雇主の帰属社会負担」と同額を給付額とする。

d. 社会扶助給付

一般政府および対家計民間非営利団体から家計に支払われる扶助金のうち、社会保障給付や無基金雇用者社会給付とならないものである。一般政府分としては生活保護費、交付公債、原爆医療費、遺族等年金などを集計し、対家計民間非営利団体分としては奨学金や医療サービスのほか家計に対するすべての経常的移転支出が含まれる。

⁵⁾https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h12/0611_qe_suikai.html

⁶⁾https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h12/pdf/chap_8_20001115.pdf

8.2 93SNA・2005年基準

「推計手法解説書(年次推計編)平成17年基準版⁷⁾」のうち「第8章 所得支出勘定の推計⁸⁾」では、94～95ページの「(3) 現物社会移転以外の社会給付」において、次のように記述されている。

a. 現金による社会保障給付

社会保障基金による家計に対する現金による形で支払われる社会保険給付であり、現物社会保障給付を除くすべての社会保障給付からなる。主なものに、老齢年金、失業給付、児童手当及び子ども手当等がある。各制度別に決算書等を使用して推計する。

b. 年金基金による社会給付

年金基金から支払われた給付額である。各基金別に財務諸表等から給付額を推計する。

c. 無基金雇用者社会給付

退職金等の無基金による給付額である。「雇用者報酬・雇主の帰属社会負担」と同額を給付額とする。

d. 社会扶助給付

一般政府及び対家計民間非営利団体から家計に支払われる扶助金のうち、社会保障給付や無基金雇用者社会給付とならないものである。一般政府分としては生活保護費、交付国債(戦没者遺族等に対する弔慰金、給付金等の金銭の支給に代えて交付されるもの)、原爆医療費、遺族等年金などを集計し、対家計民間非営利団体分としては奨学金や医療サービスのほか家計に対するすべての経常的移転支出が含まれる。各制度、項目別に決算書等を使用して推計する。

8.3 08SNA・2011年基準

「国民経済計算推計手法解説書(年次推計編)平成23年基準版⁹⁾」のうち「第9章 所得支出勘定の推計¹⁰⁾」では、135ページの「(3) 現物社会移転以外の社会給付」において、次のように記述されている。

a. 現金による社会保障給付

社会保障基金による家計に対する現金による形で支払われる社会保険給付であり、現物社会保障給付を除くすべての社会保障給付からなる。主なものに、老齢年金、失業給付、児童手当等があり、各制度の決算書等を用いて推計する。

b. その他の社会保険年金給付

年金基金から支払われた給付額及び受給権を発生主義により記録する退職一時金の支給額からなる。各基金別の財務諸表や『国税庁統計年報書』から推計する。

⁷⁾<https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h17/kaisetsu.html>

⁸⁾https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h17/pdf/chap_8_2012.pdf

⁹⁾<https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h23/kaisetsu.html>

¹⁰⁾https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h23/pdf/chap_9.pdf

c. その他の社会保険非年金給付

受給権を発生主義により記録しない退職一時金等の無基金による給付額である。「雇
用者報酬・雇主の帰属社会負担」のうち無基金分と同額を給付額とする。

d. 社会扶助給付

一般政府及び対家計民間非営利団体から家計に支払われる扶助金のうち、社会保
障給付や無基金雇用者社会給付とならないものである。一般政府分としては生活保
護費、恩給、交付国債（戦没者遺族等に対する弔慰金、給付金等の金銭の支給に代
えて交付されるもの）、戦傷病者戦没者遺族年金などを集計し、対家計民間非
営利団体分としては奨学金や医療サービスのほか家計に対するすべての経常的移
転支出が含まれる。各制度、項目別に決算書等を使用して推計する。

8.4 08SNA・2015年基準

最後に、「国民経済計算推計手法解説書（年次推計編）2015年（平成27年）基準版¹¹」の
うち「第9章 所得支出勘定の推計¹²」では、135～136ページの「(3) 現物社会移
転以外の社会給付」において、次のように記述されている。

a. 現金による社会保障給付

社会保障基金による家計に対する現金による形で支払われる社会保険給付であ
り、現物社会保障給付を除く全ての社会保障給付からなる。主なものに、老
齢年金、失業給付、児童手当等があり、各制度の決算書等を用いて推計す
る。

b. その他の社会保険年金給付

年金基金から支払われた給付額及び受給権を発生主義により記録する退職一
時金の支給額からなる。各基金別の財務諸表や『国税庁統計年報書』から
推計する。

c. その他の社会保険非年金給付

受給権を発生主義により記録しない退職一時金等の無基金による給付額であ
る。「雇
用者報酬・雇主の帰属社会負担」のうち無基金分と同額を給付額とする。

d. 社会扶助給付

一般政府及び対家計民間非営利団体から家計に支払われる扶助金のうち、社会保
障給付や無基金雇用者社会給付とならないものである。一般政府分としては生活保
護費、恩給、交付国債（戦没者遺族等に対する弔慰金、給付金等の金銭の支給に代
えて交付されるもの）、戦傷病者戦没者遺族年金などを集計し、対家計民間非
営利団体分としては奨学金や医療サービスのほか家計に対する全ての経常的移
転支出が含まれる。各制度及び項目別に決算書等を使用して推計する。

¹¹<https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h27benchmark/kaisetsu.html>

¹²https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h27benchmark/pdf/chap_9.pdf

基準改定により書きぶりに多少の違いはあるものの、いずれも大きな違いは見られない。また、「対家計民間非営利団体分としては奨学金や医療サービスのほか家計に対する全ての経常的移転支出が含まれる」といった記述があることから、奨学金などは教育への消費支出として計上されることが自然ではないかと思われるが、統計上はそうになっておらず、さらなる調査が必要である。

II 学会等報告資料

THE FUTURE OF UNPAID WORK: How would automation transform time spent on domestic and care work in the UK and Japan?

Setsuya FUKUDA

National Institute of Population and Social Security Research, Tokyo
JAPAN

*In collaboration with E. Hertog, N. Nagase, V. Lehdonvirta and R. Matsukura

Projects (2019.12-2023.3)

- **JAPAN: The Future of Unpaid Work: AI's Potential to Transform Unpaid Domestic Work in the UK and Japan (P.I. Prof. N. Nagase @Ochanomizu University)**

<https://www.jst.go.jp/ristex/hite/en/community/project000426.html>

- **The UK: DomesticAI: AI's potential to transform unpaid domestic work in the UK and Japan (P.I. Dr. E. Hertog@University of Oxford)**

<https://www.sociology.ox.ac.uk/research/domesticai-ai-s-potential-to-transform-unpaid-domestic-work-in-the-uk-and-japan.html>

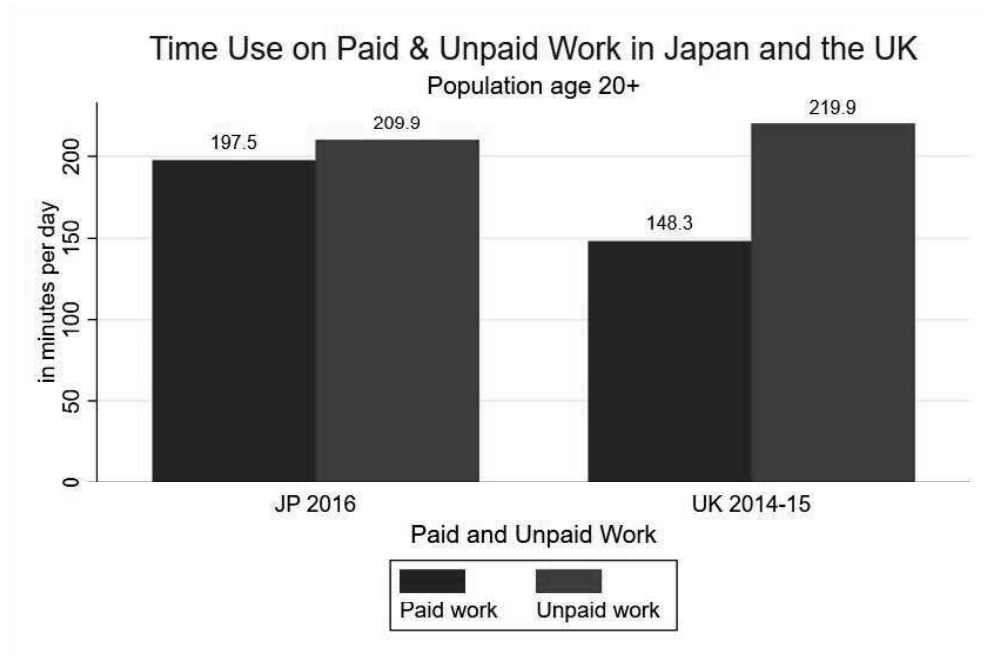
Project members

- Japan: 8-10 core members across 6 university/institutions
- The UK: 2 core members at U of Oxford + 1 postdoc
- +advisory board and sub members
- Interdisciplinary: specialized in labor economics, household economy, econometrics, sociology, demography, macro economics, engineering and internet and technological developments

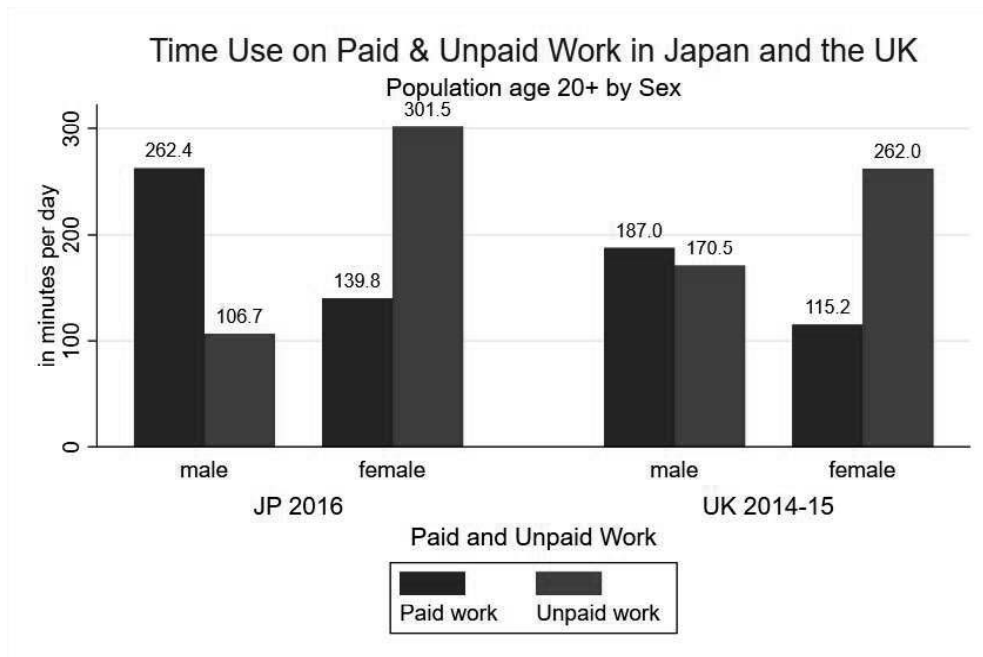
Motivation

- Many studies focus on the “future of work”
 - How does new technologies affect on future employment and training in the formal labor market?
- The “future of unpaid household and care work” receives little attention,
- But, unpaid work is equally important for the society and economy!

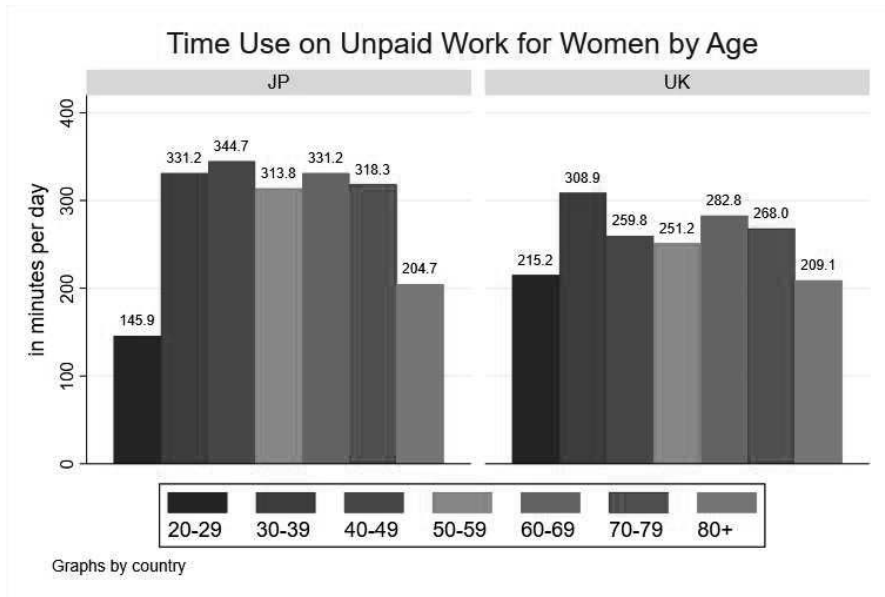
Fact 1: Amount of time use on paid and unpaid work



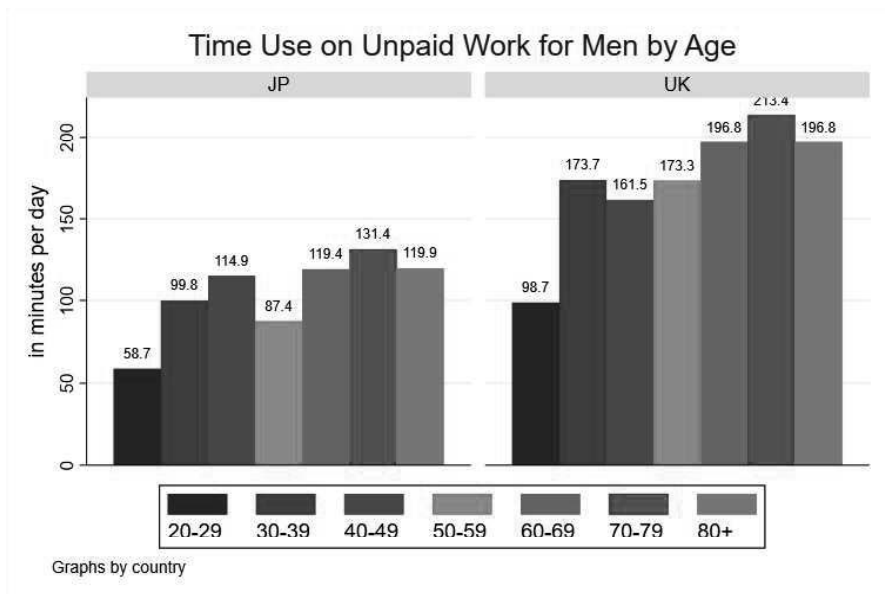
Fact 2: Gender dimension



Fact 3: Age dimension : Women



Fact 3: Age dimension: Men



Motivation cont.

- Unpaid work has considerable values on total welfare and economic output.
 - Societies could not function if no meals were cooked, no houses were cleaned, children and dependent adults were not cared for.
- If a significant share of unpaid work can be automated, this has a potential to
 - ✓ free up women and men to allocate more time to paid work, human capital investment and etc.
 - ✓ promoting more elderly to be independent.
 - ✓ enhance more gender equality both in paid and unpaid work
 - ✓ coping to the large care demand due to the rapid population ageing

This project

- First time ever investigating the impact of new technologies on automation of unpaid work, by estimating;
 1. price and potential supply of smart technologies to automate specific unpaid work activities at households
 - ➔ **Delphi survey** on experts
 2. individuals' potential demand (preferences) on how much people want to automate specific unpaid work activities at a given cost
 - ➔ **Vignette survey** on individuals
 3. Transforming them into people's time use by various characteristics
- Examining various social and economic implications!

Rationale for Japan-The UK Comparison

- Similar economic development levels, both are technologically advanced
- But both countries differ significantly in cultural contexts, e.g. gender, work, HH composition, Pop age structure AND perceptions on how automation may be adopted
- These differences should highlight the impact of social context on how technologies change people's lives

How JP and UK differ in the perceptions of AI/robots?

1. In the last 12 months have you heard read or seen anything about artificial intelligence?
2. Generally speaking, do you have a very positive, fairly positive, fairly negative or very negative view of robots and artificial intelligence?
3. Do you think your current job could be done by a robot or by artificial intelligence in the future?
4. Robots and artificial intelligence are technologies that require careful management.

	% in YES/POSITIVE	
	JP	UK
1	51	50
2	69	60
3	85	31
4	67	91

文部科学省科学技術・学術政策研究所(2019)「科学技術に関する国民意識調査－新技術の社会受容性－」, EU(2017) Special Eurobarometer 460

Aim of this study (today's talk)

- As a first step, we applied two kinds of “already existing” automation scores developed for paid market occupations,
 1. linking them to similar unpaid work activities in **time use data**
 2. to estimate the rough impacts of automation for various types of domestic work and
 3. to conduct very simple simulations of future time use patterns and potential workforce in Japan and the UK

Data

- UK time use data 2014-15
 - Nationally representative samples of households and individuals in the United Kingdom
 - Sample size: over 16,000 (men and women age over 10)
- Japanese time use data 2016
 - Nationally representative cross-sectional samples in Japan
 - Sample size: less 20,000 (men and women age over 10)
- In both surveys, respondents complete two time diaries reporting their primary activities throughout the day, and any secondary activities they engage in.

Automation scores

1. Frey & Osborne Automation Scores (F&O)



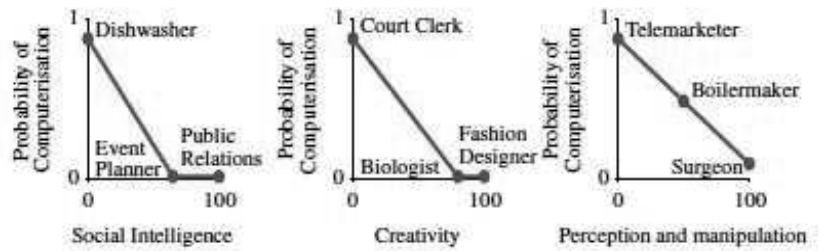
Dr Carl Benedikt Frey
Director, Future of Work



Professor Michael Osborne
Dyson Professor in Machine Learning

Frey, C. B. & M. A. Osborne. 2017. "The future of employment: How susceptible are jobs to computerization", *Technological Forecasting & Social Change* 114, 254–280pp.

- ① Inviting technology experts, and asked whether selected 70 occupations are fully automatable in the future, based on the knowledge, skills and abilities required for each occupation which is described in the US **O-NET database**.
<https://www.onetonline.org/>



- ② Specifying 9 bottleneck variables for automation based on the 70 occupations.

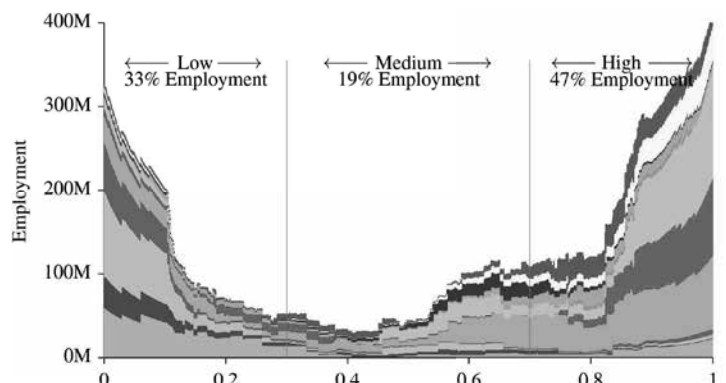
Table 1
O*NET variables:

Computerisation bottleneck	O*NET variable
Perception and manipulation	Finger dexterity
	Manual dexterity
	Cramped work space, awkward positions
Creative intelligence	Originality
	Fine arts
	Social perceptiveness
Social intelligence	Negotiation
	Persuasion
	Assisting and caring for others

- ③ Using these 70 jobs as training data, running machine learning programs to get the best model specifications and parameters to predict automation outcome.

- ④ Applying the model to other 630 occupations to predict **probability of full automation** in the future (no time definition).

Main findings: 47% of employment is at higher risk of automation!



2. Office of National Statistics (in the UK) Automation scores (ONS) White, Lacey, and Ardanaz-Badia (2019)

- ① F&O study doesn't account for the fact that different jobs within an occupation vary considerably in their task make-up.
E.g. Junior consultants spend more time doing admin and less time advising clients than more senior consultants.

- ② Arntz, Gregory and Zierahn's (2017) task-based approach uses the OECD's Survey of Adults Skills (PIAAC), which contains individual-level data on the task composition of jobs.

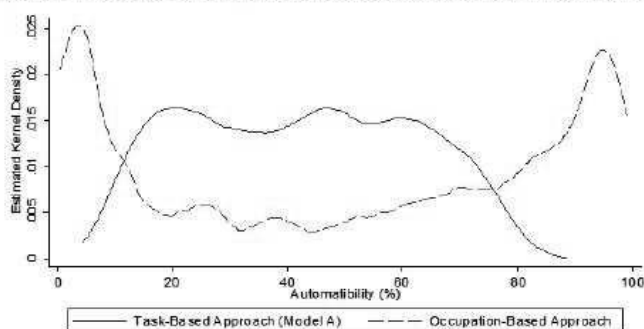
- ③ Running regression of
$$y_{ij} = \sum_{n=1}^N \beta_n x_{in} + \epsilon_{ij}$$

y_{ij} : F&O score of worker i 's job j , x_{in} : worker & job characteristics (inc. 25 tasks) of worker i

- ④ By running this model, ONS got parameters for the automatability of workplace tasks in England. Re-constructing automation scores based on the **task composition** of jobs for each worker.

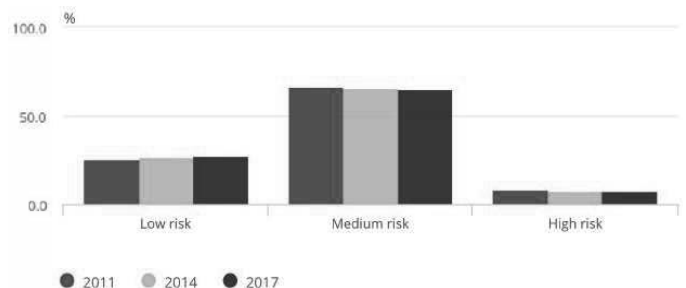
How two automation scores differ?

Figure 1: The distribution of probabilities of automation for different approaches



Source: Arntz et al. (OECD paper)

ONS calculation for England 2011-2017



In ONS scores (on the right), only **7.4%** of employees are employed at high risk of automation in 2017, while a further 65% of jobs have a risk of between 30 and 70%.

Linking unpaid work and automation score

Example: Food management (labeled as “Cooking” in the analysis)

		UKTUS 2014-15	STULA 2016	2010 SOC Code	2010 SOC Title	Automation score from F&O (2017)
1 FOOD MANAGEMENT	1. COOKING	COOKING				0.80
		3110 Food preparation and baking	2111 Meal preparation	35-2011	Cooks, Fast Food	0.81
		3140 Preserving	2111 Meal preparation	35-2012	Cooks, Institution and Cafeteria	0.83
		3190 Other specified food management	2111 Meal preparation	35-2014	Cooks, Restaurant	0.96
		3100 Unspecified food management	2111 Meal preparation	35-2015	Cooks, Short Order	0.94
		4210 Food management as help to other households	2111 Meal preparation	35-2015	Cooks, Short Order	-
				35-2013	Cooks, Private households	0.30
				35-2021	Food Preparation Workers	0.87
		3110 Food preparation and baking	2120 Baking/ sweet making	51-3011	Bakers	0.89
		3110 Food preparation and baking	5330 Baking as a hobby	51-3011	Bakers	-
	2. DISH WASHING	DISH WASHING				0.77
		3130 Dish washing	2112 Dish washing	35-9021	Dishwashers	0.77

*Basically, the matching method in linking each unpaid work activity with paid work occupations follows the replacement cost specialist approach (RC-S) which is commonly used in valuation of unpaid work in national economy (ESRI 2018). The RC-S method links each unpaid work activity with similar paid work occupations and applying their market wage rates to the hours spent on each unpaid work activity. Here, instead of wage rate, we linked automation scores of paid work to 19 unpaid work activities which are further categorized into 9 broader activities.

Scenarios: how to get time use after automation?

1. $\text{time use}_t \times (1 - \text{F\&O score}_t)$
2. $\text{time use}_t \times (1 - \text{ONS score}_t)$
3. $\text{time use}_t \times (1 - \text{F\&O score}_t)$ if $\text{F\&O score}_t > 0.5$, otherwise no automation
4. $\text{time use}_t \times (1 - \text{ONS score}_t)$ if $\text{ONS score}_t > 0.5$, otherwise no automation

t: unpaid work activity (task)

* Automation scores are essentially the prob. of full automation. (so here we use it in a slightly different way...)

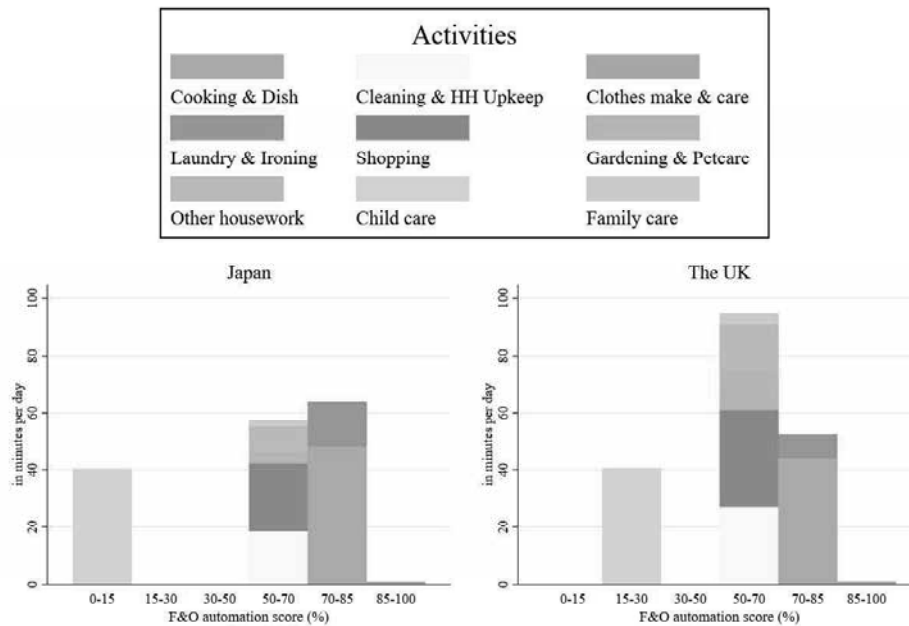
Results

* All calculations are based on the time use of population age 20-59 during weekdays (excluding weekend).

1. Distribution of the automation scores in time use on unpaid work

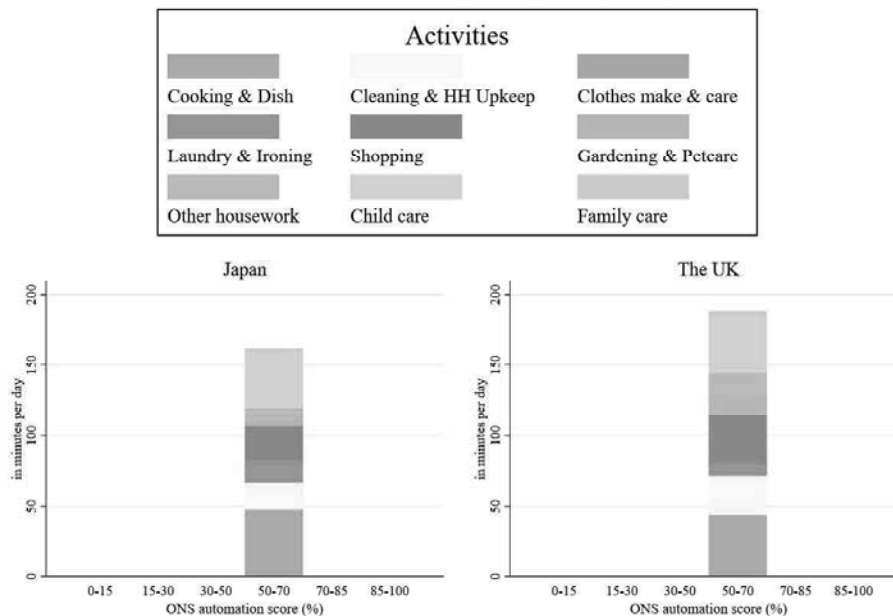
Results 1-1: F&O automation score

Per Capita time use per average day: Japan vs The UK



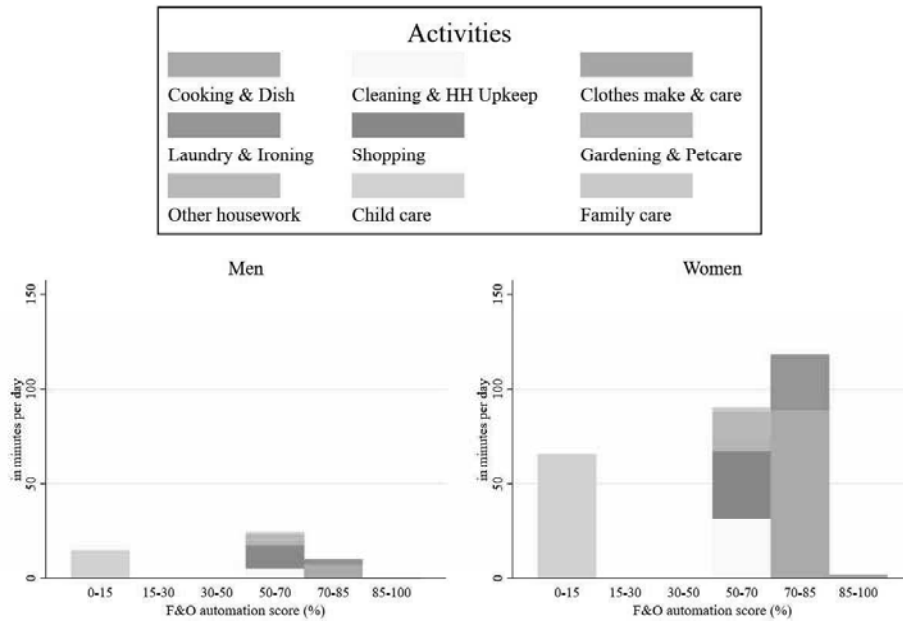
Results 1-2: ONS automation score

Per Capita time use per average day: Japan vs The UK



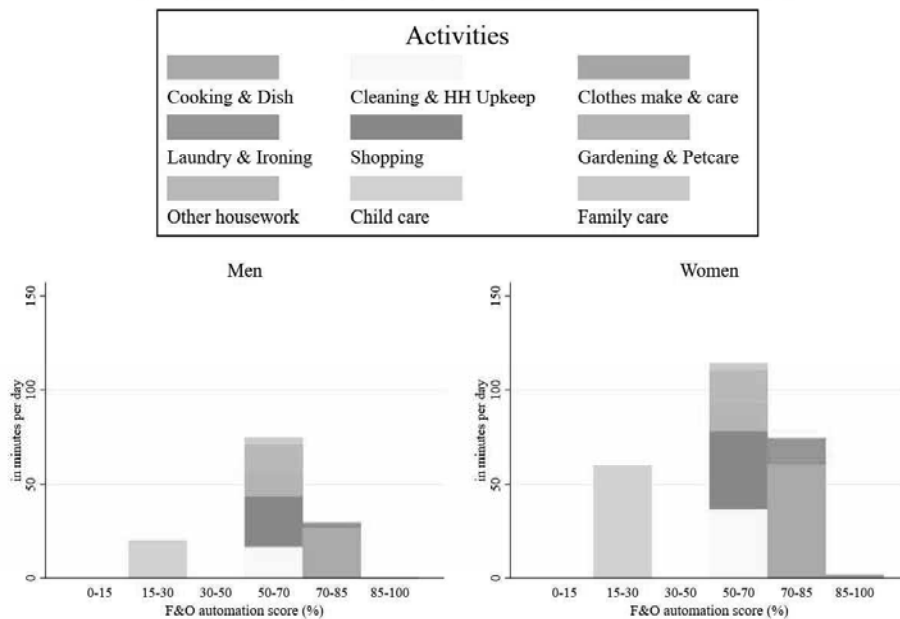
Results 1-3: F&O automation score by Sex in Japan

Per Capita time use per average day in Japan: Men vs Women



Results 1-4: F&O automation score by Sex in the UK

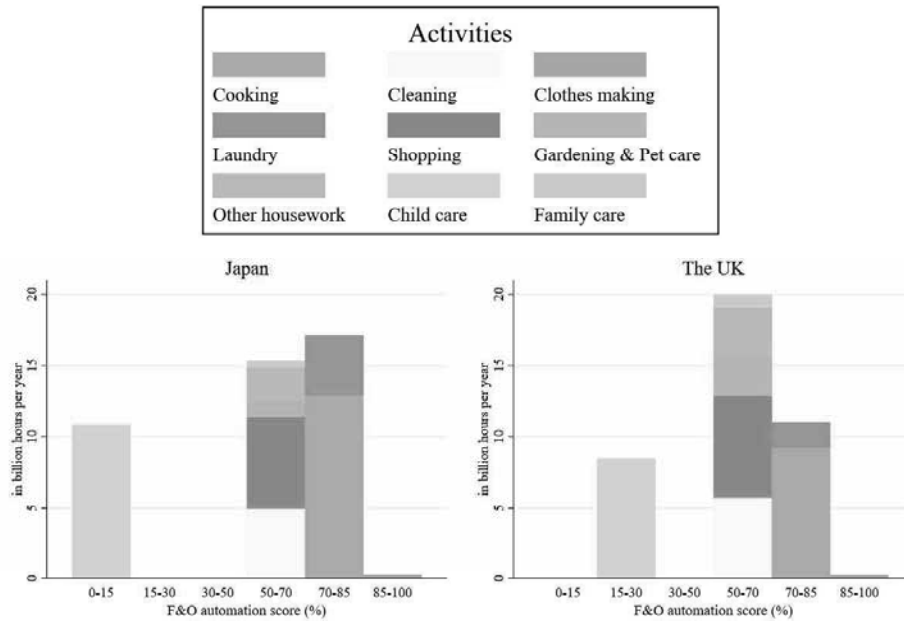
Per Capita time use per average day in the UK: Men vs Women



Results 1-5:

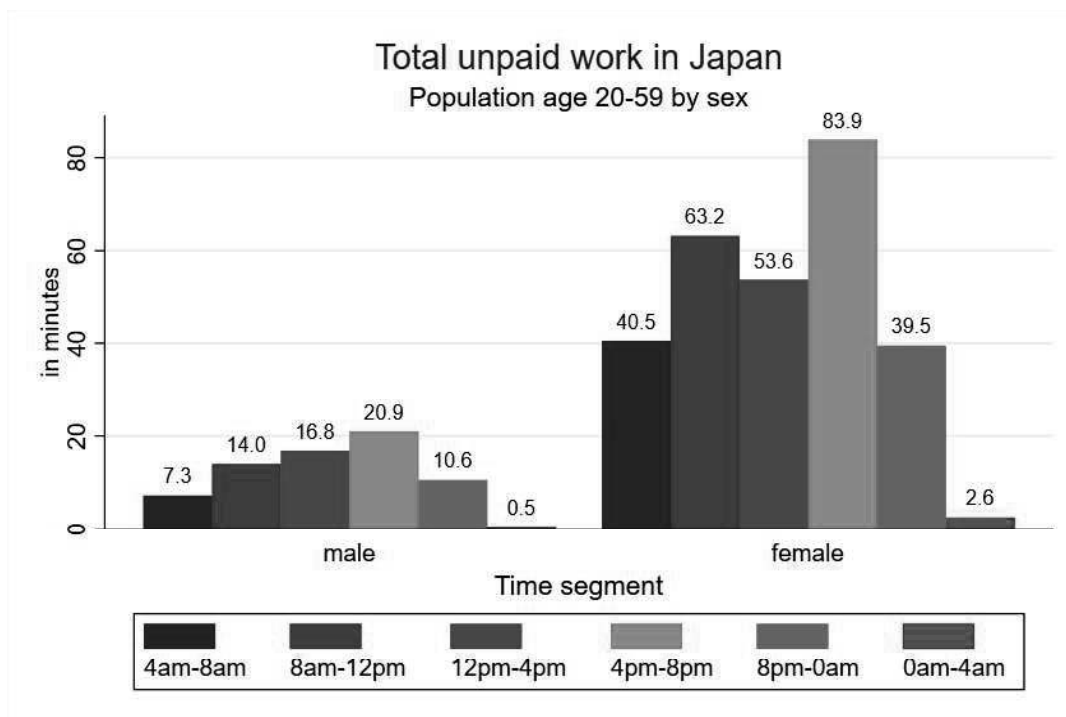
F&O automation score : Population aggregate time use per year

Population aggregate time use: Japan vs The UK

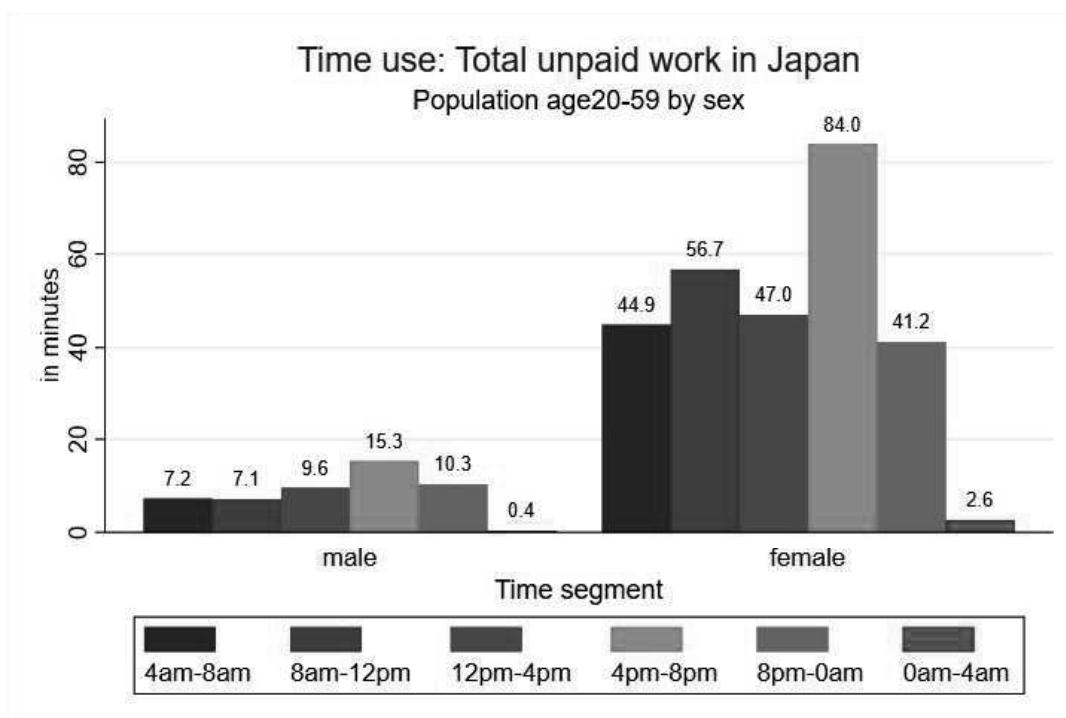


2. Time use during the day: Current time use patterns in daily average

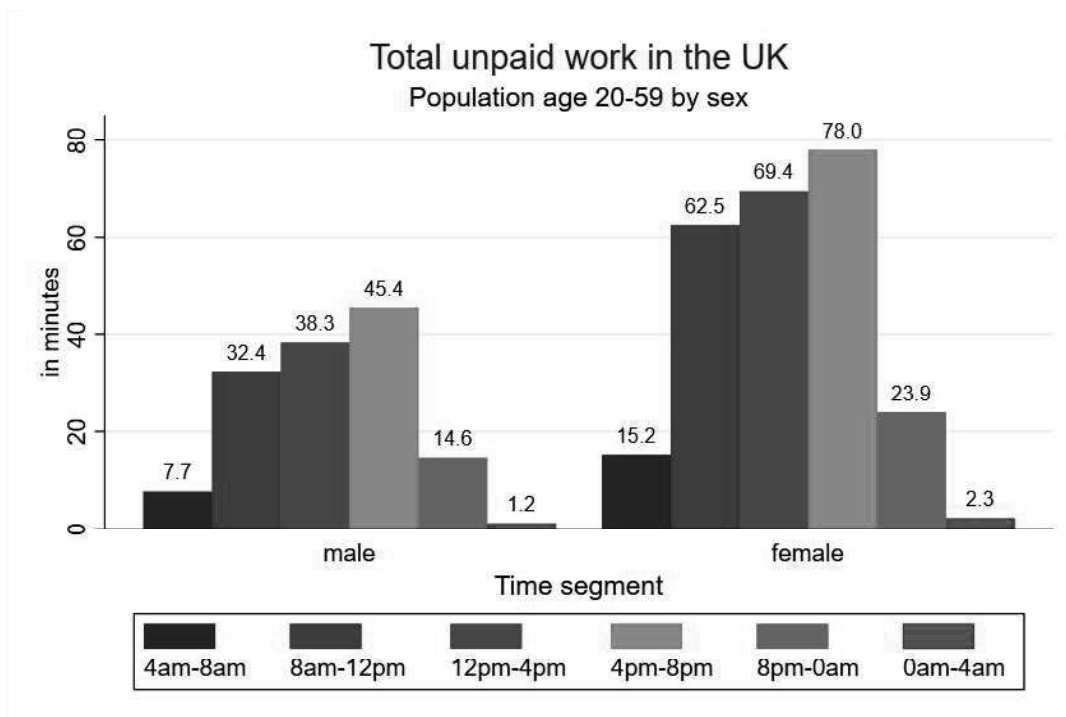
Results 2-1: Japan -weekly average (weekday + weekend)



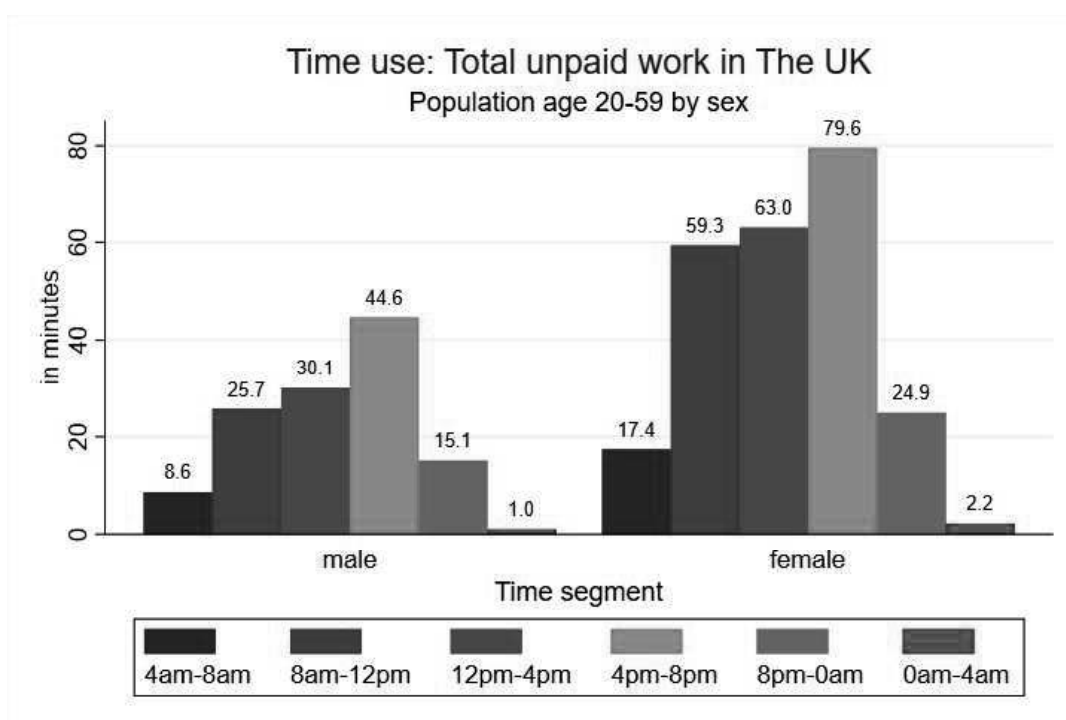
Results 2-1: Japan -weekdays



Results 2-2: The UK –weekly average (weekday + weekend)



Results 2-2: The UK –weekdays



3. How much time will be automated?: The future time use patterns

S1: $\text{time use}_j \times (1 - \text{F\&O score}_j)$

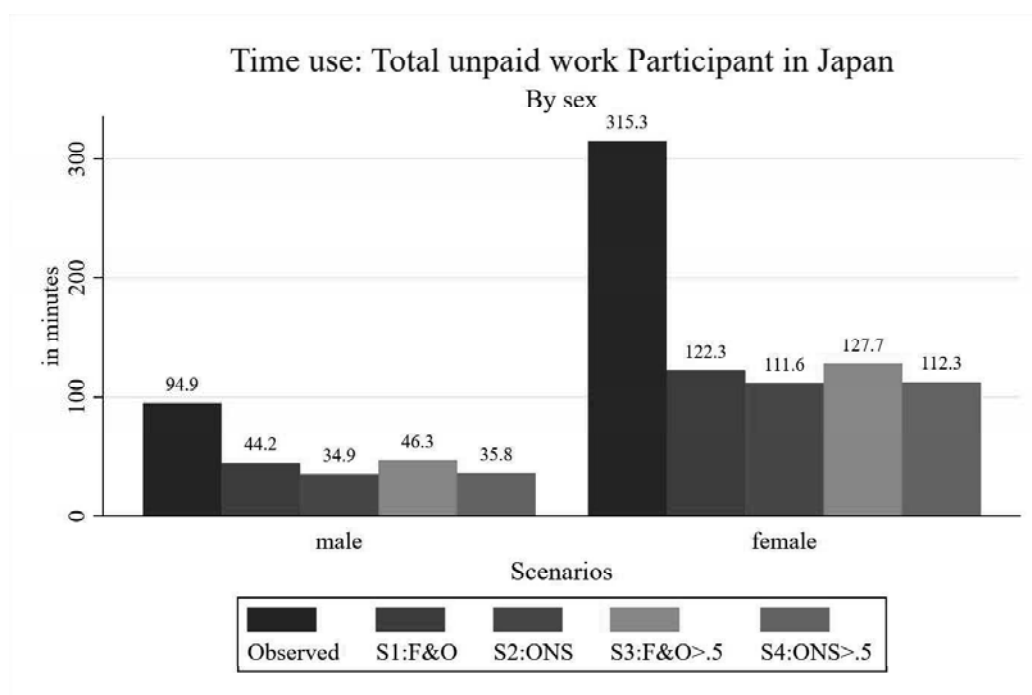
S2: $\text{time use}_j \times (1 - \text{ONS score}_j)$

S3: $\text{time use}_j \times (1 - \text{F\&O score}_j)$ if $\text{F\&O score}_t > 0.5$, otherwise no automation

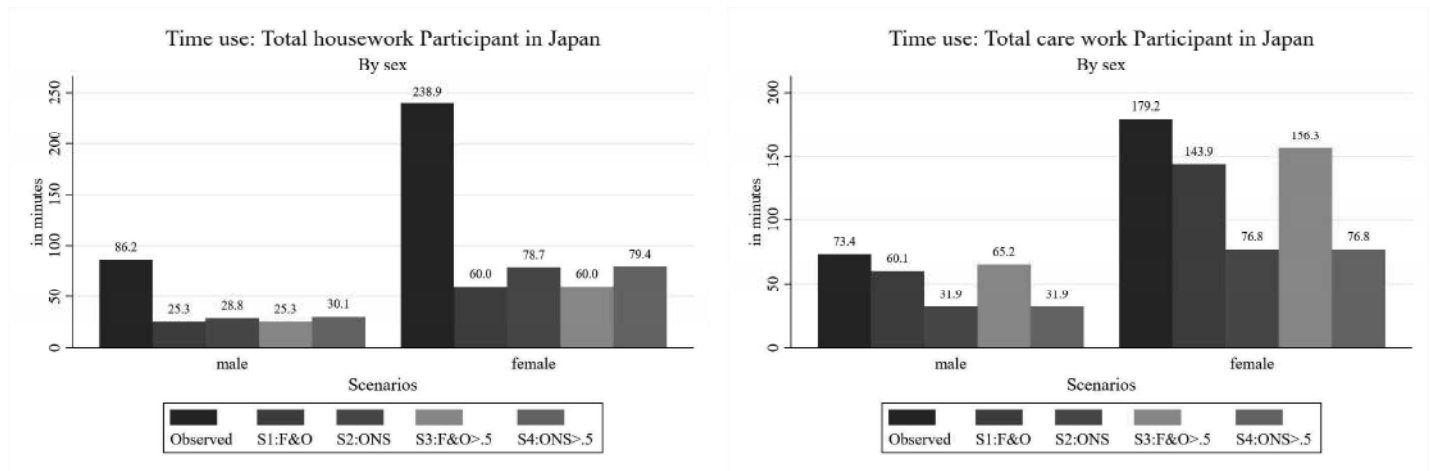
S4: $\text{time use}_j \times (1 - \text{ONS score}_j)$ if $\text{ONS score}_t > 0.5$, otherwise no automation

j: types of unpaid work activity

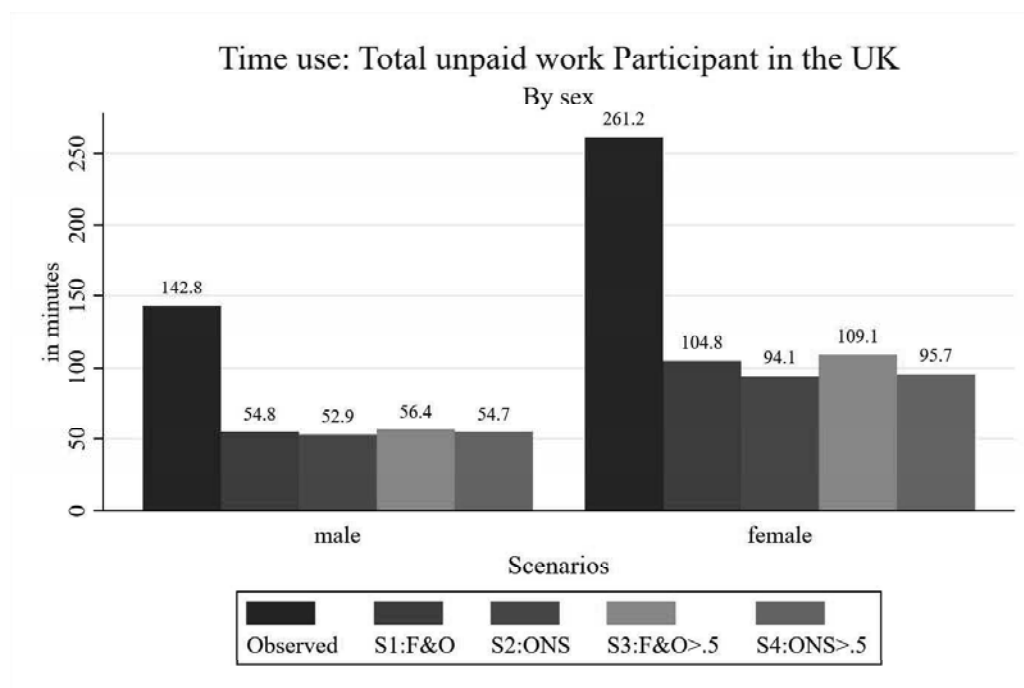
Results 3-1: Day total, Japan: unpaid work participants



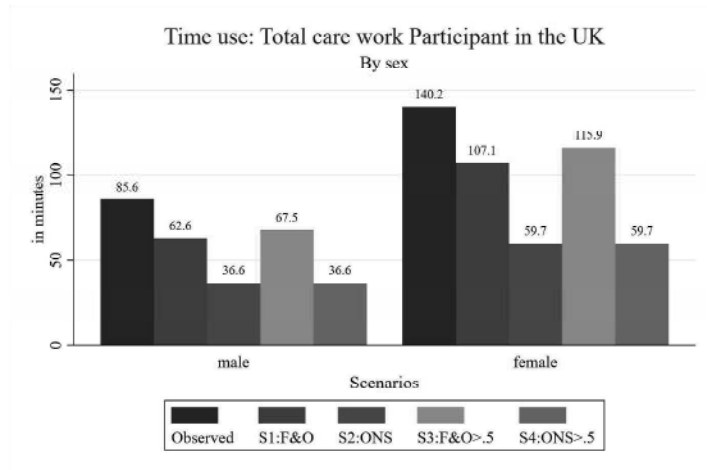
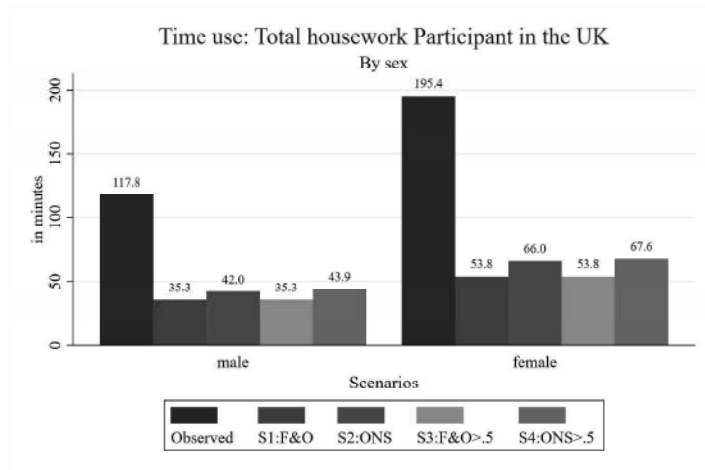
Results 3-2: Day total, Japan: Housework vs Care work



Results 3-2: Day total, The UK : unpaid work participants



Results 3-2:
Day total, The UK: Housework vs Care work



4. How many potential workforce
to be created?
(Assuming that if doing unpaid work was
the only reason not to work.)

Other assumptions

Automation priority: if time use on each unpaid work activity is distributed across different time segments, we assume that automation will take place in the following order to make the “core working hours” free ;

①12:00-16:00 → ②08:00-12:00 → ③16:00-20:00

Ex. Day total cooking: 80 min. / Score 0.80 / Day total automation time 64min.

The estimated cooking time in each time segment (①, ②, ③) of this person will be

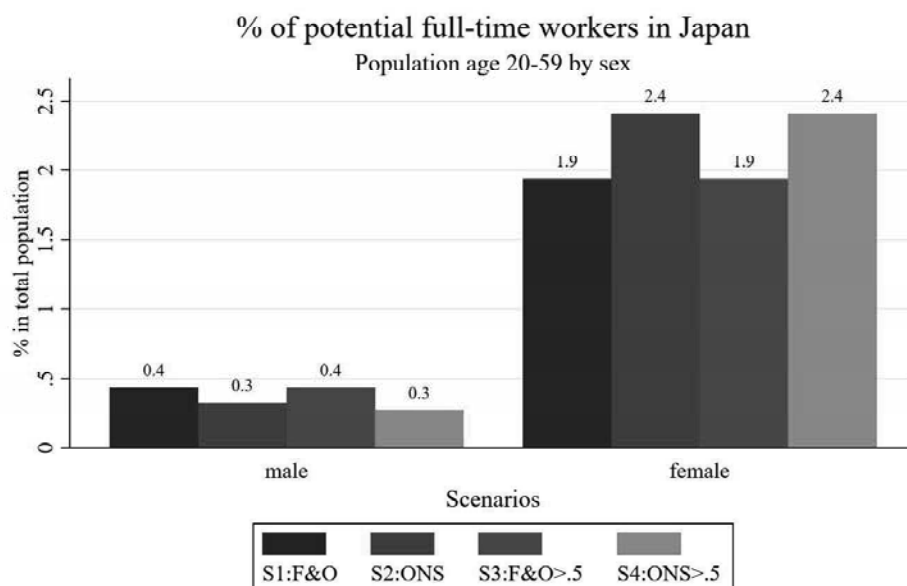
① 20min. → 0 min. ②30min. → 0 min. ③40min. → 26 min.

Potential full-time (FT) / part-time (PT) worker:

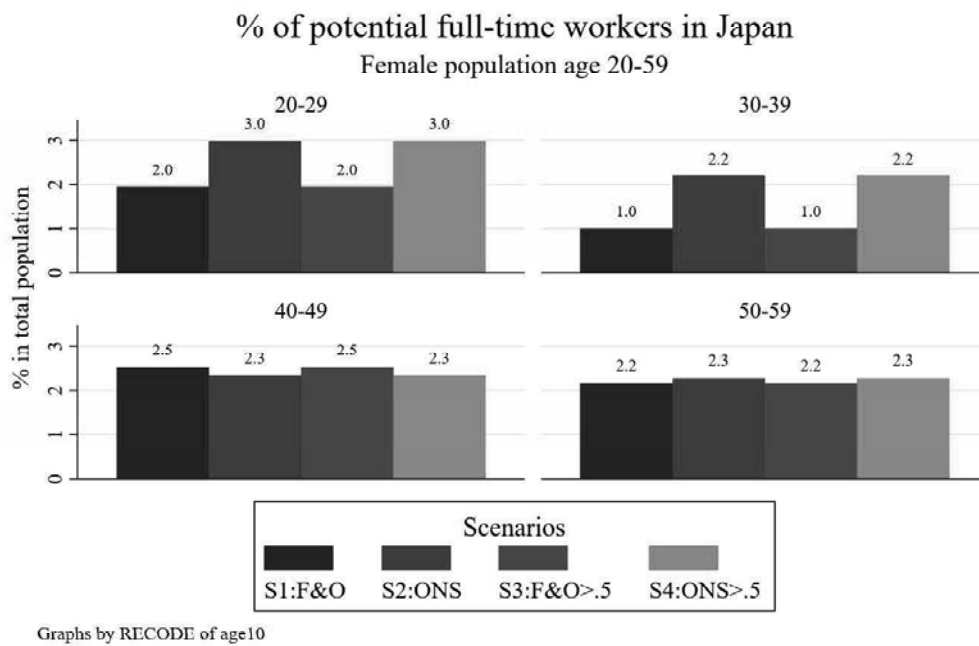
Men and women age20-59 who are not in education and labor force, but will have **two consecutive / one** free time segments **btw 8am-8pm** after automation.

* Excluding those who currently do not spend any time on unpaid work between 8am-8pm.

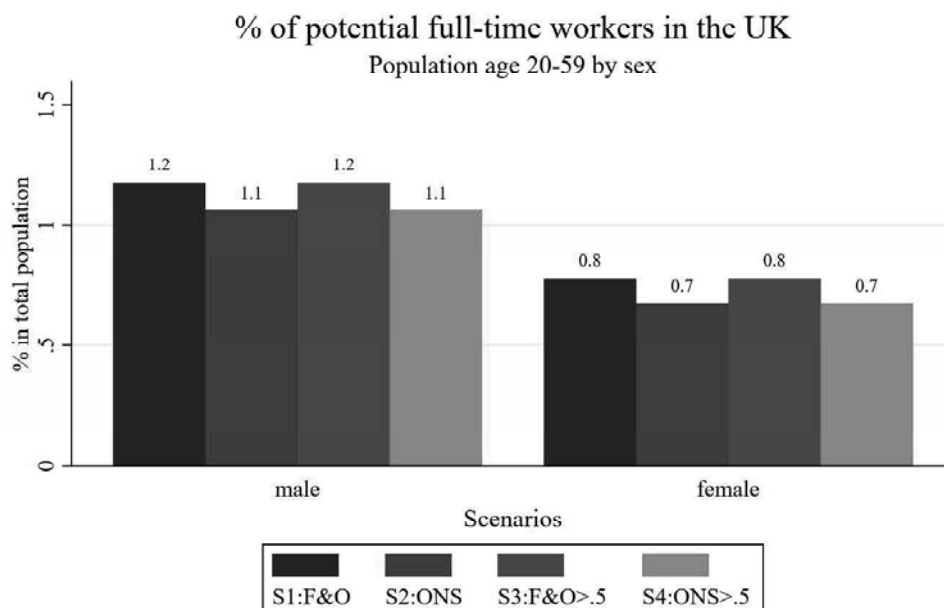
Results 4-1: By sex, Japan: Full-time, weekday



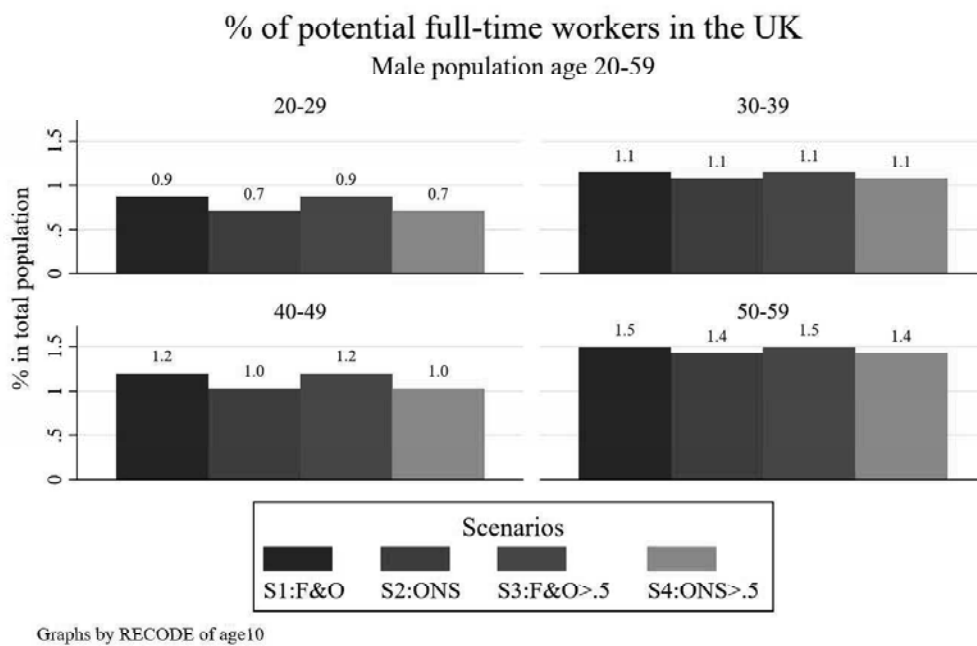
Results 4-2:
By age for women, Japan: Full-time, weekday



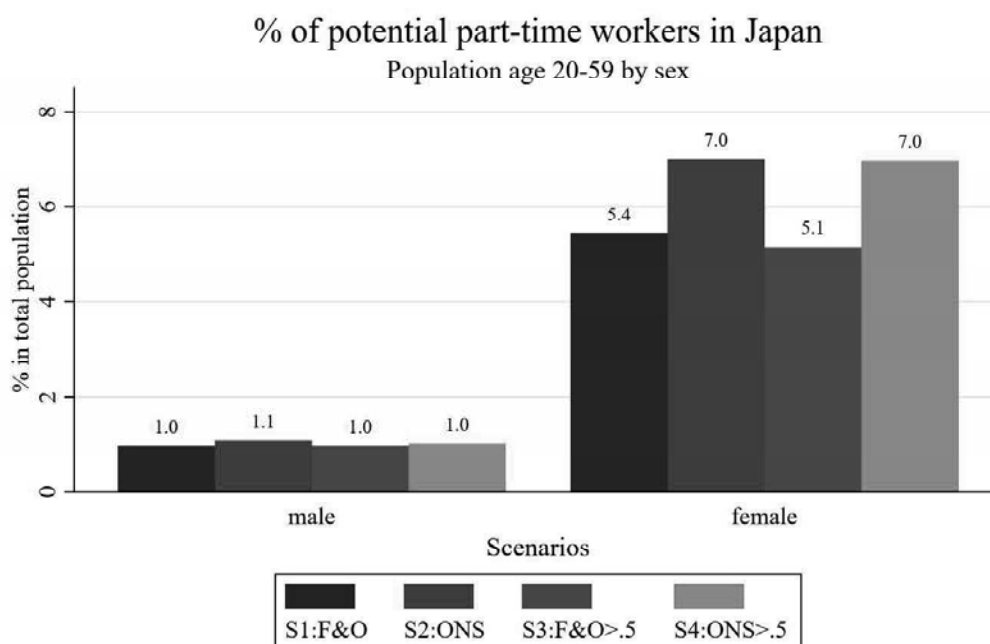
Results 4-3:
By sex, The UK: Full-time, weekday



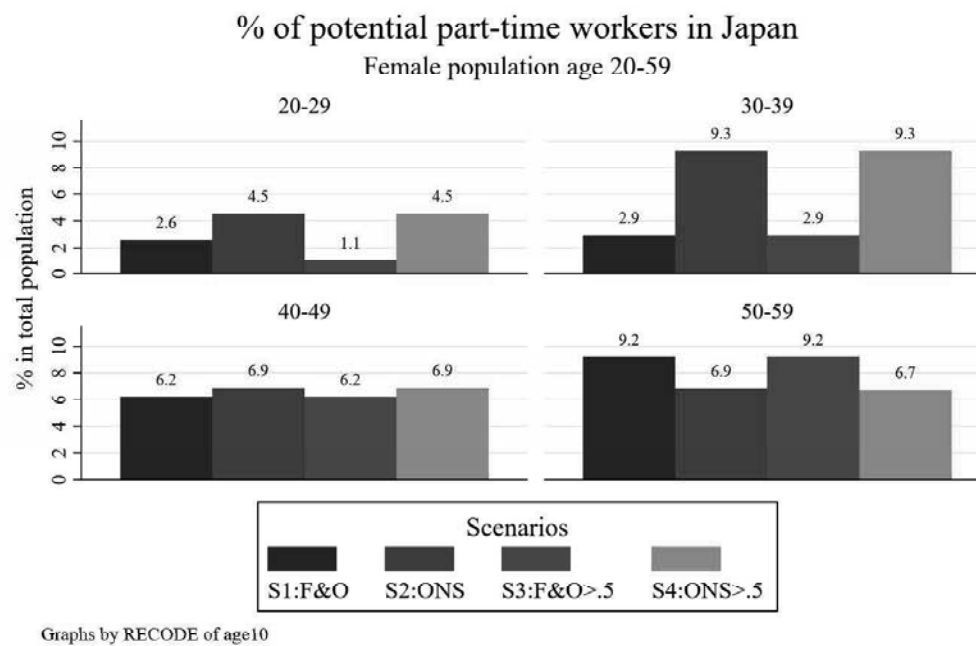
Results 4-4:
By age for women, The UK: Full-time, weekday



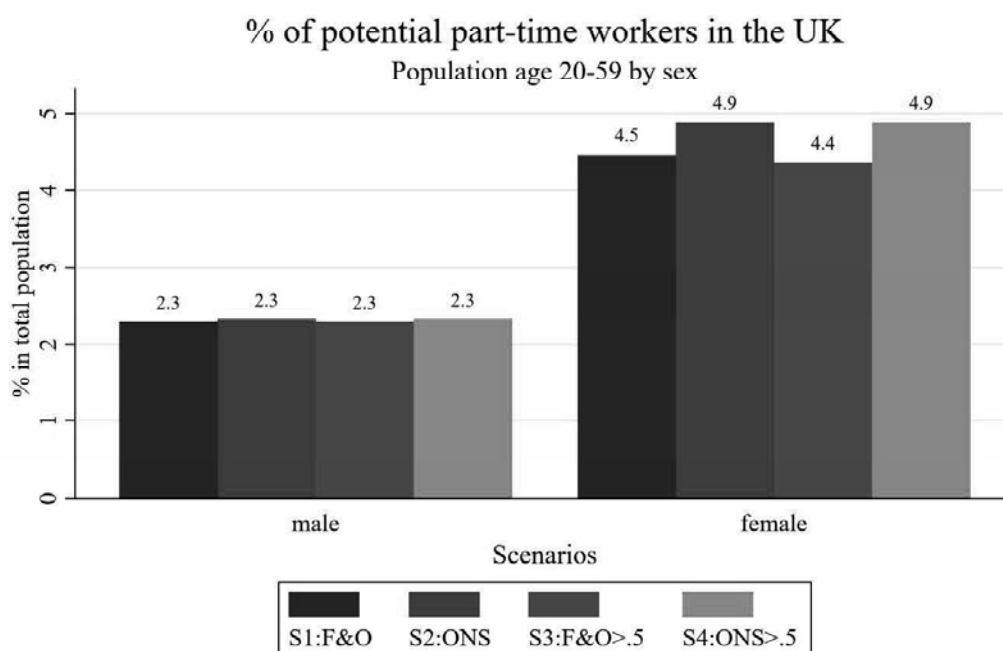
Results 4-5:
By sex, Japan: Part-time, weekday



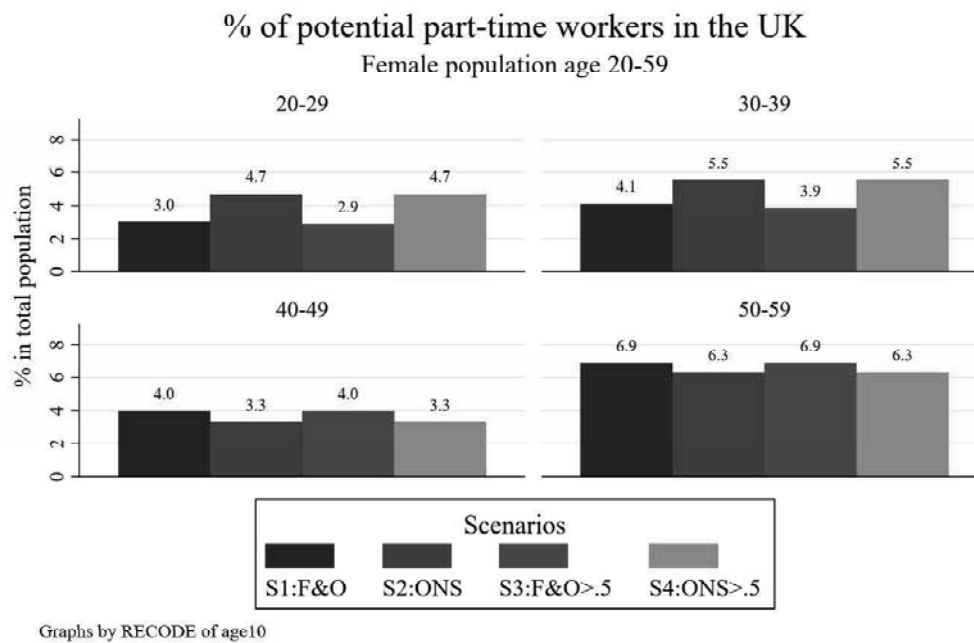
Results 4-6:
By age for women, Japan: Part-time, weekday



Results 4-7:
By sex, The UK: Part-time, weekday



Results 4-8:
By age for women, The UK: Part-time, weekday



Conclusion

- ◆ According to our very simple rough simulation using the automation scores for paid market occupations,
 - Most of unpaid work activities are distributed in a range of 0.5-0.85 across the two different automation scores.
 - The estimated potential female full-time workforce among female population age 20-59 would be
 - 1.9-2.4% for Japan (=615,920 persons if 2%)
 - 0.7-0.8% for the UK (=173,605 persons if 1.1%)

Cont. Conclusion


- The estimated potential female part-time workforce among female population age 20-59 would be
 - 5.1-7.0% for Japan (= 1,847,760 persons if 6%)
 - 4.4-4.9% for the UK (=781,224 persons if 4.5%)
- The estimated potential female workforce was higher in the ONS automation score than the F&O scores (due to higher automation scores for care work).
- The results may not be treated as “accurate” estimates, but the study presented
 - 1) a benchmark (the upper bound) for further study, and
 - 2) an innovative methodology using time use data

Next steps

- How to refine the simulation work?
 1. Obtaining more reasonable automation scores for unpaid work activities by estimating potential supply (automatability) and potential demand (acceptability) of automation technology in the households by conducting the delphi and vignette surveys!
 2. Obtaining more reasonable parameters for potential employment linked with unpaid work responsibility
 3. Estimating a wide range of social impacts due to the automation of unpaid work

Thank you

Setsuya FUKUDA

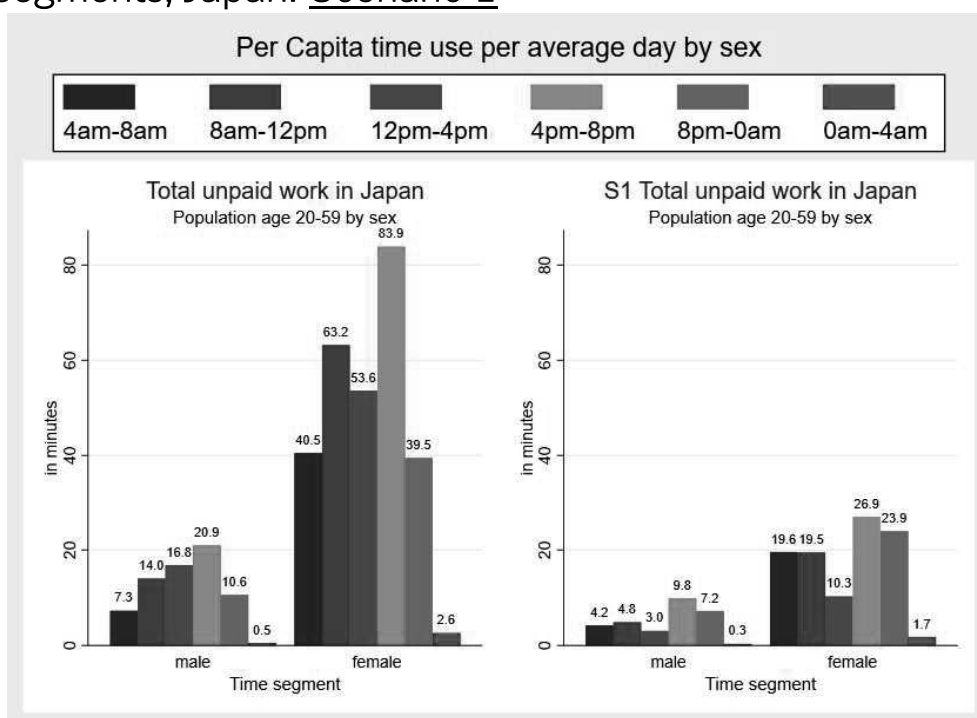
 fukuda-setsuya@ipss.go.jp



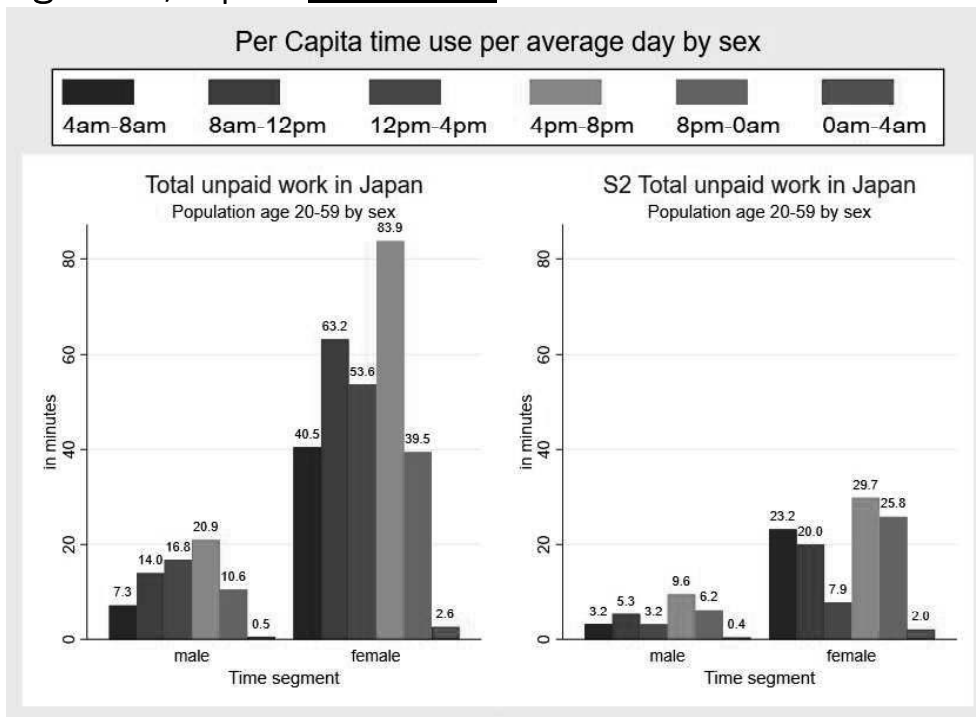
This talk should not be reported as representing the views of the IPSS.
The views expressed in this talk are those of the author, and should not be taken as those of IPSS or the Japanese government.

51

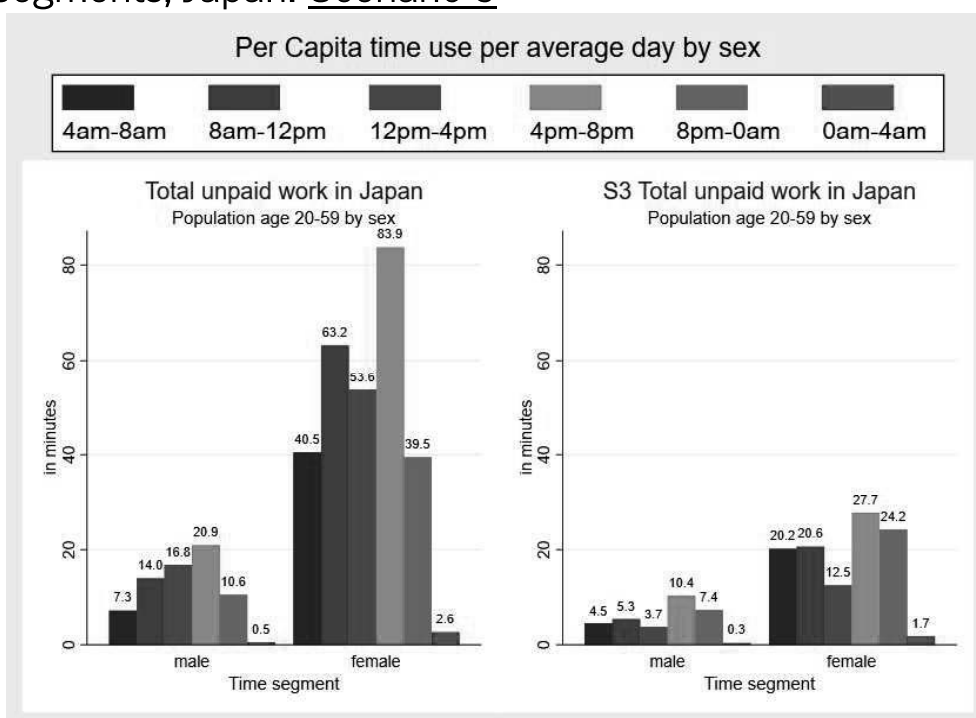
Results 3-3: By time segments, Japan: Scenario 1



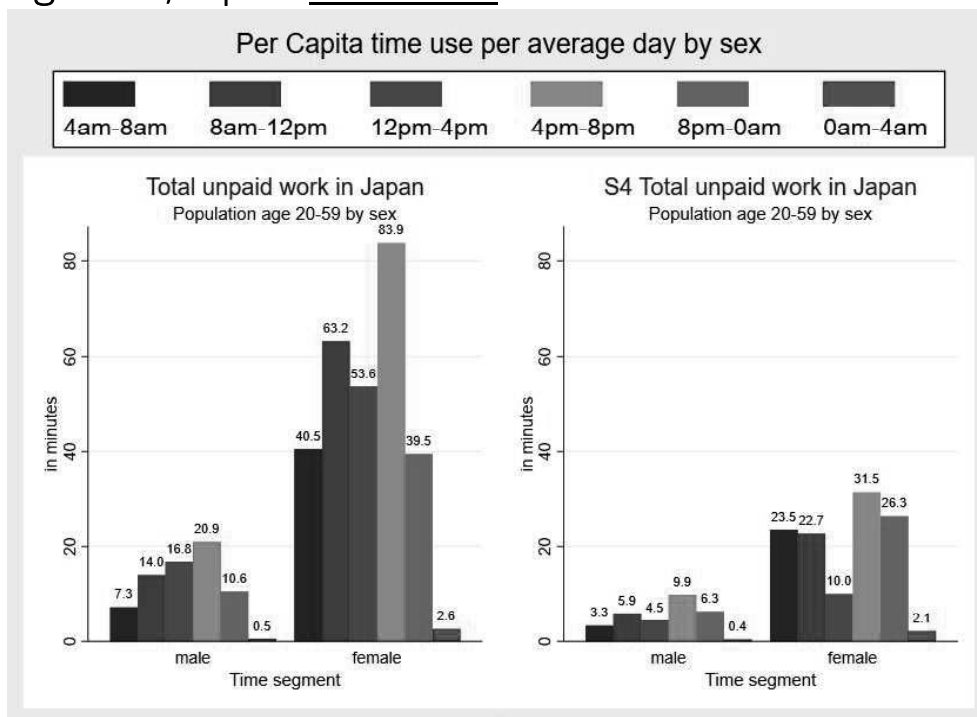
Results 3-4:
By time segments, Japan: Scenario 2



Results 3-5:
By time segments, Japan: Scenario 3



Results 3-6:
By time segments, Japan: Scenario 4



Ⅲ 研究会議資料

令和 3-5 年度 一般会計事業

国民移転勘定（NTA）プロジェクト

令和 3 年度 キックオフミーティング

2021 年 5 月 12 日（水）（オンライン）

1. プロジェクトメンバー

所内担当

丹藤 昌治（社会保障基礎理論研究部 部長）

佐藤 格（社会保障基礎理論研究部 室長）

福田 節也（企画部 室長）

竹沢 純子（企画部 室長）

所外委員（五十音順）

市村 英彦（東京大学大学院経済学研究科/アリゾナ大学経済学部 教授）

小川 直宏（アジア開発銀行研究所 客員研究員）

金子 隆一（明治大学政治経済学部 特任教授）

寺田 和之（創価大学経済学部 専任講師）

中田 大悟（独立行政法人経済産業研究所 上席研究員）

深井 太洋（内閣府経済社会総合研究所 研究員）

増田 幹人（駒澤大学経済学部 准教授）

松倉 力也（日本大学経済学部 准教授）

2. 本プロジェクトにおける目的

目的：①NTA 及び NTTA を計算し、継続的に公表する体制を構築すること

②作成した NTA 及び NTTA データを用いた研究を行い、人口変動や制度変更が、自助（労働）、公助・共助（社会保障）、互助（家族や地域・血縁）を通じた世代間の支え合いに与える影響を解明すること

目標：NTA/NTTA の公表および研究成果の発信を通じて、日本の人口と社会経済に関する客観的かつ科学的な情報を国民に提供する。

- 高齢化の最先端を走る日本についての研究発信を通じた国際的な学術貢献
- 「全世代型社会保障」の構築をはじめとする政策の立案・評価への貢献
- 民主主義の根幹である「国民の選択」に資するエビデンスを提供

3. プロジェクト発足までの経緯

2002年 NTA 国際プロジェクト発足	日本大学の小川直宏先生・松倉力也先生が初期メンバーとしてプロジェクトに参加。NTA 推計手法の開発やアジアをはじめとする途上国への NTA 作成の研修・指導を実施。日本についての最初の NTA を完成させ、国内外で NTA 研究をリードしてきた。
2015～2020 年度 JSPS 特別推進研究 「多様な個人を前提とする政策評価型 国民移転勘定の創成による少子高齢化 対策の評価」(代表者：市村英彦先生)	東京大学・市村英彦先生を代表とされる特別推進研究にて、NTA をコーホートデータとして分析し、「世代間の帰着」の問題を解明するための検討を実施。日本の NTTA を作成。「世代データとしての NTA」の推計上の課題について整理。

→ 社人研では 2015 年度より「少子高齢社会の諸課題に対する NTA/NTTA の応用に関する研究」プロジェクトを立ち上げ、福田・佐藤が市村プロジェクトに参加。推計方法についての課題整理や、国際学会での報告、『社会保障研究』での NTA 特集号の刊行等行ってきた。

・社人研が一般会計事業として NTA/NTTA を実施することで貢献できること

①継続的な NTA/NTTA データの構築

→ NTA をより普及・深化させていくには、継続的なデータの構築と公開が不可欠

②日本の NTA/NTTA に関する「公式な推計方法」についての議論の場を提供

→ ベースとなる NTA/NTTA データがあってこそ改良・改善についての議論が可能

③NTA/NTTA を核とした研究プロジェクトの推進 (将来的に)

→ 科研に代わる研究リソース、公的統計の二次利用

⇒ 開かれた議論・コンセンサスを重視しつつ進めてまいりたい

4. プロジェクトの基本方針について

1. 2023 年 3 月 (予定) に 2019 年全国家計構造調査を用いた NTA データを公表する
2. 2024 年 3 月 (予定) に 2021 年社会生活基本調査を用いた NTTA データを公表する
3. 現時点で国際的に決められている手法で NTA/NTTA の推計を行う

➤ 1 年目：2014 年における NTA 及び 2016 年における NTTA のデータを完成させる。

– 基本データとして「全国消費実態調査」、「社会生活基本調査」を使用

– 補足データとして「家計調査」、「国勢調査」、「就業構造基本調査」を利用

⇒ 希望するメンバーで各データの二次利用を行い、本プロジェクトあるいは NTA/NTTA に関連するテーマについての研究を行う

- 2年目：初年度に確立した手法を用いて、2019年のNTAデータセットを作成し、公表を目指す。
 - －2019年NTAの作成
 - －NTA/NTTAデータ公表のフォーマット（データ・報告書）を完成させる
 - －継続的な構築・公表に向けた体制づくりを行う
 - －2014年NTA、2016年NTTAを用いた研究を開始する*
- * これ以前のNTA/NTTAデータについても研究ベースで利用。ただし、再推計が必要となる可能性が高い。その際は、本PJで統一手法による縦断NTAデータを作成していただけるとありがたい。

- 3年目：NTA/NTTAデータを用いた応用的研究を行う。
 - －NTA/NTTAのデータを用いたシミュレーション研究、NTA/NTTAの方法論に関する研究、NTA/NTTAに関連する個票データを用いた深掘り研究など

5. NTA推計上の課題について

NTAの推計作業においては様々な課題（改善点）があるが、本プロジェクトでは、従来法の推計において取り組むべき「直近の課題」と、NTAの推計方法の変更に関わる「将来的な課題」を分類し、公表データの作成においては「直近の課題」に重点的に取り組む。

次回以降の会議において、各課題への対処方法を決定して、日本のNTA/NTTAデータを確定していく。

別添1「直近の課題」リスト

別添2「将来的に対処すべき課題」リスト

6. 次回以降スケジュール

直近の課題における推計方法についての会議を年3回（7月、9月、12月）開催の予定

○ 直近の課題リスト (2021/5/12)

1. 保育変数を追加する。
2. CFH (私的医療) について、国民医療費から自己負担分の性、年齢別の値を得ることができないか作成部著に確認する。その上で全消から作成したプロファイルと比較して調整方法について検討する。
3. CFE (私的教育) について、子どもの学習費調査等から得られるプロファイルと全消から得られるプロファイルを比較して調整方法について検討する。
4. ypp (年金) について、事業年報から得られる給付額と全消から得られる給付額でプロファイルを比較して調整方法について検討する。
5. Public transfer inflow の otherssb (その他の社会保障給付)、othercash (その他の現金給付) について、人口頭割りとなっているので、このうち比率が高い費目等について個別のプロファイルの作成を試みる。
6. Public transfer outflow の sst (社会保険料) のうち、年金、医療、介護について、労働収入比例となっているので、個別プロファイルの作成を試みる。
7. 世帯ウェイトと個人ウェイトの利用による推計結果への影響について検証する。
8. クロスセクションのスミージングとクロスセクション×コーホートのスミージングの比較 (コーホートデータとして齟齬が出ない形での公表が望ましいため)。
9. 費用統計を利用した社会保障関係のマクロコントロール作成の可能性について検討する。
10. CFE、CFH、CFX について家計調査を用いて季節性について確認して調整方法について検討する。
11. 世帯間移転のマクロコントロール定義を確定する。

○ 将来的に対処すべき課題リスト (2021/5/12)

*実際に対処すべきか検討するトピックも含む

1. 個人所得税(pit)の税率の精緻化
2. 企業部門を Private 部門から分離する
3. 赤字国債の NTA における取り扱いについて新しい推計方法を考える
4. 子どもや一部の高齢者など経済的に従属している者の消費にかかる消費税の取り扱いについて実際の負担者に付け替える (間接税全般の扱いについて)
5. 遺産による世代間移転を考慮した Wealth account の作成

NTAPJ 会議メモ

2021 年 5 月 12 日

1. 全国家計構造調査について

(質問)

・調査が 10 月と 11 月の 2 か月のみに変更され、全国消費実態調査との乖離が大きい。併せて 2014 年分については遡及推計が行われたとのことだが、2014 年データについては遡及データを用いるのか？

(回答)

・遡及については知らなかったが、遡及はあくまで推計値についての話なので、データについては従来と同じ 2014 年の確定データを利用することになる。しかし、2019 年データとの接続の問題については大きな問題であり、今年度中にも前倒しで取り組みたい。

2. スケジュールについて

(質問)

・公表の厳格なめ切があるのかどうか？

(回答)

・期日を決めて公表し、その後の修正については、次期データの公表に併せて（もし推計方法が変わった点があるのであれば）遡及して修正を行う方向。

(質問)

・「直近」と「将来的」の具体的な時期は？

(回答)

・直近というのは従来法の枠の中での精緻化の課題という意味で、将来的のところは研究ベースのものや推計方法の改善に関わるトピックとなる。（時期については回答し忘れる）また、課題のリストについても、現時点のものであり、追加で必要なものがあれば随時追加していきたいと考えているので、ぜひアイデアをいただきたいと考えている。

3. アルバイトさんの確保について

(質問)

・アルバイトさんは使えるのか？予算はあるか？データについて作業をするためには社人研で雇用してもらう必要がある。また、研究メンバーとして名前がない人に利用させるのに制約があるが？

(回答)

・多少の予算はある。ただし社人研で雇う形になるので、アルバイトさんには社人研に出勤してもらうことが必要。優秀なアルバイトさんを是非紹介して欲しい。雇用の形態やどのような形で作業をしてもらうのかについては別途相談としたい。

4. 作業の方針について

(コメント)

・公表においては、バージョンコントロールをしっかりとやるべき。推計上の仮定をリストアップし、解釈において気を付けておくべき仮定等は利用者に明示しておくことが重要。

・国際比較可能性を確保する必要があるので、あまり日本に特有のものになってしまうのはまずい。国際的な比較可能性の維持を意識しておくべき。

・国によってデータの有無にばらつきがあり、それが国際比較に影響を及ぼすこともある。

・標準的なものと日本に特有のものとの2種類のデータが出せるとよいのかもしれない。

→ 直近の課題で整理するものは、基本的に従来法の枠の中で行う精緻化であり、公表データでは従来法の枠を超えるアレンジは行わない。従来法の枠を超えるアレンジについては、研究ベースもしくは NTA の国際的なコミュニティに提起して推計方法の改訂を働きかけるというプロセスを踏む必要があると考えている。

・精緻化という点についても、これまでの方法とどの程度異なるのかに興味はある。

・比較可能なものと独自のものとで、アップデートの整理が必要。

→ 独自のものについては研究ベースでやっていただく整理。公表データは比較可能なものとしてアップデートの際には何をどう変えたのかについての記録を残す。

・NTA のマニュアルにはおおまかなガイダンスが示されており、実際の推計においては各国の事情に応じて裁量の余地があるようでもある。データベースの入れ替えやプロファイルの変更等の影響について、テクニカルペーパーのような形で細かく実績を積み上げていくのが良いのではないか。

・年3回の会議で推計手法を固めるということだが、実際の推計においてはグループ毎に小規模なミーティングを重ねて検討していくことかと思う。そういった場で試行錯誤していくのかなと考えている。

・課題のリストを継続的にアップデートしていくことが重要だ。それが推計上の課題や研究テーマとなる。

・データを公表するということが非常に重要で、思わぬユーザーからの有益なフィードバックなどが得られる。プロジェクトの後半では、ユーザーからの情報収集といったことも行っていくべきだ。

5. 将来的な課題について

(コメント)

・アジアではコロナの影響もあり、New Normal と呼ばれる状況が出現して個人間の格差が大きな問題になっている。年齢別の平均ではなく Variance で捉えていくような研究が必要だ。

・ヨーロッパでは Technology の影響で、高齢化が年齢だけでは捉えられなくなってきている。こうした面についての研究も必要だ。

・ライフコースについても、子どもあり/なし等、多様化している。これらの多様性を加味できるような NTA 研究も必要だ。

(質問)

・NHA (National Health Accounts) について。WHO に準拠しているのか、あるいは日本に特有のものか？

(回答)

・SHA (System of Health Accounts) のことかと思うが、SHA については WHO と OECD と EU が基準を作成しており、日本では医療経済研究機構 (IHEP) が OECD に登録している。ちなみに費用統計は SHA を参照している。(なのでおそらく日本の SHA は国際比較可能なデータとなっている？)

○ 直近の課題リスト (2021/5/12)

1. 公的消費に公的保育 (CGCC) を追加する。
2. CFH (私的医療) について、国民医療費から自己負担分の性、年齢別の値を得ることができないか作成部著に確認する。その上で全消から作成したプロファイルと比較して調整方法について検討する。
3. CFE (私的教育) について、子どもの学習費調査等から得られるプロファイルと全消から得られるプロファイルを比較して調整方法について検討する。
4. ypp (年金) について、事業年報から得られる給付額と全消から得られる給付額でプロファイルを比較して調整方法について検討する。
5. Public transfer inflow の otherssb (その他の社会保障給付)、othercash (その他の現金給付) について、人口頭割りとなっているので、このうち比率が高い費目等について個別のプロファイルの作成を試みる。
6. Public transfer outflow の sst (社会保険料) のうち、年金、医療、介護について、労働収入比例となっているので、個別プロファイルの作成を試みる。
7. 世帯ウェイトと個人ウェイトの利用による推計結果への影響について検証する。
8. クロスセクションのスムージングとクロスセクション×コーホートのスムージングの比較 (コーホートデータとして齟齬が出ない形での公表が望ましいため)。
9. 費用統計を利用した社会保障関係のマクロコントロール作成の可能性について検討する。
10. CFE、CFH、CFX について家計調査を用いて季節性について確認して調整方法について検討する。
11. 世帯間移転のマクロコントロール定義を確定する。
12. 公的教育 (CGE)・公的医療 (CGH)・公的介護 (CGLC) についてのプロファイルを

精査する。

13. CFLC（私的介護）について、「介護給付費等実態統計」や「介護保険事業状況報告（年報）」から得られるプロフィールと全消から作成したプロフィールと比較して調整する方法について検討する。
14. 2019年全国家計構造調査による推計と2014年全消との接続に関する問題の整理

○ 将来的に対処すべき課題リスト (2021/5/12)

● 公表データの改訂・追加に関わる課題

* まずは研究ベースで知見を積み上げ、NTAの国際的な枠組みにおいて提起していく

1. 個人所得税(pit)の税率の精緻化
2. 企業部門を Private 部門から分離する
3. 赤字国債の NTA における取り扱いについて新しい推計方法を考える
4. 子どもや一部の高齢者など経済的に従属している者の消費にかかる消費税の取り扱いについて実際の負担者に付け替える (間接税全般の扱いについて)
5. 遺産による世代間移転を考慮した Wealth account の作成
6. 平均ではなく Variance の推計値 (→ NTA の格差研究への応用)
7. 世帯類型別の推計値 (→ ライフコースの多様化に対応した NTA の構築)
8. 高齢者施設入所者の家計データの反映

社人研 NTA プロジェクト

年間スケジュール案

7月

- 公的消費に公的保育（CGCC）を追加する。
- 公的教育（CGE）・公的医療（CGH）・公的介護（CGLC）の各消費についてのプロフィールを精査する。
- Public transfer inflow の otherssb（その他の社会保障給付）、othercash（その他の現金給付）について、人口頭割りとなっているので、このうち比率が高い費目等について個別のプロファイルの作成を試みる。
- Public transfer outflow の sst（社会保険料）のうち、年金、医療、介護について、労働収入比例となっているので、「全消」や「家計調査」から得られると比較し、個別プロフィールの作成を試みる。

9月（10月）

- CFE（私的教育消費）について、「子どもの学習費調査」等から得られるプロフィールと全消から得られるプロフィールを比較して調整する方法について検討する。
- CFH（私的医療消費）について、「国民医療費」から自己負担分の性、年齢別の値を得ることができないか作成部著に確認する。その上で「全消」から作成したプロフィールと比較して調整する方法について検討する。
- CFLC（私的介護消費）について、「介護給付費等実態統計」や「介護保険事業状況報告（年報）」から得られるプロフィールと「全消」から作成したプロフィールと比較して調整する方法について検討する。
- ypp（年金）について、事業年報から得られる給付額と「全消」や「家計調査」から得られる給付額でプロフィールを比較して調整する方法について検討する。

12月

- 社人研の社会保障費用統計を利用した社会保障関係のマクロコントロール作成の可能性について検討する。
- 世帯ウェイトと個人ウェイトの利用による推計結果への影響について検証する。
- CFE、CFH、CFX について家計調査を用いて季節性について確認して調整方法について検討する。
- クロスセクションのスミージングとクロスセクション×コーホートのスミージングの比較。

令和 3-5 年度 一般会計事業

国民移転勘定（NTA）プロジェクト

令和 3 年度 第 2 回ミーティング

2021 年 8 月 5 日（木）（オンライン）

1. 出席メンバー

所外委員（五十音順）

市村 英彦（東京大学大学院経済学研究科/アリゾナ大学経済学部 教授）
小川 直宏（アジア開発銀行研究所 客員研究員）
金子 隆一（明治大学政治経済学部 特任教授）
寺田 和之（創価大学経済学部 専任講師）
中田 大悟（独立行政法人経済産業研究所 上席研究員）
深井 太洋（内閣府経済社会総合研究所 研究員）
増田 幹人（駒澤大学経済学部 准教授）
松倉 力也（日本大学経済学部 准教授）

所内担当

佐藤 格（社会保障基礎理論研究部 室長）
福田 節也（企画部 室長）
竹沢 純子（企画部 室長）

2. 基本方針及びスケジュールの確認

○プロジェクトの基本方針について（前回資料より）

1. 2023 年 3 月（予定）に 2019 年全国家計構造調査を用いた N T A データを公表する
2. 2024 年 3 月（予定）に 2021 年社会生活基本調査を用いた N T T A データを公表する
3. 現時点で国際的に決められている手法で N T A / N T T A の推計を行う

- ▶ 1 年目：2014 年における N T A 及び 2016 年における N T T A のデータを完成させる。
- －基本データとして「全国消費実態調査」、「社会生活基本調査」を使用
 - －補足データとして「家計調査」、「国勢調査」、「就業構造基本調査」を利用

○スケジュール

ご参考：「令和 3 年度 N T A プロジェクト_年間スケジュール.pdf」

3. 本日の議題

- ① Public consumption の推計について
- ② Public transfer の推計について

→ 佐藤より報告

4. 二次利用進捗

- ・来週を目処に所外委員の先生方を利用者とした「全国消費実態調査」、「社会生活基本調査」の審査開始
- ・「家計調査」、「国勢調査」、「就業構造基本調査」、「全国家計構造調査」を順次申請予定
- ・所内メンバーは 33 条 1 号、所外メンバーは 33 条 2 号（増田先生を代表者とする）による申請
 - NTA の作成、精緻化、NTA 変数の関連要因分析が主な利用目的
 - 33 条 2 号については、毎年業績を総務省 HP にて公表する義務

5. 次回ミーティングにつきまして

10 月中に、今回の宿題及び以下のトピックについて議論を行う予定。

- CFE（私的消費）について、「子どもの学習費調査」等から得られるプロフィールと全消から得られるプロフィールを比較して調整する方法について検討する。
- CFH（私的医療消費）について、「国民医療費」から自己負担分の性、年齢別の値を得ることができないか作成部著に確認する。その上で「全消」から作成したプロフィールと比較して調整する方法について検討する。
- CFCL（私的介護消費）について、「介護給付費等実態統計」や「介護保険事業状況報告（年報）」から得られるプロフィールと「全消」から作成したプロフィールと比較して調整する方法について検討する。
- ypp（年金）について、事業年報から得られる給付額と「全消」や「家計調査」から得られる給付額でプロフィールを比較して調整する方法について検討する。

令和3年度 国民移転勘定（NTA）プロジェクト

年間スケジュール

7月

- 公的消費に公的保育（CGCC）を追加する。
- 公的教育（CGE）・公的医療（CGH）・公的介護（CGLC）の各消費についてのプロフィールを精査する。
- Public transfer inflow の otherssb（その他の社会保障給付）、othercash（その他の現金給付）について、人口頭割りとなっているので、このうち比率が高い費目等について個別のプロファイルの作成を試みる。
- Public transfer outflow の sst（社会保険料）のうち、年金、医療、介護について、労働収入比例となっているので、「全消」や「家計調査」から得られると比較し、個別プロファイルの作成を試みる。

9月（10月）

- CFE（私的教育消費）について、「子どもの学習費調査」等から得られるプロフィールと全消から得られるプロフィールを比較して調整する方法について検討する。
- CFH（私的医療消費）について、「国民医療費」から自己負担分の性、年齢別の値を得ることができないか作成部著に確認する。その上で「全消」から作成したプロフィールと比較して調整する方法について検討する。
- CFLC（私的介護消費）について、「介護給付費等実態統計」や「介護保険事業状況報告（年報）」から得られるプロフィールと「全消」から作成したプロフィールと比較して調整する方法について検討する。
- ypp（年金）について、事業年報から得られる給付額と「全消」や「家計調査」から得られる給付額でプロフィールを比較して調整する方法について検討する。

12月

- 社人研の社会保障費用統計を利用した社会保障関係のマクロコントロール作成の可能性について検討する。
- 世帯ウェイトと個人ウェイトの利用による推計結果への影響について検証する。
- CFE、CFH、CFX について家計調査を用いて季節性について確認して調整方法について検討する。
- クロスセクションのスミージングとクロスセクション×コーホートのスミージングの比較。
- その他トピック

NTAPJ 第 2 回研究会資料

佐藤格

2021 年 8 月 5 日

今回の予定

今回の予定

- 公的消費に保育 (CGCC) を追加する。: 次回
- 公的消費のうち、教育 (CGE)・医療 (CGH)・介護 (CGLC) についてのプロフィールを精査する。
- Public transfer inflow のその他の社会保障給付 (otherssb)、その他の現金給付 (othercash) について、人口頭割りとなっているので、このうち比率が高い費目等について個別のプロファイルの作成を試みる。
- Public transfer outflow の社会保険料 (sst) のうち、年金、医療、介護について、労働収入比例となっているので、個別プロフィールの作成を試みる。: 次回

公的教育 (CGE)

- 学校基本調査
- SNA との関係

学校基本調査

- 各教育機関に在籍する人数を特定。
- 在籍者数のデータを年齢別に割り当て。
- SNA における教育段階 (参考資料 p.3~5) と対応する年齢別の人数を計算。
- 詳細な年齢がわからない部分の人数の割り当ては、原則として人口をベースにする。
- 結果：参考資料 p.6。

SNA との関係

- 付表 7(参考資料 p.7) の「最終消費支出」に、教育レベル別の支出額が示される。
⇒ SNA のデータをもとに、前述の表にしたがって割り当てる。

表: 教育レベル別 1 人当たり支出額 (公的教育)

教育レベル	1	2	3	4	5
金額	525,898	651,582	0	430,888	7,543,951

- 総額ベースは参考資料 p.8。

公的医療 (CGH)

- 国民医療費
- 医療給付実態調査
- 両者から得られるもの
- 医療保険に関する基礎資料
- SNA との整合性

国民医療費

- 国民医療費・構成割合，診療種類・制度区分別 (<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000031457708&fileKind=0>)
 - ▶ 第2表 (参考資料 p.9) : 公費負担医療給付分、医療保険等給付分、後期高齢者医療給付分、患者等負担分、軽減特例措置の各項目 (年齢計)。
 - ▶ 公費負担医療給付分、医療保険等給付分は細目 (医科 (入院・入院外)・歯科・薬剤等) あり。
 - ▶ 第8表 (参考資料 p.10) : 年齢階級は5歳階級、85歳以上は一括 (患者負担分も含む)。

医療給付実態調査

- データベース1 性別、年齢階級別、診療種類別、制度別、件数、日数 (回数)、医療費 (第1表の詳細版) (<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000031432423&fileKind=0>) (参考資料 p.11)
 - ▶ 入院、入院外、歯科、調剤、食事・生活療養の各項目についての、性・年齢階級別のデータ。
 - ▶ 年齢は5歳階級、100歳以上は一括。
 - ▶ 協会・組合等の制度別のデータもあり。
- 参考：統計表 第1表 年齢階級別、診療種類別、制度別、件数、日数 (回数)、点数 (金額) (<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000031432375&fileKind=0>)
 - ▶ 性別にはなっていないかわりに、0~6歳は1歳階級のデータ。
- いずれも患者等負担分は含まないものと思われる。

両者から得られるもの (保留)

- 別表 p.12～13 参照。
- 国民医療費 (第 2 表) の総額から患者等負担分を控除した額は 357412 億円であり、医療給付実態調査 (第 1 表) の制度計の金額 35,962,410,011,438 円とほぼ一致。
- 国民医療費と医療給付実態調査の差額を患者等負担分の近似値と捉えられないか？
- 件数と金額：参考資料 p.14～18。

医療保険に関する基礎資料

- https://www.mhlw.go.jp/content/kiso_h26.pdf
 - ▶ p.44～：医療費・医療給付費・患者負担
 - ★ 診療費 (入院・入院外・歯科)、調剤、食事・生活療養、訪問看護、診療費等。
 - ★ 年齢階級は 5 歳階級、100 歳以上は一括。
 - ★ 性別にはなっていない。
 - ★ 患者負担の年齢階級別データは存在。
 - ▶ ただし、「各制度の事業年報等を基に医療給付実態調査等を用いて保険局調査課により推計」というだけで、推計の詳細がわからない。
 - ⇒ 本省に推計の詳細を確認する予定。
 - ▶ 「医療保険に関する基礎資料」の合計額は、国民医療費、医療給付実態調査のいずれとも異なる額 (2～3 兆円のずれ)。
- グラフで示した推計値：参考資料 p.19
- 国民医療費と医療給付実態調査の差額との比較：参考資料 p.20。

SNA との整合性

- 付表 7(参考資料 p.21)「7. 保健」の中の「最終消費支出」がマクロコントロールの値。
- 医療給付実態調査等から調整予定。
 - ▶ 「7.2 外来サービス」と「7.3 病院サービス」の合計額については、医療給付実態調査の人数をベースに計算。
 - ▶ それ以外(「7.1 医療用品、医療用器具・設備」、「7.4 公衆衛生サービス」、「7.5 R&D(保健)」、「7.6 その他の保健」)は人口頭割り。
- あるいは「医療保険に関する基礎資料」の推計方法の詳細が判明すれば、その値をもとに調整することも考えられる。

公的介護 (CGLC)

- 介護給付費実態調査報告
- SNA における介護の取り扱い

介護給付費実態調査報告

- 統計表 3 で男女・年齢階級別人数。
- 閲覧表 7～14 で年齢階級別費用額、保険給付額、公費負担額、利用者負担額。
- 年度データが 5 月審査分～翌年 4 月審査分 (4 月～3 月ではない)。
- サービスの詳細に関するデータはとりあえずは使わない。
- 長期的にはどのようなサービスを利用するのかも変化する可能性はあるが、いまは考えない。
- 受給者数と費用額 (保険給付額、公費負担額、利用者負担額)、(受給者)1 人当たり費用額は参考資料 p.22～23 参照。

SNA における介護の取り扱い

- 現在は付表 7 「10. 社会保護」に含まれる。
 - ▶ 2005 年基準改定 (93SNA) において、現物社会給付のうち介護保険の分類を、「保健」から「社会保護」に見直したため大きく金額が増加 (各年度+6 兆円程度)。
 - ▶ 介護保険は 2000 年基準 (93SNA) において、「保健」に分類されていたところ、2005 年基準改定 (93SNA) 及び COFOG の 2 桁分類化の際に、介護保険にかかる給付を一括して「社会保護」の「老齢」に分類するよう見直し。2011 年基準 (08SNA) においても、介護保険は「社会保護」の「老齢」に一括で分類。
 - ▶ 過去分を考えるにあたっては問題になる点だが、2009 年以降を計算する際には特に問題にならないと思われる。
- 「介護給付費実態調査報告」の額よりも SNA の額の方が大きい：介護保険以外にも「社会保護」の「老齢」に分類されるものがある。

その他の社会保障給付 (otherssb)

- 「その他の社会保障給付」の細分化
- 労働保険
- 児童手当

「その他の社会保障給付」の細分化

- 年金・医療・介護に含まれないもの：労働保険（労災保険・雇用保険）、児童手当及び子ども手当くらい？
- 金額的にはそれぞれ社会保障給付の 2%程度。
- 参考：年金・医療・介護は社会保障給付の 90%弱。「その他の社会保険非年金給付」「社会扶助給付」を加えても、年金・医療・介護で 80%程度。

労働保険

- 労働保険：労災保険は労働者災害補償保険事業年報、雇用保険は雇用保険事業年報。
 - ▶ 雇用保険は粗い区分ではあるが年齢別がありそう（適用状況：5歳階級、給付：～29、30～44、45～59、60～64）。
 - ▶ ただしわからない部分も多いのでもう少し検討が必要。
 - ▶ 労災保険は年齢別にはなっていない模様。：労働者数で割り当てる方向。

児童手当

- 児童手当の給付対象 (子 or 親)：日本の NTA の中では結論が出ていない。
- 児童手当制度のご案内
(<https://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/annai.html>)

1. 支給対象

- ★ 中学校卒業まで (15 歳の誕生日後の最初の 3 月 31 日まで) の児童を養育している方

2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額 (一人あたり月額)
3 歳未満	一律 15,000 円
3 歳以上小学校修了前	10,000 円 (第 3 子以降は 15,000 円)
中学生	一律 10,000 円

児童手当の年齢プロファイル

- 児童手当の給付対象は親(世帯主)にして、世帯内移転で全額を子に回す形が理想では？
- 問題：児童手当をどうやって親に紐付けるか？
 - 世帯毎の児童手当の額は、子どもの数、年齢、第3子の有無に依存している。
 - 以下の2つの条件を満たす必要がある。
 - 条件1：各世帯における児童手当の受給額が制度と一致。
 - 条件2：子どもの年齢別人口計の児童手当給付額がその年の児童手当給付額に一致。
 - 本来的には、全消の「世帯主の年齢別子ども数×子どもの年齢分布」が正確である必要がある(が、実際どの程度乖離があるのかは未検証)。

作成案

- ① 「平成26年度児童手当事業年報」(内閣府子ども・子育て本部)より得られる給付区分ごとの支給対象児童数と、給付区分ごとの単価をもとに、年齢別の1人当たり支給額を算出。
- ② 上記金額を全消データに当てはめて、各世帯における児童手当の受給額を計算(年齢と子どもの数のみを考慮)。
- ③ ②で計算した額を世帯主に「児童手当」として割り振り、児童手当の年齢プロファイルとする。
- ④ 児童手当の額は、世帯主から子への世帯内移転(その他)に含める。

作成案

- 世帯主が受け取る額の年齢プロファイルは、全消の「世帯主の年齢別子ども数×子どもの年齢分布」の正確性に依存する。
- 世帯内移転として子どもが受け取る児童手当の額については、年齢別人口を掛ければ条件1と条件2を満たすのではないか？
- 各世帯における児童手当の給付額は、特例給付世帯(所得制限以上の収入の世帯)であるか、支給対象の第3子がいるかによって、実際よりも僅かに過大もしくは過小となるが、子どもへの世帯内移転(その他)の額は大きいので、全体的な影響は小さい(はず)。

- 平均単価

児童の年齢	月額
0～2	14,513 円
3～12	10,210 円
13～15	9,498 円

- 児童手当の子どもの年齢別プロファイル：参考資料 p.24

社会保障関係以外の「その他の現金給付」の扱い

- SNA 付表 7 「一般政府の機能別支出 (COFOG)」
- 2009 年度まで (2000 年基準・93SNA) は、一般公共サービスから社会保護までのすべての項目で、「現物社会移転以外の社会給付」が計上されていたが、2005 年基準改定以降、「現物社会移転以外の社会給付」は社会保護にしか計上されていない (参考資料 p.25)。
- 「現物社会移転以外の社会給付」について解説書 (参考資料 p.26～29) を読む限り、93SNA と 08SNA で内容的に大きな差はなさそう：なぜ計上の方法が変更されたのか不明。
- 奨学金が社会扶助給付に含まれているので、教育などで値が計上されていてもおかしくないように思われる。
- NTA で必要となる (年齢で区切る必要がある) 項目は、教育のみか。
- 内閣府に確認する必要があるか？

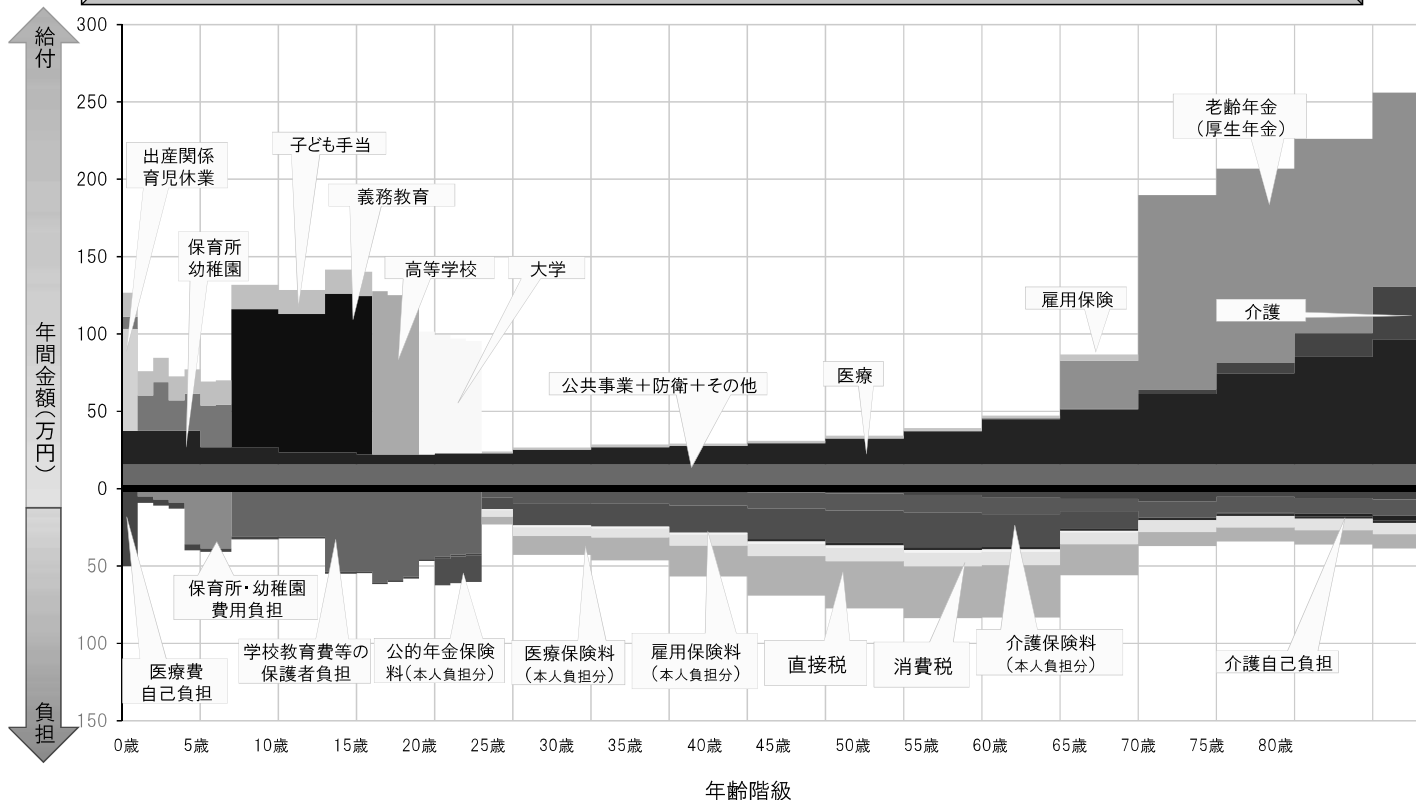
社会保障関係以外の「その他の現金給付」の扱い

- 「社会保護」以外の「現物社会移転以外の社会給付」がゼロとなることを前提とした場合の想定
 - ▶ 付表 7 のうち、「補助金」「現物社会移転以外の社会給付」「その他の経常移転」「資本移転」を合計した額を「その他の現金給付」として扱う (参考資料 p.30)。
 - ▶ 「補助金」「現物社会移転以外の社会給付」「その他の経常移転」「資本移転」を合計した額を使うのであれば、教育については、現物と同様の割り当てが可能。
 - ★ 繰り返しになるが、「社会保護」以外では「現物社会移転以外の社会給付」はすべてゼロ。
 - ★ 「社会保護」の内訳については、付表 7 のほかに付表 9 「一般政府から家計への移転の明細表 (社会保障関係)」が参考になりそうだが、分類が異なるため、内閣府に確認することが必要。

社会保障関係以外の「その他の現金給付」の扱い

- 「児童手当」「労働保険」「教育」以外のものについては人口頭割りの方針。

ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担のイメージ



- (注) 1. 平成21年度(データがない場合は可能な限り直近)の実績をベースに1人当たりの額を計算している。具体的な計算方法は別紙のとおり。ただし、「公共事業+防衛+その他」については、平成22年度予算ベース。
 2. 直接税及び消費税は、国税及び地方税の合計である。
 3. 負担という観点からは、将来世代の負担として、公債金(平成22年度予算ベースで約44兆円、国民1人当たり約35万円)がある点についても留意が必要である。

※各制度についての数字や金額は概算である。

【ミクロでみた社会保障給付を支える国民の拠出・負担】

○保険料

年金	自営業、専業主婦	国民年金	月額15,100円(平成22年度) ※平成29年度以降 16,900円(平成16年度価格)
	サラリーマン	厚生年金	総報酬の16.058%(法定・労使折半)(平成22年9月~23年8月) ※平成29年度以降 18.3% <被保険者の本人負担(月収36万円の場合) 月収分:月28,904円 賞与分:年104,056円>
医療	自営業者等	国民健康保険	1世帯平均 月額12,000円(平成20年度)
	75歳以上の高齢者等	長寿医療制度	1人当たり平均 月額約5,300円(平成22年度) ※年額約63,300円を12で割った数値。
	中小企業従業員等	全国健康保険協会管掌健康保険	総報酬の9.50%(平均保険料率、労使折半) <被保険者一人あたり年額15.2万円、事業主負担込30.3万円(平成21年度)>
	大企業従業員等	組合管掌健康保険	総報酬の7.45%(平均保険料率、組合により労使の負担割合は異なる) <被保険者一人あたり年額16.9万円、事業主負担込37.6万円(平成21年度決算見込)>
介護	65歳以上の方	介護保険 第1号被保険者	平均で月額4,160円(平成21~23年度)
	40~64歳の方	介護保険 第2号被保険者	総報酬の1.51%(全国健康保険協会管掌健康保険の場合・労使折半) <被保険者一人あたり年額2.6万円、事業主負担込5.2万円(平成22年度見込)>
雇用	労働者	雇用保険	賃金の1.55%(法定・労働者0.6%・事業主0.95%)

○平成22年度のサラリーマン(夫婦子2人)世帯の拠出・負担のイメージ

	社会保険料	所得税+住民税
年収が300万円の場合	約40万円	約0.9万円
年収が500万円の場合	約65万円	約19.5万円
年収が700万円の場合	約90万円	約45.9万円

※ 財務省・総務省ホームページより作成

1 教育について

- ISCED-97 を用いることで、年齢別の教育について検討することが可能。

1.1 SNA と ISCED-97 の対応関係

表 1: SNA と ISCED-97 の対応関係

SNA	ISCED-97 のレベル
9.1 就学前・初等教育	0, 1
9.2 中等教育	2, 3
9.3 中等教育修了後教育 (高等教育を除く)	4
9.4 高等教育	5, 6
9.5 レベル別に定義できない教育	一般的に成人向け、特別な事前教育不要。

出所：https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/pdf/20161130_3_2008sna.pdf をもとに作成。

1.2 ISCED-97 と学校種別の対応関係、学校種別の標準的な開始年齢と標準的な期間

表 2: ISCED-97 と学校種別の対応関係

ISCED-97	学校種別	標準的な開始年齢	標準的な期間
0	保育所	3-5	1-3
0	特殊教育学校幼稚部	3-5	1-3
0	幼稚園	3-5	1-3
1	特殊教育学校小学部	6	6
1	小学校	6	6
2A	特殊教育学校中学部	12	3
2A	中学校	12	3
3C	専修学校高等課程	15	1+
3C	高等学校定時制本科専門	15	3+
3C	高等学校定時制別科専門	15	1+
3C	高等学校通信制専門	15	3+
3C	高等学校全日制本科専門	15	3
3C	高等学校全日制別科専門	15	1+
3A	高等学校定時制本科普通	15	3+
3C	高等学校定時制別科普通	15	1+
3A	高等学校通信制普通	15	3+
3A	高等学校全日制本科普通	15	3
3C	高等学校全日制別科普通	15	1+
3A	高等学校全日制本科総合	15	3

表 2: ISCED-97 と学校種別の対応関係

ISCED-97	学校種別	標準的な開始年齢	標準的な期間
3C	高等学校全日制別科総合	15	1+
3A	高等学校定時制本科総合	15	3+
3C	高等学校定時制別科総合	15	1+
3A	特殊教育学校高等部全日制本科普通	15	3
3C	特殊教育学校高等部全日制別科普通	15	1+
3C	特殊教育学校高等部全日制本科専門	15	3
3C	特殊教育学校高等部全日制別科専門	15	1+
3A	特殊教育学校高等部全日制本科総合	15	3
3C	特殊教育学校高等部全日制別科総合	15	1+
3A	特殊教育学校高等部定時制本科普通	15	3+
3C	特殊教育学校高等部定時制別科普通	15	1+
3C	特殊教育学校高等部定時制本科専門	15	3+
3C	特殊教育学校高等部定時制別科専門	15	1+
3A	特殊教育学校高等部定時制本科総合	15	3+
3C	特殊教育学校高等部定時制別科総合	15	1+
4	高等学校全日制専攻科普通	18	1+
4	高等学校定時制専攻科普通	18	1+
4	高等学校全日制専攻科専門	18	1+
4	高等学校定時制専攻科専門	18	1+
4	高等学校全日制専攻科総合	18	1+
4	高等学校定時制専攻科総合	18	1+
4	特殊教育学校高等部全日制専攻科普通	18	1+
4	特殊教育学校高等部定時制専攻科普通	18	1+
4	特殊教育学校高等部全日制専攻科専門	18	1+
4	特殊教育学校高等部定時制専攻科専門	18	1+
4	特殊教育学校高等部全日制専攻科総合	18	1+
4	特殊教育学校高等部定時制専攻科総合	18	1+
4	短期大学別科	18	1+
4	大学学部別科	18	1+
5B	専修学校専門課程	18	2
5B	短期大学通信制	18	2-3
5B	短期大学本科	18	2-3
5B	短期大学専攻科	20	1+
5B	高等専門学校本科	15	5
5B	高等専門学校専攻科	20	1+
5A	大学学部	18	4
5A	大学専攻科	22	1+
5A	大学通信制課程	18	4+
5A	大学医歯学獣医学部	18	6
5A	大学院修士課程	22	2

表 2: ISCED-97 と学校種別の対応関係

ISCED-97	学校種別	標準的な開始年齢	標準的な期間
6	大学院博士医歯学	24	4
6	大学院博士課程	22	5
NC	各種学校		1
NC	専修学校一般課程		1+

1.3 SNA の分類と ISCED-97 の分類、それらが該当する年齢

表 3: SNA と ISCED-97 の対応関係 その 2

SNA	学校種別	年齢
9.1 就学前・初等教育	幼稚園・小学校	3～11
9.2 中等教育	中学校・高等学校(専攻科を除く)・専修学校 校高等課程	12～17
9.3 中等教育修了後教育(高等教育を除く)	高等学校専攻科・短期大学別科・大学学部 別科	18～19
9.4 高等教育	専修学校専門課程・高等専門学校・大学学 部(別科を除く)以上	15～26
9.5 レベル別に定義できない教育	成人	20～?

出所：<http://www.oecd.org/education/1841854.pdf> をもとに作成。

7. 一般政府の機能別支出 (COFOG)

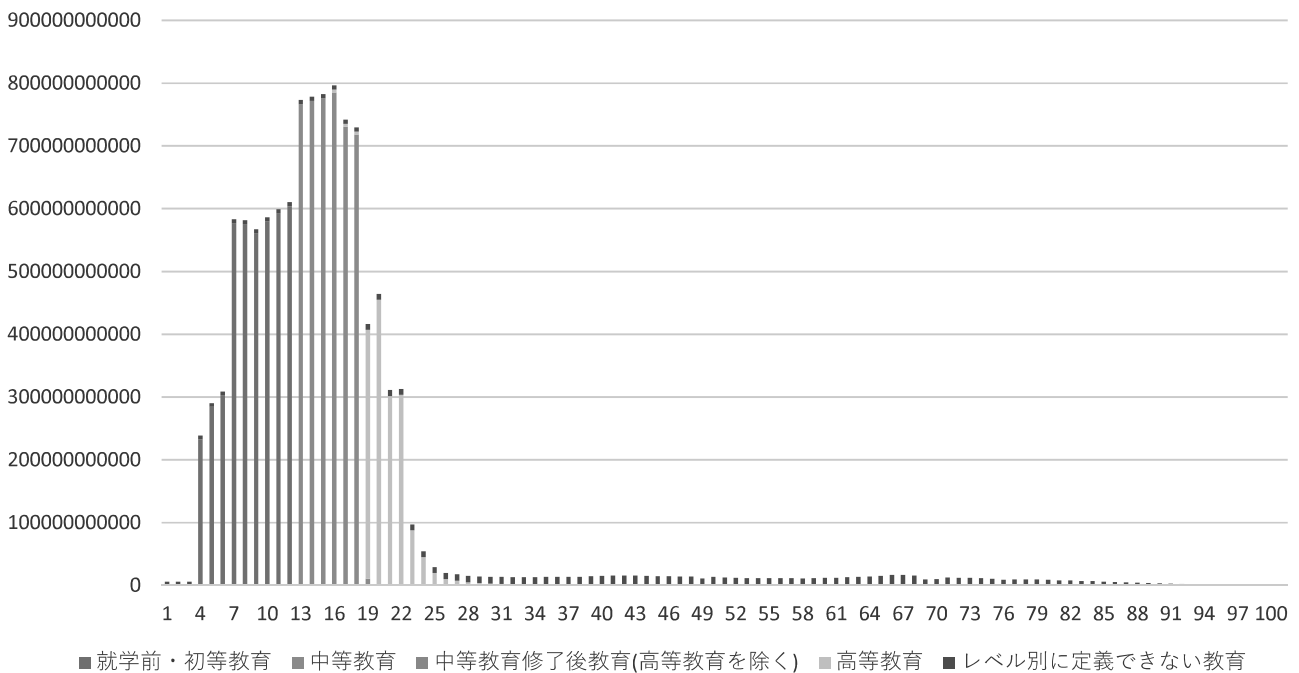
(単位：10億円)

平成26年度(2014)

機能別支出 \ 項目	最終消費支出		補助金	現物社会移転 以外の社会給付	その他の 経常移転	総固定資本形成	在庫変動	資本移転		
	個別消費支出 (現物社会移転)	集合消費支出 (現実最終消費)								
1. 一般公共サービス	8,843.5	0.0	8,843.5	4.8	0.0	1,176.3	1,178.1	2.9	377.4	1,558.5
2. 防衛	4,401.8	0.0	4,401.8	0.0	0.0	49.1	1,153.3	-3.1	0.0	49.1
3. 公共の秩序・安全	6,196.9	0.0	6,196.9	55.0	0.0	18.3	929.9	0.0	6.3	79.6
4. 経済業務	12,919.9	0.0	12,919.9	2,002.1	0.0	500.2	9,725.0	86.4	1,887.4	4,389.7
5. 環境保護	3,144.3	0.0	3,144.3	51.2	0.0	-29.1	2,203.9	-0.1	161.5	183.6
6. 住宅・地域アメニティ	1,795.9	0.0	1,795.9	245.9	0.0	240.0	1,383.3	0.0	1,254.3	1,740.2
7. 保健	37,976.6	37,362.6	614.0	862.3	0.0	265.8	194.2	0.0	244.5	1,372.6
7.1 医療用品、医療器具・設備	6,382.3	6,382.3	0.0	0.0	0.0	3.5	19.8	0.0	23.9	27.4
7.2 外来サービス	15,230.2	15,230.2	0.0	0.0	0.0	9.4	0.0	0.0	52.8	62.2
7.3 病院サービス	14,127.7	14,127.7	0.0	0.0	0.0	59.5	46.9	0.0	51.8	111.3
7.4 公衆衛生サービス	1,622.5	1,622.5	0.0	758.7	0.0	19.6	33.8	0.0	14.9	793.2
7.5 R&D(保健)	39.2	0.0	39.2	0.0	0.0	34.8	42.7	0.0	0.0	34.8
7.6 その他の保健	574.7	0.0	574.7	103.6	0.0	139.0	51.0	0.0	101.1	343.7
8. 娯楽・文化・宗教	1,506.2	1,499.6	6.6	0.0	0.0	138.6	536.9	0.0	12.8	151.4
9. 教育	14,171.6	11,797.7	2,373.9	8.9	0.0	661.7	2,805.4	0.9	295.1	965.7
9.1 就学前・初等教育	4,310.9	4,310.9	0.0	0.0	0.0	54.9	385.4	0.0	196.4	251.3
9.2 中等教育	4,557.9	4,557.9	0.0	0.0	0.0	71.8	676.2	0.0	35.1	106.9
9.3 中等教育修了後教育(高等教育を除く)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
9.4 高等教育	1,676.0	1,676.0	0.0	0.0	0.0	493.1	316.3	0.9	45.1	538.2
9.5 レベル別に定義できない教育	919.2	919.2	0.0	0.8	0.0	18.6	86.8	0.0	0.5	19.9
9.6 教育に付随するサービス	333.6	333.6	0.0	0.0	0.0	23.3	126.3	0.0	1.6	24.9
9.7 R&D(教育)	-99.4	0.0	-99.4	0.0	0.0	0.0	1,135.4	0.0	0.0	0.0
9.8 その他の教育	2,473.3	0.0	2,473.3	8.1	0.0	0.0	79.0	0.0	16.5	24.6
10. 社会保護	13,201.1	12,573.1	627.9	49.5	65,763.3	4,168.3	362.0	0.0	377.0	70,358.1
10.1 傷病・障害	365.4	365.4	0.0	0.1	3,857.7	399.1	20.5	0.0	29.8	4,286.5
10.2 老齢	9,961.6	9,961.6	0.0	17.3	45,314.5	1,420.8	22.1	0.0	132.6	46,885.2
10.3 遺族	218.5	218.5	0.0	0.0	7,602.0	295.5	16.8	0.0	17.8	7,915.3
10.4 家庭・児童	1,527.0	1,527.0	0.0	0.0	5,292.3	1,507.9	194.2	0.0	145.3	6,945.5
10.5 失業	242.0	242.0	0.0	0.0	1,116.2	149.0	6.9	0.0	0.0	1,265.2
10.6 住宅	27.3	27.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
10.7 その他の社会的脱落	231.4	231.4	0.0	32.2	1,349.1	0.0	1.6	0.0	12.2	1,393.5
10.8 R&D(社会保護)	-1.6	0.0	-1.6	0.0	0.0	0.0	13.7	0.0	0.0	0.0
10.9 その他の社会保護	629.6	0.0	629.6	0.0	1,231.4	396.0	86.2	0.0	39.5	1,666.9
合計	104,157.8	63,233.1	40,924.7	3,279.8	65,763.3	7,189.2	20,472.1	87.0	4,616.3	80,848.6

(注) R&D投資に係る「(控除)自己勘定総固定資本形成」及びR&D資産の「固定資本減耗」については、基礎統計の制約上、機能別1桁分類(例えば、「1. 一般公共サービス」)までしか把握できないため、便宜上、各機能別のR&Dに係る2桁分類(例えば、「1.5 R&D(一般公共サービス)」)に、「集合消費支出(現実最終消費)」として一括計上している。52,916.5

教育レベル別支出額(公的教育)



第2表 国民医療費・構成割合，診療種類・制度区分別

平成26年度（2014）

制度区分	総数	医科診療医療費			歯科診療 医療費	薬局調剤 医療費	入院時 食事・生活 医療費	訪問看護 医療費	療養費等
		総数	入院	入院外					
国民医療費（億円）									
総数	408 071	292 506	152 641	139 865	27 900	72 846	8 021	1 256	5 543
公費負担医療給付分	30 390	21 325	11 150	10 175	1 424	6 283	845	297	217
生活保護法	17 273	12 983	8 927	4 056	675	2 723	717	98	78
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	68	62	62	-	0	-	7	-	-
障害者総合支援法	4 093	2 848	483	2 364	3	1 118	9	116	-
その他 1)	8 956	5 433	1 678	3 754	746	2 442	113	83	139
感染症法（結核）（再掲） 2)	42	37	35	3	0	1	3	-	-
児童福祉法（再掲）	425	314	184	130	3	77	22	8	-
特定疾患治療研究費（再掲）	876	445	180	264	0	337	51	42	1
地方公共団体単独実施（再掲）	6 601	3 927	844	3 083	729	1 767	16	25	138
医療保険等給付分	191 253	137 154	68 505	68 649	15 991	32 906	2 124	463	2 614
医療保険	188 176	134 613	66 950	67 664	15 954	32 452	2 082	462	2 612
被用者保険	91 242	63 265	27 855	35 409	9 499	16 386	590	147	1 356
被保険者	46 492	31 533	13 535	17 998	5 413	8 483	257	23	784
被扶養者	39 846	28 111	12 428	15 683	3 798	6 989	285	114	549
高齢者 3)	4 903	3 621	1 893	1 728	288	914	48	9	23
協会管掌健康保険	46 677	32 551	14 755	17 796	4 688	8 260	334	76	768
組合管掌健康保険	33 840	23 223	9 887	13 336	3 730	6 210	191	53	434
船員保険	188	130	63	67	19	36	2	0	2
国家公務員共済組合	2 371	1 649	707	943	243	427	14	5	33
地方公務員共済組合	6 989	4 893	2 093	2 799	699	1 243	42	12	101
私立学校教職員共済	1 177	819	351	468	120	211	7	2	18
国民健康保険	96 934	71 349	39 094	32 255	6 455	16 066	1 492	315	1 257
高齢者以外	65 447	48 243	26 581	21 662	4 619	10 382	1 110	245	848
高齢者 3)	31 487	23 106	12 513	10 593	1 837	5 684	381	70	409
退職者医療制度（再掲）	4 921	3 677	1 948	1 729	318	799	58	17	51
その他	3 077	2 540	1 556	985	38	453	43	1	2
労働者災害補償保険	2 451	2 066	1 361	706	4	342	39
その他 4)	626	474	195	279	34	111	4	1	2
後高齢者医療給付分	133 900	102 588	64 408	38 179	4 453	22 052	2 697	495	1 615
患者等負担分	50 659	30 406	8 446	21 960	5 838	11 013	2 354	0	1 047
全額負担	5 334	3 800	1 224	2 576	140	1 331	63
公費負担医療給付分・医療保険等給付分又は 後高齢者医療給付分の一部負担	45 326	26 606	7 222	19 383	5 699	9 683	2 291	0	1 047
軽減特例措置 5)	1 869	1 033	131	903	193	592	-	1	49

第8表 国民医療費・構成割合・人口一人当たり国民医療費，診療種類・性・年齢階級

平成26年度(2014)

性・年齢階級	総数	医科診療医療費			歯科診療 医療費	薬局調剤 医療費	入院時 食事・生活 医療費	訪問看護 医療費	療養費等
		総数	入院	入院外					
国民医療費 (億円)									
総数	408 071	292 506	152 641	139 865	27 900	72 846	8 021	1 256	5 543
0 ～ 4 歳	12 321	9 716	4 436	5 281	428	1 884	80	17	196
5 ～ 9	6 960	4 079	990	3 090	1 144	1 594	23	7	113
10 ～ 14	5 548	3 603	991	2 612	652	1 168	28	5	93
15 ～ 19	4 553	3 058	1 162	1 897	594	786	39	6	68
20 ～ 24	4 943	3 185	1 267	1 917	778	837	53	15	75
25 ～ 29	6 925	4 504	1 866	2 638	1 031	1 183	84	16	107
30 ～ 34	9 109	5 995	2 599	3 396	1 246	1 577	121	32	138
35 ～ 39	11 755	7 684	3 235	4 449	1 546	2 152	155	38	179
40 ～ 44	14 959	9 797	4 031	5 767	1 839	2 842	202	48	232
45 ～ 49	16 133	10 801	4 579	6 222	1 748	3 048	238	49	249
50 ～ 54	18 455	12 638	5 626	7 012	1 763	3 414	297	62	280
55 ～ 59	22 863	16 024	7 546	8 478	1 900	4 130	395	77	338
60 ～ 64	34 480	24 623	12 125	12 498	2 518	6 090	638	120	491
65 ～ 69	44 289	31 982	16 095	15 886	2 839	7 950	789	104	624
70 ～ 74	50 364	36 384	18 748	17 636	2 874	9 416	905	148	636
75 ～ 79	49 221	35 938	19 874	16 064	2 236	9 211	1 023	142	672
80 ～ 84	45 108	33 546	20 235	13 311	1 578	8 110	1 153	162	558
85 歳以上	50 085	38 948	27 238	11 711	1 187	7 454	1 797	208	492
構 成 割 合 (%)									
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0 ～ 4 歳	3.0	3.3	2.9	3.8	1.5	2.6	1.0	1.4	3.5
5 ～ 9	1.7	1.4	0.6	2.2	4.1	2.2	0.3	0.6	2.0
10 ～ 14	1.4	1.2	0.6	1.9	2.3	1.6	0.3	0.4	1.7
15 ～ 19	1.1	1.0	0.8	1.4	2.1	1.1	0.5	0.5	1.2
20 ～ 24	1.2	1.1	0.8	1.4	2.8	1.1	0.7	1.2	1.4
25 ～ 29	1.7	1.5	1.2	1.9	3.7	1.6	1.0	1.3	1.9
30 ～ 34	2.2	2.0	1.7	2.4	4.5	2.2	1.5	2.5	2.5
35 ～ 39	2.9	2.6	2.1	3.2	5.5	3.0	1.9	3.0	3.2
40 ～ 44	3.7	3.3	2.6	4.1	6.6	3.9	2.5	3.8	4.2
45 ～ 49	4.0	3.7	3.0	4.4	6.3	4.2	3.0	3.9	4.5
50 ～ 54	4.5	4.3	3.7	5.0	6.3	4.7	3.7	4.9	5.1
55 ～ 59	5.6	5.5	4.9	6.1	6.8	5.7	4.9	6.1	6.1
60 ～ 64	8.4	8.4	7.9	8.9	9.0	8.4	8.0	9.6	8.9
65 ～ 69	10.9	10.9	10.5	11.4	10.2	10.9	9.8	8.3	11.3
70 ～ 74	12.3	12.4	12.3	12.6	10.3	12.9	11.3	11.8	11.5
75 ～ 79	12.1	12.3	13.0	11.5	8.0	12.6	12.8	11.3	12.1
80 ～ 84	11.1	11.5	13.3	9.5	5.7	11.1	14.4	12.9	10.1
85 歳以上	12.3	13.3	17.8	8.4	4.3	10.2	22.4	16.6	8.9
人 口 一 人 当 た り 国 民 医 療 費 (千円)									
総数	321.1	230.2	120.1	110.1	22.0	57.3	6.3	1.0	4.4
0 ～ 4 歳	236.3	186.4	85.1	101.3	8.2	36.1	1.5	0.3	3.8
5 ～ 9	131.1	76.9	18.6	58.2	21.6	30.0	0.4	0.1	2.1
10 ～ 14	97.1	63.1	17.3	45.7	11.4	20.4	0.5	0.1	1.6
15 ～ 19	75.8	50.9	19.3	31.6	9.9	13.1	0.7	0.1	1.1
20 ～ 24	79.7	51.3	20.4	30.9	12.5	13.5	0.9	0.2	1.2
25 ～ 29	103.7	67.4	27.9	39.5	15.4	17.7	1.3	0.2	1.6
30 ～ 34	122.0	80.3	34.8	45.5	16.7	21.1	1.6	0.4	1.8
35 ～ 39	135.6	88.6	37.3	51.3	17.8	24.8	1.8	0.4	2.1
40 ～ 44	152.8	100.0	41.2	58.9	18.8	29.0	2.1	0.5	2.4
45 ～ 49	187.4	125.5	53.2	72.3	20.3	35.4	2.8	0.6	2.9
50 ～ 54	236.9	162.2	72.2	90.0	22.6	43.8	3.8	0.8	3.6
55 ～ 59	298.7	209.4	98.6	110.8	24.8	54.0	5.2	1.0	4.4
60 ～ 64	384.0	274.2	135.0	139.2	28.0	67.8	7.1	1.3	5.5
65 ～ 69	483.8	349.4	175.8	173.5	31.0	86.9	8.6	1.1	6.8
70 ～ 74	635.3	458.9	236.5	222.5	36.3	118.8	11.4	1.9	8.0
75 ～ 79	785.1	573.3	317.0	256.2	35.7	146.9	16.3	2.3	10.7
80 ～ 84	926.4	689.0	415.6	273.4	32.4	166.6	23.7	3.3	11.5
85 歳以上	1 048.0	815.0	569.9	245.0	24.8	156.0	37.6	4.3	10.3

性別、年齢階級別、診療種類別、制度別、件数・日数・医療費

男性、入院

年齢階級	制度・計			協会(一般)・計			(再掲)協会(一般)・被保険者			(再掲)件数
	件数	日数	医療費	件数	日数	医療費	件数	日数	医療費	
総数	12,654,665	189,394,629	6,797,218,823,340	1,721,866	17,912,804	903,121,059,530	1,054,174	10,507,291	576,952,788,190	537,812
0～4	506,470	3,374,569	209,701,306,430	229,553	1,511,379	92,843,436,150	-	-	-	229,553
5～9	114,397	847,023	48,210,828,180	50,127	361,921	20,639,324,450	-	-	-	50,127
10～14	96,148	934,880	47,451,472,040	41,146	395,967	19,968,856,340	-	-	-	41,146
15～19	116,256	1,185,392	56,657,830,240	49,827	499,251	24,054,566,610	3,195	25,788	1,327,727,970	46,632
20～24	112,794	1,321,609	52,574,977,480	45,307	500,496	20,964,274,070	19,307	152,823	7,708,378,740	26,000
25～29	131,093	1,727,806	59,757,659,990	48,771	565,468	21,414,923,480	34,147	274,511	13,966,605,710	14,624
30～34	168,286	2,381,595	77,595,020,810	58,413	669,525	26,317,989,350	46,002	395,642	20,054,559,910	12,411
35～39	235,057	3,413,882	111,418,092,390	76,702	819,469	35,767,811,280	66,812	597,266	30,794,329,670	9,890
40～44	332,683	4,992,042	164,961,319,340	97,431	1,019,982	48,582,713,590	89,548	843,401	44,682,546,610	7,883
45～49	384,397	5,939,201	197,749,857,790	103,753	1,110,858	55,490,273,270	97,314	973,179	51,950,992,460	6,439
50～54	474,157	7,401,885	252,248,030,360	131,086	1,438,759	73,460,986,840	122,252	1,256,489	68,485,500,130	8,834
55～59	640,341	9,987,672	351,966,373,010	181,257	2,053,189	105,335,387,340	165,012	1,735,247	95,992,605,350	16,245
60～64	1,073,706	16,369,223	602,370,695,960	263,379	2,960,489	154,838,011,870	228,912	2,363,214	134,383,580,800	34,467
65～69	1,481,418	21,689,796	850,865,613,320	213,119	2,414,134	126,187,362,450	179,992	1,871,743	106,632,300,380	33,127
70～74	1,691,021	24,428,663	976,713,694,050	130,807	1,581,838	76,769,442,840	1,681	17,988	973,660,460	434
75～79	1,749,706	26,477,875	989,251,400,700	1,188	10,079	485,699,600	-	-	-	-
80～84	1,643,178	26,754,089	892,208,821,760	-	-	-	-	-	-	-
85～89	1,143,469	19,909,416	588,315,608,980	-	-	-	-	-	-	-
90～94	439,875	8,009,311	212,238,003,870	-	-	-	-	-	-	-
95～99	105,776	1,976,483	48,753,842,530	-	-	-	-	-	-	-
100～	14,437	272,217	6,208,374,110	-	-	-	-	-	-	-
(再掲)未就学児	552,013	3,676,298	227,817,681,790	249,770	1,642,024	100,690,743,490	-	-	-	249,770
(再掲)前期高齢者	2,830,157	38,795,131	1,631,775,066,440	345,114	4,006,051	203,442,504,890	181,673	1,889,731	107,605,960,840	33,561

医療給付実態調査 1 年齢階級

国民医療費 第2表

性別・年齢階級 年齢階級	男女計(10億円)		男		女		国民医療費 総数
	件数	日数	件数	日数	件数	日数	
総数	35,962.4	17,148,399,585,711	18,814,010,425,727	464,085,365,116	18,814,010,425,727	464,085,365,116	40,807.1
0～4	1,020.2	556,130,096,460	255,414,296,948	196,610,466,718	556,130,096,460	196,610,466,718	3,039.0
5～9	569.1	313,702,817,830	172,887,806,288	225,454,882,779	313,702,817,830	172,887,806,288	1,727.3
10～14	447.1	250,447,333,756	172,887,806,288	225,454,882,779	250,447,333,756	172,887,806,288	6.8
15～19	370.3	197,430,681,858	172,887,806,288	225,454,882,779	197,430,681,858	172,887,806,288	409.3
20～24	405.7	180,202,217,503	172,887,806,288	225,454,882,779	180,202,217,503	172,887,806,288	895.6
25～29	566.1	230,485,558,904	172,887,806,288	225,454,882,779	230,485,558,904	172,887,806,288	4.2
30～34	745.1	302,512,213,374	172,887,806,288	225,454,882,779	302,512,213,374	172,887,806,288	42.5
35～39	957.8	423,210,328,995	172,887,806,288	225,454,882,779	423,210,328,995	172,887,806,288	87.6
40～44	1,205.2	580,990,627,009	172,887,806,288	225,454,882,779	580,990,627,009	172,887,806,288	660.1
45～49	1,288.7	645,399,193,080	172,887,806,288	225,454,882,779	645,399,193,080	172,887,806,288	19,125.3
50～54	1,472.7	754,017,064,149	172,887,806,288	225,454,882,779	754,017,064,149	172,887,806,288	18,817.6
55～59	1,837.7	965,580,132,303	172,887,806,288	225,454,882,779	965,580,132,303	172,887,806,288	9,124.2
60～64	2,915.3	1,536,218,544,017	172,887,806,288	225,454,882,779	1,536,218,544,017	172,887,806,288	4,649.2
65～69	3,924.2	2,109,579,938,612	172,887,806,288	225,454,882,779	2,109,579,938,612	172,887,806,288	3,984.6
70～74	4,556.5	2,358,326,104,818	172,887,806,288	225,454,882,779	2,358,326,104,818	172,887,806,288	490.3
75～79	4,629.2	2,264,819,287,812	172,887,806,288	225,454,882,779	2,264,819,287,812	172,887,806,288	4,667.7
80～84	4,265.2	1,888,206,421,981	172,887,806,288	225,454,882,779	1,888,206,421,981	172,887,806,288	3,384.0
85～89	2,984.0	1,120,255,013,270	172,887,806,288	225,454,882,779	1,120,255,013,270	172,887,806,288	18.8
90～94	1,352.2	364,572,078,164	172,887,806,288	225,454,882,779	364,572,078,164	172,887,806,288	237.1
95～99	383.2	76,751,228,604	172,887,806,288	225,454,882,779	76,751,228,604	172,887,806,288	698.9
100～	66.7	9,562,703,212	172,887,806,288	225,454,882,779	9,562,703,212	172,887,806,288	117.7
(再掲) ;	1,237.6	675,227,110,330	172,887,806,288	225,454,882,779	675,227,110,330	172,887,806,288	9,693.4
(再掲) ;	7,741.1	4,026,098,202,826	172,887,806,288	225,454,882,779	4,026,098,202,826	172,887,806,288	6,544.7
国民医療費	40,807.1	18,814,010,425,727	172,887,806,288	225,454,882,779	18,814,010,425,727	172,887,806,288	3,148.7
公費負担医療給付分	3,039.0	1,727,313,702,817,830	172,887,806,288	225,454,882,779	1,727,313,702,817,830	172,887,806,288	492.1
生活保護法	6.8	250,447,333,756	172,887,806,288	225,454,882,779	250,447,333,756	172,887,806,288	307.7
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	409.3	197,430,681,858	172,887,806,288	225,454,882,779	197,430,681,858	172,887,806,288	245.1
障害者総合支援法	895.6	180,202,217,503	172,887,806,288	225,454,882,779	180,202,217,503	172,887,806,288	62.6
その他	4.2	230,485,558,904	172,887,806,288	225,454,882,779	230,485,558,904	172,887,806,288	13,390.0
感染症法(結核)	42.5	302,512,213,374	172,887,806,288	225,454,882,779	302,512,213,374	172,887,806,288	5,065.9
(再掲)	87.6	423,210,328,995	172,887,806,288	225,454,882,779	423,210,328,995	172,887,806,288	533.4
(再掲)	660.1	580,990,627,009	172,887,806,288	225,454,882,779	580,990,627,009	172,887,806,288	4,532.6
(再掲)	19,125.3	645,399,193,080	172,887,806,288	225,454,882,779	645,399,193,080	172,887,806,288	186.9
医療保険等給付分	18,817.6	754,017,064,149	172,887,806,288	225,454,882,779	754,017,064,149	172,887,806,288	35,741.2
医療保険	9,124.2	965,580,132,303	172,887,806,288	225,454,882,779	965,580,132,303	172,887,806,288	
被用者保険	4,649.2	1,536,218,544,017	172,887,806,288	225,454,882,779	1,536,218,544,017	172,887,806,288	
被保険者	3,984.6	1,536,218,544,017	172,887,806,288	225,454,882,779	1,536,218,544,017	172,887,806,288	
被扶養者	490.3	2,109,579,938,612	172,887,806,288	225,454,882,779	2,109,579,938,612	172,887,806,288	
高齢者	4,667.7	2,358,326,104,818	172,887,806,288	225,454,882,779	2,358,326,104,818	172,887,806,288	
協会管掌健康保険	3,384.0	2,264,819,287,812	172,887,806,288	225,454,882,779	2,264,819,287,812	172,887,806,288	
組合管掌健康保険	18.8	1,888,206,421,981	172,887,806,288	225,454,882,779	1,888,206,421,981	172,887,806,288	
船員保険	237.1	1,120,255,013,270	172,887,806,288	225,454,882,779	1,120,255,013,270	172,887,806,288	
国家公務員共済組合	698.9	364,572,078,164	172,887,806,288	225,454,882,779	364,572,078,164	172,887,806,288	
地方公務員共済組合	117.7	76,751,228,604	172,887,806,288	225,454,882,779	76,751,228,604	172,887,806,288	
私立学校教職員共済	9,693.4	9,562,703,212	172,887,806,288	225,454,882,779	9,562,703,212	172,887,806,288	
国民健康保険	6,544.7	675,227,110,330	172,887,806,288	225,454,882,779	675,227,110,330	172,887,806,288	
高齢者以外	3,148.7	4,026,098,202,826	172,887,806,288	225,454,882,779	4,026,098,202,826	172,887,806,288	
高齢者	492.1	1,120,255,013,270	172,887,806,288	225,454,882,779	1,120,255,013,270	172,887,806,288	
退職者医療制度(再掲)	307.7	9,562,703,212	172,887,806,288	225,454,882,779	9,562,703,212	172,887,806,288	
その他	245.1	76,751,228,604	172,887,806,288	225,454,882,779	76,751,228,604	172,887,806,288	
労働者災害補償保険	62.6	230,485,558,904	172,887,806,288	225,454,882,779	230,485,558,904	172,887,806,288	
その他	13,390.0	1,727,313,702,817,830	172,887,806,288	225,454,882,779	1,727,313,702,817,830	172,887,806,288	
後期高齢者医療給付分	5,065.9	2,358,326,104,818	172,887,806,288	225,454,882,779	2,358,326,104,818	172,887,806,288	
患者等負担分	533.4	1,974,306,681,858	172,887,806,288	225,454,882,779	1,974,306,681,858	172,887,806,288	
全額負担	4,532.6	1,888,206,421,981	172,887,806,288	225,454,882,779	1,888,206,421,981	172,887,806,288	
公費負担医療給付分・医療保険等給付分又は後期高齢者医療	186.9	180,202,217,503	172,887,806,288	225,454,882,779	180,202,217,503	172,887,806,288	
軽減特例措置			172,887,806,288	225,454,882,779		172,887,806,288	

医療給付実態調査 1 年齢階級
患者負担分を含まない値

国民医療費 第8表：患者負担分を含んだ値

総数	患者負担分を含まない値		患者負担分(差額)		患者負担分を含まない値(医療給付実態調査)	
	男	女	男	女	男	女
17,148.4	18,814.0	17,148.4	2,348.7	17,148.4	18,814.0	
0~4	556.1	464.1	96.3	556.1	464.1	
5~9	313.7	255.4	56.6	313.7	255.4	
10~14	250.4	196.6	46.3	250.4	196.6	
15~19	197.4	172.9	38.7	197.4	172.9	
20~24	180.2	225.5	48.0	180.2	225.5	
25~29	230.5	335.6	73.7	230.5	335.6	
30~34	302.5	442.6	98.8	302.5	442.6	
35~39	423.2	534.6	122.5	423.2	534.6	
40~44	581.0	624.2	149.2	581.0	624.2	
45~49	645.4	643.3	154.1	645.4	643.3	
50~54	754.0	718.7	170.6	754.0	718.7	
55~59	965.6	872.1	207.6	965.6	872.1	
60~64	1,556.2	1,359.1	333.1	1,556.2	1,359.1	
65~69	2,109.6	1,814.6	423.2	2,109.6	1,814.6	
70~74	2,358.3	2,198.2	463.3	2,358.3	2,198.2	
75~79	2,264.8	2,364.4	463.3	2,264.8	2,364.4	
80~84	1,888.2	2,377.0	463.3	1,888.2	2,377.0	
85~89	1,120.3	1,863.8	150.0	1,120.3	1,863.8	
90~94	364.6	987.6	165.4	364.6	987.6	
95~99	76.8	306.5	56.8	76.8	306.5	
100~	9.6	57.1	56.8	9.6	57.1	
(再掲)	675.2	562.3		675.2	562.3	
(再掲)	4,026.1	3,715.0		4,026.1	3,715.0	
						408071

医療給付実態調査 1 年年齢級

性別・年齢階級別・診療種別・制度別・件数・日数・医療費

男性 年齢階級	入院	入院外	歯科	調剤	食事・生活療養	制度・計 件数
	制度・計 件数	制度・計 件数	制度・計 件数	制度・計 件数	制度・計 件数	
総 数	12,654,665	396,229,694	86,344,106	246,610,657	11,679,130	753,518,252
0~4	506,470	25,467,303	2,203,748	17,008,809	372,572	45,558,902
5~9	114,397	18,337,400	5,564,969	11,666,002	107,365	35,790,133
10~14	96,148	13,371,681	3,219,599	7,652,503	90,726	24,430,657
15~19	116,256	8,807,682	1,921,073	4,584,073	112,480	15,541,564
20~24	112,794	7,083,083	2,107,035	3,875,250	107,154	13,285,316
25~29	131,093	8,589,608	2,894,516	4,985,440	123,916	16,724,573
30~34	168,286	10,695,374	3,668,856	6,413,858	158,718	21,105,092
35~39	235,057	13,839,251	4,658,695	8,388,588	221,274	27,342,865
40~44	332,683	17,175,296	5,484,256	10,454,877	311,970	33,759,082
45~49	384,397	17,562,751	5,122,419	10,756,581	360,222	34,186,370
50~54	474,157	18,929,114	5,029,303	11,604,288	445,112	36,481,974
55~59	640,341	22,114,347	5,427,025	13,546,266	603,331	42,331,310
60~64	1,073,706	33,101,478	7,597,504	20,344,104	1,014,388	63,131,180
65~69	1,481,418	42,555,779	9,009,617	26,332,739	1,401,825	80,781,378
70~74	1,691,021	45,466,630	8,787,678	28,671,205	1,596,821	86,213,355
75~79	1,749,706	40,970,728	6,826,397	26,189,372	1,635,813	77,372,016
80~84	1,643,178	30,908,143	4,328,120	20,073,029	1,507,685	58,460,155
85~89	1,143,469	15,949,929	1,908,149	10,496,217	1,023,442	30,521,206
90~94	439,875	4,430,649	488,260	2,969,296	382,984	8,711,064
95~99	105,776	784,360	86,830	537,102	89,432	1,603,500
100~	14,437	89,108	10,057	61,058	11,900	186,560
(再掲) 未就学児	552,013	32,394,454	3,902,948	21,557,796	414,951	58,822,162
(再掲) 前期高齢者	2,830,157	85,080,885	17,346,310	53,070,498	2,678,371	161,006,221

総 数	入院	入院外	歯科	調剤	食事・生活療養	医療費
	医療費	医療費	医療費	医療費	医療費	
総 数	6,797,218,823,340	5,889,924,806,940	1,144,670,413,330	2,997,843,475,500	318,742,066,601	17,148,399,585,711
0~4	209,701,306,430	237,522,946,880	18,822,744,910	86,385,928,000	3,697,170,240	556,130,096,460
5~9	48,210,828,180	139,145,067,450	50,169,680,700	75,043,216,060	1,134,025,440	313,702,817,830
10~14	47,451,472,040	117,875,253,610	27,411,173,040	56,387,406,200	1,322,028,866	250,447,333,756
15~19	56,657,830,240	80,810,421,950	23,284,329,380	34,894,938,480	1,783,161,808	197,430,681,858
20~24	52,574,977,480	66,371,504,100	28,889,391,770	30,255,463,850	2,110,880,303	180,202,217,503
25~29	59,757,659,990	87,314,136,470	38,818,814,830	41,759,509,520	2,835,438,094	230,485,558,904
30~34	77,595,020,810	114,333,065,250	48,735,382,260	57,847,888,940	4,000,856,114	302,512,213,374
35~39	111,418,092,390	162,028,073,320	61,690,140,970	82,283,133,240	5,790,889,075	423,210,328,995
40~44	164,961,319,340	222,020,547,240	73,210,704,490	112,240,764,030	8,557,291,909	580,990,627,009
45~49	197,749,857,790	244,784,213,110	69,118,676,060	123,478,010,680	10,268,435,440	645,399,193,080
50~54	252,248,030,360	280,234,941,680	68,613,048,140	140,071,220,830	12,849,823,139	754,017,064,149
55~59	351,966,373,010	350,050,473,860	74,747,026,350	171,459,640,880	17,356,618,203	965,580,132,303
60~64	602,370,695,960	552,982,222,250	105,621,613,380	266,933,755,340	28,310,257,087	1,556,218,544,017
65~69	850,865,613,320	736,499,995,520	124,695,610,170	360,061,690,180	37,457,029,422	2,109,579,938,612
70~74	976,713,694,050	802,487,341,730	125,877,774,400	411,358,932,950	41,888,361,688	2,358,326,104,818
75~79	989,251,400,700	733,114,879,960	99,814,740,140	397,456,028,690	45,182,238,322	2,264,819,287,812
80~84	892,208,821,760	565,298,770,990	65,790,291,950	319,865,974,400	45,042,562,881	1,888,206,421,981
85~89	588,315,608,980	296,837,851,870	29,986,874,550	172,317,701,390	32,796,976,480	1,120,255,013,270
90~94	212,238,003,870	83,196,449,150	7,805,364,320	48,470,982,140	12,861,278,684	364,572,078,164
95~99	48,753,842,530	15,122,360,720	1,405,684,790	8,389,452,240	3,079,888,324	76,751,228,604
100~	6,208,374,110	1,894,289,830	161,346,730	881,837,460	416,855,082	9,562,703,212
(再掲) 未就学児	227,817,681,790	292,574,593,510	36,044,769,270	114,698,645,020	4,091,420,740	675,227,110,330
(再掲) 前期高齢者	1,631,775,066,440	1,362,496,772,230	242,844,899,060	723,018,844,020	65,962,621,076	4,026,098,202,826

1件当たり金額	入院	入院外	歯科	調剤	食事・生活療養	計
総 数	537,131	14,865	13,257	12,156	27,292	22,758
0~4	414,045	9,327	8,541	5,079	9,923	12,207
5~9	421,434	7,588	9,015	6,433	10,562	8,765
10~14	493,525	8,815	8,514	7,368	14,572	10,251
15~19	487,354	9,175	12,120	7,612	15,853	12,703
20~24	466,115	9,370	13,711	7,807	19,700	13,564
25~29	455,842	10,165	13,411	8,376	22,882	13,781
30~34	461,090	10,690	13,284	9,019	25,207	14,334
35~39	474,005	11,708	13,242	9,809	26,171	15,478
40~44	495,851	12,927	13,349	10,736	27,430	17,210
45~49	514,442	13,938	13,493	11,479	28,506	18,879
50~54	531,993	14,804	13,643	12,071	28,869	20,668
55~59	549,655	15,829	13,773	12,657	28,768	22,810
60~64	561,020	16,706	13,902	13,121	27,909	24,651
65~69	574,359	17,307	13,840	13,674	26,720	26,115
70~74	577,588	17,650	14,324	14,347	26,232	27,355
75~79	565,381	17,894	14,622	15,176	27,621	29,272
80~84	542,978	18,290	15,201	15,935	29,875	32,299
85~89	514,501	18,611	15,715	16,417	32,046	36,704
90~94	482,496	18,777	15,986	16,324	33,582	41,852
95~99	460,916	19,280	16,189	15,620	34,438	47,865
100~	430,032	21,258	16,043	14,443	35,030	51,258
(再掲) 未就学児	412,703	9,032	9,235	5,321	9,860	11,479
(再掲) 前期高齢者	576,567	16,014	14,000	13,624	24,628	25,006

医療給付実態調査 1 年齢階級

性別・年齢階級別・診療種類別・制度別・件数・日数・医療費

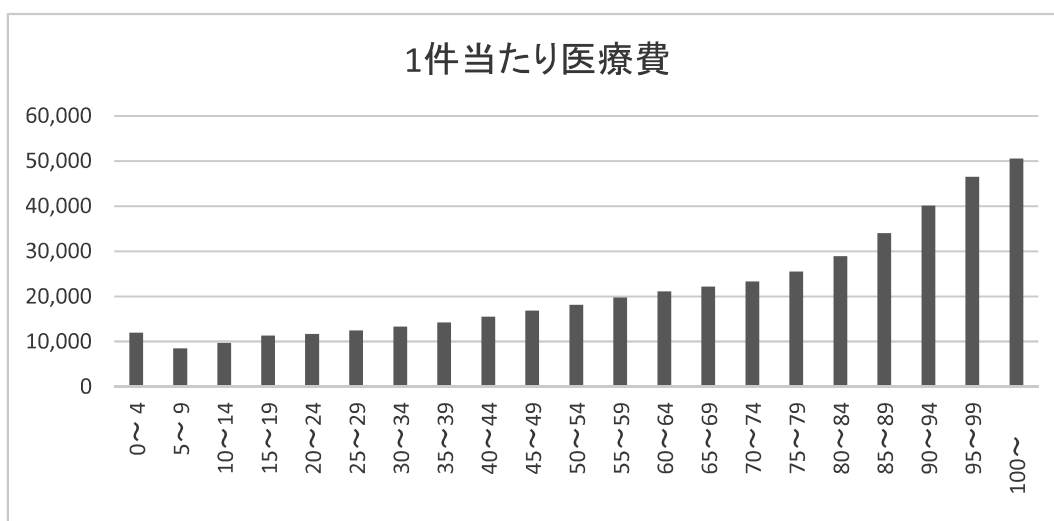
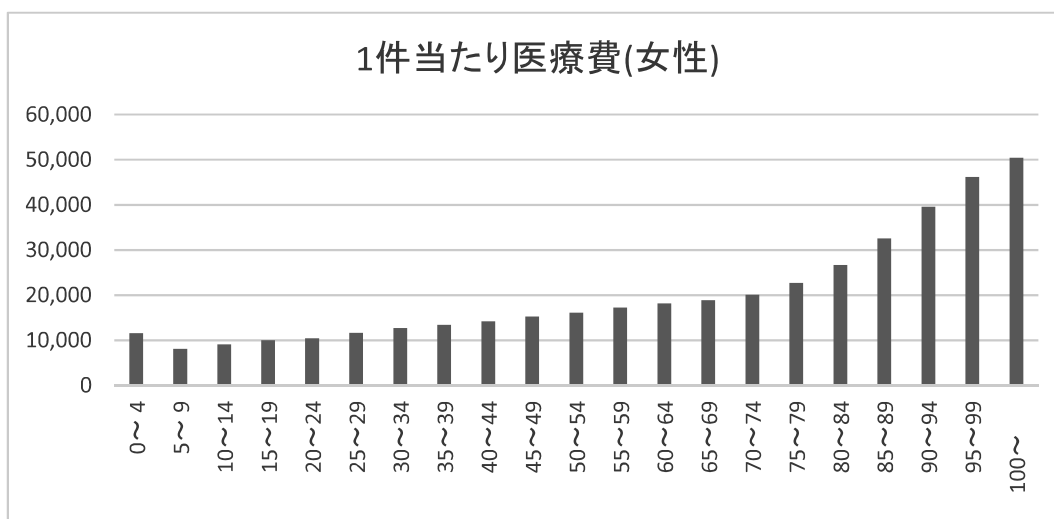
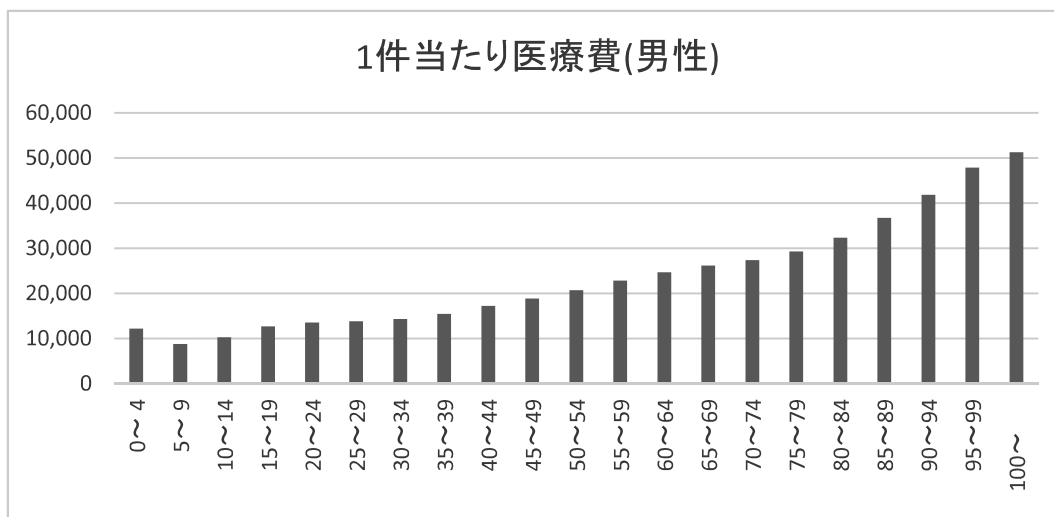
女性 年齢階級	入院	入院外	歯科	調剤	食事・生活療養	件数
	制度・計 件数	制度・計 件数	制度・計 件数	制度・計 件数	制度・計 件数	
総 数	14,150,153	522,934,398	108,035,334	322,564,482	12,921,883	980,606,250
0～4	412,689	22,299,547	2,045,542	15,006,687	299,124	40,063,589
5～9	85,853	15,903,647	5,343,296	10,175,102	79,785	31,587,683
10～14	69,307	11,608,858	3,245,656	6,634,774	65,473	21,624,068
15～19	97,121	9,747,114	2,292,783	5,020,782	92,586	17,250,386
20～24	178,008	11,957,877	2,969,647	6,296,165	149,661	21,551,358
25～29	358,759	15,876,667	4,013,997	8,384,024	276,092	28,909,539
30～34	488,138	18,900,322	4,838,915	10,164,823	376,519	34,768,717
35～39	444,347	21,282,036	5,891,710	11,890,756	369,011	39,877,860
40～44	355,780	23,256,708	6,793,903	13,312,399	328,715	44,047,505
45～49	329,817	22,398,213	6,308,542	12,875,969	316,799	42,229,340
50～54	377,461	23,665,555	6,430,022	13,830,110	362,312	44,665,460
55～59	471,047	26,702,918	6,981,542	16,036,162	450,590	50,642,259
60～64	765,176	39,444,852	9,600,135	24,139,082	732,569	74,681,814
65～69	1,045,976	51,231,761	11,045,145	31,705,964	1,002,227	96,031,073
70～74	1,327,264	58,547,456	10,869,680	37,358,885	1,270,553	109,373,838
75～79	1,646,921	56,078,259	8,509,384	36,456,684	1,568,111	104,259,359
80～84	1,992,134	47,667,662	5,948,664	31,572,889	1,868,662	89,050,011
85～89	1,931,549	30,021,198	3,227,691	20,300,792	1,766,292	57,247,522
90～94	1,245,056	12,608,337	1,285,330	8,738,152	1,098,318	24,975,193
95～99	439,114	3,206,874	335,836	2,279,987	374,688	6,636,499
100～	88,636	528,537	57,914	384,294	73,796	1,133,177
(再掲) 未就学児	447,819	28,305,562	3,659,295	19,038,794	331,734	51,783,204
(再掲) 前期高齢者	2,117,994	107,416,799	21,562,788	67,500,763	2,029,375	200,627,719

総 数	入院	入院外	歯科	調剤	食事・生活療養	医療費
	医療費	医療費	医療費	医療費	医療費	医療費
総 数	6,994,433,715,350	6,541,069,186,650	1,358,768,018,280	3,528,900,416,030	390,839,089,417	18,814,010,425,727
0～4	170,275,824,140	202,059,891,020	17,211,732,460	71,461,204,740	3,076,712,756	464,085,365,116
5～9	36,275,625,890	113,683,660,680	46,592,872,320	58,027,193,020	834,945,038	255,414,296,948
10～14	36,997,240,000	90,192,787,690	27,299,393,400	41,068,627,170	1,052,418,458	196,610,466,718
15～19	41,906,166,570	71,698,979,420	26,895,655,660	30,847,845,220	1,539,159,418	172,887,806,288
20～24	54,034,583,590	91,563,902,620	37,908,048,950	39,675,996,350	2,272,351,269	225,454,882,779
25～29	94,551,042,280	130,048,892,970	49,744,746,460	57,189,847,230	4,090,467,838	335,624,996,778
30～34	136,888,050,940	166,528,829,260	58,548,439,760	74,797,450,890	5,842,888,446	442,605,659,296
35～39	153,968,159,130	205,396,822,840	70,866,693,930	97,661,430,610	6,689,508,209	534,582,614,719
40～44	161,351,986,490	250,537,448,190	83,141,681,480	121,862,088,470	7,336,742,695	624,229,947,325
45～49	168,568,672,080	262,774,056,910	78,945,485,170	125,007,409,890	8,028,730,235	643,324,354,285
50～54	197,212,662,540	292,703,016,010	80,821,951,770	137,948,997,240	10,019,226,886	718,705,854,446
55～59	252,562,705,500	351,172,919,230	87,986,340,260	167,588,572,270	12,819,722,537	872,130,259,797
60～64	415,755,548,480	539,492,026,910	122,190,138,080	260,398,491,040	21,279,158,766	1,359,115,363,276
65～69	581,672,781,300	706,694,205,600	141,312,790,270	355,916,426,160	29,013,484,506	1,814,609,687,836
70～74	740,578,765,960	822,592,781,010	146,223,932,260	451,372,226,650	37,454,657,684	2,198,222,363,564
75～79	903,986,993,690	806,523,661,650	118,767,974,630	485,453,597,620	49,618,443,242	2,364,350,670,832
80～84	1,053,843,621,920	710,016,547,480	88,010,995,150	460,635,845,450	64,519,458,404	2,377,026,468,404
85～89	966,292,995,840	464,589,419,970	50,025,973,840	317,759,021,280	65,110,849,088	1,863,778,260,018
90～94	589,154,327,890	199,479,453,490	20,197,901,450	136,485,914,490	42,305,227,472	987,622,824,792
95～99	200,023,534,780	53,491,835,040	5,207,752,580	32,880,392,390	14,891,751,388	306,495,266,178
100～	38,532,426,340	9,828,048,660	867,518,400	4,861,837,850	3,043,185,082	57,133,016,332
(再掲) 未就学児	184,331,022,260	247,039,567,000	33,123,790,960	94,477,543,580	3,377,056,696	562,348,980,496
(再掲) 前期高齢者	1,183,938,318,650	1,422,875,234,440	281,642,691,920	771,134,774,540	55,395,371,730	3,714,986,391,280

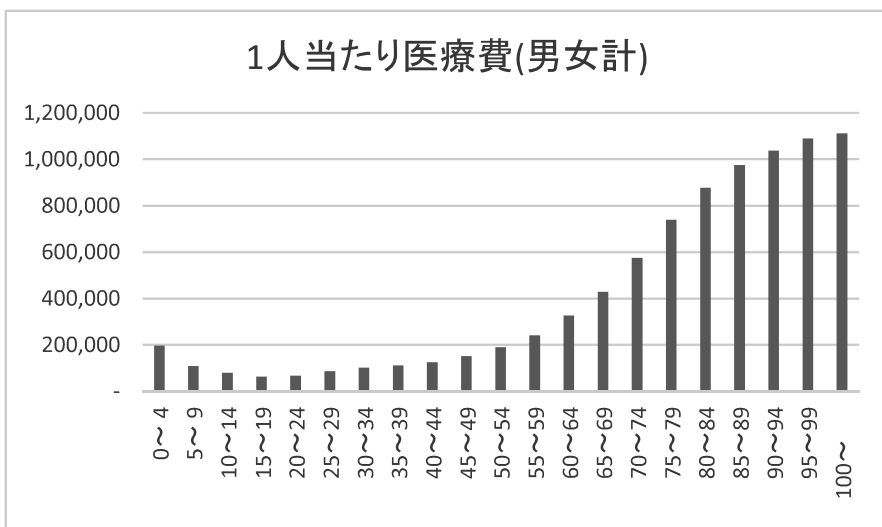
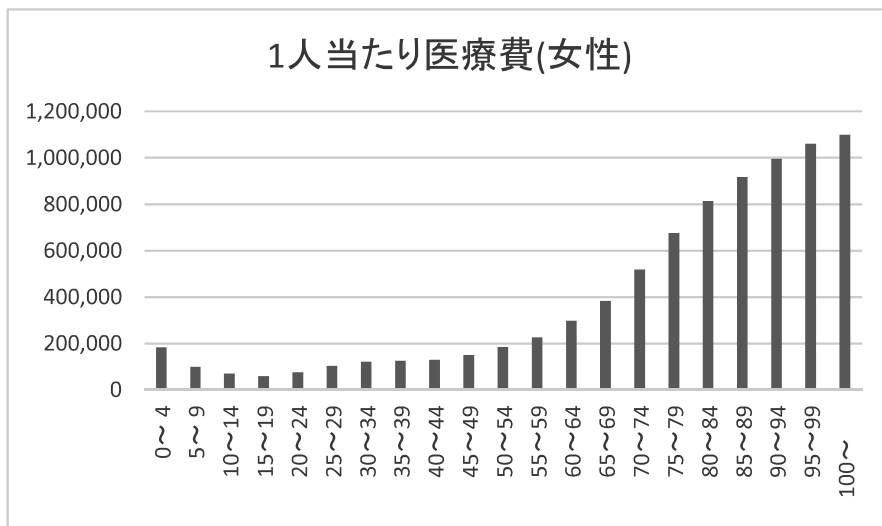
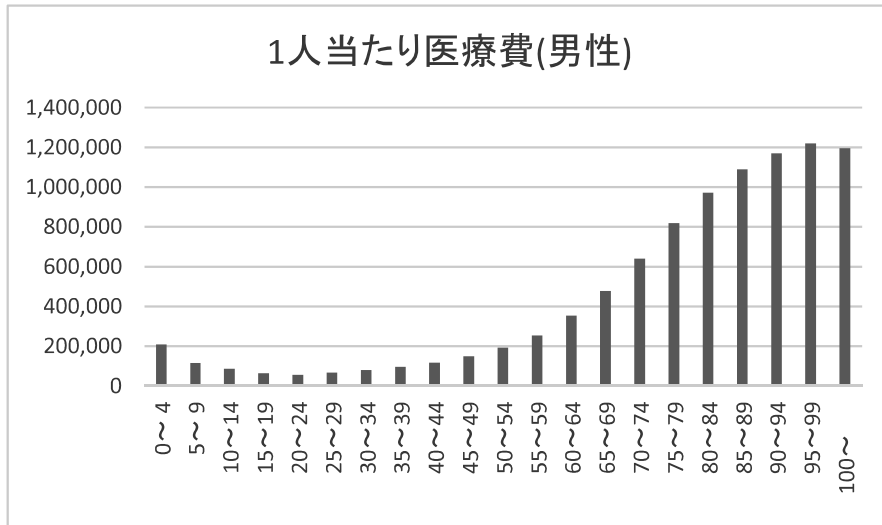
35,962,410,011,438

1件当たり金額	入院	入院外	歯科	調剤	食事・生活療養	計
総 数	494,301	12,508	12,577	10,940	30,246	19,186
0～4	412,601	9,061	8,414	4,762	10,286	11,584
5～9	422,532	7,148	8,720	5,703	10,465	8,086
10～14	533,817	7,769	8,411	6,190	16,074	9,092
15～19	431,484	7,356	11,731	6,144	16,624	10,022
20～24	303,551	7,657	12,765	6,302	15,183	10,461
25～29	263,550	8,191	12,393	6,821	14,816	11,609
30～34	280,429	8,811	12,099	7,358	15,518	12,730
35～39	346,504	9,651	12,028	8,213	18,128	13,405
40～44	453,516	10,773	12,238	9,154	22,319	14,172
45～49	511,098	11,732	12,514	9,709	25,343	15,234
50～54	522,472	12,368	12,569	9,975	27,654	16,091
55～59	536,173	13,151	12,603	10,451	28,451	17,221
60～64	543,346	13,677	12,728	10,787	29,047	18,199
65～69	556,105	13,794	12,794	11,226	28,949	18,896
70～74	557,974	14,050	13,452	12,082	29,479	20,098
75～79	548,895	14,382	13,957	13,316	31,642	22,678
80～84	529,002	14,895	14,795	14,590	34,527	26,693
85～89	500,268	15,475	15,499	15,653	36,863	32,556
90～94	473,195	15,821	15,714	15,620	38,518	39,544
95～99	455,516	16,680	15,507	14,421	39,744	46,183
100～	434,727	18,595	14,979	12,651	41,238	50,418
(再掲) 未就学児	411,619	8,728	9,052	4,962	10,180	10,860
(再掲) 前期高齢者	558,990	13,246	13,062	11,424	27,297	18,517

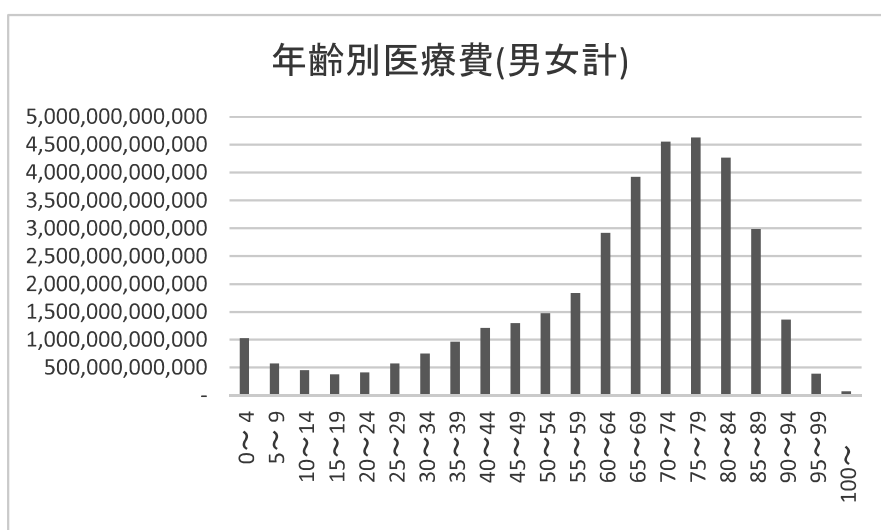
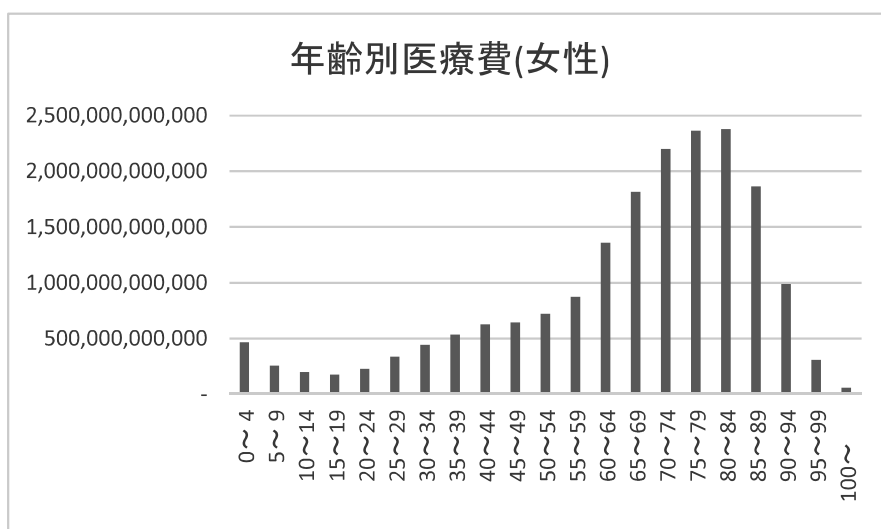
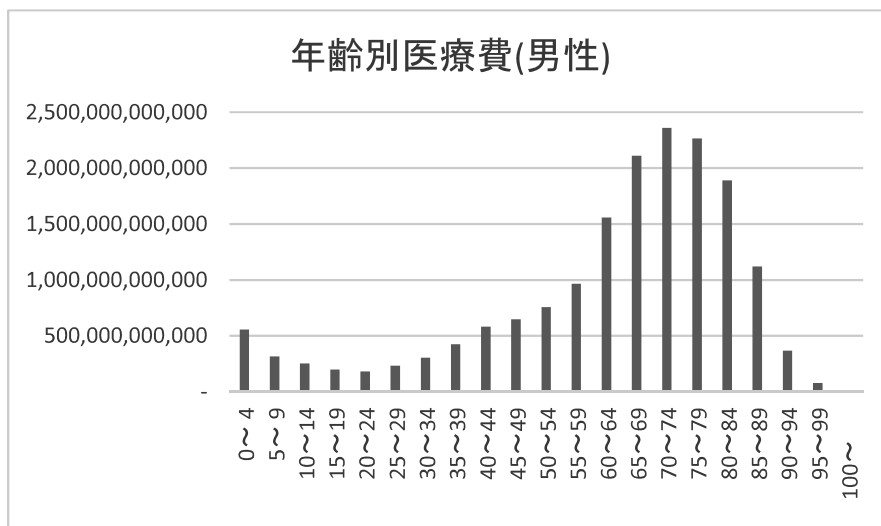
医療給付実態調査をもとにした1件当たり医療費



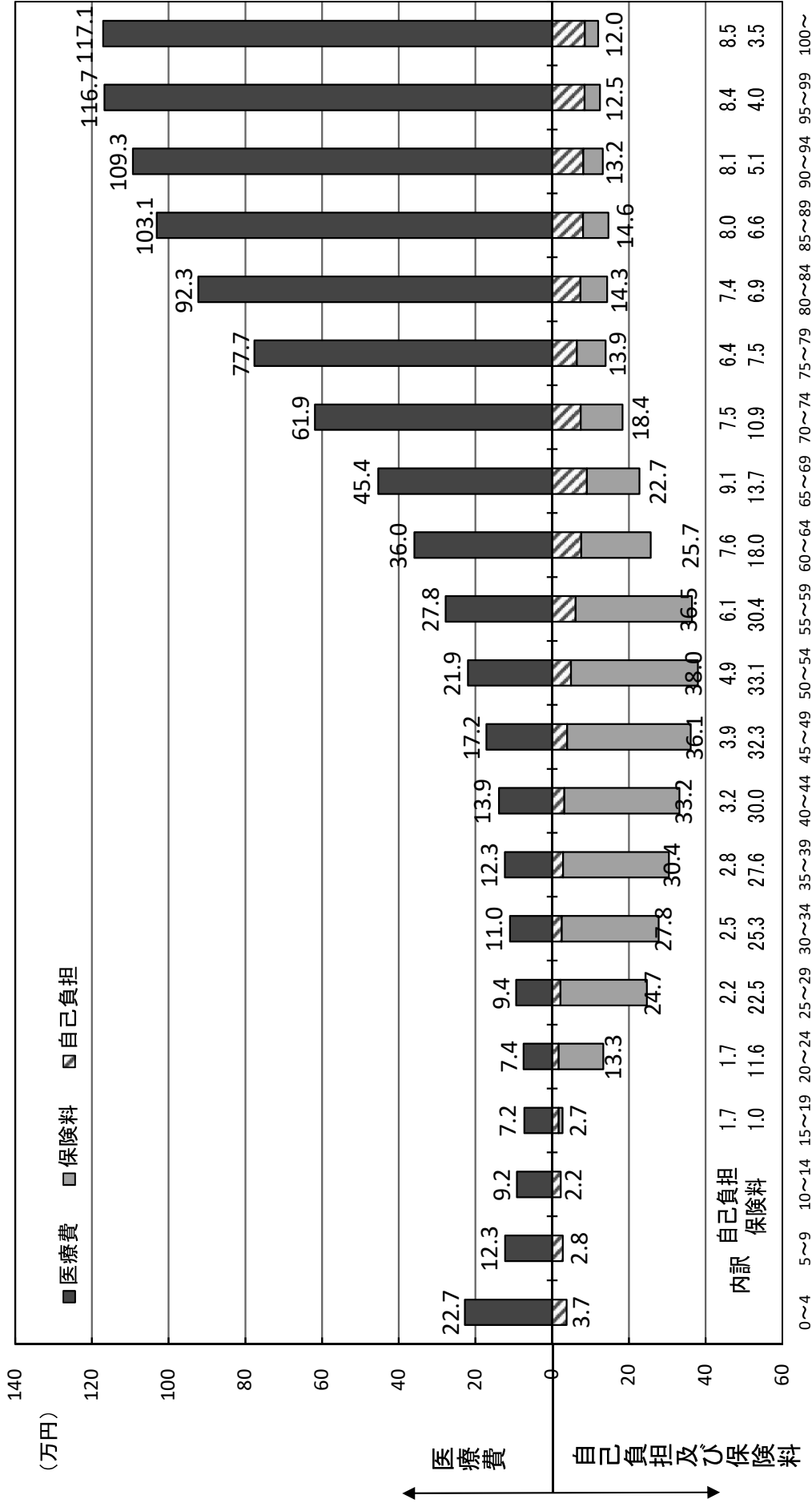
医療給付実態調査をもとにした1人当たり医療費



医療給付実態調査をもとにした医療費



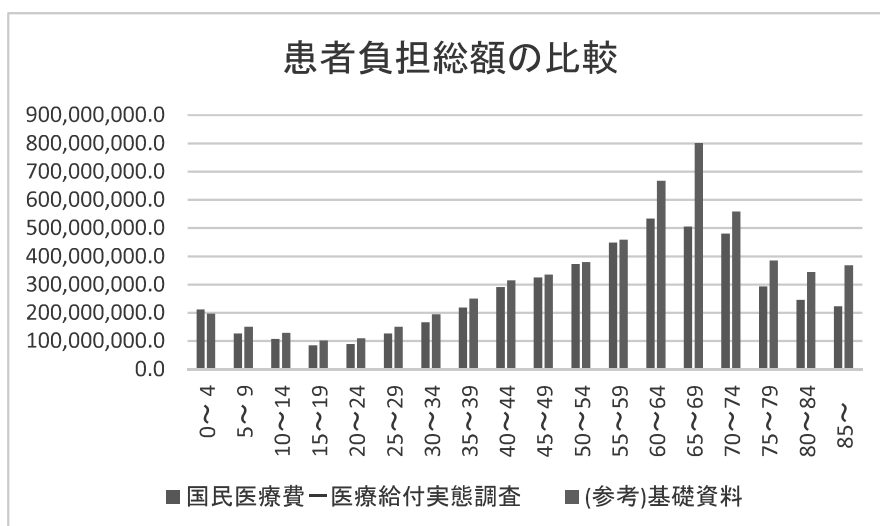
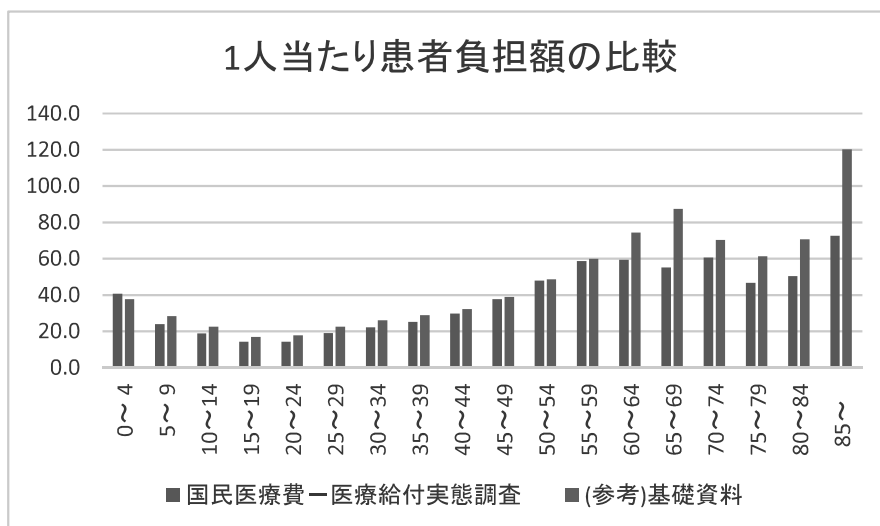
年齢階級別1人当たり医療費、自己負担額及び保険料の比較(年額) (平成26年度実績に基づく推計値)



(注) 1. 1人当たりの医療費と自己負担は、それぞれ加入者の年齢階級別医療費及び自己負担をその年齢階級の加入者数で割ったものである。
 2. 自己負担は、医療保険制度における自己負担である。
 3. 予算措置による70~74歳の患者負担補填分は自己負担に含まれている。
 4. 1人当たり保険料は、被保険者(市町村国保は世帯主)の年齢階級別の保険料(事業主負担分を含む)を、その年齢階級別の加入者数で割ったものである。
 また、年齢階級別の保険料は健康保険被保険者実態調査、国民健康保険被保険者実態調査、後期高齢者医療制度被保険者実態調査等を基に推計した。
 5. 端数処理の関係で、数字が合わないことがある。

患者負担額の比較(国民医療費と医療給付実態調査の差額)

	男性	女性	合計	(参考)基礎資料	
0～4	115,569,903.5	96,314,634.9	211,884,538.4	40.6	196,298,000.0
5～9	70,297,182.2	56,585,703.1	126,882,885.2	23.9	150,596,000.0
10～14	61,452,666.2	46,289,533.3	107,742,199.5	18.9	128,721,000.0
15～19	46,269,318.1	38,712,193.7	84,981,511.9	14.2	101,517,000.0
20～24	40,597,782.5	48,045,117.2	88,642,899.7	14.3	109,910,000.0
25～29	52,714,441.1	73,675,003.2	126,389,444.3	18.9	149,879,000.0
30～34	66,887,786.6	98,794,340.7	165,682,127.3	22.2	194,179,000.0
35～39	95,289,671.0	122,517,385.3	217,807,056.3	25.1	249,639,000.0
40～44	141,509,373.0	149,170,052.7	290,679,425.7	29.7	314,704,000.0
45～49	170,600,806.9	154,075,645.7	324,676,452.6	37.7	334,780,000.0
50～54	207,582,935.9	165,194,145.6	372,777,081.4	47.8	378,923,000.0
55～59	270,519,867.7	178,069,740.2	448,589,607.9	58.6	458,843,000.0
60～64	333,081,456.0	199,684,636.7	532,766,092.7	59.3	667,394,000.0
65～69	293,620,061.4	211,090,312.2	504,710,373.6	55.1	800,731,000.0
70～74	245,973,895.2	233,877,636.4	479,851,531.6	60.5	557,681,000.0
75～79	131,680,712.2	161,249,329.2	292,930,041.4	46.7	384,305,000.0
80～84	95,593,578.0	149,973,531.6	245,567,109.6	50.4	344,314,000.0
85～	56,758,976.8	165,570,632.7	222,329,609.4	72.6	367,965,000.0



7. 一般政府の機能別支出 (COFOG)

機能別支出 \ 項目	平成26年度 (2014)						資本移転	
	最終消費支出		補助金	現物社会移転 以外の社会給付	その他の 経常移転	総固定資本形成		在庫変動
	個別消費支出 (現物社会移転)	集合消費支出 (現実最終消費)						
1. 一般公共サービス	8,843.5	8,843.5	4.8	0.0	1,176.3	1,178.1	2.9	1,558.5
2. 防衛	4,401.8	4,401.8	0.0	0.0	49.1	1,153.3	-3.1	49.1
3. 公共の秩序・安全	6,196.9	6,196.9	55.0	0.0	18.3	929.9	0.0	79.6
4. 経済業務	12,919.9	12,919.9	2,002.1	0.0	500.2	9,725.0	86.4	4,389.7
5. 環境保護	3,144.3	3,144.3	51.2	0.0	-29.1	2,203.9	-0.1	183.6
6. 住宅・地域アメニティ	1,795.9	1,795.9	245.9	0.0	240.0	1,383.3	0.0	1,740.2
7. 保健	37,976.6	37,362.6	862.3	0.0	265.8	1,194.2	0.0	1,372.6
7. 1 医療用品、医療用器具・設備	6,382.3	6,382.3	0.0	0.0	3.5	19.8	0.0	23.9
7. 2 外来サービス	15,230.2	15,230.2	0.0	0.0	9.4	0.0	0.0	62.2
7. 3 病院サービス	14,127.7	14,127.7	0.0	0.0	59.5	46.9	0.0	111.3
7. 4 公衆衛生サービス	1,622.5	1,622.5	758.7	0.0	19.6	33.8	0.0	793.2
7. 5 R&D (保健)	39.2	39.2	0.0	0.0	14.9	42.7	0.0	34.8
7. 6 その他の保健	574.7	0.0	103.6	0.0	139.0	51.0	0.0	343.7
8. 娯楽・文化・宗教	1,506.2	1,499.6	6.6	0.0	138.6	536.9	0.0	151.4
9. 教育	14,171.6	11,797.7	8.9	0.0	661.7	2,805.4	0.9	965.7
9. 1 就学前・初等教育	4,310.9	4,310.9	0.0	0.0	54.9	385.4	0.0	251.3
9. 2 中等教育	4,557.9	4,557.9	0.0	0.0	71.8	676.2	0.0	106.9
9. 3 中等教育修了後教育 (高等教育を除く)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
9. 4 高等教育	1,676.0	1,676.0	0.0	0.0	493.1	316.3	0.9	538.2
9. 5 レベル別に定義できない教育	919.2	919.2	0.8	0.0	18.6	86.8	0.0	19.9
9. 6 教育に付随するサービス	333.6	333.6	0.0	0.0	23.3	126.3	0.0	24.9
9. 7 R&D (教育)	-99.4	-99.4	0.0	0.0	0.0	1,135.4	0.0	0.0
9. 8 その他の教育	2,473.3	2,473.3	8.1	0.0	0.0	79.0	0.0	24.6
10. 社会保護	13,201.1	12,573.1	49.5	0.0	4,168.3	362.0	0.0	70,358.1
10. 1 構病・障害	365.4	365.4	0.1	0.0	399.1	20.5	0.0	4,286.5
10. 2 老齢	9,961.6	9,961.6	17.3	0.0	1,420.8	22.1	0.0	46,885.2
10. 3 遺族	218.5	218.5	0.0	0.0	7,602.0	16.8	0.0	7,915.3
10. 4 家庭・児童	1,527.0	1,527.0	0.0	0.0	5,292.3	194.2	0.0	6,945.5
10. 5 失業	242.0	242.0	0.0	0.0	1,116.2	6.9	0.0	1,265.2
10. 6 住宅	27.3	27.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
10. 7 その他の社会的脱落	231.4	231.4	32.2	0.0	1,349.1	1.6	0.0	1,393.5
10. 8 R&D (社会保護)	-1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	13.7	0.0	0.0
10. 9 その他の社会保護	629.6	629.6	0.0	0.0	1,231.4	86.2	0.0	1,666.9
合計	104,157.8	63,233.1	3,279.8	65,763.3	7,189.2	20,472.1	87.0	80,848.6

(注) R&D投資に係る「(控除)自己勘定総固定資本形成」及びR&D資産の「固定資本減耗」については、基礎統計の制約上、機能別「桁分類(例えば、「1. 一般公共サービス」)までしか把握できないため、便宜上、R&Dに係る2桁分類(例えば、「1. 5 R&D(一般公共サービス)」)に、「集合消費支出(現実最終消費)」として一括

介護給付費実態調査報告

受給者数(千人)

総数	計					介護サービス					介護サービス				
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
計	59685.5	5984.8	7239.4	11489.4	11610	8904.9	8019.5	6437.6							
40～64	1629.8	102.7	206.5	273.7	393.3	250.6	200.8	202.3							
65～69	2405.4	243	333.5	433.8	514.2	343.1	280.4	257.5							
70～74	4418.5	525.5	616.4	830	895.7	614.6	502.8	433.5							
75～79	7957.6	1042.3	1126.2	1596.1	1516.2	1061.3	888.9	726.7							
80～84	13681	1782.2	1937.8	2852.6	2541.1	1811.5	1534.6	1221.2							
85～89	15668	1606.1	1950.3	3229.3	3035.1	2299.4	1999.6	1548.3							
90～94	9989.2	591.6	896.1	1797.9	2003.8	1739.1	1673	1287.6							
95～	3936	91.3	172.6	476	710.7	785.2	939.4	760.7							
男	計	17818.1	1641.7	1846	3568.6	3886.5	2916.9	2308.1	1650.3						
40～64	928.2	57.4	111.3	161.8	226.9	150.2	113.5	107							
65～69	1302.8	117.8	156.3	237	295.3	203.6	158.1	134.7							
70～74	2065.1	186.9	225.9	389.5	463.1	332.6	260	207.1							
75～79	3005.3	281.1	308.4	597.9	655.6	486	386.9	289.2							
80～84	4127.3	423.7	424.7	864.3	875	657.3	517.6	364.6							
85～89	3923.4	397.7	407.2	836.8	831.1	631.5	497.2	322							
90～94	1889.8	151.6	175.7	385.6	411.8	334.5	267.4	163.1							
95～	576.3	25.6	36.5	95.6	127.7	121.1	107.4	62.4							
女	計	41867.5	4343.1	5393.3	7920.8	7723.5	5988	5711.4	4787.4						
40～64	701.7	45.4	95.1	111.9	166.4	100.4	87.3	95.2							
65～69	1102.6	125.2	177.2	196.8	218.9	139.5	122.3	122.7							
70～74	2353.3	338.6	390.5	440.4	432.6	282	242.7	226.4							
75～79	4952.4	761.2	817.8	998.2	860.5	575.2	502	437.5							
80～84	9553.7	1358.5	1513.1	1988.3	1666.1	1154.2	1017	856.5							
85～89	11744.6	1208.5	1543.2	2392.4	2204	1667.9	1502.4	1226.2							
90～94	8099.5	440.1	720.4	1412.3	1592	1404.6	1405.6	1124.5							
95～	3359.7	65.7	136	380.4	583	664.2	832	698.3							

費用額(10億円)

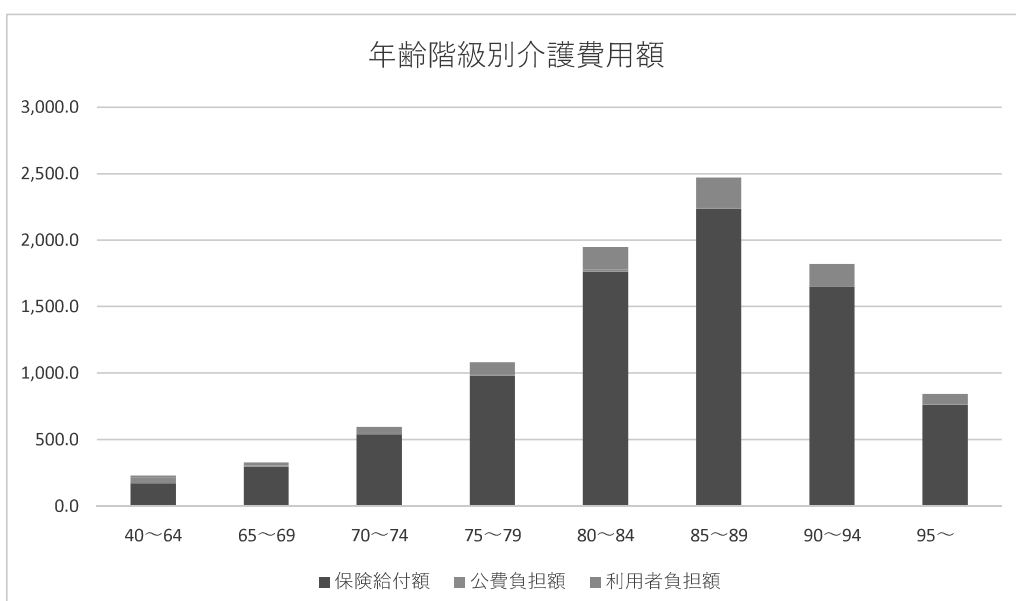
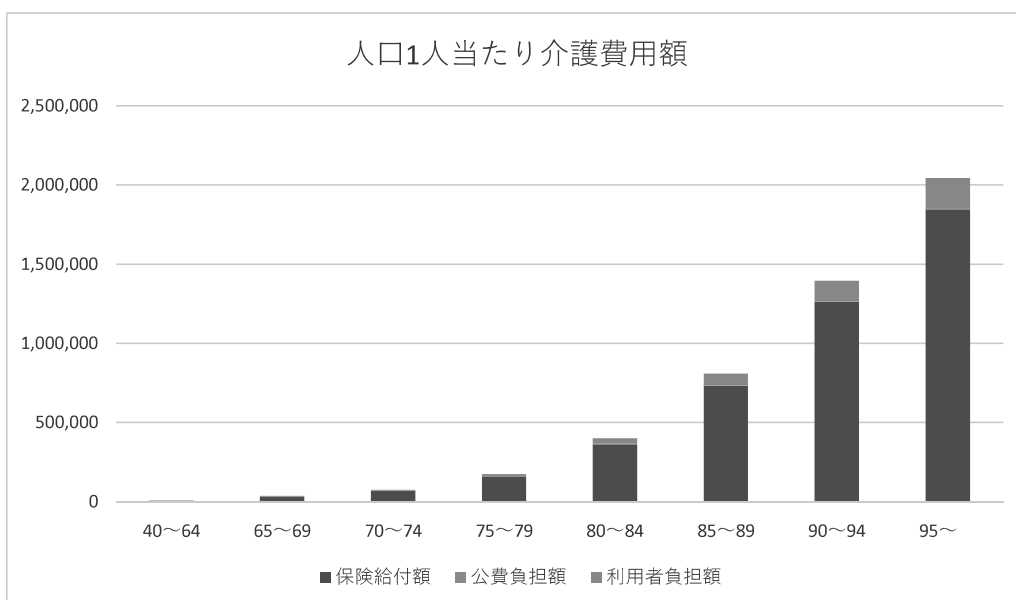
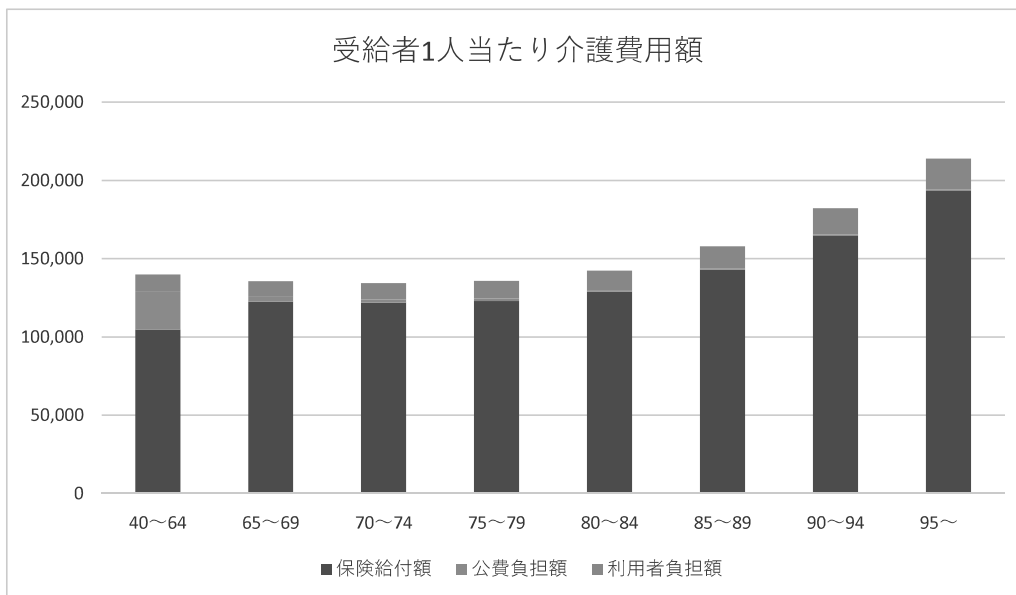
総数	費用額	保険給付額	公費負担額	利用者負担額
計	9,303.9	8,384.5	103.1	816.3
40～64	227.9	170.5	40.2	17.2
65～69	325.9	294.3	7.5	24.1
70～74	593.7	538.0	9.5	46.2
75～79	1,079.5	978.0	11.8	89.7
80～84	1,945.0	1,761.6	12.9	170.5
85～89	2,471.7	2,237.0	11.4	223.3
90～94	1,818.6	1,644.7	7.0	166.9
95～	841.5	760.4	2.8	78.3

受給者1人当たり費用額(円)

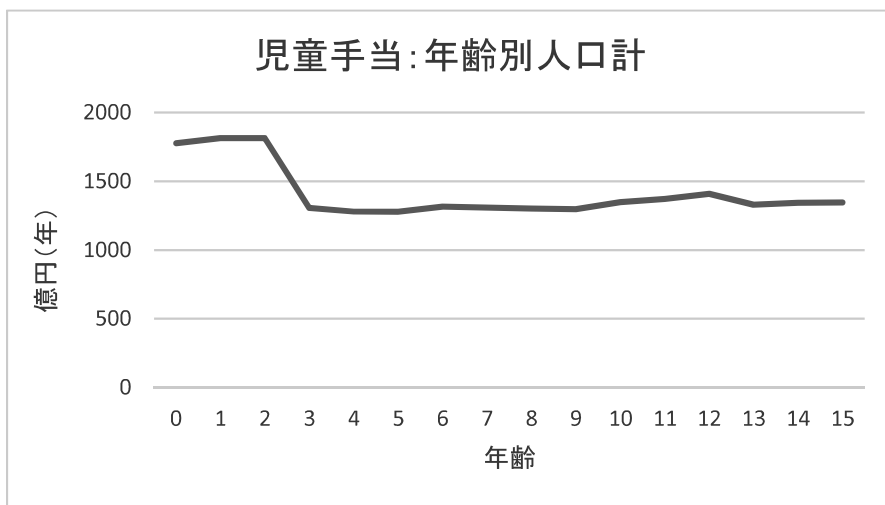
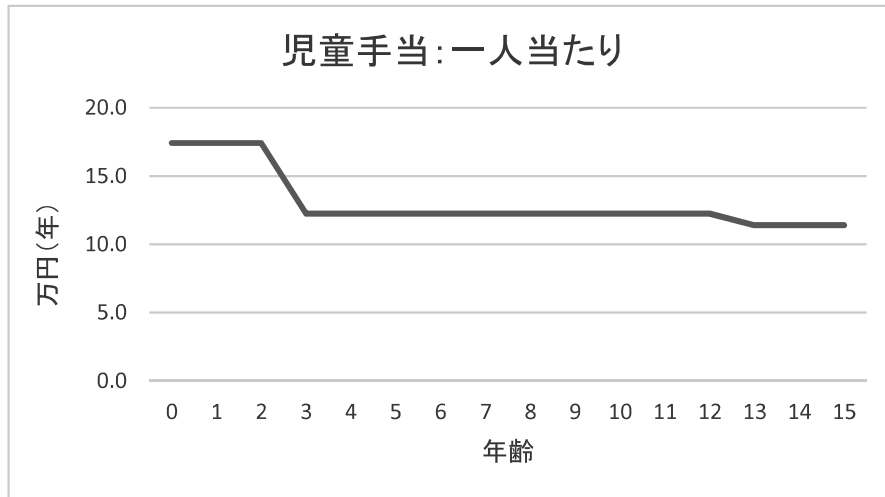
総数	費用額	保険給付額	公費負担額	利用者負担額
計	155,882	140,478	1,727	13,677
40～64	139,824	104,596	24,651	10,576
65～69	135,488	122,370	3,106	10,012
70～74	134,362	121,750	2,153	10,459
75～79	135,659	122,907	1,479	11,274
80～84	142,168	128,761	943	12,463
85～89	157,755	142,777	725	14,253
90～94	182,061	164,643	705	16,713
95～	213,804	193,195	714	19,895

人口1人当たり費用額(円)

総数	費用額	保険給付額	公費負担額	利用者負担額
計	122,700	110,575	1,359	10,766
40～64	5,321	3,981	938	402
65～69	35,602	32,155	816	2,631
70～74	74,884	67,855	1,200	5,829
75～79	172,200	156,013	1,877	14,310
80～84	399,466	361,796	2,651	35,020
85～89	806,955	730,339	3,710	72,906
90～94	1,393,595	1,260,269	5,399	127,927
95～	2,042,558	1,845,667	6,825	190,066



児童手当の子どもの年齢別プロフィール



7. 一般政府の目的別支出

(単位：10億円) 平成21年度(2009)

支出の目的 \ 項目	最終消費支出		補助金	現物社会移転 以外の社会給付	その他の 経常移転	総固定資本形成	在庫品増加	資本移転	
	個別消費支出 (現物社会移転)	集合消費支出 (現実最終消費)							
1. 一般公共サービス	7,831.9	0.0	12.2	580.7	848.5	592.2	0.0	1,527.9	
2. 防 衛	4,126.3	0.0	0.0	212.7	154.7	217.4	0.0	0.0	
3. 公共の秩序・安全	5,594.2	0.0	49.6	538.8	4.1	695.5	0.0	2.8	
4. 経済業務	13,364.1	0.0	1,700.9	253.5	2,936.4	9,404.7	-3.5	1,755.8	
5. 環境保護	5,729.2	0.0	146.6	95.6	964.0	2,220.2	0.4	48.0	
6. 住宅・地域アメニティ	1,211.4	0.0	715.2	40.8	4.3	697.5	0.0	1,318.4	
7. 保 健	37,730.2	36,881.6	848.6	477.3	373.3	90.8	0.0	111.8	
8. 娯楽・文化・宗教	311.8	289.8	22.0	9.1	129.2	165.6	0.0	21.7	
9. 教 育	16,052.8	13,696.8	2,355.9	1,434.8	1,279.4	2,095.7	0.0	82.4	
10. 社会保護	2,996.7	2,932.3	64.5	38.1	61,562.7	4,463.3	212.6	344.1	
合 計	94,948.7	53,800.6	41,148.2	3,678.3	65,205.9	11,157.2	16,392.2	-3.1	5,212.8

7. 一般政府の機能別支出 (COFOG)

(単位：10億円) 平成21年度(2009)

機能別支出 \ 項目	最終消費支出		補助金	現物社会移転 以外の社会給付	その他の 経常移転	総固定資本形成	在庫変動	資本移転	
	個別消費支出 (現物社会移転)	集合消費支出 (現実最終消費)							
1. 一般公共サービス	9,432.6	0.0	14.8	0.0	999.2	835.3	-39.9	1,535.0	
2. 防 衛	4,171.8	0.0	0.0	0.0	47.0	1,060.9	84.4	0.0	
3. 公共の秩序・安全	5,947.9	0.0	52.8	0.0	25.5	684.5	0.0	2.7	
4. 経済業務	12,559.2	0.0	1,706.4	0.0	2,607.7	9,300.9	10.0	1,502.9	
5. 環境保護	2,980.9	0.0	51.4	0.0	944.0	2,311.2	0.4	106.7	
6. 住宅・地域アメニティ	1,894.0	0.0	708.3	0.0	209.7	1,485.9	0.0	1,169.8	
7. 保 健	33,192.8	32,659.8	909.2	0.0	324.5	154.0	0.0	192.8	
7. 1 医療用品・医療器具	4,994.9	4,994.9	0.0	0.0	121.0	3.6	0.0	30.9	
7. 2 外来サービス	13,784.3	13,784.3	0.0	0.0	7.1	0.0	0.0	50.2	
7. 3 病院サービス	12,228.0	12,228.0	70.4	0.0	92.4	20.1	0.0	58.6	
7. 4 公衆衛生サービス	1,652.6	1,652.6	770.6	0.0	10.8	38.9	0.0	14.0	
7. 5 R&D(保健)	46.3	0.0	46.3	0.0	26.1	52.2	0.0	0.5	
7. 6 その他の保健	486.6	0.0	486.6	68.2	67.0	39.2	0.0	38.6	
8. 娯楽・文化・宗教	1,361.8	1,358.3	3.5	0.0	153.4	399.9	0.0	13.7	
9. 教 育	13,928.0	11,689.5	2,238.5	27.1	662.7	3,171.4	0.7	111.9	
9. 1 就学前・初等教育	4,593.6	4,593.6	0.0	0.0	45.1	599.3	0.0	34.5	
9. 2 中等教育	4,362.0	4,362.0	0.0	0.0	55.7	583.5	0.0	28.0	
9. 3 中等教育修了後教育	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
9. 4 高等教育	1,629.7	1,629.7	0.0	0.0	494.9	678.7	0.7	44.4	
9. 5 レベル別に定義で	851.9	851.9	0.0	20.8	30.9	69.9	0.0	0.0	
9. 6 教育に付随するサ	252.2	252.2	0.0	0.0	36.1	73.1	0.0	0.9	
9. 7 R&D(教育)	-54.5	0.0	-54.5	0.0	0.0	1,081.9	0.0	0.0	
9. 8 その他の教育	2,293.0	0.0	2,293.0	6.3	0.0	85.0	0.0	4.1	
10. 社会保護	10,606.8	10,347.3	259.5	54.1	62,069.2	4,208.4	288.4	241.1	
10. 1 傷病・障害	314.8	314.8	0.0	0.1	3,489.0	355.1	35.4	30.5	
10. 2 高齢	7,892.0	7,892.0	0.0	17.2	44,174.5	1,256.7	17.1	108.6	
10. 3 遺族	206.7	206.7	0.0	0.0	7,353.3	303.1	14.6	14.5	
10. 4 家庭・児童	1,362.3	1,362.3	0.0	0.0	3,290.8	1,166.3	143.2	59.2	
10. 5 失業	240.4	240.4	0.0	0.0	1,798.7	721.1	29.3	0.0	
10. 6 住宅	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
10. 7 その他の社会的脱落	331.1	331.1	0.0	36.7	1,180.4	0.2	15.4	8.8	
10. 8 R&D(社会保護)	-1.4	0.0	-1.4	0.0	0.0	0.0	12.6	0.0	
10. 9 その他の社会保護	260.9	0.0	260.9	0.0	782.5	406.0	20.7	19.4	
合 計	96,075.9	56,054.9	40,021.0	3,524.2	62,069.2	10,182.1	19,692.4	55.6	4,876.6

2 現物社会移転以外の社会給付について

- 2009年度まで(93SNA・2000年基準)はすべての項目に計上。
- それ以降は社会保護のみ。
- 基準改定に伴うものとは思われるが、解説書の記述のみからはわからない。

2.1 93SNA・2000年基準

93SNA 推計手法解説書(暫定版)(https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h12/0611_qe_suikei.html)

第8章 所得支出勘定の推計(https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h12/pdf/chap_8_20001115.pdf)

p.112 (3) 現物社会移転以外の社会給付

a. 現金による社会保障給付

社会保障基金による家計に対する現金による形で支払われる社会保険給付であり、現物社会保障給付を除くすべての社会保障給付からなる。主なものに、老齢年金、失業給付、児童手当等がある。

b. 年金基金による社会給付

年金基金から支払われた給付額である。各基金別に財務諸表等から給付額を推計する。

c. 無基金雇用者社会給付

退職金等の無基金による給付額である。「雇用者報酬・雇主の帰属社会負担」と同額を給付額とする。

d. 社会扶助給付

一般政府および対家計民間非営利団体から家計に支払われる扶助金のうち、社会保障給付や無基金雇用者社会給付とならないものである。一般政府分としては生活保護費、交付公債、原爆医療費、遺族等年金などを集計し、対家計民間非営利団体分としては奨学金や医療サービスのほか家計に対するすべての経常的移転支出が含まれる。

2.2 93SNA・2005年基準

推計手法解説書(年次推計編)平成17年基準版(<https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h17/kaisetsu.html>)

第8章 所得支出勘定の推計(https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h17/pdf/chap_8_2012.pdf)

p.94~95 (3) 現物社会移転以外の社会給付

a. 現金による社会保障給付

社会保障基金による家計に対する現金による形で支払われる社会保険給付であり、現物社会保障給付を除くすべての社会保障給付からなる。主なものに、老齢年金、失業給付、児童手当及び子ども手当等がある。各制度別に決算書等を使用して推計する。

b. 年金基金による社会給付

年金基金から支払われた給付額である。各基金別に財務諸表等から給付額を推計する。

c. 無基金雇用者社会給付

退職金等の無基金による給付額である。「雇用者報酬・雇主の帰属社会負担」と同額を給付額とする。

d. 社会扶助給付

一般政府及び対家計民間非営利団体から家計に支払われる扶助金のうち、社会保障給付や無基金雇用者社会給付とならないものである。一般政府分としては生活保護費、交付国債(戦没者遺族等に対する弔慰金、給付金等の金銭の支給に代えて交付されるもの)、原爆医療費、遺族等年金などを集計し、対家計民間非営利団体分としては奨学金や医療サービスのほか家計に対するすべての経常的移転支出が含まれる。各制度、項目別に決算書等を使用して推計する。

2.3 08SNA・2011年基準

国民経済計算推計手法解説書(年次推計編)平成23年基準版(<https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h23/kaisetsu.html>)

第9章 所得支出勘定の推計(https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h23/pdf/chap_9.pdf)

p.135 (3) 現物社会移転以外の社会給付

a. 現金による社会保障給付

社会保障基金による家計に対する現金による形で支払われる社会保険給付であり、現物社会保障給付を除くすべての社会保障給付からなる。主なものに、老齢年金、失業給付、児童手当等があり、各制度の決算書等を用いて推計する。

b. その他の社会保険年金給付

年金基金から支払われた給付額及び受給権を発生主義により記録する退職一時金の支給額からなる。各基金別の財務諸表や『国税庁統計年報書』から推計する。

c. その他の社会保険非年金給付

受給権を発生主義により記録しない退職一時金等の無基金による給付額である。「雇用者報酬・雇主の帰属社会負担」のうち無基金分と同額を給付額とする。

d. 社会扶助給付

一般政府及び対家計民間非営利団体から家計に支払われる扶助金のうち、社会保障給付や無基金雇用者社会給付とならないものである。一般政府分としては生活保護費、恩給、交付国債(戦没者遺族等に対する弔慰金、給付金等の金銭の支給に代えて交付されるもの)、戦傷病者戦没者遺族年金などを集計し、対家計民間非営利団体分としては奨学金や医療サービスのほか家計に対するすべての経常的移転支出が含まれる。各制度、項目別に決算書等を使用して推計する。

2.4 08SNA・2015年基準

国民経済計算推計手法解説書(年次推計編)2015年(平成27年)基準版(<https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h27benchmark/kaisetsu.html>)

第9章 所得支出勘定の推計(https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/reference1/h27benchmark/pdf/chap_9.pdf)

p.135～136 (3) 現物社会移転以外の社会給付

a. 現金による社会保障給付

社会保障基金による家計に対する現金による形で支払われる社会保険給付であり、現物社会保険給付を除く全ての社会保険給付からなる。主なものに、老齢年金、失業給付、児童手当等があり、各制度の決算書等を用いて推計する。

b. その他の社会保険年金給付

年金基金から支払われた給付額及び受給権を発生主義により記録する退職一時金の支給額からなる。各基金別の財務諸表や『国税庁統計年報書』から推計する。

c. その他の社会保険非年金給付

受給権を発生主義により記録しない退職一時金等の無基金による給付額である。「雇用者報酬・雇主の帰属社会負担」のうち無基金分と同額を給付額とする。

d. 社会扶助給付

一般政府及び対家計民間非営利団体から家計に支払われる扶助金のうち、社会保障給付や無基金雇用者社会給付とならないものである。一般政府分としては生活保護費、恩給、交付国債(戦没者遺族等に対する弔慰金、給付金等の金銭の支給に代えて交付されるもの)、戦傷病者戦没者遺族年金等を集計し、対家計民間非営利団体分としては奨学金や医療サービスのほか家計に対する全ての経常的移転支出が含まれる。各制度及び項目別に決算書等を使用して推計する。

7. 一般政府の機能別支出 (COFOG)

機能別支出 \ 項目	平成26年度 (2014)							資本移転
	最終消費支出		補助金	現物社会移転 以外の社会給付	その他の 経常移転	総固定資本形成	在庫変動	
	個別消費支出 (現物社会移転)	集合消費支出 (現実最終消費)						
1. 一般公共サービス	8,843.5	8,843.5	4.8	0.0	1,176.3	1,178.1	2.9	1,558.5
2. 防衛	4,401.8	4,401.8	0.0	0.0	49.1	1,153.3	-3.1	49.1
3. 公共の秩序・安全	6,196.9	6,196.9	55.0	0.0	18.3	929.9	0.0	79.6
4. 経済業務	12,919.9	12,919.9	2,002.1	0.0	500.2	9,725.0	86.4	4,389.7
5. 環境保護	3,144.3	3,144.3	51.2	0.0	-29.1	2,203.9	-0.1	183.6
6. 住宅・地域アメニティ	1,795.9	1,795.9	245.9	0.0	240.0	1,383.3	0.0	1,740.2
7. 保健	37,976.6	37,362.6	862.3	0.0	265.8	1,194.2	0.0	1,372.6
7. 1 医療用品、医療用器具・設備	6,382.3	6,382.3	0.0	0.0	3.5	19.8	0.0	23.9
7. 2 外来サービス	15,230.2	15,230.2	0.0	0.0	9.4	0.0	0.0	62.2
7. 3 病院サービス	14,127.7	14,127.7	0.0	0.0	59.5	46.9	0.0	51.8
7. 4 公衆衛生サービス	1,622.5	1,622.5	758.7	0.0	19.6	33.8	0.0	793.2
7. 5 R&D (保健)	39.2	0.0	0.0	0.0	19.6	42.7	0.0	34.8
7. 6 その他の保健	574.7	0.0	103.6	0.0	139.0	51.0	0.0	343.7
8. 娯楽・文化・宗教	1,506.2	1,499.6	6.6	0.0	138.6	536.9	0.0	151.4
9. 教育	14,171.6	11,797.7	8.9	0.0	661.7	2,805.4	0.9	965.7
9. 1 就学前・初等教育	4,310.9	4,310.9	0.0	0.0	54.9	385.4	0.0	251.3
9. 2 中等教育	4,557.9	4,557.9	0.0	0.0	71.8	676.2	0.0	106.9
9. 3 中等教育修了後教育 (高等教育を除く)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
9. 4 高等教育	1,676.0	1,676.0	0.0	0.0	493.1	316.3	0.9	538.2
9. 5 レベル別に定義できない教育	919.2	919.2	0.8	0.0	18.6	86.8	0.0	19.9
9. 6 教育に付随するサービス	333.6	333.6	0.0	0.0	23.3	126.3	0.0	24.9
9. 7 R&D (教育)	-99.4	-99.4	0.0	0.0	0.0	1,135.4	0.0	0.0
9. 8 その他の教育	2,473.3	2,473.3	8.1	0.0	0.0	79.0	0.0	24.6
10. 社会保護	13,201.1	12,573.1	49.5	0.0	4,168.3	362.0	0.0	70,358.1
10. 1 構病・障害	365.4	365.4	0.1	0.0	399.1	20.5	0.0	4,286.5
10. 2 老齢	9,961.6	9,961.6	17.3	0.0	1,420.8	22.1	0.0	46,885.2
10. 3 遺族	218.5	218.5	0.0	0.0	7,602.0	16.8	0.0	7,915.3
10. 4 家庭・児童	1,527.0	1,527.0	0.0	0.0	5,292.3	194.2	0.0	6,945.5
10. 5 失業	242.0	242.0	0.0	0.0	1,116.2	6.9	0.0	1,265.2
10. 6 住宅	27.3	27.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
10. 7 その他の社会的脱落	231.4	231.4	32.2	0.0	1,349.1	1.6	0.0	1,393.5
10. 8 R&D (社会保護)	-1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	13.7	0.0	0.0
10. 9 その他の社会保護	629.6	629.6	0.0	0.0	1,231.4	86.2	0.0	1,666.9
合計	104,157.8	63,233.1	3,279.8	65,763.3	7,189.2	20,472.1	87.0	80,848.6

(注) R&D投資に係る「(控除)自己勘定総固定資本形成」及びR&D資産の「固定資本減耗」については、基礎統計の制約上、機能別「桁分類(例えば、「1. 一般公共サービス」)までしか把握できないため、便宜上、R&Dに係る2桁分類(例えば、「1. 5 R&D(一般公共サービス)」)に、「集合消費支出(現実最終消費)」として一括

NTAPJ 第 2 回会議メモ (2021/8/18)

会議日時：2021 年 8 月 5 日 (木) 14:00-16:00 (オンライン)

(欠席：丹藤 社会保障基礎理論研究部長)

1. 厚労省のライフサイクル資料について

- ・いつ計算されたものか、どういうデータに基づいて計算されているのか
- ・財政審にもう少し新しい資料もあるようだ

<To do>

新しいものやデータ元、作成方法について本省に確認してみる。

2. CGE について

・教育水準別の SNA はどのように計算されているのか？就学前・初等教育に保育と教育は分けられているのか？例えば、幼稚園の教員の給与は含まれているのか？教育と保健を分ける必要があるので気になっている。

→ SNA の付表について説明。保育は含まれていないのではないか？

→ ISCED の分類によると就学前教育は幼稚園のみ含んでいるようだ (参考 5 ページ表 3)

・ILO/OECD 基準などで異なると思うが、教育水準別の SNA に学校の建設費なども入るのであれば、公立校の建設や建て替えの時期などに影響を受けるのでは？どちらの基準で計算されているのか？

→ 調べてみる。

・教育水準別の SNA がどういうデータに基づいて計算されているのか？内閣府とも連携しながら確認する必要がある

→ 内閣府では内容が分かる担当者を見つけるまでが大変だ

→ 費用統計の PJ で内閣府とコンタクトが取れるかもしれない

・地方財政収支報告ではなく、教育水準別 SNA から CGE を作る方法について意見はないか？

→ 教育水準別 SNA の中身次第ではないか？それが分からないとどういう方法が正しいのかを判断できない

<To do>

教育水準別 SNA を足し上げたものが CGE の MC となることは間違いなさそうである。その上で、教育水準別 SNA がどのように計算されているのかを並行して調べておく必要がある。また、現状の方法では、就学前教育と小学校など同一カテゴリーの学校で教育単価が同じなので、地方財政収支報告で学校種類別の単価でウェイトを掛ける形に修正する。

3. CGH について

・「医療給付実態調査」はどれくらい遡って集められるのか？このデータは医療費の変化を分析するのに非常に有用である。前に厚労省に推計に必要な表をもらったことがある。途中まで作業をしたが最近ではデータをくれなくなった。本格的にやるのであれば、徹底的に分析する必要がある。推計方法を確認して、長期データが採れると素晴らしい。

→ 個票データはないのか？請求できるのであれば出してもらえると良い。

→ 厚労省的には個票の解析は NDB でという整理ではないか？

・公表データで性別に 100 歳以上まで取れるということで、医療給付実態調査が CGH のプロファイル推計には最も利便性が高いように思う。

・「医療保険に関する基礎資料」の公的医療費が国民医療費/医療給付実態調査より 3 兆円高いとのことだが、違いはどこから生じているのか？

→ 各医療行為の定義がデータによって異なるためではないか？詳しく見てみると良い。

・自己負担のプロファイルについて、(国民医療費－医療給付実態調査)と「医療保険についての基礎資料」との比較で、高齢部分でかなり値が異なった(基礎資料の方が高くでる)。

→ なぜなのか調べる。

・乳幼児医療は地方自治体によって異なるが、このデータはどうなっているのか？(松倉)

→ 公費負担に含まれていると考えているが確認する。

<To do>

・医療給付実態調査の特別集計を依頼して性、各歳別の詳細な(公費・患者負担・診療種類・制度別)集計表を入手することを検討する。

・医療給付実態調査の公費負担の部分に自治体上乗せの乳幼児医療が含まれるのか調べる。

・「医療保険に関する基礎資料」の推計方法を問い合わせる。その際、問い合わせの資料に

①自己負担のプロファイルについて、(国民医療費－医療給付実態調査)と「医療保険につ

いての基礎資料」との比較で、高齢部分でかなり値が異なるのはなぜか？②医療費で 3 兆円の差があるのはなぜかを併せて確認する。

4. CGLT（公的介護）について

・SNA「老齢」と介護事業報告でレベルがどれくらい違うのか？

→ 9.3兆と9.9兆の違い。

→ その違いが何によってもたらされているのかについて確認する必要がある。

→ 生活保護の給付（扶助給付）がSNAの「老齢」に入るのではないか？

・介護保険の点数の上昇がかなり今年4月まで抑えられてきた。2010年代から猛烈に抑制されてきた。そこも時系列を見る際には考慮する必要がある。6年に一回、医療と介護の両方の点数が変化するので、時系列で分析するには注意が必要。

・NTTAとの関連を考えると、タイプ別介護保険の推移についても計算できると良いのではないか？それがSNAにないのであれば、個票データを借りて自ら作成することも検討してはどうか。

・SNAの付表9に「介護保険」の数値があるが、これをそのまま介護保険のMCとして使うことはできないのか。

→ それも一案なので、事業報告の数値との一致性について調べてみる。

<To do>

・介護給付実態調査の特別集計を依頼して性、各歳別の詳細な（公費・被保険者負担・介護サービス種類別）集計表を入手することを検討する。

・SNA付表9「介護保険」の数値が事業報告の値と同じかを調べる。

・その上で、MCのかけ方を決める。例：CGLTは「介護保険」で「老齢」から「介護保険」を引いた分は65歳以上頭割り等で等。

5. 雇用保険

・もう少し精査を進める。

→ 失業保険（労災も？）の給付については失業者の性・年齢別人口を使ったらどうか？（福田・会議後考）。

→ 育休・産休給付や出産一時金（健保）なども考慮したらどうか（福田・会議後考）。

<To do>

- ・進め方を検討する。

6. 児童手当

・一旦、政府から子どもに給付され、子どもから親に世帯内移転する（そのため、親から子への移転額が児童手当の分だけ減る）、という考え方もあるのではないかと？

- ・予算制約がどう動くのかと考えると、世帯主に一旦付けるのが良いのではないかと？

・自治体の上乗せ分は入っているのか？

→ 入っていない。

・事業報告の方に第3子や特例給付の人数を子どもの年齢毎にみられる細かいデータがあるのか？

→ 公表されている表からは難しそうである。

・児童手当は世帯主に付けてはどうか。それが子どもの消費に使われているのであれば、子どもの消費が増えて、世帯主からの世帯内移転が増えるはずなので、世帯内移転は普通に計算すれば良いのではないかと。

・研究によると、児童手当による子どもの消費増はほとんどみられない（宇南山論文）。しかし児童手当のうち子どものためにどれくらい使っているかと調査で聞くと90%と回答がある（坂本論文）。ほぼ貯蓄に回されている、という可能性もあるのではないかと。実際、受け取った親が使い途を決めているのが実情ではないかと。

<To do>

・今回については、福田提案の方法を用いて、子どもの年齢別の全国平均値を計算して、全世帯の世帯主が実際の子どもの数と年齢に応じた額を受け取る形とする。ただし、世帯内移転については通常通りの推計を行うこととする。

7. 社会保障給付以外の現金給付

・教育の現金移転について、資本移転など中身はなにか？これが分からないと入れて良いのか判断がつかない。

→ 確認する。

・「現物社会移転以外の社会給付」の「教育」が0なのは、給付奨学金が少ないからではないか？

→ そういう感じではない。他の部分も一律に0なので。

→ ただ、給付奨学金が少ないのであれば、奨学金についてはほぼ無視しても問題ないのではないか？

・SNA 付表7「一般政府の機能別支出」のうち「経済業務」などは企業活動なので株主の年齢プロファイルで割り振るのも一考ではないか？

→ 標準的な方法では人口頭割りにしている。

→ NTAにおいて、家計と企業が一緒になっているという問題に関連する部分でもあるので、将来的な課題という整理にして、まずは標準的な方法である人口頭割りにしてはどうか。

→ それで良いと思う。

<To do>

・「教育」の資本移転、経常移転、補助金などが具体的にどういうものかを調べる。

・今回提案した方法に従い、資本移転、経常移転、補助金のうち「教育」にかかる金額をCGEのプロファイルで割り振る。

令和 3-5 年度 一般会計事業

国民移転勘定 (NTA) プロジェクト

令和 3 年度 第 3 回ミーティング

2021 年 11 月 19 日 (金) (オンライン)

1. 出席メンバー (予定)

所外委員 (五十音順)

市村 英彦 (東京大学大学院経済学研究科/アリゾナ大学経済学部 教授)
小川 直宏 (アジア開発銀行研究所 客員研究員)
寺田 和之 (創価大学経済学部 専任講師)
中田 大悟 (独立行政法人経済産業研究所 上席研究員)
深井 太洋 (内閣府経済社会総合研究所 研究員)
増田 幹人 (駒澤大学経済学部 准教授)
松倉 力也 (日本大学経済学部 准教授)

所内担当

田中 央吾 (社会保障基礎理論研究部 部長)
佐藤 格 (社会保障基礎理論研究部 室長)
福田 節也 (企画部 室長)
竹沢 純子 (企画部 室長)

2. 進捗報告

- ① 前回宿題および年金の保険料拠出と給付額について (佐藤)
- ② 公的保育の年齢プロファイルの作成案について (竹沢)
- ③ NTA における私的消費と年金給付額の検証 (福田)

→ 各報告 20 分+10 分の質疑応答

→ 最後に 30 分、全体議論

3. 二次利用進捗

- ・ 所外委員の先生方を利用者とした「全国消費実態調査」、「社会生活基本調査」、「家計調査」、「国勢調査」、「就業構造基本調査」、「全国家計構造調査」の審査中
- ・ 年度内提供予定
- ・ 所内メンバーは 33 条 1 号、所外メンバーは 33 条 2 号（増田先生を代表者とする）による申請
 - NTA の作成、精緻化、NTA 変数の関連要因分析が主な利用目的
 - 33 条 2 号については、毎年業績を総務省 HP にて公表する義務

4. 次回ミーティングにつきまして

2 月中（？）に、今回の宿題及び以下のトピック（案）について議論する形ではどうか？

- 社人研の社会保障費用統計や事業年報等を利用した社会保障関係のマクロコントロール作成の可能性について検討する。
- 世帯ウェイトと個人ウェイトの利用による推計結果への影響について検証する。
- CFE、CFH、CFXについて家計調査を用いて季節性について確認して調整方法について検討する。
- クロスセクションのスミージングとクロスセクション×コーホートのスミージングの比較。
- その他トピック

* 二次利用の遅れ等もあるため、上記のうちいくつかのトピックについては来年度前半に持ち越し（予定）

NTAPJ 第3回研究会報告資料

佐藤格

2021年11月19日

前回の宿題

前回の宿題(1) 医療

- 医療給付実態調査の特別集計をお願いしたいと検討中。
- 現在できることとできないこと
 - ▶ できること
 - ★ 性・年齢階級・診療種類・制度別医療費が年齢5歳階級でわかる。
 - ▶ できないこと
 - ★ 上記データの1歳階級の値。
 - ★ 患者負担分
- 特別集計によってほしいもの：1歳階級の性・年齢階級別医療費。診療種類と制度についてはすべてまとめた値でよい。
- 患者負担分は特別集計でも不可能と考えられるので、国民医療費を使うしかないと考えているところ。
- 医療給付実態調査も公費部分がありそう？ ⇔ 小西部長からの指摘。
- 「診療報酬明細書等の請求事例」(https://www.ssk.or.jp/jigyonaiyo/chitan/jutaku/40_fukuoka.files/40_fukuoka_jutaku_13.pdf)を見ると、公費も記しているように見える。

前回の宿題(2) 介護

- 介護給付実態調査報告(現・介護給付費等実態統計)の特別集計をお願いしたいと検討中。
- 現在できることとできないこと
 - ▶ できること
 - ★ 要支援・要介護度別に、年齢5歳階級(40～64歳は一括)で受給者数と費用額がわかる。
 - ▶ できないこと
 - ★ 上記データの1歳階級の値。
- 特別集計によってほしいもの：1歳階級の性・年齢階級別、要支援・要介護度別受給者数・費用額。
ただし、所内で確認した限り、特別集計でも1歳階級は難しいのではないかとのこと。
※小西部長によれば、「公的介護費の全体額としては事業報告の方が正しい」とのことだが、介護保険事業状況報告では基本的に年齢がわからない。
- 認定者数だけはあるが、それだけではNTAには不足。⇒介護給付実態調査報告を使うしかない。

前回の宿題(2) 介護(つづき)

- SNAとの比較(10億円)

介護給付費実態調査の値	9,303.9
SNAの値(合計)	9,127.7
SNAの値(現物社会移転のみ)	9,085.1

前回の宿題(3) SNAの詳細

- 学校の建設費の扱い
 - ▶ 固定資本形成になるのでは?: 政府最終消費支出等には入らない。
- 補助金、その他の経常移転、資本移転の内容
 - ▶ 詳細は次ページ以降。要求されているほど詳しいデータはなかったと感じているが、一般的に分類されている内容から判断。
 - ▶ 結論としては、補助金と資本移転は年齢別の割り当てを行ってもよさそうだが、その他の経常移転は年齢別に割り当てる性質のものではないのではないか。
 - ⇔ 所内で話し合ったときの意見: 年齢別の割り当てを行うか行わないかを勝手に決めてもよいものなのか?

補助金

- 定義
 - ▶ 一般的に、以下の3つの条件を満たす経常交付金。
 - ★ 一般政府から市場生産者に対して交付され
 - ★ 市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり
 - ★ 財貨・サービスの市場価格を低下させるものであると考えられるものであること
- 具体例
 - ▶ 対家計民間非営利団体に対する経常交付金(例: 私学助成)
 - ▶ 例示されている以上含むことは確実と考えられるが、額が小さすぎるのが気になり(付表7において、教育全体で、補助金の金額は89億円)。

その他の経常移転

- 定義
 - ▶ 支払側の資産や貯蓄ではなく経常的な収入の中から充てられ、また受取側の投資の源泉とされないもの。
- 具体例
 - ▶ 非生命純保険料
 - ▶ 非生命保険金
 - ▶ 一般政府内の経常移転
 - ▶ 経常国際協力及び他に分類されない経常移転

資本移転

- 定義
 - ▶ 反対給付を伴わない移転のうち、受取側の資本形成やその他の資本蓄積あるいは長期的な支出の資金源泉となり、支払側の資産又は貯蓄から賄われるような移転。
- 具体例
 - ▶ 相続税や贈与税という「資本税」
 - ▶ 投資に対する補助金や助成金等の交付金
 - ▶ 債権者と債務者の双方の合意による負債の帳消し分 (債権者から債務者への移転)
 - ▶ 保険契約によってカバーされない大規模な損害や重篤な障害に対する補償金の支払い
 - ▶ 複数年にわたり蓄積された多額の営業赤字を埋め合わせるための政府単位が行う公的ないし私的企業に対する移転

給付

- 総額の比較 (10 億円) : 結構ずれる。

事業年報 (06 表)	26,854.7(合計 = 老齢給付 + 障害年金 + 遺族年金 + 通算遺族年金)
SNA(s9)	23,142.6(厚生年金計)

- 受給者と受給権者

- ▶ 年齢別にわかるのは受給権者数 (09 表) だけ。
- ▶ 受給者数は合計ではわかる (07 表) が、年齢別にはわからない。
 - ★ 当然人数だけでなく総額でも平均額でもずれる。
 - ★ 計算結果も相当ずれる。
- ▶ 受給権者数は、老齢年金なら 59 歳以下～90 歳以上で 1 歳刻み、男女別。障害と遺族は 5 歳刻み、男女計 (09 表)。
- ▶ 平均年金月額は老齢のみ 1 歳刻み、男女別 (10 表)。

保険料拠出

- 保険料総額については結構 SNA と合う。

事業年報 (03 表)	26,694.1
SNA(s10)	26,316.0

- 被保険者の年齢構成は 5 歳階級、男女別 (04 表)。
- 年齢別の平均標準報酬は事業年報でも示されていない。

給付

事業年報と SNA に多少のずれ。

事業年報 (07) 21,666.3

SNA(s9) 20,813.2

- 受給権者数は、老齢年金なら 60 歳～90 歳以上で 1 歳刻み、男女別。障害と遺族は 5 歳刻み、男女計 (13 表)。
- 平均年金月額は老齢のみ 1 歳刻み、男女別 (14 表)。

保険料拠出

事業年報と SNA に多少のずれ。

事業年報 (19) 1,625.4

SNA(s10) 1,578.6

- 被保険者の年齢構成は 5 歳階級、男女別 (02 表)。

厚生年金と国民年金以外について

- 厚生年金と国民年金がわかって、それ以外をどうするか？
 - ▶ 船員保険は 2010 年度以降 0 なのでナシで OK。
 - ▶ 共済も 2015 に一元化されているので、将来的には考えなくて OK。
 - ▶ 値を見ると、地共済・国共済ともに、合計の値(長期経理)は SNA とほぼ一致。
 - ▶ 国共済については年齢別の詳細も存在。⇔ 地共済は見当たらない。
 - ▶ 国共済だけは別にすることも可能なだけのデータはあるようには思えるが、国共済だけやることにあまり意味はないか。
 - ⇒ 共済は厚生年金とまとめて扱う。

年金の計算 (1) 被用者年金

- 事業年報ベースの計算：老齢年金受給権者の年金総額 = 老齢年金受給権者数 × 平均年金月額
- 厚生年金は年額で見れば 26,813,211,973 千円。⇔ SNA の厚生年金の値は 23,142,600,000 千円：SNA より 15%程度大きい。
- 共済年金を厚生年金と同様に扱うならば、各共済の長期経理の部分を加えて、SNA における被用者年金の額に相当するものが 29,613,300,000 千円となる。：さきほどの計算結果の方が 10%程度小さい (1.104429415 倍 ⇔ 「調整係数 A」)。
- この倍率を各年齢における受給権者の年金受給総額に乗じることで、各年齢における受給権者が受給している SNA ベースの被用者年金の(仮想的な)総額としたい。
- これを人口で除算することで、各年齢における 1 人当たりの被用者年金受給額とする。

年金の計算 (2) 国民年金

- 国民年金についても同様の操作。
- 事業年報ベースの計算：老齢年金受給権者の年金総額 = 老齢年金受給権者数 × 平均年金月額
- 国民年金は年額で見れば 19,634,220,874 千円。⇔ SNA の国民年金の値は 20,813,200,000 千円：SNA より 6%程度小さい (1.060047156 倍 ⇐ 「調整係数 B」)。
- この倍率を各年齢における受給権者の年金受給総額に乗じることで、各年齢における受給権者が受給している SNA ベースの国民年金の (仮想的な) 総額としたい。
- これを人口で除算することで、各年齢における 1 人当たりの被用者年金受給額とする。

事業年報

事業年報(千円)

26,854,746,559

受給権者年金総額

23,142.6

厚生年金

1,542.7

国家公務員共済組合 長期経理

4,348.9

地方公務員共済組合 長期経理

579.1

その他 長期経理

29,613.3

合計

29,613,300,000

合計(千円)

(2) 年度末現在老齢年金・通算老齢年金受給権者数(男子)

老齢年金

通算老齢年金

合計 10,403,940

人

~59 0

構成比 0.0

60 7,035

構成比 0.1

61 331,476

構成比 3.2

62 460,644

構成比 4.4

63 498,720

構成比 4.8

64 543,363

構成比 5.2

65 597,989

構成比 5.7

66 644,058

構成比 6.2

67 661,716

構成比 6.4

68 523,188

構成比 5.0

69 368,943

構成比 3.5

70 455,579

構成比 4.4

71 501,667

構成比 4.8

72 471,193

構成比 4.5

73 481,830

構成比 4.6

74 422,452

構成比 4.1

75 364,668

構成比 3.5

76 327,233

構成比 3.1

77 350,826

構成比 3.4

78 315,572

構成比 3.0

79 301,937

構成比 2.9

80 257,391

構成比 2.5

81 228,188

構成比 2.2

82 212,613

構成比 2.0

83 180,577

構成比 1.7

84 164,872

構成比 1.6

85 139,967

構成比 1.3

86 123,996

構成比 1.2

87 102,880

構成比 1.0

88 87,453

構成比 0.8

89 71,765

構成比 0.7

90~ 204,149

構成比 2.0

(3) 年度末現在老齢年金・通算老齢年金受給権者数(女子)

老齢年金

通算老齢年金

合計 5,018,074

人

~59 0

構成比 0.0

60 109,318

構成比 2.2

61 152,348

構成比 3.0

62 175,406

構成比 3.5

63 197,695

構成比 3.9

64 218,062

構成比 4.3

65 247,319

構成比 4.9

66 266,800

構成比 5.3

67 272,243

構成比 5.4

68 215,062

構成比 4.3

69 150,183

構成比 3.0

70 193,500

構成比 3.9

71 213,995

構成比 4.3

72 202,113

構成比 4.0

73 207,369

構成比 4.1

74 188,812

構成比 3.8

75 164,528

構成比 3.3

76 151,272

構成比 3.0

77 170,145

構成比 3.4

78 158,043

構成比 3.1

79 157,817

構成比 3.1

80 140,763

構成比 2.8

81 131,851

構成比 2.6

82 130,896

構成比 2.6

83 115,453

構成比 2.3

84 107,738

構成比 2.1

85 93,895

構成比 1.9

86 86,941

構成比 1.7

87 73,721

構成比 1.5

88 65,833

構成比 1.3

89 57,101

構成比 1.1

90~ 201,852

構成比 4.0

年齢別老齢年金受給権者平均年金月額

計	男子		女子	
	円	円	円	円
合計	144,886	165,450	102,252	102,252
～59	0	0	0	0
60	55,165	129,823	50,360	50,360
61	81,455	95,763	50,323	50,323
62	83,900	96,934	49,672	49,672
63	99,399	100,666	96,204	96,204
64	100,996	103,330	95,180	95,180
65	151,881	170,725	106,319	106,319
66	152,047	171,385	105,365	105,365
67	150,022	168,918	104,095	104,095
68	148,773	167,812	102,456	102,456
69	149,313	168,169	102,993	102,993
70	149,617	168,649	104,807	104,807
71	150,566	169,819	105,430	105,430
72	152,012	171,722	106,061	106,061
73	153,712	173,922	106,753	106,753
74	156,048	177,141	108,852	108,852
75	157,592	179,559	108,905	108,905
76	159,441	182,558	109,435	109,435
77	159,980	184,357	109,714	109,714
78	161,270	186,580	110,732	110,732
79	162,601	189,578	110,989	110,989
80	163,115	191,316	111,548	111,548
81	162,848	192,353	111,786	111,786
82	164,233	195,550	113,366	113,366
83	165,982	199,083	114,209	114,209
84	169,447	204,189	116,280	116,280
85	171,436	207,766	117,279	117,279
86	171,183	209,278	116,851	116,851
87	172,377	211,840	117,306	117,306
88	172,375	214,027	117,045	117,045
89	167,724	213,478	110,219	110,219
90～	152,868	199,856	105,345	105,345

事業年報から計算された値
年齢別被用者年金受給年額

合計	男子		女子	
	円	円	円	円
～59	20,655,942,558	6,157,269,414	0	0
60	10,959,658	66,063,054	0	0
61	380,917,634	91,999,301	91,999,301	91,999,301
62	535,824,786	104,553,202	104,553,202	104,553,202
63	602,449,770	228,228,597	228,228,597	228,228,597
64	673,748,385	249,061,694	249,061,694	249,061,694
65	1,225,100,064	315,536,505	315,536,505	315,536,505
66	1,324,582,564	337,336,584	337,336,584	337,336,584
67	1,341,308,919	340,069,621	340,069,621	340,069,621
68	1,053,566,696	264,412,707	264,412,707	264,412,707
69	744,537,304	185,613,573	185,613,573	185,613,573
70	921,995,313	243,361,854	243,361,854	243,361,854
71	1,022,311,059	270,737,914	270,737,914	270,737,914
72	970,970,452	257,235,683	257,235,683	257,235,683
73	1,005,610,047	265,647,154	265,647,154	265,647,154
74	898,002,837	246,630,766	246,630,766	246,630,766
75	785,753,057	215,015,062	215,015,062	215,015,062
76	716,868,024	198,653,416	198,653,416	198,653,416
77	776,126,747	224,007,462	224,007,462	224,007,462
78	706,553,085	210,005,010	210,005,010	210,005,010
79	686,887,351	210,191,412	210,191,412	210,191,412
80	590,916,199	188,421,973	188,421,973	188,421,973
81	526,711,756	176,869,151	176,869,151	176,869,151
82	498,917,666	178,069,871	178,069,871	178,069,871
83	431,397,731	158,229,260	158,229,260	158,229,260
84	403,980,586	150,333,296	150,333,296	150,333,296
85	348,964,605	132,142,940	132,142,940	132,142,940
86	311,395,619	121,909,713	121,909,713	121,909,713
87	261,529,190	103,774,988	103,774,988	103,774,988
88	224,607,639	92,465,082	92,465,082	92,465,082
89	183,842,984	75,523,381	75,523,381	75,523,381
90～	489,604,831	255,169,187	255,169,187	255,169,187

26,813,211,973 (千円)

事業年報とSNAから計算された値
SNAベースに合わせた年齢別被用者年金受給年額
調整係数A 1.104429415

合計	男子		女子	
	円	円	円	円
～59	22,813,030,546	6,800,269,454	0	0
60	12,104,168.3	72,961,979.8	0	0
61	420,696,639.8	101,606,734.0	101,606,734.0	101,606,734.0
62	591,780,654.6	115,471,631.7	115,471,631.7	115,471,631.7
63	665,363,247.0	252,062,376.2	252,062,376.2	252,062,376.2
64	744,107,534.9	275,071,060.8	275,071,060.8	275,071,060.8
65	1,353,036,546.7	348,487,797.6	348,487,797.6	348,487,797.6
66	1,462,907,945.6	372,564,446.0	372,564,446.0	372,564,446.0
67	1,481,381,024.6	375,582,892.4	375,582,892.4	375,582,892.4
68	1,163,590,049.1	292,025,171.5	292,025,171.5	292,025,171.5
69	822,288,899.2	204,997,089.3	204,997,089.3	204,997,089.3
70	1,018,278,744.0	268,775,989.9	268,775,989.9	268,775,989.9
71	1,129,070,404.6	299,010,916.1	299,010,916.1	299,010,916.1
72	1,072,368,328.0	284,098,654.5	284,098,654.5	284,098,654.5
73	1,110,625,315.6	293,388,531.1	293,388,531.1	293,388,531.1
74	991,780,747.3	272,386,272.4	272,386,272.4	272,386,272.4
75	867,808,788.6	237,468,959.1	237,468,959.1	237,468,959.1
76	791,730,132.2	219,398,675.7	219,398,675.7	219,398,675.7
77	857,177,208.3	247,400,430.5	247,400,430.5	247,400,430.5
78	780,338,010.1	231,935,709.9	231,935,709.9	231,935,709.9
79	758,618,594.9	232,141,578.3	232,141,578.3	232,141,578.3
80	652,625,231.3	208,098,769.9	208,098,769.9	208,098,769.9
81	581,715,956.7	195,339,492.5	195,339,492.5	195,339,492.5
82	551,019,345.5	196,665,603.6	196,665,603.6	196,665,603.6
83	476,448,343.1	174,753,049.1	174,753,049.1	174,753,049.1
84	446,168,041.7	166,032,513.7	166,032,513.7	166,032,513.7
85	385,406,774.0	145,942,550.4	145,942,550.4	145,942,550.4
86	343,914,480.8	134,640,673.5	134,640,673.5	134,640,673.5
87	288,840,530.6	114,612,148.7	114,612,148.7	114,612,148.7
88	248,063,283.0	102,121,156.2	102,121,156.2	102,121,156.2
89	203,041,599.2	83,410,243.9	83,410,243.9	83,410,243.9
90～	540,733,976.3	281,816,356.1	281,816,356.1	281,816,356.1

29,613,300,000 (千円)

人口

調整係数A	男子	女子
1.104429415	127,083	127,083,000

年齢	男子	女子
60	787	805
61	832	859
62	874	908
63	924	963
64	989	1038
65	1077	1137
66	1061	1130
67	1004	1073
68	619	674
69	653	727
70	786	886
71	754	856
72	764	877
73	733	850
74	653	770
75	555	668
76	577	711
77	574	724
78	555	718
79	507	681
80	456	634
81	430	625
82	395	595
83	353	558
84	309	514
85	273	482
86	240	445
87	206	408
88	175	376
89	135	323
90～	382	1334

性・年齢別1人当たり被用者年金受給額

	年額		(参考)月額	
	男子	女子	男子	女子
60	15,380	90,636	1,282	7,553
61	505,645	118,285	42,137	9,857
62	677,095	127,171	56,425	10,598
63	720,090	261,747	60,008	21,812
64	752,384	265,001	62,699	22,083
65	1,256,301	306,498	104,692	25,541
66	1,378,801	329,703	114,900	27,475
67	1,475,479	350,031	122,957	29,169
68	1,879,790	433,272	156,649	36,106
69	1,259,248	281,977	104,937	23,498
70	1,295,520	303,359	107,960	25,280
71	1,497,441	349,312	124,787	29,109
72	1,403,623	323,944	116,969	26,995
73	1,515,178	345,163	126,265	28,764
74	1,518,807	353,748	126,567	29,479
75	1,563,619	355,492	130,302	29,624
76	1,372,149	308,578	114,346	25,715
77	1,493,340	341,713	124,445	28,476
78	1,406,014	323,030	117,168	26,919
79	1,496,289	340,883	124,691	28,407
80	1,431,196	328,231	119,266	27,353
81	1,352,828	312,543	112,736	26,045
82	1,394,986	330,530	116,249	27,544
83	1,349,712	313,178	112,476	26,098
84	1,443,910	323,020	120,326	26,918
85	1,411,746	302,785	117,646	25,232
86	1,432,977	302,563	119,415	25,214
87	1,402,138	280,912	116,845	23,409
88	1,417,504	271,599	118,125	22,633
89	1,504,012	268,236	125,334	21,520
90～	1,415,534	211,257	117,961	17,605

受給権者年金総額(千円)

21,666,334,563

SNA(10億円)

20,813.2

20,813,200,000

13. 年齢別受給権者数

(1) 年度末現在老齢年金受給権者数(年度末の年齢別)

	男子	女子
	30,069,052	13,155,521
60	34,502	10,057
61	79,323	37,188
62	115,917	55,046
63	139,251	69,202
64	166,180	82,935
65	1,769,515	848,764
66	1,976,791	947,153
67	2,034,319	975,097
68	1,577,063	753,595
69	1,110,195	524,728
70	1,400,149	656,883
71	1,556,313	726,498
72	1,471,345	683,798
73	1,528,097	707,566
74	1,391,872	638,403
75	1,217,673	555,820
76	1,109,703	499,839
77	1,238,220	551,143
78	1,162,029	510,973
79	1,156,276	499,884
80	1,043,557	441,518
81	973,459	403,809
82	962,057	389,382
83	855,006	338,174
84	737,536	286,002
85	641,283	239,569
86	589,370	209,819
87	502,125	170,394
88	446,682	143,853
89	182,414	40,063
90~	900,830	158,366
		742,464

14. 年齢別老齢年金平均年金月額

(1) 年度末現在老齢年金受給権者平均年金月額

	男子	女子
	54,414	58,218
60	38,312	38,592
61	38,265	40,786
62	38,511	40,922
63	38,415	42,210
64	39,689	43,626
65	55,937	57,027
66	56,021	57,377
67	55,889	57,367
68	55,763	57,655
69	55,354	57,595
70	55,411	57,973
71	55,099	57,933
72	54,907	58,085
73	54,756	58,238
74	56,401	60,008
75	56,225	60,019
76	56,091	60,203
77	56,122	60,456
78	55,769	60,088
79	55,644	60,163
80	55,427	60,164
81	55,059	60,062
82	54,602	59,681
83	54,065	59,458
84	54,149	60,568
85	53,371	60,466
86	52,388	60,228
87	51,497	59,928
88	50,495	59,223
89	44,937	48,302
90~	38,988	41,741
		38,401

事業年報から計算された値

年齢別国民年金受給年額

	男子	女子
	9,190,691,182	10,443,529,692
60	4,657,437	11,204,708
61	18,200,997	18,222,039
62	27,031,109	26,538,052
63	35,052,197	29,139,824
64	43,417,468	35,728,088
65	580,829,576	606,955,376
66	652,137,572	676,756,346
67	671,260,675	693,087,087
68	521,382,237	533,923,476
69	362,660,510	374,787,871
70	456,977,738	474,019,378
71	505,058,504	523,948,510
72	476,620,882	492,818,561
73	494,486,744	509,569,444
74	459,711,447	482,325,646
75	400,317,127	421,240,313
76	361,101,688	385,838,998
77	399,838,814	434,054,024
78	368,440,147	409,219,947
79	360,894,253	411,187,579
80	318,761,867	375,332,786
81	291,042,914	352,125,730
82	278,864,486	351,494,171
83	241,285,796	313,423,463
84	207,870,830	271,375,546
85	173,829,350	236,877,891
86	151,643,745	218,867,325
87	122,536,460	187,757,092
88	102,232,875	168,429,856
89	23,221,476	75,144,246
90~	79,324,262	342,136,321
		19,634,220,874

事業年報とSNAから計算された値
SNAベースに合わせた年齢別被用者年金受給年額
調整係数B

	男子	女子
60	9,742,566,051	11,070,633,949
61	4,937,103	11,877,519
62	19,293,915	19,316,221
63	28,654,250	28,131,586
64	37,156,982	30,889,587
65	46,024,563	37,873,458
66	615,706,740	643,401,320
67	691,296,579	717,393,640
68	711,567,970	734,704,995
69	552,689,757	565,984,062
70	384,437,242	397,292,817
71	484,417,951	502,482,894
72	535,385,830	555,410,128
73	505,240,610	522,410,914
74	524,179,267	540,167,640
75	487,315,812	511,287,929
76	424,355,032	446,534,596
77	382,784,817	409,007,532
78	423,847,998	460,117,734
79	390,563,931	433,792,441
80	382,564,927	435,878,224
81	337,902,611	397,870,452
82	308,519,213	373,269,878
83	295,609,505	372,600,396
84	255,774,322	332,243,651
85	220,352,882	287,670,876
86	184,267,308	251,101,735
87	160,749,520	232,009,685
88	129,894,426	199,031,372
89	108,371,668	178,543,590
90~	24,615,860	79,656,444
	84,087,459	362,680,634

人口
127,083
127,083,000

	男子	女子	年額 男子	年額 女子	月額 男子	月額 女子
60	1592	805	6,273	14,755	523	1,230
61	1691	859	23,190	22,487	1,932	1,874
62	1782	908	32,785	30,982	2,732	2,582
63	1887	963	40,213	32,076	3,351	2,673
64	2027	1038	46,536	36,487	3,878	3,041
65	2214	1137	571,687	565,876	47,641	47,156
66	2191	1130	651,552	634,862	54,296	52,905
67	2076	1073	708,733	684,720	59,061	57,060
68	1293	674	892,875	839,739	74,406	69,978
69	1381	727	588,725	546,483	49,060	45,540
70	1671	886	616,308	567,136	51,359	47,261
71	1610	856	710,061	648,844	59,172	54,070
72	1641	877	661,310	595,679	55,109	49,640
73	1583	850	715,115	635,491	59,593	52,958
74	1423	770	746,272	664,010	62,189	55,334
75	1223	668	764,604	668,465	63,717	55,705
76	1287	711	663,405	575,257	55,284	47,938
77	1298	724	738,411	635,522	61,534	52,960
78	1273	718	703,719	604,168	58,643	50,347
79	1188	681	754,566	640,056	62,880	53,338
80	1089	634	741,014	627,556	61,751	52,296
81	1055	625	717,487	597,232	59,791	49,769
82	990	595	748,378	626,219	62,365	52,185
83	911	558	724,573	595,419	60,381	49,618
84	823	514	713,116	559,671	59,426	46,639
85	755	482	674,972	520,958	56,248	43,413
86	685	445	669,790	521,370	55,816	43,448
87	614	408	630,555	487,822	52,546	40,652
88	551	376	619,267	474,850	51,606	39,571
89	458	323	182,340	246,614	15,195	20,551
90~	1716	1334	220,124	271,875	18,344	22,656

20,813,200,000

年齢別 就学前教育・保育支出の 変数の作成方法について

NTA研究会
2021年11月19日（金）

竹沢 純子
国立社会保障・人口問題研究所

年齢別就学前教育・保育の公的支出の推計方法：3案

案1：（保育所・幼稚園の年齢別一人当たり単価－保育料・授業料）×年齢別在園児数

案2：案1 + 案1 と社会保障費用統計の就学前教育・保育支出の差額を年齢別に按分推計

案3：社会保障費用統計の就学前教育・保育支出計を年齢別に按分推計

表1 就学前教育・保育に対する公的支出－社会保障費用統計のデータソース

施設種別			財源	2014年度以前	2015年度以降
国の制度に基づく認可施設	認定こども園	私立	国負担	・文科省推計値*4	・内閣府決算値*8
			地方負担	・文科省推計値*4	・内閣府決算値*9 ・総務省決算値(地単分)*10
		公立	地方負担	・厚労省推計値*5	・総務省決算値(地単分)*10
		保育所*1	私立	国負担	・厚労省決算値*6
	地方負担			・厚労省決算値*7	・内閣府決算値*9
	幼稚園	私立	国負担	・文科省推計値*4	・内閣府決算値*8 ・文科省決算値(私学助成+就園奨励費)*11
			地方負担	・文科省推計値*4	・内閣府決算値*9 ・文科省決算値(私学助成+就園奨励費)*12 ・総務省決算値(地単分)*10
	無認可施設	企業主導型保育*2	事業主負担		・厚労省決算値*13
		自治体独自の制度に基づく保育所*3	地方負担	・非計上	・総務省決算値(地単分)*10

3

表1 注：

- *1：2015年度以降は子ども子育て支援制度の施行に伴い、小規模保育に位置づけられ内閣府の子ども子育て支援給付費負担金へ移行した旧事業内保育所や無認可保育所を含む。
- *2：2016年度に創設。
- *3：東京都認証保育所、横浜保育室など。
- *4：OECD Education Databaseより公財政支出を引用。文科省が「地方教育費調査」等を用いて推計したもの。
- *5：厚生労働省所管課による私立保育所単価に基づく推計値。2004年に地方の一般財源化される前は児童保護費負担金（注6、7）、一般財源化以降は推計値を使用。
- *6：児童保護費負担金の国庫負担分。
- *7：厚労省において、児童保護費負担金の国庫負担額及び国と地方の負担割合を用いて算出。
- *8：子どものための教育・保育給付費負担金
- *9：内閣府において、子どものための教育・保育給付費負担金の国庫負担額及び国と地方の負担割合を用いて算出。
- *10：総務省「社会保障施策に要する経費に関する調査」
- *11：子ども子育て新制度へ移行しなかった幼稚園に対する私学助成及び就園奨励費の国補助額。
- *12：子ども子育て新制度へ移行しなかった園に対する地方負担。文科省において私学助成及び就園奨励費の国庫補助額及び国と地方の補助割合を用いて算出。
- *13：年金特別会計子ども・子育て支援勘定仕事・子育て両立支援事業。

4

表2 就学前教育・保育に対する公的支出データ（出所：社会保障費用統計）

OECD基準 給付費＋施設整備費

ILO基準 給付費のみ集計対象

第21表 社会支出の推移（小分類政策分野別）
（1980～2019年度）

家族 現物
うち就学前教育・保育
29,812
33,065
37,806
39,440
44,926

第20表 児童・家族関係給付費の推移（1975～2019年度）

（単位：億円）

年度	児童福祉サービス	うち就学前教育・保育
2015(27)	36,600	28,225
2016(28)	40,651	30,367
2017(29)	46,174	34,085
2018(30)	49,999	35,384
2019(令和元)	55,231	40,594

（注）

2. 2008年度から、就学前教育・保育を再掲している。2015年度から、保育に要する費用に加え、小学校就学前の子どもの教育に要する費用も計上している。また、2004年度から2014年度の公立保育所運営費は推計値を用いていたが、2015年度以降決算値を用いて集計している。

3. 2015年度から、集計の対象とする地方単独事業の範囲を変更したため、2014年度と2015年度の間で段差が生じている。

第22表 社会支出の推移（小分類政策分野別・制度別）（2019年度）

（単位：億円）

就学前教育・保育	合計	児童手当	社会福祉	地方単独事業	就学援助・就学前教育
		・厚労省（年金特別会計子ども子育て勘定）	・厚労省（一般会計） ・内閣府（一般会計）	・総務省（社会保障費調査）	（文科省一般会計）
	44,926	2,801	26,022	15,456	648

出所：国立社会保障・人口問題研究所（2021）『令和元年度社会保障費用統計』

5

案1：（保育所・幼稚園の年齢別一人当たり単価－保育料・授業料）

年齢	合計	保育所	幼稚園	
			公立	私立
1人当たり年間経費（保育単価、幼稚園教育公費支出）単位：万円				
0		220.3		
1		132.1		
2		132.1		
3		75.0		
4		57.6	94.4	71.4
5		57.6	94.4	71.4
6		57.6	94.4	71.4
1人当たり授業料・保育料				
0		23.9		
1		23.9		
2		23.9		
3		23.9		
4		23.9	12.1	29.8
5		23.9	12.1	29.8
6		23.9	12.1	29.8
一人当たり経費－授業料・保育料（単位：万円）				
0		196.5		
1		108.2		
2		108.2		
3		51.2		
4		33.7	82.4	41.6
5		33.7	82.4	41.6
6		33.7	82.4	41.6

	出所
一人当たり保育単価、幼稚園経費	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所 内閣府【平成30年3月30日付】特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（内閣府告示第57号） ●幼稚園公立 文部科学省「地方教育費調査」 ●幼稚園私立 日本私立学校振興・共済事業団「平成●年度版今日の私学財政」
一人当たり保育料、授業料	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所 厚生労働省「平成27年地域児童福祉事業等調査」 ●幼稚園公立 文部科学省「子どもの学習費調査」 ●幼稚園私立 日本私立学校振興・共済事業団「平成●年度版今日の私学財政」

6

案1：年齢別在園児数

在園児数 年齢	合計	保育所	幼稚園		認可外
			公立	私立	
0	72	72,208			
1	345	345,335			149,151
2	521	520,954			
3	560	381,642	18,199	160,456	
4	875	490,070	53,027	331,449	
5	910	484,926	77,848	347,440	94,116
6	982	240,829	43,020	176,447	

保育所、
幼保連携型認定こども園、
保育所型認定こども園
地域型保育所

新制度に移行してい
ない幼稚園
幼稚園型認定こども
園

ベビーホテル、
事業所内保育施設、
認可外の居宅訪問型保育、
その他の認可外保育（東京
都認証保育所、企業主導型
保育）

	出所
保育所	厚生労働省「社会福祉施設調査」
幼稚園	文部科学省「学校基本調査」
(参考) 認可外	厚生労働省「認可外施設の現況とりまとめ」

案1：（保育所・幼稚園の年齢別一人当たり単価－保育料・授業料）×年齢別在園児数

年齢	合計	保育所	幼稚園	
			公立	私立
年齢別の公的支出計(単位:億円)				
0	1,419	1,419		
1	3,738	3,738		
2	5,638	5,638		
3	1,954	1,954		
4	3,469	1,653	437	1,380
5	3,723	1,635	641	1,446
6	1,901	812	354	734
就学前教育・保育公的支出計	21,841 (億円)			
社会保障費用統計 就学前教育・保育支出	40,594 (2019年度)			
差額	18,753			

※案2、案3で使用 年齢別按分率

年齢	(一人当たり経費×在園児童数)	
0	14,186	0.06
1	37,376	0.16
2	56,383	0.25
3	28,684	0.12
4	29,491	0.13
5	30,694	0.13
6	33,128	0.14
	229,942	1.00

案1、案2、案3の年齢別推計結果

年齢	(単位:億円)							
	案1	案2	案3		案2-案1	案3-案1	案3-案2	
0	1,419	1,419	1,157	2,575	2,504	1,157	1,086	△ 71
1	3,738	3,738	3,048	6,786	6,598	3,048	2,861	△ 187
2	5,638	5,638	4,598	10,237	9,954	4,598	4,316	△ 283
3	1,954	1,954	2,339	4,293	5,064	2,339	3,110	771
4	3,469	3,469	2,405	5,874	5,206	2,405	1,737	△ 668
5	3,723	3,723	2,503	6,226	5,419	2,503	1,696	△ 807
6	1,901	1,901	2,702	4,603	5,849	2,702	3,948	1,246
計	21,841	21,841	18,753	40,594	40,594	18,753	18,753	0

案1：（保育所・幼稚園の年齢別一人当たり単価－保育料・授業料）×年齢別在園児数

- 費用統計2018年度に修正
- 按分率単価ベースに修正

年齢	合計	保育所	幼稚園	
			公立	私立
年齢別の公的支出計(単位:億円)				
0	1,419	1,419		
1	3,738	3,738		
2	5,638	5,638		
3	1,954	1,954		
4	3,469	1,653	437	1,380
5	3,723	1,635	641	1,446
6	1,901	812	354	734
就学前教育・保育公的支出計		21,841 (億円)		
社会保障費用統計 就学前教育・保育支出		35,384 (2018年度)		
差額		13,544		

※案2、案3で使用 年齢別按分率

年齢	(一人当たり単価×在園児童数)	
0	15,908	0.05
1	45,613	0.14
2	68,810	0.21
3	42,049	0.13
4	50,353	0.15
5	52,406	0.16
6	56,563	0.17
	331,702	1.00

案1、案2、案3の年齢別推計結果

年齢	(単位:億円)					案2-案1	案3-案1	案3-案2
	案1	案2		案3				
0	1,419	1,419	650	2,068	1,697	650	278	△ 371
1	3,738	3,738	1,862	5,600	4,866	1,862	1,128	△ 734
2	5,638	5,638	2,810	8,448	7,340	2,810	1,702	△ 1,108
3	1,954	1,954	1,717	3,671	4,486	1,717	2,532	815
4	3,469	3,469	2,056	5,525	5,371	2,056	1,902	△ 154
5	3,723	3,723	2,140	5,862	5,590	2,140	1,868	△ 272
6	1,901	1,901	2,310	4,210	6,034	2,310	4,133	1,823
計	21,841	21,841	13,544	35,384	35,384	13,544	13,544	0

NTAにおける私的消費 ならびに 年金給付額の検証

福田 節也

国立社会保障・人口問題研究所

1

報告の目的

- 全国消費実態調査から推定した

1. CFE（private education consumption: 私的教育消費）
2. CFH（private health consumption: 私的医療消費）
3. CFL（private long-term care consumption: 私的介護消費）
4. YPP（Pension: 公的年金受給額）

について、外部データ*と比較して妥当性を検証し、乖離がある場合、改善方法を提案する

* 事業年報からの値やその他統計調査からの推計値

2

2. CFH（私的医療消費）

11

CFHの外部データ

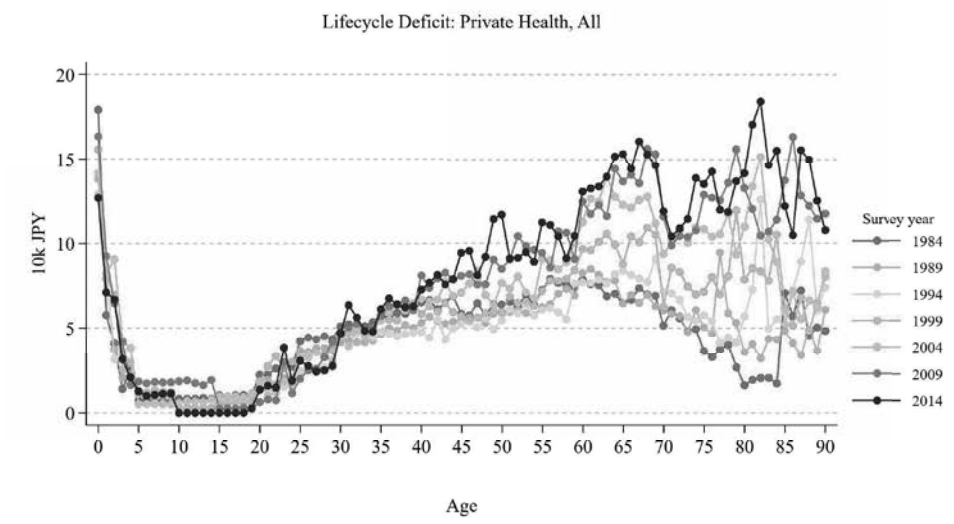
- 「国民医療費」と「医療給付実態調査」
 - 両者を差し引きすることで患者負担分を算出（佐藤報告を参照）
 - 男女別に計算可能、5歳階級の値を平滑化
- 「医療保険に関する基礎資料」
 - 年齢別保険加入者一人当たり患者負担（自己負担）*を年齢別人口一人当たりの値に換算、5歳階級の値を平滑化
 - 男女計の値しか公表されていない

* 各制度の事業年報等を基に医療給付実態調査等を用いて保険局調査課により推計された値

- 問題点①：健康保険以外にも生活保護の医療扶助や自治体が独自に行っている乳幼児や子供への医療費補助など様々な医療費補助があり、外部データから正確に自己負担分を計算するのが難しい

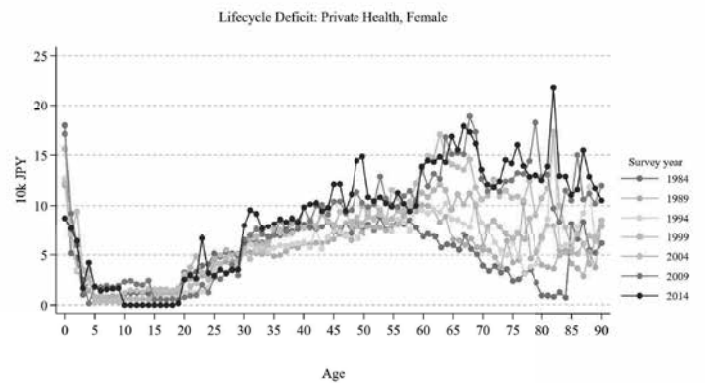
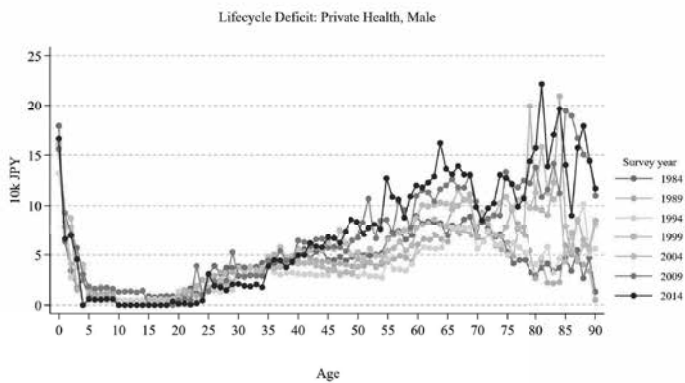
12

① CFH by year



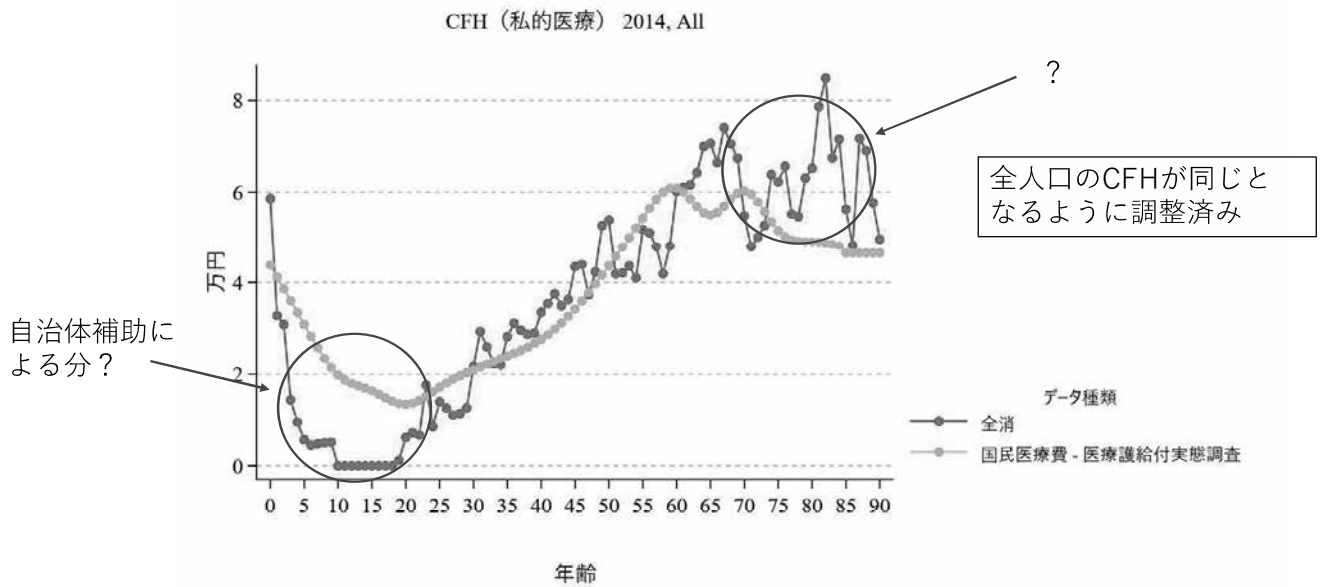
13

② CFH by year by sex



14

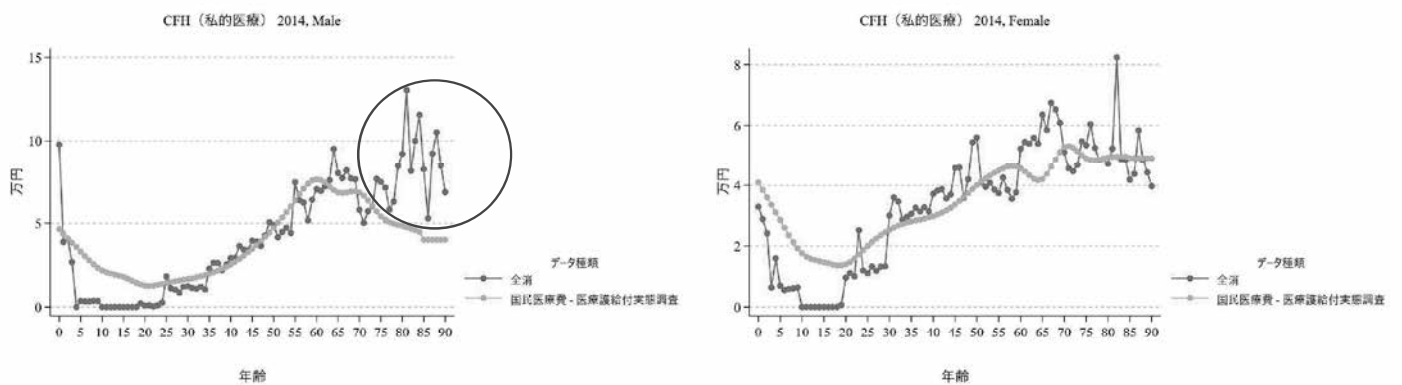
③ CFH vs 国民医療費/医療給付実態調査 2014



15

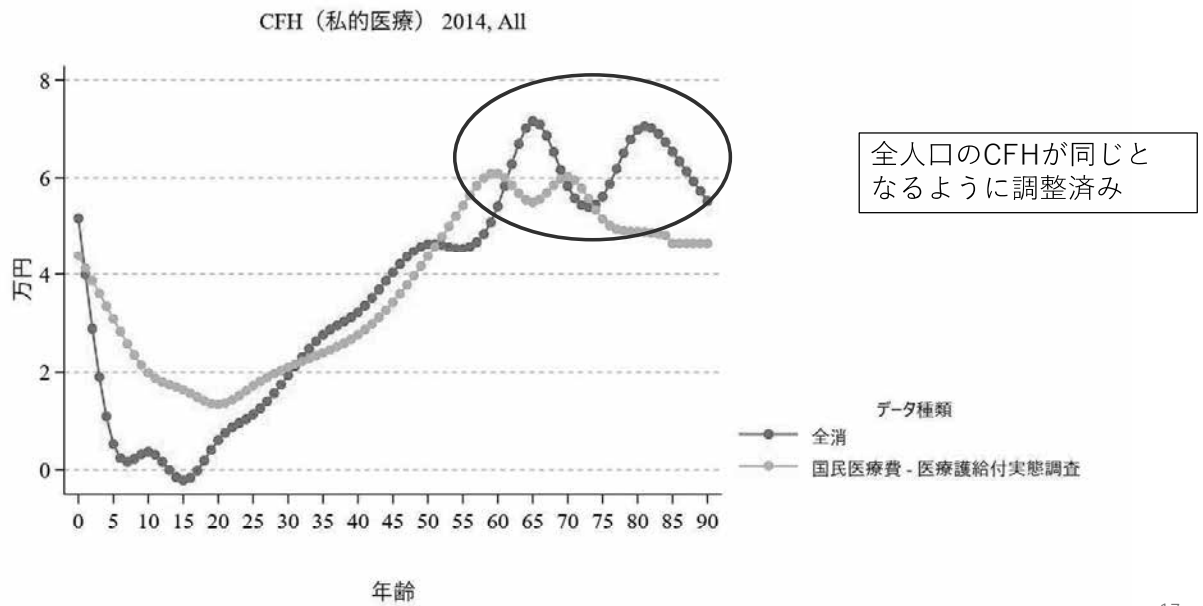
④ CFH vs 国民医療費/医療給付実態調査 by sex: 2014

全人口のCFHが同じとなるように調整済み



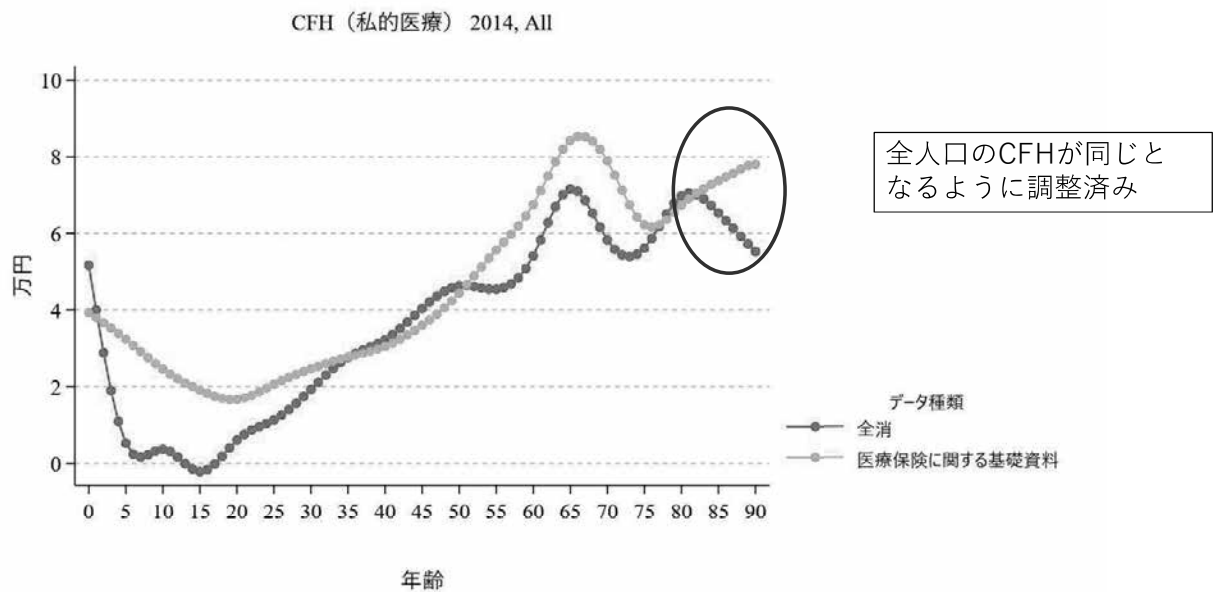
16

⑤ CFH vs 国民医療費/医療給付実態調査
Smoothed profiles: 2014



17

⑥ CFH vs 医療保険に関する基礎資料
Smoothed profiles: 2014



18

CFH まとめ

1. 子ども期のCFHと外部データの乖離は自治体による補助分を反映
2. 男性の高齢期において、CFHが過大である可能性があるが、公費負担による軽減分が含まれないためか？
3. 高齢期のトレンドについては、「医療保険に関する基礎資料」からのプロフィールの方が整合的？→ 医療扶助が含まれないため？
4. 80歳以降で全消のCFHが低下するのはサンプルセレクションによる影響？
 - ➡ 60歳以降のCFHについて、医療扶助等の公費負担分を補正するプロフィールが必要ではないか？
 - ➡ 全消のプロファイルから子どもへの自治体補助分を逆算してCGHに付け替える？

19

3. CFL（私的介護消費）

20

CFLの外部データ

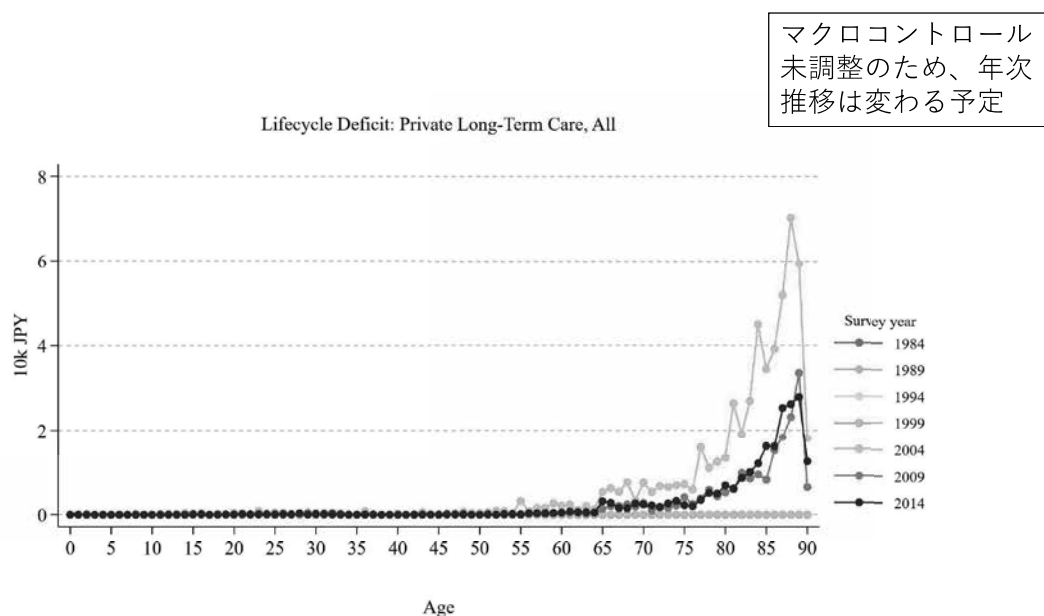
- 「介護給付費実態調査報告」

→ 年齢階級・要支援状態区分別介護費用（保険給付額・公費負担額・利用者負担額）と性・年齢階級・要支援状態区分別受給者数から性、年齢階級別人口一人当たり介護保険の利用者負担額を算出

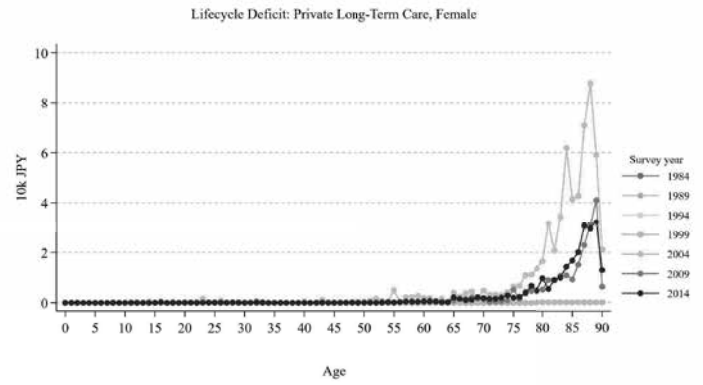
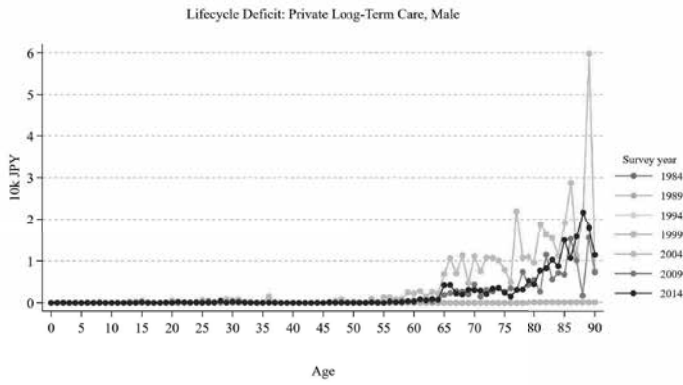
→ 65歳以上5歳階級の値を平滑化

- 問題点①：介護保険以外の介護サービスに関する自己負担分が含まれない

① CFL by year

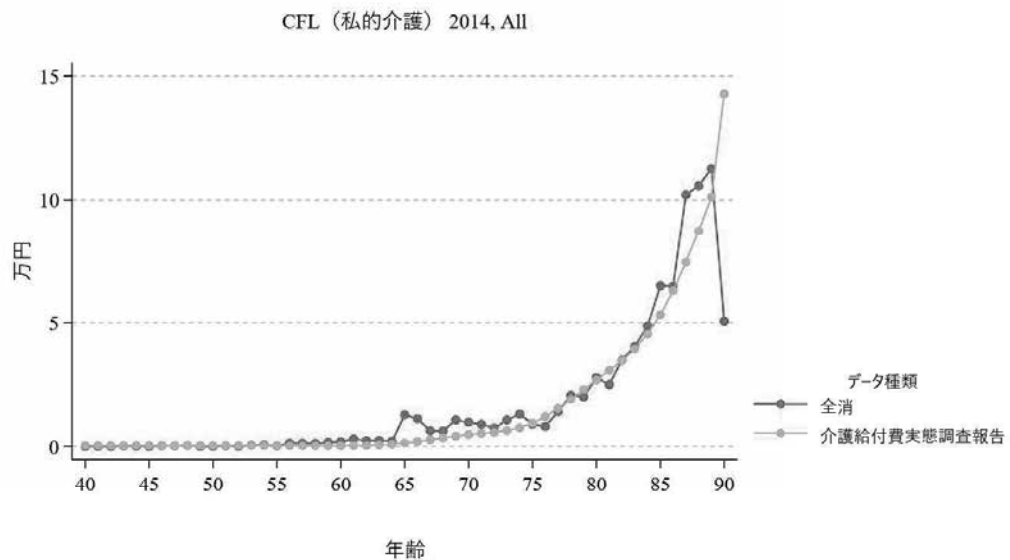


② CFL by year by sex



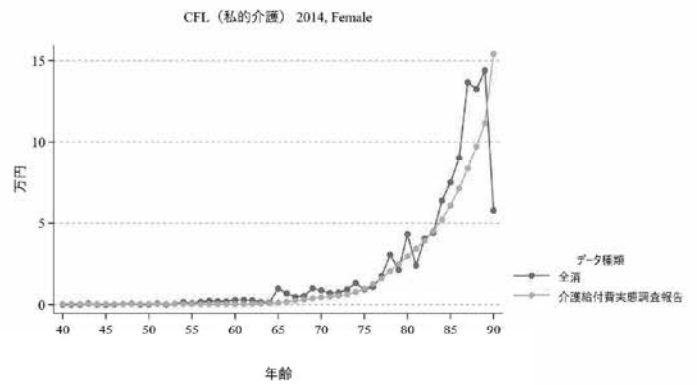
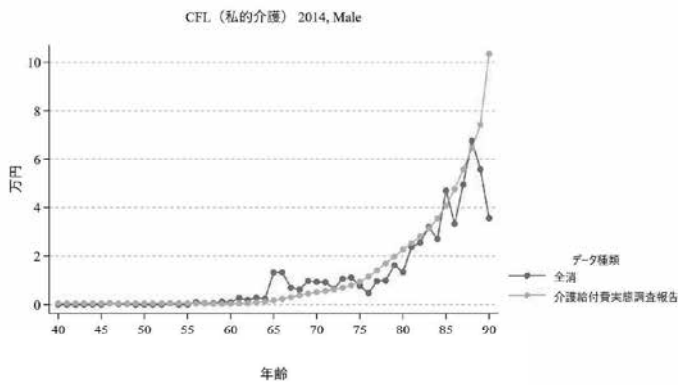
23

③ CFL vs 介護給付費実態調査報告: 2014



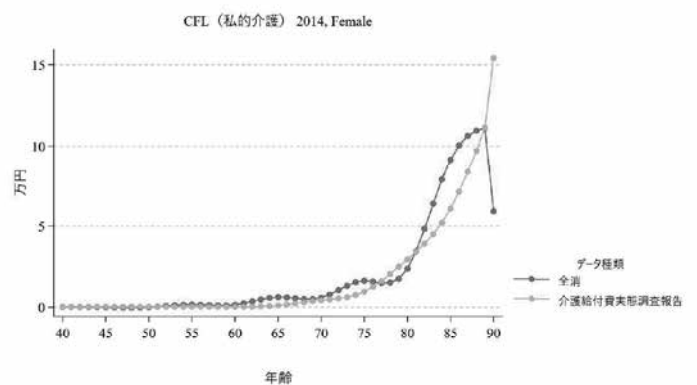
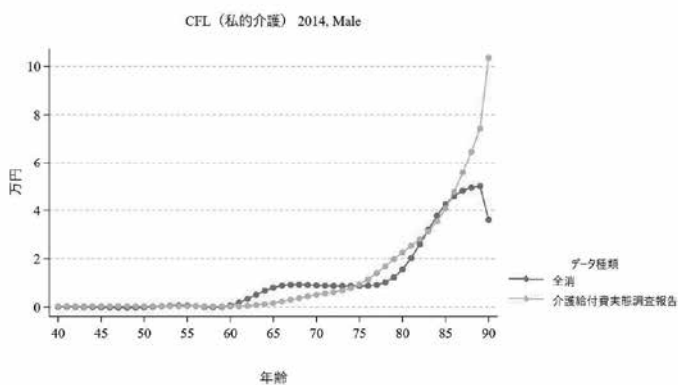
24

④ CFL vs 介護給付費実態調査報告 by sex: 2014



25

⑤ CFL vs 介護給付費実態調査報告 by sex: 2014, smoothed



26

CFL まとめ

1. 概ね良好なプロファイルを得ている
 2. 全消CFLで90歳時点の値が低下しているのはサンプルセレクションによる影響と思われる
- ➔ CFHと同様に高齢期（90歳時点）のプロファイルを修正する必要がある
 - ➔ 外部データのCFLはCGLと連動しているため、CGLの調整係数を掛けることでCFLのマクロコントロールを得られる
 - ➔ CGHとCGL、CFHとCFLについては、それぞれ健康保険・介護保険のプロファイルをベースとして構築して良いのではないか？

27

3. YPP（公的年金）

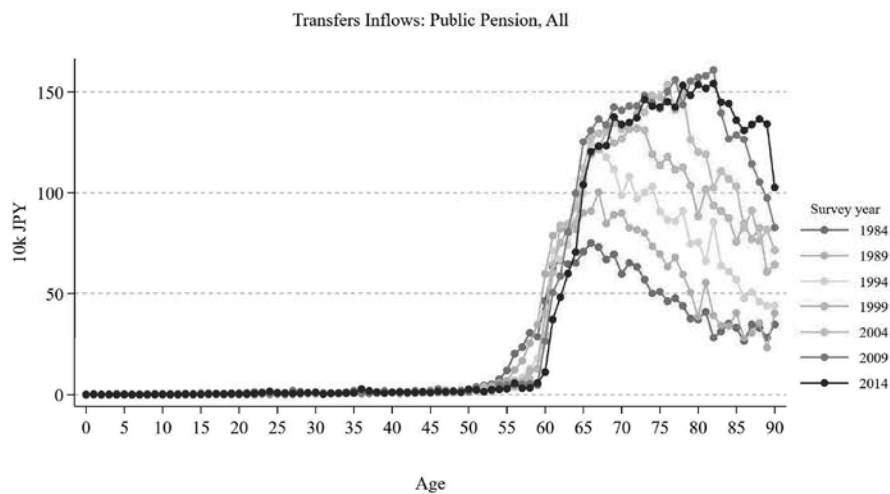
28

YPPの外部データ

- 「年金事業報告」より国民年金と厚生年金の性、各歳別プロフィールを作成（佐藤報告の資料を参照のこと）
- 共済年金は厚生年金で代替
- マクロコントロールで調整済み
- 問題点①：外れ値的なコーホートがいる

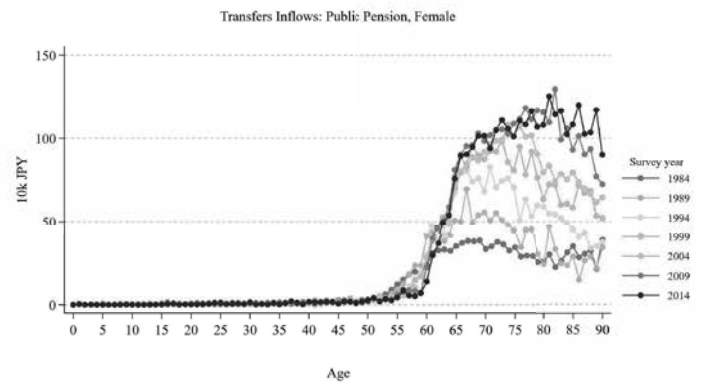
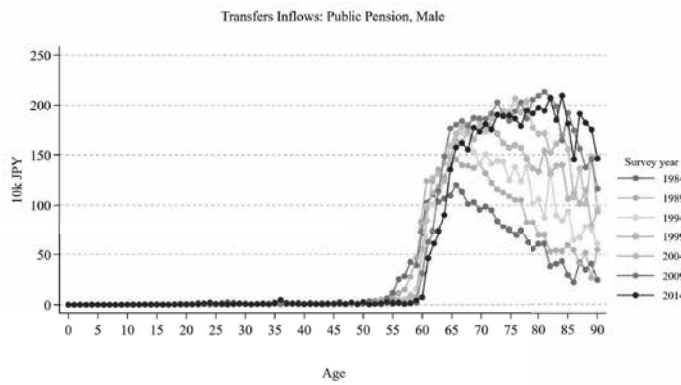
29

① YPP by year



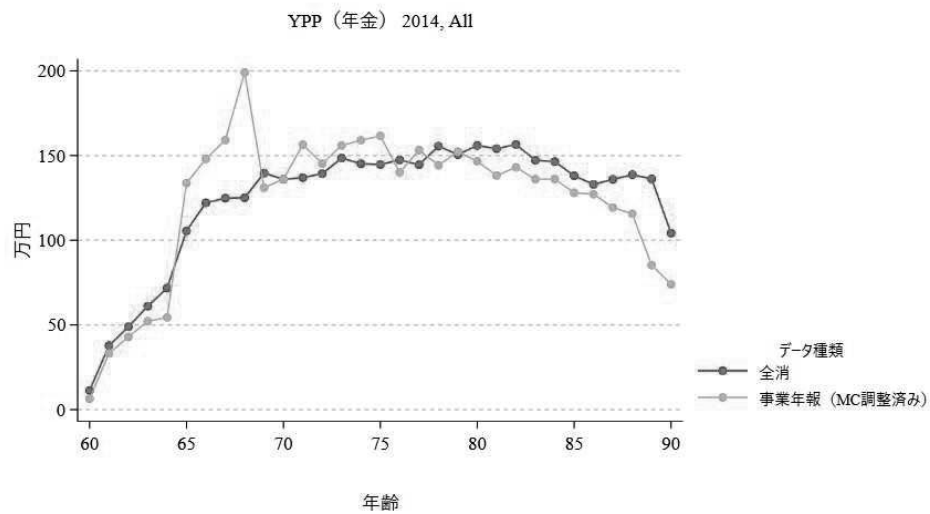
30

② YPP by year by sex



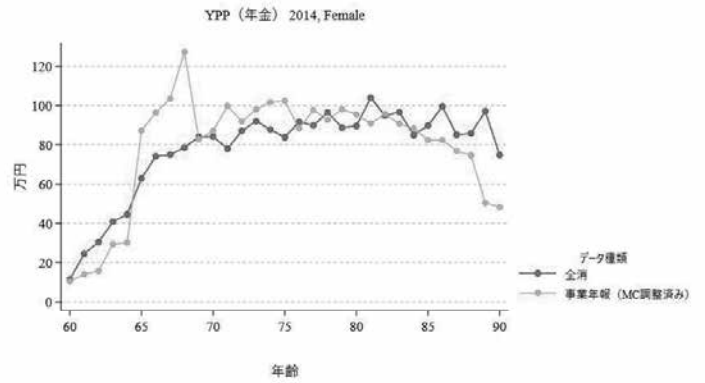
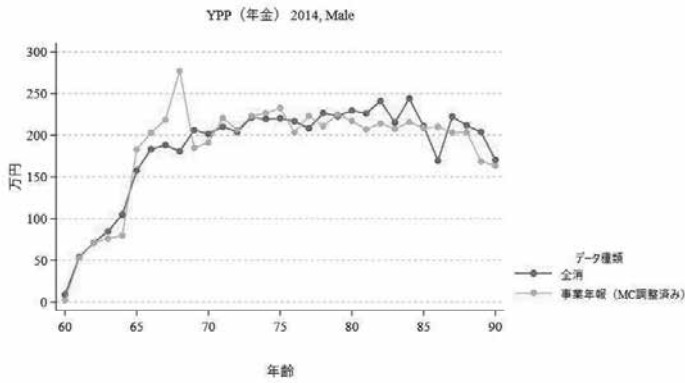
31

③ YPP vs 年金事業報告 2014



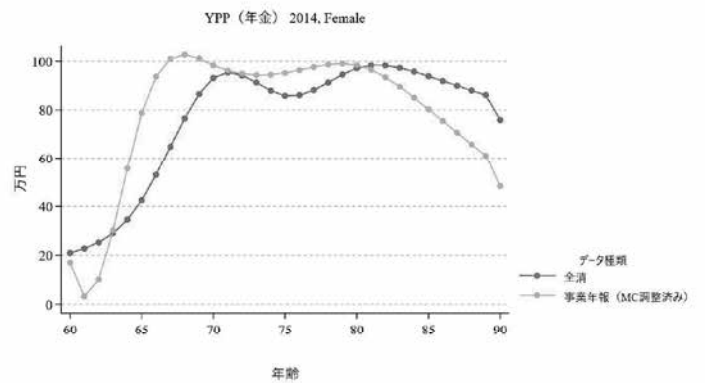
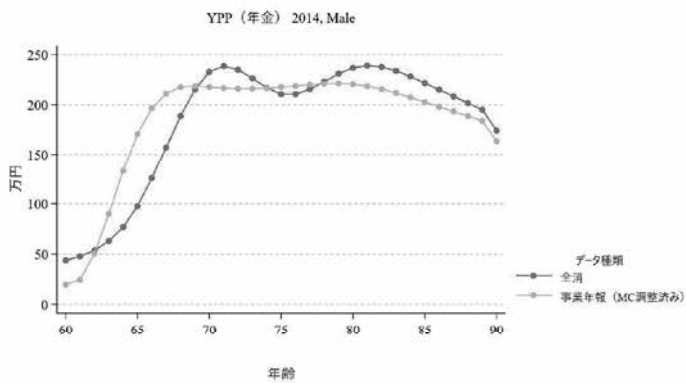
32

④ YPP vs 年金事業報告 by sex: 2014



33

⑤ YPP vs 年金事業報告 by sex: 2014, smoothed



34

YPP まとめ

1. 概ね良好なプロフィールを得ている
2. 外れ値のコーホート（2014年に68歳＝1946年生まれ）がなければかなり整合的

➡ ほぼ全消のプロファイルで問題ないように思われる。

35

➤ 推計方法の改善について

1. 年齢間の配分比率にバイアスがある場合
 - ➡ ウェイトによる世帯構成、世帯員属性の調整
 - ➡ 回帰係数ではなく、外部データの性・年齢別構成割合で世帯内の配分比率を作成する
2. 計上されるべき金額が世帯にない場合
 - ➡ CFEの入学金
 - ➡ 対象世帯の世帯年収でウェイト付けして「本来必要な金額」を消費に付け加える？

36

- 対象世帯がない場合（生活保護世帯、施設世帯など）
 - ➔ CFHやCFLの高齢部分
 - ➔ 全消で性、年齢別プロファイルを計算した後に公私の双方のプロファイルに補正及び付け替えを行う？

NTAPJ 第 3 回会議メモ (2021/11/26)

会議日時：2021 年 11 月 11 日 (木) 14:00-16:00 (オンライン)

(欠席：市村英彦先生、金子隆一先生)

1. 佐藤報告について

- ・教育のマクロコントロールについて、補助金、その他の経常移転、資本移転の扱いについて提案。(具体的にどうすべきかについての直接的なフィードバックはなかったものの)「病院への補助金についてはどこに含まれているのか？」との確認の問い。
→ SNA の付表の中で、「医療」とクロスする「補助金」がそうではないかと回答。
- ・医療データで国民医療費では生活保護の医療扶助や障害者自立支援などの公費による医療費は含まれているのか？
→ 含まれている。(性・年齢別の医療費の値にも含まれているか？)
- ・医療費は 0 歳の値は取れないのか？上限値は 90 歳以上か？
→ 公表データでは性別に各歳は取れない。上限は 90 歳以上である(国民医療費は 85 歳以上では？)

<To do>

- ・マクロコントロールの計算における補助金、その他の経常移転、資本移転の扱いについて決める
- ・医療給付実態調査の二次利用申請を行う(各歳と 5 歳階級スプラインの比較を行うため)
- ・国民医療費について、公費や地方単独事業による医療費が、(CGH として計算される)性・年齢別の値にも含まれているのかを確認。国民医療費で公費や地方単独事業による医療費の性・年齢別の値が計算されているのであれば、その場合計算方法や値について担当部局に問い合わせる。
- ・介護給付費等実態統計の二次利用申請を行う(各歳と 5 歳階級スプラインの比較を行うため)
- ・年金保険料拠出のプロファイルについて、全消以外のデータからの作成方法があるかを検討する
- ・年金給付額のプロファイルについて、1946 年コーホート前後の外れ値について検討する(年金受給権者数と年齢別人口のズレ？)
- ・マクロコントロール表のアップデート (CGE、CGH、CGL、CFL 等)

2. 竹沢報告について

- ・今回 2019 年をベースにそれぞれの案を比較しているが、2019 年は幼保無償化が 10 月から始まったため、社会保障費用統計にその影響が出てしまって比較が難しいのではないか？2018 年のデータで比較すべきだ。
- ・保育料を各歳に案分する比率は単純に保育単価のみを使っても良いのかもしれない。しかし、保育単価にはかなり地域差があるが、今回の案では「その他地域」（大都市や過疎地域以外）の保育単価が一律に使われているので、本来であれば利用者の数で地域別保育単価のウェイトを付けた平均値を出せると良いのではないか？地域別の保育単価のデータは近年のものであれば、ネット上に公開されている。

<To do>

- ・2018 年のデータを使った各案の計算（→差し替えスライドに掲載）
- ・保育単価の地域差について利用者の数でウェイトをつける方法を検討する
- ・厚労省ライフサイクル資料の雇用保険、育児休業、出産手当関係の作成方法について検証する

3. 福田報告について

- ・年金の給付額のグラフで 68 歳が Outlier となるのはなぜか？定年延長の過渡期にある世代であるためか？よく検証したほうが良い。
- ・別の年次で同じ処理をして、やはり同じコーホートで Outlier となるのか検証してはどうか？
 - 受給権者数から人口に戻しているの、そこに齟齬がないか等確認してみる（佐藤）
- ・若年の CFH について、全消のプロファイルと外部データのプロファイルの差は地域単独事業による補助分とのことだが、外部データの元データである国民医療費には地域単独事業による医療費が含まれている。
 - 地域単独事業による医療費による補助分は今回計算した CFH に反映されているのか？→ それはわからないので確認する（佐藤）
- ・CFE のプロファイルが 21 歳で大きく下がる。全消の調査時点（9-11 月）では同一年齢に二つの学年が混在しており、学年や学校種類が変わる年齢でのプロファイルがズレた感じになってしまう。
 - 年度ベースの数え年齢にするべきか迷うところである。
- ・全消ベースの CFE では入学金の山や引っ越しによる支出が反映されない。季節性の問題があるので、何らかの補正が必要だ。
 - 家計調査を用いた検証を行う予定である（福田）
- ・高齢部分で CFH のプロファイルが外部データとズレるのは、全消では公費による補助を受ける人が少ないということだが、そもそも全消では介護施設に入らない人がセレクト

されているからではないか？かれらは介護費用が少ない代わりに医療費が高い傾向にある。高齢部分の Private については医療と介護を分けずにひとつのプロファイルにしてはどうか？

- ・介護保険で使える金額は決まっているので、ケアマネジャーが医療保険と介護保険の振り分けを調整していたりもする。そのため両者をきっちり分けるのは本来的に難しいかもしれない。

<To do>

- ・更新されたマクロコントロールで NTA を再推計する
- ・NTA 全変数のプロファイルチェックを行う
- ・Private の医療と介護を合わせた場合のプロファイルについて検討する

4. その他

- ・二次利用申請について鋭意作業を進めている。
- ・次回研究会は来年2月を予定。ウェイトとスミージングの精緻化について、市村先生・深い先生にご報告いただく予定。

令和 3-5 年度 一般会計事業

国民移転勘定 (NTA) プロジェクト

令和 3 年度 第 4 回ミーティング

2022 年 2 月 25 日 (金) (オンライン)

1. 出席メンバー (予定)

所外委員 (五十音順、敬称略)

市村 英彦 (東京大学大学院経済学研究科/アリゾナ大学経済学部 教授)

金子 隆一 (明治大学政治経済学部 特任教授)

寺田 和之 (創価大学経済学部 専任講師)

中田 大悟 (独立行政法人経済産業研究所 上席研究員)

深井 太洋 (内閣府経済社会総合研究所 研究員)

増田 幹人 (駒澤大学経済学部 准教授)

松倉 力也 (日本大学経済学部 准教授)

所内担当

田中 央吾 (社会保障基礎理論研究部 部長)

佐藤 格 (社会保障基礎理論研究部 室長)

福田 節也 (企画部 室長)

竹沢 純子 (企画部 室長)

2. 進捗報告

- ① CGE(教育に関する政府支出)、CGH(保健に関する政府支出)、CGL(介護に関する政府支出)、CFL(介護に関する民間支出)の計算について (佐藤)
- ② 保育単価に基づく公的保育の年齢別プロファイルの計算について/厚労省ライフサイクル資料における雇用保険給付、育休給付、出産手当金、出産育児一時金の年齢別プロファイルについて (竹沢)
- ③ NTA における児童手当ならびに税・社会保険料支出の検証 (福田・寺田)
- ④ NTA における新しいウェイトの作成について (市村・深井)

→ ①～③各報告 15 分+10 分の質疑応答 (④について 25 分+15 分の質疑応答)

→ 最後に 20 分、全体議論

3. 二次利用進捗

- ・所外委員の先生方を利用者とした「全国消費実態調査」、「社会生活基本調査」、「家計調査」、「国勢調査」、「就業構造基本調査」、「全国家計構造調査」の審査中

4. プロジェクトの取りまとめについて

- ・プロジェクトの年度報告書を作成予定

内容一覧（予定）

- ・組織・業績一覧
- ・佐藤、竹沢、福田による個人研究論文（NTA の推計にかかわる備忘録的なものを想定）
- ・会議資料
- ・学会報告資料
- ・会計・研究評価資料

5. 来年度の予定について

- ・今年度の検討を踏まえ、NTA 推計上の課題への対処を決定（別添 1 参照）
- ・2019 年「全国家計構造調査」を用いて NTA の推計を行う
- ・2023 年 3 月に NTA データと報告書を公表する

○ 直近の課題リスト (2021/5/12)

1. 保育変数を追加する。
- △ 2. CFH (私的医療) について、国民医療費から自己負担分の性、年齢別の値を得ることができないか作成部著に確認する。その上で全消から作成したプロファイルと比較して調整方法について検討する。
- △ 3. CFE (私的教育) について、子どもの学習費調査等から得られるプロファイルと全消から得られるプロファイルを比較して調整方法について検討する。
4. ypp (年金) について、事業年報から得られる給付額と全消から得られる給付額でプロファイルを比較して調整方法について検討する。
5. Public transfer inflow の otherssb (その他の社会保障給付)、othercash (その他の現金給付) について、人口頭割りとなっているので、このうち比率が高い費目等について個別のプロファイルの作成を試みる。
- △ 6. Public transfer outflow の sst (社会保険料) のうち、年金、医療、介護について、労働収入比例となっているので、個別プロファイルの作成を試みる。
7. 世帯ウェイトと個人ウェイトの利用による推計結果への影響について検証する。
8. クロスセクションのスミージングとクロスセクション×コーホートのスミージングの比較 (コーホートデータとして齟齬が出ない形での公表が望ましいため)。
9. 費用統計を利用した社会保障関係のマクロコントロール作成の可能性について検討する。
10. CFE、CFH、CFX について家計調査を用いて季節性について確認して調整方法について検討する。
- △ 11. 世帯間移転のマクロコントロール定義を確定する。

NTAPJ 第 4 回研究会資料

佐藤格

2022 年 2 月 25 日

目次

- ① 今回の予定
- ② 基本的な方針
- ③ 公的教育 (CGE)
- ④ 公的医療 (CGH)
- ⑤ 公的介護 (CGL)
- ⑥ 私的介護 (CFL)

今回の予定

- マクロコントロールの確認
- 年齢別のプロファイルについては前回までに示しているので、今回は総額としてどのような値を用いるのかということを示す。
 - ▶ 公的教育 (CGE)
 - ▶ 公的医療 (CGH)
 - ▶ 公的介護 (CGL)
 - ▶ 私的介護 (CFL)

基本的な方針

- 公的支出は付表 7「一般政府の機能別支出」を使用。：そのうちの「政府最終消費支出」。現金である「現物社会移転以外の社会給付」などや、あるいは現物であっても「総固定資本形成」などは対象としない。
- 民間支出は付表 12「家計の目的別最終消費支出の構成」を使用 (?)
- 前回までの研究会で、ある項目を入れる or 除くを恣意的に決定することは避けるという方針を説明し、了承を得られていたところ。：政府支出に関する内容。改めて後述。
- 最新の SNA(2015 年基準・2008SNA) を用いて、2009 年・2014 年・2019 年の値を示す。

公的教育 (CGE)

- 付表7の「9. 教育」を利用。
- 「9.1 就学前・初等教育」～「9.8 その他の教育」まで。

(単位：10 億円)	2009	2014	2019
9. 教育	13,928.0	14,171.6	14,124.2
9.1 就学前・初等教育	4,593.6	4,310.9	4,372.5
9.2 中等教育	4,362.0	4,557.9	4,447.8
9.3 中等教育修了後教育 (高等教育を除く)	0.0	0.0	0.0
9.4 高等教育	1,629.7	1,676.0	1,483.5
9.5 レベル別に定義できない教育	851.9	919.2	977.0
9.6 教育に付随するサービス	252.2	333.6	378.4
9.7 R&D(教育)	-54.5	-99.4	-20.4
9.8 その他の教育	2,293.0	2,473.3	2,485.4

公的医療 (CGH)

- 付表7の「7. 保健」を利用。
- 「7.1 医療用品、医療用器具・設備」～「7.6 その他の保健」まで。
- 2005年基準の93SNAからは、介護保険は「7. 保健」から「10. 社会保護」の「10.2 老齢」に分類されるようになったため、介護はここには含まない。

(単位：10 億円)	2009	2014	2019
7. 保健	33,192.8	37,976.6	41,595.5
7.1 医療用品、医療用器具・設備	4,994.9	6,382.3	6,909.7
7.2 外来サービス	13,784.3	15,230.2	16,580.9
7.3 病院サービス	12,228.0	14,127.7	15,682.2
7.4 公衆衛生サービス	1,652.6	1,622.5	1,807.4
7.5 R&D(保健)	46.3	39.2	28.7
7.6 その他の保健	486.6	574.7	586.7

公的介護 (CGL)

- 「10. 社会保護」のうち「10.2 老齢」を利用。
- 社会保護に関しては、「10.2 老齢」以外が「傷病・障害」「遺族」「家庭・児童」「失業」「住宅」などとなっており、介護保険が含まれるとすれば「老齢」に限られるであろうことが明らかたため、教育や保健とは少し異なる扱い。
- 前述の通り、2005年基準の93SNAからは、介護保険は「7. 保健」から「10. 社会保護」の「10.2 老齢」に分類されるようになったため、介護はここで扱う。

(単位：10 億円)	2009	2014	2019
10. 社会保護	10,606.8	13,201.1	14,795.1
10.2 老齢	7,892.0	9,961.6	11,426.6

私的介護 (CFL)

- 付表 12「家計の目的別最終消費支出の構成」のうち「13. 個別ケア・社会保護・その他」の一部。
- ただし、これ以上の細かい分類については見当たらないため、社会保護のみを取り出すことは困難。
- 対応方針
 - ▶ 全消の「95Y 訪問介護・通所サービス等費用」「95A 介護施設費用」「95B 介護機器等レンタル料」の合計額と、消費支出の額との比をとる？
 - ▶ 全国家計構造調査の方では「介護施設費用」が見当たらない。
 - ▶ いずれにしても、付表 12 の項目は利用できない。

年齢別 就学前教育・保育支出の 変数の作成方法について

NTA研究会
2022年2月25日（金）

竹沢 純子
国立社会保障・人口問題研究所

年齢別就学前教育・保育の公的支出の推計方法：3案

案1：（保育所・幼稚園の年齢別一人当たり単価－保育料・授業料）×年齢別在園児数

案2：案1＋（案1と社会保障費用統計の就学前教育・保育支出の差額を年齢別に按分推計）

案3：社会保障費用統計の就学前教育・保育支出計を年齢別に按分推計

表1 就学前教育・保育に対する公的支出－社会保障費用統計のデータソース

施設種別			財源	2014年度以前	2015年度以降
国の制度に基づく認可施設	認定こども園	私立	国負担	・文科省推計値*4	・内閣府決算値*8
			地方負担	・文科省推計値*4	・内閣府決算値*9 ・総務省決算値(地単分)*10
		公立	地方負担	・厚労省推計値*5	・総務省決算値(地単分)*10
		保育所*1	私立	国負担	・厚労省決算値*6
	地方負担			・厚労省決算値*7	・内閣府決算値*9
	公立	地方負担	・厚労省推計値*5	・総務省決算値(地単分)*10	
		幼稚園	私立	国負担	・文科省推計値*4
	地方負担			・文科省推計値*4	・内閣府決算値*9 ・文科省決算値(私学助成+就園奨励費)*12 ・総務省決算値(地単分)*10
	公立		地方負担	・文科省推計値*4	・総務省決算値(地単分)*10
	無認可施設		企業主導型保育*2	事業主負担	
自治体独自の制度に基づく保育所*3		地方負担	・非計上	・総務省決算値(地単分)*10	

3

表1 注：

- *1：2015年度以降は子ども子育て支援制度の施行に伴い、小規模保育に位置づけられ内閣府の子ども子育て支援給付費負担金へ移行した旧事業内保育所や無認可保育所を含む。
- *2：2016年度に創設。
- *3：東京都認証保育所、横浜保育室など。
- *4：OECD Education Databaseより公財政支出を引用。文科省が「地方教育費調査」等を用いて推計したもの。
- *5：厚生労働省所管課による私立保育所単価に基づく推計値。2004年に地方の一般財源化される前は児童保護費負担金（注6，7）、一般財源化以降は推計値を使用。
- *6：児童保護費負担金の国庫負担分。
- *7：厚労省において、児童保護費負担金の国庫負担額及び国と地方の負担割合を用いて算出。
- *8：子どものための教育・保育給付費負担金
- *9：内閣府において、子どものための教育・保育給付費負担金の国庫負担額及び国と地方の負担割合を用いて算出。
- *10：総務省「社会保障施策に要する経費に関する調査」
- *11：子ども子育て新制度へ移行しなかった幼稚園に対する私学助成及び就園奨励費の国庫補助額。
- *12：子ども子育て新制度へ移行しなかった園に対する地方負担。文科省において私学助成及び就園奨励費の国庫補助額及び国と地方の補助割合を用いて算出。
- *13：年金特別会計子ども・子育て支援勘定仕事・子育て両立支援事業。

4

表2 就学前教育・保育に対する公的支出データ（出所：社会保障費用統計）

OECD基準 給付費＋施設整備費

ILO基準 給付費のみ集計対象

第21表 社会支出の推移（小分類政策分野別）（1980～2019年度）

家族 現物
うち就学前教育・保育
29,812
33,065
37,806
39,440
44,926

第20表 児童・家族関係給付費の推移（1975～2019年度）（単位：億円）

年度	児童福祉サービス	うち就学前教育・保育
2015(27)	36,600	28,225
2016(28)	40,651	30,367
2017(29)	46,174	34,085
2018(30)	49,999	35,384
2019(令和元)	55,231	40,594

(注)
 2. 2008年度から、就学前教育・保育を再掲している。2015年度から、保育に要する費用に加え、小学校就学前教育の子どもの教育に要する費用も計上している。また、2004年度から2014年度の公立保育所運営費は推計値を用いていたが、2015年度以降決算値を用いて集計している。
 3. 2015年度から、集計の対象とする地方単独事業の範囲を変更したため、2014年度と2015年度の間で段差が生じている。

第22表 社会支出の推移（小分類政策分野別・制度別）（2019年度）（単位：億円）

就学前教育・保育	合計	児童手当	社会福祉	地方単独事業	就学援助・就学前教育
		・厚労省（年金特別会計子ども子育て勘定）	・厚労省（一般会計） ・内閣府（一般会計）	・総務省（社会保障費調査）	（文科省一般会計）
	44,926	2,801	26,022	15,456	648

出所：国立社会保障・人口問題研究所（2021）『令和元年度社会保障費用統計』

案1：（保育所・幼稚園の年齢別一人当たり単価－保育料・授業料）

Before

年齢	合計	保育所	幼稚園	
			公立	私立
1人当たり年間経費（保育単価、幼稚園教育公費支出）単位：万円				
0		220.3		
1		132.1		
2		132.1		
3		75.0		
4		57.6	94.4	71.4
5		57.6	94.4	71.4
6		57.6	94.4	71.4
1人当たり授業料・保育料				
0		23.9		
1		23.9		
2		23.9		
3		23.9		
4		23.9	12.1	29.8
5		23.9	12.1	29.8
6		23.9	12.1	29.8
一人当たり経費－授業料・保育料（単位：万円）				
0		196.5		
1		108.2		
2		108.2		
3		51.2		
4		33.7	82.4	41.6
5		33.7	82.4	41.6
6		33.7	82.4	41.6

出所	内容
一人当たり保育単価、幼稚園経費	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所 内閣府【平成30年3月30日付】特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（内閣府告示第57号） ●幼稚園公立 文部科学省「地方教育費調査」 ●幼稚園私立 日本私立学校振興・共済事業団「平成●年度版今日の私学財政」
一人当たり保育料、授業料	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所 厚生労働省「平成27年地域児童福祉事業等調査」 ●幼稚園公立 文部科学省「子どもの学習費調査」 ●幼稚園私立 日本私立学校振興・共済事業団「平成●年度版今日の私学財政」

案1：（保育所・幼稚園の年齢別一人当たり単価－保育料・授業料）

After

年齢	合計	保育所			幼稚園	
		公立	私立	公立	私立	
1人当たり年間経費(保育単価、幼稚園教育公費支出)単位:万円)						
0		233.6				
1		139.7				
2		139.7				
3		79.3				
4		60.7	94.4		71.4	
5		60.7	94.4		71.4	
6		60.7	94.4		71.4	
1人当たり授業料・保育料						
0		23.9				
1		23.9				
2		23.9				
3		23.9				
4		23.9	12.1		29.8	
5		23.9	12.1		29.8	
6		23.9	12.1		29.8	
一人当たり経費－授業料・保育料(単位:万円)						
0		209.8				
1		115.9				
2		115.9				
3		55.5				
4		36.9	82.4		41.6	
5		36.9	82.4		41.6	
6		36.9	82.4		41.6	

	出所
一人当たり保育単価、幼稚園経費	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所 内閣府【平成30年3月30日付】特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(内閣府告示第57号) ●幼稚園公立 文部科学省「地方教育費調査」 ●幼稚園私立 日本私立学校振興・共済事業団「平成●年度版今日の私学財政」
一人当たり保育料、授業料	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所 厚生労働省「平成27年地域児童福祉事業等調査」 ●幼稚園公立 文部科学省「子どもの学習費調査」 ●幼稚園私立 日本私立学校振興・共済事業団「平成●年度版今日の私学財政」

7

保育所一人当たり単価 地域区分別の単価の違いと児童数の分布を考慮したケース

After

出所
【平成30年3月30日付】特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(内閣府告示第57号)
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/seishourei.html>
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/seisyorei/h300330/tanka-2.pdf>

前提
・90名定員(社会福祉施設報告によると90名程度が平均)標準時間保育認定の保育所を想定。
・加算状況は処遇改善等加算Ⅰ、所長設置加算、3歳児配置改善加算と仮定。
・保育士の平均勤続年数8年を平均経験年数と仮定して、基礎分を10%とし、賞金改善要求分を3%(キャリアパス要件非該当として賞金改善要求分5%からキャリアパス要件分2%を差し引く)として加算率13%として計算。

	基本分単価	処遇改善等加算Ⅰ	所長設置加算	三歳児配置改善加算	単価合計
0歳児	174,380	21,190	6,210		201,780
1・2歳児	102,440	11,830	6,210		120,480
3歳児	48,790	5,330	6,210	8,100	68,430
4歳児	41,600	4,420	6,210		52,230

	基本分単価	処遇改善等加算Ⅰ	所長設置加算	三歳児配置改善加算	単価合計
0歳児	171,800	20,930	6,110		198,840
1・2歳児	101,000	11,700	6,110		118,810
3歳児	48,160	5,330	6,110	7,990	67,590
4歳児	41,080	4,420	6,110		51,610

	基本分単価	処遇改善等加算Ⅰ	所長設置加算	三歳児配置改善加算	単価合計
0歳児	166,620	20,280	5,910		192,810
1・2歳児	98,120	11,310	5,910		115,340
3歳児	46,880	5,070	5,910	7,630	65,490
4歳児	40,030	4,290	5,910		50,230

	基本分単価	処遇改善等加算Ⅰ	所長設置加算	三歳児配置改善加算	単価合計
0歳児	162,740	19,760	5,770		188,270
1・2歳児	95,960	11,050	5,770		112,780
3歳児	45,920	4,940	5,770	7,450	64,080
4歳児	39,250	4,160	5,770		49,180

	基本分単価	処遇改善等加算Ⅰ	所長設置加算	三歳児配置改善加算	単価合計
0歳児	158,860	19,240	5,490		183,590
1・2歳児	93,790	10,790	5,490		110,070
3歳児	44,960	4,810	5,490	7,280	62,540
4歳児	38,460	4,030	5,490		48,980

	基本分単価	処遇改善等加算Ⅰ	所長設置加算	三歳児配置改善加算	単価合計
0歳児	184,740	22,490	6,610		213,840
1・2歳児	108,200	12,610	6,610		127,420
3歳児	51,340	5,590	6,610	8,560	72,100
4歳児	43,690	4,680	6,610		54,980

	基本分単価	処遇改善等加算Ⅰ	所長設置加算	三歳児配置改善加算	単価合計
0歳児	179,570	21,840	6,410		207,820
1・2歳児	105,330	12,220	6,410		123,960
3歳児	50,070	5,460	6,410	8,330	70,270
4歳児	42,650	4,550	6,410		53,610

	基本分単価	処遇改善等加算Ⅰ	所長設置加算	三歳児配置改善加算	単価合計
0歳児	178,260	21,710	6,360		206,330
1・2歳児	104,600	12,090	6,360		123,050
3歳児	49,740	5,460	6,360	8,270	69,830
4歳児	42,380	4,550	6,360		53,290

9

・地域区分に対応する保育所年齢別在園児数－公表データなし

⇒住民基本台帳人口により各地域区分に属する市区町村の0－4歳児数を算出
 ⇒上記を社会福祉施設調査の保育所等年齢別在園児数により年齢別に按分

●公定価格										調整後－ その他地域
	20/100地域	16/100地域	15/100地域	12/100地域	10/100地域	6/100地域	3/100地域	その他地域	調整後	差額
0歳児	213,840	207,820	206,330	201,780	198,840	192,810	188,270	183,590	194,673	11,083
1・2歳児	127,420	123,960	123,050	120,480	118,810	115,340	112,780	110,070	116,421	6,351
3歳児	72,100	70,270	69,830	68,430	67,590	65,490	64,080	62,540	66,107	3,567
4歳児	54,980	53,610	53,290	52,230	51,610	50,230	49,180	47,980	50,600	2,620

●保育所各歳在園児数										
市区町村数	東京都特別区	24	32	25	66	188	221	1168	計	
地域区分別0-4歳児	373,068	455,012	360,151	258,858	597,033	742,309	766,862	1,386,195	4,939,488	住民基本台帳
0歳在園児	14,881.43	18,150.12	14,366.18	10,325.67	23,815.24	29,610.20	30,589.60	55,294.37	197,032.80	
1歳在園児	71,170.48	86,803.00	68,706.29	49,382.55	113,896.46	141,610.87	146,294.87	264,445.51	942,310.03	社会福祉施設調査の各歳別保育所等利用者数より按分
2歳在園児	107,363.99	130,946.38	103,646.65	74,495.88	171,818.13	213,626.63	220,692.65	398,928.43	1,421,518.75	
3歳在園児	78,653.03	95,929.08	75,929.77	54,574.41	125,871.03	156,499.22	161,675.67	292,248.15	1,041,380.35	
4歳在園児	100,999.08	123,183.42	97,502.11	70,079.50	161,632.14	200,962.08	207,609.21	375,278.54	1,337,246.08	

案1：年齢別在園児数

在園児数 年齢	合計	保育所		幼稚園		認可外
		保育所	幼稚園	公立	私立	
0	72	72,208				
1	345	345,335				149,151
2	521	520,954				
3	560	381,642	18,199	160,456		
4	875	490,070	53,027	331,449		94,116
5	910	484,926	77,848	347,440		
6	982	240,829	43,020	176,447		

出所	
保育所	厚生労働省「社会福祉施設調査」
幼稚園	文部科学省「学校基本調査」
(参考) 認可外	厚生労働省「認可外施設の現況とりまとめ」

案1：（保育所・幼稚園の年齢別一人当たり単価－保育料・授業料）×年齢別在園児数

- 費用統計2018年度に修正
- 按分率単価ベースに修正

Before

年齢	合計	保育所	幼稚園	
			公立	私立
年齢別の公的支出計(単位:億円)				
0	1,419	1,419		
1	3,738	3,738		
2	5,638	5,638		
3	1,954	1,954		
4	3,469	1,653	437	1,380
5	3,723	1,635	641	1,446
6	1,901	812	354	734
就学前教育・保育公的支出計		21,841 (億円)		
社会保障費用統計 就学前教育・保育支出		35,384 (2018年度)		
差額		13,544		

※案2、案3で使用 年齢別按分率

年齢	(一人当たり単価×在園児数)の	
0	15,908	0.05
1	45,613	0.14
2	68,810	0.21
3	42,049	0.13
4	50,353	0.15
5	52,406	0.16
6	56,563	0.17
	331,702	1.00

案1、案2、案3の年齢別推計結果

年齢	(単位:億円)							
	案1	案2		案3		案2-案1	案3-案1	案3-案2
0	1,419	1,419	650	2,068	1,697	650	278	△ 371
1	3,738	3,738	1,862	5,600	4,866	1,862	1,128	△ 734
2	5,638	5,638	2,810	8,448	7,340	2,810	1,702	△ 1,108
3	1,954	1,954	1,717	3,671	4,486	1,717	2,532	815
4	3,469	3,469	2,056	5,525	5,371	2,056	1,902	△ 154
5	3,723	3,723	2,140	5,862	5,590	2,140	1,868	△ 272
6	1,901	1,901	2,310	4,210	6,034	2,310	4,133	1,823
計	21,841	21,841	13,544	35,384	35,384	13,544	13,544	0

12

案1：（保育所・幼稚園の年齢別一人当たり単価－保育料・授業料）×年齢別在園児数

- 費用統計2018年度に修正
- 按分率単価ベースに修正

After

年齢	合計	保育所	幼稚園	
			公立	私立
年齢別の公的支出計(単位:億円)				
0	1,515	1,515		
1	4,001	4,001		
2	6,035	6,035		
3	2,117	2,117		
4	3,623	1,807	437	1,380
5	3,875	1,788	641	1,446
6	1,977	888	354	734
就学前教育・保育公的支出計		23,143 (億円)		
社会保障費用統計 就学前教育・保育支出		35,384 (2018年度)		
差額		12,242		

地域区別の単価の違いと児童数の分布を考慮したケース



単価が上昇した結果、年齢計で1302億円増となった

案1、案2、案3の年齢別推計結果

年齢	(単位:億円)							
	案1	案2		案3		案2-案1	案3-案1	案3-案2
0	1,515	1,515	589	2,104	1,704	589	189	△ 400
1	4,001	4,001	1,686	5,686	4,872	1,686	872	△ 814
2	6,035	6,035	2,543	8,578	7,350	2,543	1,315	△ 1,228
3	2,117	2,117	1,553	3,670	4,489	1,553	2,372	819
4	3,623	3,623	1,855	5,479	5,363	1,855	1,740	△ 115
5	3,875	3,875	1,931	5,806	5,582	1,931	1,707	△ 224
6	1,977	1,977	2,084	4,061	6,024	2,084	4,048	1,964
計	23,143	23,143	12,242	35,384	35,384	12,242	12,242	0

年齢	=修正後-修正前							
	案1	案2		案3		案2-案1	案3-案1	案3-案2
0	96	96	△ 60	36	7	△ 60	△ 89	△ 29
1	263	263	△ 177	86	7	△ 177	△ 257	△ 80
2	397	397	△ 267	130	10	△ 267	△ 387	△ 120
3	163	163	△ 164	△ 1	3	△ 164	△ 160	4
4	154	154	△ 201	△ 46	△ 8	△ 201	△ 162	38
5	152	152	△ 209	△ 56	△ 9	△ 209	△ 161	48
6	76	76	△ 225	△ 150	△ 9	△ 225	△ 85	140
計	1,302	1,302	△ 1,302	0	0	△ 1,302	△ 1,302	0

13

国立社会保障・人口問題研究所
令和3年度 国民移転勘定（NTA）プロジェクト

令和4年2月24日（金）第4回研究会

NTAにおける児童手当 ならびに 税・社会保険料支出の検証

福田 節也

国立社会保障・人口問題研究所

寺田 和之

創価大学 経済学部

1

報告の目的

1. 児童手当の明示化
2. 個人税・社会保険料の支払いプロファイルの精緻化

2

1. 児童手当の明示化

3

内容

- 「その他社会保障給付 (otherssb/othercash)」のプロファイルについて、人口頭割りとなっているため、児童手当支給分を取り出して、世帯主への給付とする (⇒第2回会議(8/5)の宿題)

* 世帯内移転については、従来法による推計を行う。

4

方法

1. 子どもの数、年齢、世帯主の年収を考慮して、児童手当支給対象世帯における児童手当支給額を推計
 - 資料提供CREPE

※推定値の妥当性の確認のため

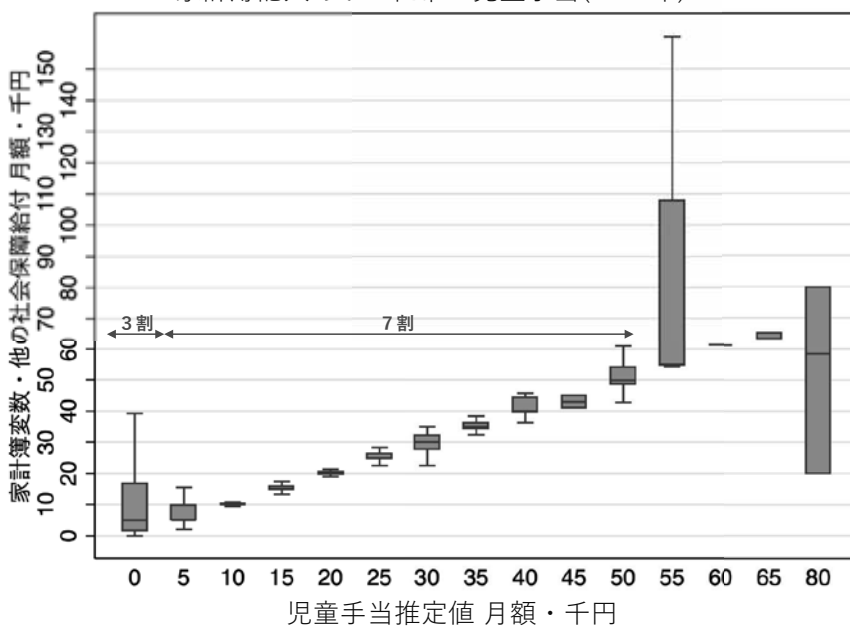
全消の「他の社会保障給付（035）」と1による推計額を比較

2. 上の推計結果ベースの年齢別プロフィールとNTAの従来法の年齢別プロフィールの比較

5

① データの検証

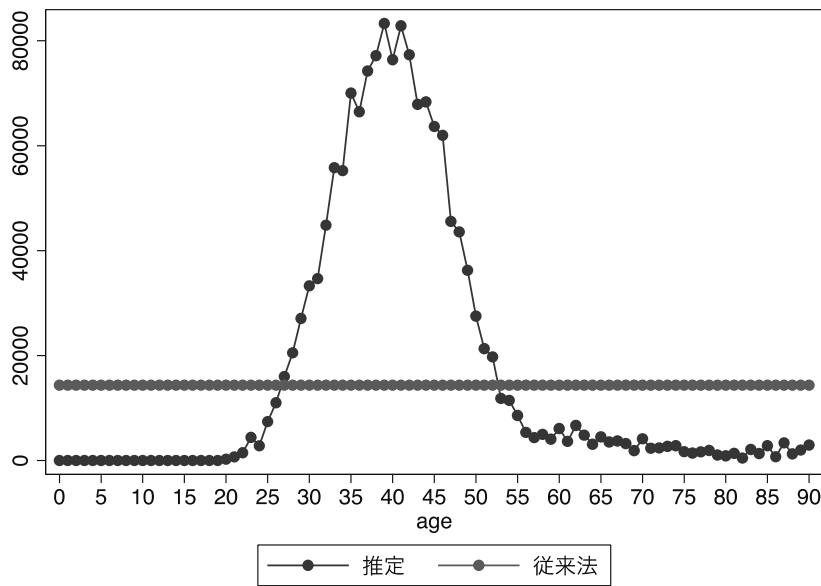
家計簿記入ありの世帯の児童手当(2014年)



家計簿記入	推定値0	推定値>0
なし	36,212	7,766
あり	1,819	6,220

6

② 従来法との比較



※全額世帯主が受取として計算

※マクロコントロールの検証が不十分なためレベルは参考値

7

児童手当まとめ

1. 全消家計簿情報は未記入が多いようなので直接の利用は難しい
 - 推計値を割り当てるのが妥当
2. プロファイルの違いについて
 - 親世代の公的給付受取が増え、公的移転に関して世代間の違いがより明確になる

8

2. 個人税・社会保険料の支払い プロファイルの精緻化

9

内容

- 個人税（PIT: personal income tax）のプロファイルについて

従来法では、全消の「勤労所得税(070)」（世帯計の月額）を世帯員の年収で比例配分し、個人に付与していた。

今回：

- ①全消の勤労所得税(070)と住民税(075)（世帯計の月額）について、所得税の扶養控除対象者を推定して、控除された税額を適用する
- ②所得税の扶養控除から外れる者については、税額を所得で比例配分し、個人に付与
- ③「他の税(071)」については世帯主に付与

10

- 社会保険料（SST：Social Security Contribution）のプロファイルについて

従来法では、マクロコントロールの（「社会保険料」／「労働収入」）の比率を個人の年収に掛けた値で「社会保険料（SST）」のプロファイルを作成。

今回：

- ①年金、医療、介護について、全消の「公的年金保険料(073)」、「健康保険料(074)」、「介護保険料(077)」（それぞれ世帯計の月額）からプロファイルを作成
- ②世帯員の年齢、続柄、自営／雇用の別、年収から扶養関係を考慮した保険料を個人に付与（詳細については、参考を参照）

11

①データの検証（各項目回答率）

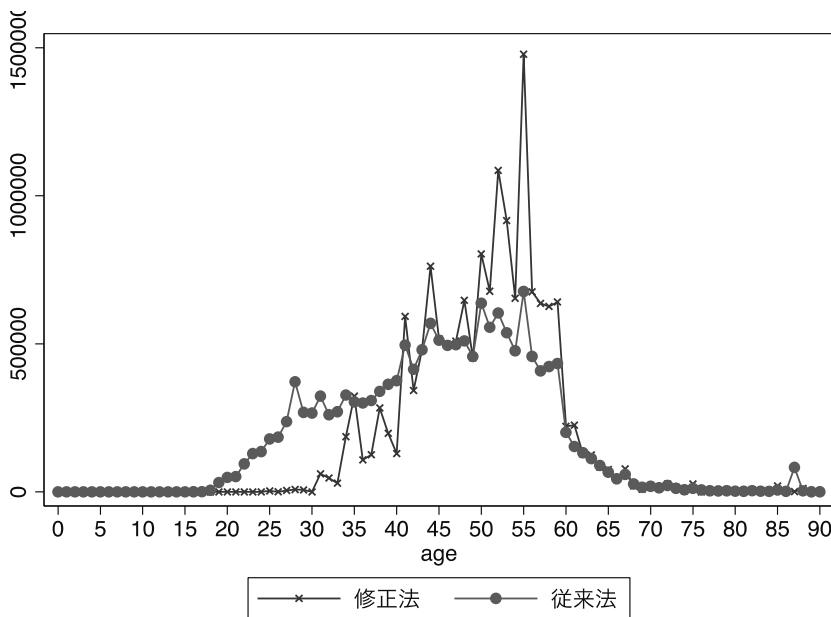
60歳未満の就業者が1人以上いる世帯における税、社会保険料の非ゼロ割合

	家計簿記入率	備考
勤労所得税	54%	
個人住民税	69%	
公的年金保険料	55%	
健康保険料	85%	
介護保険料	72%	※世帯主が40歳以上の世帯に限定
その他社会保険料	45%	

※自営業者など勤労以外世帯は除く

12

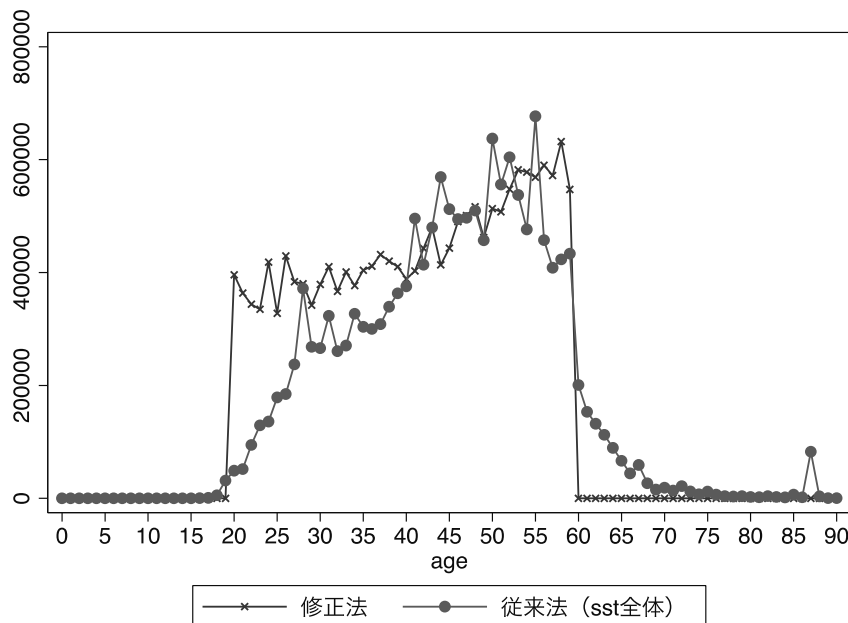
② 個人所得税のプロファイル比較



所得が低い若年層の税負担が減り、所得が高い中高年層の税負担が増加した

13

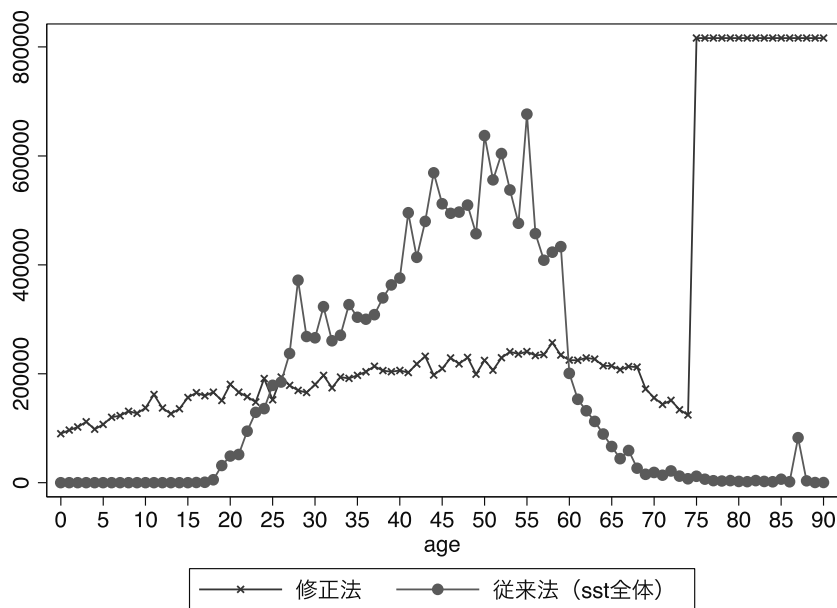
③ 年金保険料のプロファイル比較



※マクロコントロールの検証が不十分なためレベルは参考値

14

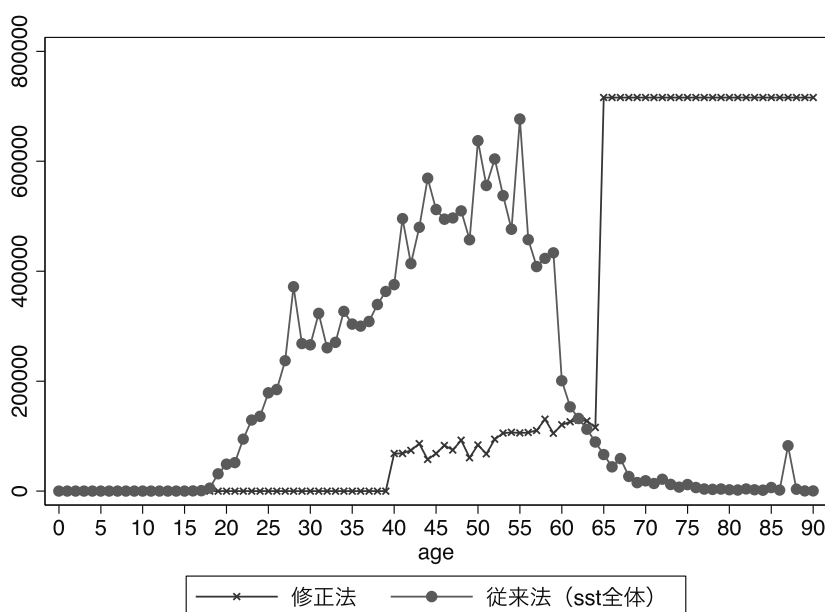
④健康保険料のプロファイル比較



※マクロコントロールの検証が不十分なためレベルは参考値

15

⑤介護保険料のプロファイル比較



※マクロコントロールの検証が不十分なためレベルは参考値

16

税・社会保険料まとめ

成果

- 修正法により、制度の特徴を反映した年齢プロフィールを作成することができた

課題

- 制度の特徴を反映したと言っても、現段階では大雑把な仮定をおいている部分が多い
- 所得や世帯構成と制度の情報を反映させより精緻な税・社会保険料負担のプロフィール作成をする必要がある
- 現段階では2014年のみの推計であるが今後は、それ以前の年度の推計も修正していく必要がある

17

➤ 参考

1. 年金保険料支払いプロフィールの作成方法

- 第1号被保険者：20歳以上60歳未満で、自営、その家族、無職、学生、被雇用者で年収130万円未満かつ第2号被保険者の配偶者ではない者
 - ➔ 国民年金保険料（定額）を代入（免除などは一旦無視する）
- 第2号被保険者：被雇用者で年収130万円以上かつ60歳未満（年齢の下限はない）
 - ➔ 第1号と第3号を差し引いた残りの額
 - ➔ あるいは該当者の年収に比例して個人に付与
- 第3号被保険者：20歳以上60歳未満の有配偶者で、配偶者が65歳未満の被雇用かつ年間収入130万円以上で、本人は年収130万円未満
 - ➔ 該当者は保険料が0

18

2. 健康保険料支払いプロフィールの作成方法

- 被用者保険の被保険者：被雇用者で給与年収が130万円以上の75歳未満の者。
 - ➔ 保険料を該当者の年収に比例して付与
- 被用者保険の扶養者：本人の年間給与収入130万円未満で、被用者保険の被保険者の扶養に入っている75歳未満の者（配偶者のみとは限らず、子どもや老親も含む）
 - ➔ 保険料0円
- 国民健康保険被保険者：75歳未満の自営、その家族、もしくは被雇用者で年収130万円未満、家族に被雇用者で年収が130万円以上の者がいない無職・学生。
 - ➔ H26年度 市町村国民健康保険料 全国平均84,952円／年を代入
- 後期高齢医療の被保険者：75歳以上の者。
 - ➔ 該当者で後期高齢医療保険料を該当者の年収に比例して付与、もしくはH26/27年の全国平均保険料5,670円（月額）を代入

19

2. 介護保険料支払いプロフィールの作成方法

- 介護保険第2号被保険者 その1：40-64歳の国民健康保険被保険者
 - ➔ 該当者で世帯の保険料を頭割り、もしくは第2号被保険者の介護保険料全国平均の月5,352円（H18年度（労使折半する前の額））を代入。
- 介護保険第2号被保険者 その2：40-64歳の被用者保険の被保険者
 - ➔ 保険料を該当者の年収に比例して付与
- 介護保険第2号被保険者 その3：被用者保険の被保険者の扶養者で40-64歳の者
 - ➔ 保険料0
- 介護保険第1号被保険者：65歳以上の者
 - ➔ 該当者の収入で比例配分、もしくはH24-26年度の全国平均4972円（月額）

20

国勢調査を用いた全国消費実態調査の ウェイトによる補正について

市村英彦・深井太洋

全国消費実態調査のウェイト作成に使われているセル

2

セルを定義するために用いられている変数は下記の通り：

単身世帯

- 世帯主の年齢：35歳未満、35～59歳、60歳以上
- 世帯主の性別：男、女
- 地域区分：北海道・東北、関東、北陸・東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄

二人以上世帯

- 世帯人数：2人、3人、4人、5人以上
 - 地域区分：北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄
- ⇒消費に影響するような世帯構成や地域特性をとらえるには不十分？

セルを定義するために用いられている変数は下記の通り：

- 世帯主の年齢：0～34歳、35～59歳、60～74歳、75歳～
 - 世帯構成：単身、夫婦と子ども、3世代同居、夫婦、片親と子ども、3世代（親世代が片親）、その他
 - フルタイム就業者数：0人、1人、2人、3人以上
 - パートタイム就業者数：0人、1人、2人、3人以上
 - 持ち家かどうか：持ち家、賃貸
 - 地域（人口規模）：通勤圏の人口規模で10区分（単身については3区分）
 - 地域（気候区分）：気温、降雪量と海岸線からの距離で近接自治体を5区分に分類
- ⇒ Horvitz and Thompson (1952)タイプのセルウェイトを作成

Adachi et al. (2020)による通勤圏を使用

- 国勢調査の居住地と職場所在地の情報を用いて日本の通勤圏を作成
- 各調査年ごとに通勤圏を構築

Table 2: Number of CZs in Each Population Census

Municipality code Year	Original		Harmonized	
	CZs	Municipalities	CZs	Municipalities
	(1)	(2)	(3)	(4)
1980	684	3,278	405	1,741
1985	609	3,276	367	1,741
1990	542	3,268	334	1,741
1995	496	3,255	315	1,741
2000	450	3,251	292	1,740
2005	322	2,239	277	1,741
2010	267	1,750	267	1,741
2015	265	1,736	265	1,736

Adachi, Fukai, Kawaguchci and Saito (2020)より

⇒ 各通勤圏の人口をもとに10分割



消費状況と関連がある気候情報を用いて地域を分類

1. 気温

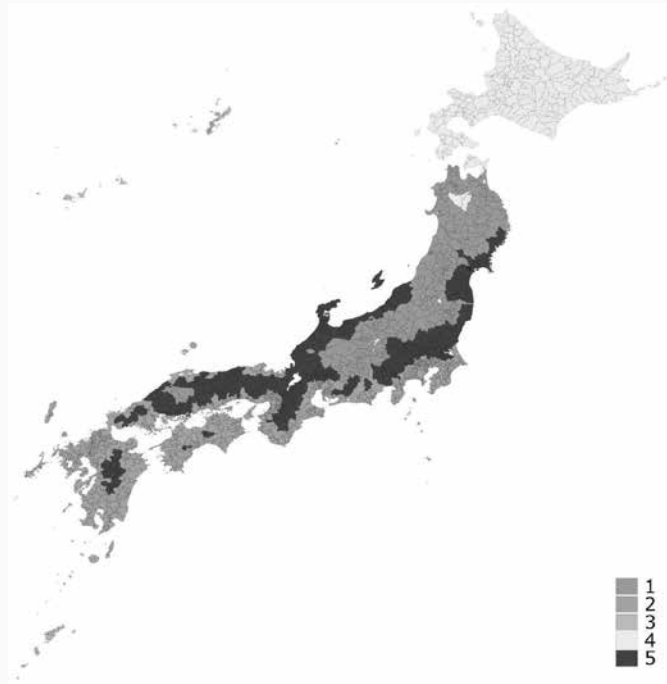
- 気象庁の「過去の気象データ検索」から観測地点別の月別気温を収集
- 四半期別に平均気温、最高気温と最低気温を作成
- 観測地点と各市区町村の緯度経度を用いて、距離で重みづけをした加重平均を計算

2. 降雪量

- 気象庁の「過去の気象データ検索」から観測地点別の年間総降雪量を収集
- 観測地点と各市区町村の緯度経度を用いて、距離で重みづけをした加重平均を計算

3. 海岸線からの距離

- 国土交通省の「国土数値情報」から海岸線のグリッドの緯度経度を収集
- 海岸線の緯度経度と各市区町村の緯度経度から海岸線までの最短距離（直線）を計算



分割の結果は左図

- 最高気温・最低気温・年間降雪量と海岸線からの距離を使用
- K-mean法により5分割

全国消費実態調査年に合わせて国勢調査を用いてセルを計算：

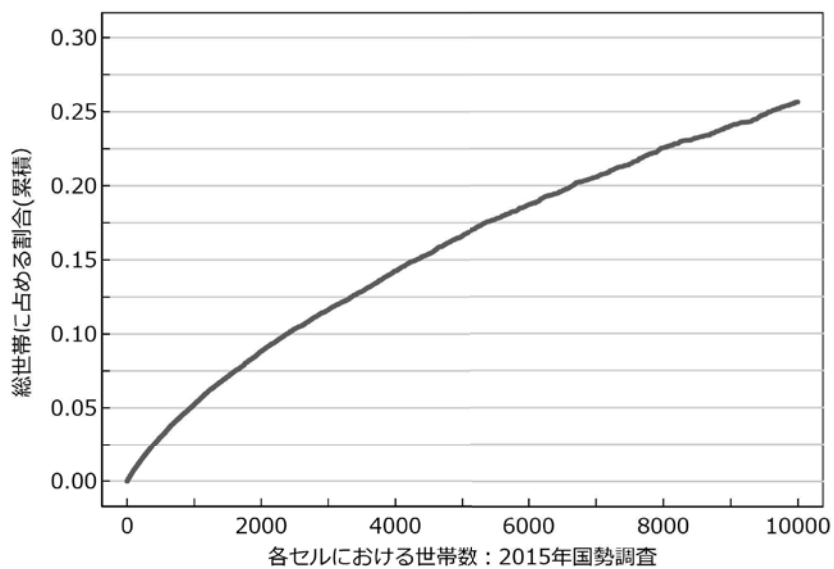
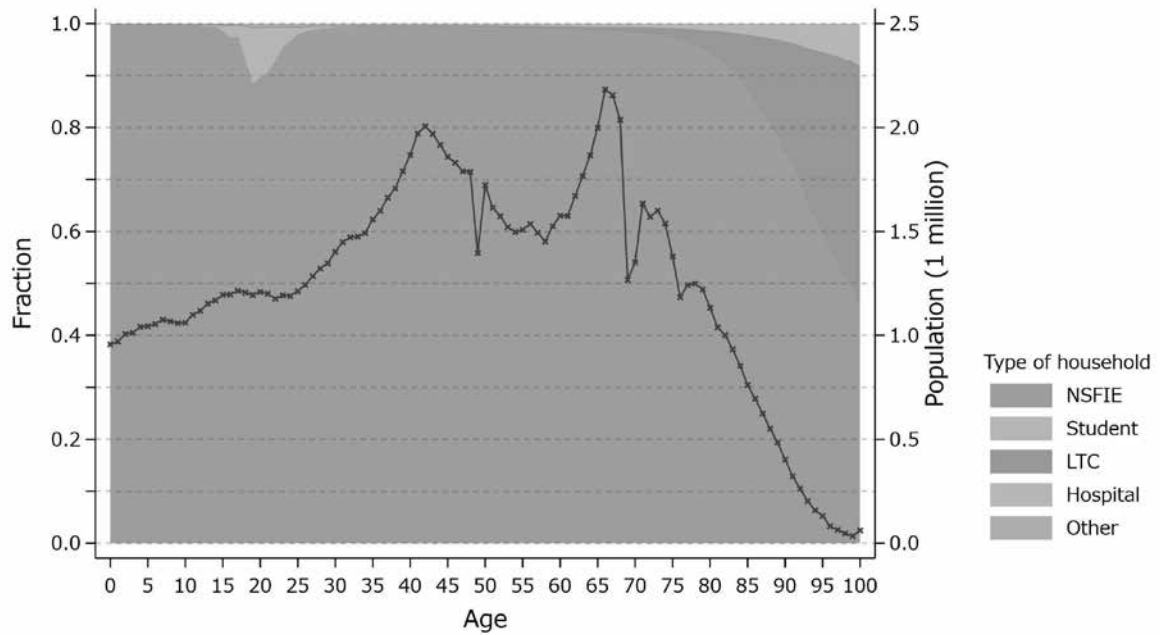
Sample restriction

全国消費実態調査の調査対象に合わせて、下記の世帯はサンプルから落とす

- 学生の単身者
- 社会施設及び矯正施設の入所者
- 病院及び療養所の入院者
- 自衛隊の営舎内居住者

国勢調査と全国消費実態調査の比較（2014年調査を例に）

- 単身世帯は1389万世帯（国調）と4696世帯（全消）⇒0.03%程度
- 二人以上世帯は3288万世帯（国調）と5万1656世帯（全消）⇒0.16%程度



□ 世帯数の大きいセルまで総世帯に占める割合が低いことが理想

マッチしたセルが占める総世帯における割合

全消調査年	2014年	2009年	2004年	1999年	1994年	1989年
割合	93.60%	93.07%	93.04%	92.58%	91.90%	91.70%

国勢調査とマッチしない全消セル

全消調査年	2014年	2009年	2004年	1999年	1994年	1989年
世帯数	28	19	6	9	9	10

- 非就労の単身男性などが全消データに含まれていない傾向

ウェイトによる世帯所得の変化

世帯所得

	2014年		2009年		2004年		1999年		1994年		1989年	
	旧ウェイト	新ウェイト	旧ウェイト	新ウェイト	旧ウェイト	新ウェイト	旧ウェイト	新ウェイト	旧ウェイト	新ウェイト	旧ウェイト	新ウェイト
平均値	478.6	498.5	497.8	510.3	543.5	545.0	601.3	653.1	651.5	667.8	530.9	545.3
標準偏差	387.5	398.3	385.1	397.2	414.2	417.2	437.6	442.8	464.8	449.2	388.3	366.6
Percentile												
1%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0
5%	72	64	67	50	89	70	100	115	120	125	71	84
10%	124	124	126	123	150	139	170	188	190	200	148	159
25%	230	240	243	250	280	277	308	343	348	358	290	300
50%	383	404	407	420	451	459	509	566	570	590	474	490
75%	650	670	670	685	720	727	800	880	854	884	700	720
90%	930	964	964	983	1018	1025	1120	1224	1190	1216	960	990
95%	1147	1193	1190	1202	1215	1261	1372	1476	1421	1461	1155	1180
99%	1716	1775	1732	1800	1810	1825	1932	2000	2080	2011	1717	1620
N	51,988	51,988	53,002	53,002	55,798	55,798	58,156	58,156	58,441	58,446	58,425	58,440

- ウェイトによる補正で所得が少し上がる傾向

世帯消費	2014年		2009年		2004年		1999年		1994年		1989年	
	旧ウェイト	新ウェイト	旧ウェイト	新ウェイト	旧ウェイト	新ウェイト	旧ウェイト	新ウェイト	旧ウェイト	新ウェイト	旧ウェイト	新ウェイト
平均値	291.0	290.0	299.1	299.4	316.5	313.5	326.5	335.2	344.1	340.0	308.3	307.1
標準偏差	192.7	194.3	204.4	205.8	210.3	211.4	219.4	225.7	219.0	224.2	200.1	205.4
Percentile												
1%	58.9	60.1	58.7	58.7	60.5	60.2	62.2	61.2	65.0	61.8	56.8	53.4
5%	92.4	92.5	94.8	95.2	101.0	98.1	102.7	103.0	107.5	102.4	94.1	91.5
10%	117.5	117.4	120.3	120.0	128.3	124.6	130.7	131.8	137.3	130.1	123.4	118.3
25%	171.0	171.8	176.5	176.0	188.3	184.4	192.2	194.4	206.6	196.5	186.0	179.3
50%	252.6	250.2	256.9	257.0	272.8	269.8	281.3	287.9	302.7	296.4	272.5	269.5
75%	354.6	353.0	361.7	362.0	387.0	383.3	400.9	415.1	423.8	421.9	377.6	378.4
90%	493.2	489.4	501.8	502.6	530.5	529.6	553.4	572.7	577.3	582.1	510.5	514.6
95%	612.0	610.5	637.3	636.9	667.1	665.8	683.4	707.5	711.2	715.9	633.4	639.9
99%	994.6	1008.6	1104.4	1120.5	1088.8	1094.4	1131.2	1156.9	1161.8	1176.1	1063.1	1105.1
N	51,988	51,988	53,002	53,002	55,798	55,798	58,156	58,156	58,441	58,446	58,425	58,440

□ ウェイトによる補正で消費はそこまで大きな変化はない

	2014年			2009年			2004年		
	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布
単身世帯	31.0	30.9	29.7	29.5	29.8	28.2	27.5	27.0	25.5
夫婦+子ども	30.2	30.3	29.0	31.4	31.5	30.1	32.6	33.2	31.7
3世代同居	3.0	3.1	4.0	4.1	4.1	5.1	5.6	5.3	6.5
夫婦	24.7	22.8	22.0	24.2	22.1	21.1	23.7	21.6	20.7
片親+子ども	6.1	8.4	9.1	5.7	8.0	8.8	5.0	7.8	8.5
3世代片親	0.8	0.6	1.3	0.4	0.4	1.3	0.5	0.5	1.4
その他	4.2	3.9	4.9	4.6	4.3	5.4	5.1	4.6	5.8

	1999年			1994年			1989年		
	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布
単身世帯	27.4	26.2	24.6	20.1	25.1	23.5	18.9	22.8	21.4
夫婦+子ども	34.1	35.3	33.3	40.8	37.4	35.2	43.3	40.8	38.1
3世代同居	6.8	6.4	7.9	9.8	7.7	9.5	11.4	9.0	10.8
夫婦	21.6	20.4	19.6	18.7	18.6	17.8	15.6	16.4	15.8
片親+子ども	4.4	6.8	7.7	3.9	6.2	7.1	3.1	5.8	6.8
3世代片親	0.6	0.5	1.2	0.6	0.4	1.2	0.4	0.4	1.1
その他	5.3	4.5	5.7	6.1	4.6	5.8	7.4	4.9	6.0

□ ウェイト間で世帯構成に大きな差はないが、旧ウェイトでは片親世帯の割合が国勢調査とずれている

	2014年			2009年			2004年		
	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布
賃貸	24.5	33.3	34.0	28.5	34.9	35.3	29.3	35.8	35.8
持ち家	75.6	66.7	66.0	71.5	65.1	64.7	70.7	64.2	64.2

	1999年			1994年			1989年		
	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布
賃貸	33.6	38.4	38.0	31.4	40.7	39.9	32.3	40.4	39.5
持ち家	66.4	61.6	62.1	68.6	59.3	60.1	67.7	59.6	60.5

□ 持ち家の有無は大きな差があり、持ち家世帯がより全消に回答していることがわかる

フルタイム就業

	2014年			2009年			2004年		
	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布
0人	28.6	20.7	20.6	25.6	19.5	19.6	20.4	17.0	17.6
1人	44.4	45.6	44.4	46.8	46.6	45.3	48.2	48.3	46.8
2人	21.8	26.6	27.1	21.7	26.0	26.5	23.6	25.7	25.9
3人以上	5.2	7.1	7.9	5.9	7.8	8.6	7.9	9.0	9.7

	1999年			1994年			1989年		
	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布
0人	29.8	14.9	14.7	24.5	11.1	11.1	25.2	9.1	9.3
1人	49.3	48.5	46.8	51.9	51.4	49.2	52.3	52.1	49.9
2人	17.0	26.6	27.2	18.6	26.7	27.3	18.2	27.2	27.9
3人以上	3.8	10.0	11.3	5.0	10.9	12.4	4.3	11.6	13.0

□ 共働きと考えられる就労人数2人の世帯が、全消では少ない。これを国勢調査ベースに補正することで所得の平均値が上がっていると考えられる。

ウェイトによる世帯内の就業者数の補正（二人以上世帯）

17

パートタイム就業

	2014年			2009年			2004年		
	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布
0人	69.0	78.8	78.0	70.8	79.6	78.8	77.3	78.6	77.3
1人	27.1	20.5	20.7	26.0	19.7	20.0	21.1	20.8	21.5
2人	3.6	0.8	1.2	2.9	0.7	1.1	1.5	0.6	1.2
3人以上	0.4	0.0	0.1	0.3	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1

	1999年			1994年			1989年		
	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布
0人	78.4	80.2	78.7	81.1	77.0	75.2	86.2	78.2	76.0
1人	20.3	19.3	20.1	18.2	22.5	23.4	13.5	21.5	22.8
2人	1.3	0.5	1.2	0.7	0.5	1.3	0.4	0.3	1.2
3人以上	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1

- 共働きと考えられる就労人数2人の世帯が、全消では少ない。これを国勢調査ベースに補正することで所得の平均値が上がっていると考えられる。

ウェイトによる地域区分の補正（二人以上世帯）

18

通勤圏区分	2014年			2009年			2004年		
	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布
1	11.2	10.3	10.5	11.0	10.3	10.5	10.9	10.0	10.2
2	9.9	10.4	10.6	10.3	10.1	10.4	10.5	10.0	10.3
3	10.1	10.3	10.3	10.0	10.2	10.2	10.2	10.1	10.2
4	10.5	11.1	10.8	9.9	10.3	10.2	9.4	10.0	9.9
5	9.3	9.3	9.5	9.8	9.8	10.0	9.8	9.8	9.9
6	10.1	10.2	10.3	10.9	11.0	11.1	10.2	10.0	10.2
7	10.7	10.9	11.1	10.1	9.8	10.0	9.5	9.9	9.8
8	12.6	12.8	12.5	13.8	14.1	13.7	15.1	15.3	15.1
9	15.5	14.8	14.4	14.3	14.3	14.0	14.4	14.8	14.3

	1999年			1994年			1989年		
	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布
1	10.8	9.7	10.2	11.6	9.5	10.0	10.9	9.7	10.1
2	10.2	9.6	9.9	9.9	9.5	9.9	10.3	9.4	9.8
3	10.0	9.6	9.9	9.7	9.6	9.8	10.1	9.9	10.1
4	10.3	10.4	10.4	9.9	10.1	10.2	9.8	9.6	9.9
5	9.4	9.6	9.6	9.7	10.2	10.2	9.7	10.0	9.8
6	9.7	10.2	10.2	9.5	9.9	9.9	10.1	10.4	10.3
7	11.3	11.2	11.4	9.4	9.8	9.9	9.4	10.0	10.0
8	8.4	9.0	8.9	10.4	10.6	10.4	9.7	10.0	10.0
9	19.8	20.5	19.6	19.8	20.9	19.7	20.0	21.1	20.1

- 地域については、大きな偏りは見られない

気象区分

	2014年			2009年			2004年		
	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布
1	7.5	7.2	7.7	7.9	7.4	7.9	8.1	7.5	7.9
2	62.0	62.8	61.3	61.5	62.6	61.2	60.6	62.7	61.3
3	1.1	0.9	1.1	1.1	1.0	1.1	1.1	1.0	1.1
4	4.7	4.3	4.6	4.6	4.4	4.8	5.0	4.5	4.8
5	24.8	24.8	25.3	24.9	24.6	25.1	25.2	24.3	24.9

	1999年			1994年			1989年		
	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布	旧ウェイト	新ウェイト	国調分布
1	8.5	7.4	8.0	8.2	7.5	8.1	8.5	7.6	8.2
2	60.8	62.8	61.2	61.1	63.0	61.2	60.8	63.2	61.4
3	1.1	0.9	1.1	1.2	0.9	1.1	1.1	0.9	1.1
4	4.7	4.5	4.9	5.2	4.7	5.0	5.1	4.7	5.1
5	24.9	24.4	24.8	24.3	24.0	24.6	24.5	23.7	24.3

□ 地域については、大きな偏りは見られない

NTAPJ 第 4 回会議メモ (2021/03/13)

会議日時：2022 年 2 月 25 日 (金) 10:00-12:00 (オンライン)

(欠席：なし)

1. 佐藤報告について

- ・私的介護 (CFL) について、前回 NTA を作成した際には、ESRI の中に入り、関連する項目の作り方から聞いてマクロコントロールを作成した。今回も ESRI の人をメンバーに入れる必要があるかもしれない (松倉)。
- ・ESRI の資料で、「家計の目的別最終消費支出」について、もう少し Breakdown した項目の資料がある。そちらを社人研に提供できるか聞いてみる (深井)。

<To do>

- ・ESRI の資料から CFL の精緻化を試みる。

2. 竹沢報告について

* 欠席のため、資料の配布のみ。

3. 福田報告について

- ・健康保険や介護保険で 75 歳以上あるいは 65 歳以上がかなり高い値でフラットになっているのはなぜか？
→ レベルの調整がまだできていない。また後期高齢医療制度の保険料や第 1 号介護保険の保険料は取り急ぎ全国平均値を入れているが所得割にしなくてはいけない。
- ・健康保険で扶養の者は保険料を負担していないという解釈については、そのやり方で問題ないのではないか。一方で、国保には均等割り部分がある。システムとして世帯主が代表して支払っている形となっているが、世帯の保険料を世帯員の収入で配分して割り付けてもよいのではないか。

<To do>

- ・各プロファイルの精緻化を進める。
- ・(回答精度の低い) 全消の値をそのまま使うか、年収から所得を逆算して税・社会保険料を計算するか検討する。

4. 市村・深井報告

- ・大変画期的な試みだ。人口集中地域か否かという変数の代わりに通勤圏を使っているのはどのような理由か？
 - 通勤圏は同じ経済圏であることを意味しており、通勤圏の規模は経済圏の大きさを表している。人口集中地域か否かよりも、明示的に経済圏の大きさを測定している。

- ・海岸線からの距離にはどのような意味があるのか？
 - 海岸線からの距離で様々なライフスタイルが異なることが予想される。例えば、食生活については、肉が多いか、魚が多いか等が異なるだろう。そのような差異を測定する目的で入れている。

- ・非就労の単身男性などが全消データに含まれていない傾向とのことだが。
 - 全消のデータを切り出した際に収入が0であったサンプルを除いている可能性があるのでチェックする
 - 全消の単身世帯が少ないとのことだが、平成21年（2009）以降は、全国単身世帯収支実態調査で多少割り増しすることが可能である。

- ・個人レベルのウェイトができて初めて各変数のプロファイルも正確に検証できるので、是非こちらのウェイトを完成させてほしい。

5. その他

- ・二次利用申請について鋭意作業を進めている。
- ・来年度、福田は海外研究の予定があるが、引き続きオンライン等でプロジェクトには参加する。